

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく 検証結果(平成25年度)(案)

平成25年12月
総務省

I 制度の概要

総務省は、電気通信市場における公正競争環境の確保等を通じてブロードバンドの普及促進を図る観点から、ブロードバンドの普及に係る指標の達成度合いや公正競争要件の遵守状況等について総合的に検証するため、平成24年度より「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を運用しているところである。

同制度は、「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)第Ⅱ. 一. 4. ④「世界最高レベルの通信インフラの整備」において掲げられている「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」の検証プロセスの一環として位置付けているところである。この「料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し」では、検証プロセスとして実施する本制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ、今年度中に検討課題を洗い出し、その結果を踏まえ、「電気通信事業法等の具体的な制度見直し等の方向性」について、来年中に結論を得ることとしている。

同制度の運用に係る方針については、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」(平成24年5月公表)に示しているとおりでである。

II 今回の検証プロセス

本検証においては、上記ガイドラインに則し、「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」及び「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」を行った。

「ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証」では、①ブロードバンド普及状況及び②関係主体の取組に関する検証を行った。

①については、基盤整備状況に関する電気通信事業者からの情報提供等に基づく集計、電気通信事業分野における競争状況の評価(以下「競争評価」という。)、電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ等に基づき、定点観測が可能となるようデータの整理を行った。

②については、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」及び「工程表」の公表(平成22年12月)以降の法令改正や法令に基づく認可、主要な政策決定・検討等の政府の取組や、これら政府の取組に関連する地方公共団体・電気通信事業者の取組等のうち、検証の趣旨に照らして重要と考えられるものについて整理を行った。

「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」では、平成25年7月、当該検証の対象となる事項について意見募集を行ったところ、計12者から意見が提出された。同年8月、当該意見募集の結果を公表するとともに意見の募集を行ったところ、計23者から意見が提出された

(同年10月、再意見募集の結果を公表)。

これらを踏まえ、以下のとおりブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下「公正競争レビュー制度」という。)に基づく検証結果(平成25年度)(案)を取りまとめた。

<検証結果の構成>

1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

(1)ブロードバンド普及状況に関する検証

ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証(基盤整備率、基盤利用率)

イ ブロードバンド市場環境に関する検証(契約数、提供事業者数、市場シェア、市場集中度)

ウ ブロードバンド利用環境に関する検証(利用者料金、接続料と利用者料金との関係等)

(2)関係主体の取組に関する検証

ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組

イ 公正競争環境の整備に関する取組

ウ ICT利活用の促進に関する取組

2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

(1)第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

イ 指定の対象に関する検証

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

(2)第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

イ 指定の対象に関する検証

(3)禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

(5)機能分離の運用状況に関する検証

(6)日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

III 検証結果

1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証

(1)ブロードバンド普及状況に関する検証

ア ブロードバンド基盤の整備率及び利用率に関する検証

(ア) 基盤整備率¹

平成25年3月末時点におけるブロードバンドサービス²の基盤整備率(サービスを利用可能な世帯数が全世帯数に占める割合³をいう。以下同じ。)は、次のとおりである(カッコ内は固定系ブロードバンド⁴のみの数値)。

	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考)平成22年3月末
全 国	100.0% (99.8%)	100.0% (99.7%)	99.9% (99.1%)

平成25年3月末時点における超高速ブロードバンドサービス⁵の基盤整備率は、都道府県別に次のとおりである(カッコ内は固定系超高速ブロードバンド⁶のみの数値)。

	平成25年3月末		平成24年3月末		(参考)平成22年3月末	
北 海 道	98.6%	(92.7%)	94.9%	(92.2%)	84.8%	(84.8%)
青 森 県	98.6%	(90.2%)	90.0%	(88.9%)	77.0%	(77.0%)
岩 手 県	95.5%	(89.5%)	89.4%	(88.8%)	76.4%	(76.4%)
宮 城 県	99.9%	(98.8%)	98.5%	(96.4%)	90.4%	(90.4%)
秋 田 県	97.5%	(93.9%)	92.5%	(92.5%)	76.6%	(76.6%)
山 形 県	99.6%	(97.6%)	95.8%	(95.6%)	80.2%	(80.2%)
福 島 県	99.2%	(97.8%)	97.7%	(97.5%)	85.8%	(85.8%)
茨 城 県	99.8%	(98.9%)	96.5%	(94.5%)	84.1%	(84.1%)
栃 木 県	100.0%	(99.8%)	99.7%	(99.5%)	96.6%	(96.6%)
群 馬 県	99.9%	(99.9%)	99.9%	(99.9%)	93.1%	(93.1%)
埼 玉 県	99.9%	(99.9%)	99.9%	(99.9%)	98.4%	(98.4%)
千 葉 県	100.0%	(100.0%)	99.1%	(98.8%)	94.0%	(94.0%)
東 京 都	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	99.9%	(99.9%)
神 奈 川 県	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)

¹ 本検証に記載の基盤整備率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したものの(小数点以下第二位を四捨五入)である。

² 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATV インターネット、FWA、衛星、BWA、3.9 世代携帯電話、3.5 世代携帯電話の合計を指す。なお、3.9 世代携帯電話は平成 24 年度末より集計。おって、本検証における「ブロードバンド」、「超高速ブロードバンド」等の定義は、データの入手状況等を踏まえ、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」脚注に示す定義とは一部異なっている。

³ 住民基本台帳に基づく世帯数から算出。

⁴ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATV インターネット、FWA、衛星、BWA(地域 WiMAX に限る。)の合計を指す。なお、衛星は平成 23 年度末より集計。

⁵ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、CATV インターネット、FWA、BWA、3.9 世代携帯電話(FTTH 及び 3.9 世代携帯電話以外は下り 30Mbps 以上のものに限る。)の合計を指す。なお、FWA、BWA は平成 23 年度末より、3.9 世代携帯電話は平成 24 年度末より集計。

⁶ 基盤整備率の算定に当たっては、FTTH、CATV インターネット、FWA(FTTH 以外は下り 30Mbps 以上のものに限る。)の合計を指す。

新潟県	99.1%	(98.6%)	97.0%	(97.0%)	86.0%	(86.0%)
富山県	100.0%	(96.1%)	96.1%	(96.1%)	87.6%	(87.6%)
石川県	100.0%	(100.0%)	99.2%	(99.2%)	97.3%	(97.3%)
福井県	98.6%	(95.7%)	95.5%	(95.1%)	91.0%	(91.0%)
山梨県	99.5%	(99.3%)	97.0%	(96.9%)	87.0%	(87.0%)
長野県	99.1%	(98.4%)	97.4%	(96.4%)	93.9%	(93.9%)
岐阜県	99.2%	(98.6%)	97.4%	(96.9%)	89.7%	(89.7%)
静岡県	98.8%	(94.9%)	94.6%	(92.9%)	85.5%	(85.5%)
愛知県	100.0%	(99.9%)	100.0%	(99.9%)	99.3%	(99.3%)
三重県	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)
滋賀県	99.9%	(99.9%)	99.9%	(99.9%)	99.6%	(99.6%)
京都府	99.8%	(99.7%)	99.7%	(99.6%)	94.7%	(94.7%)
大阪府	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)
兵庫県	99.6%	(99.0%)	98.6%	(98.6%)	95.8%	(95.8%)
奈良県	99.9%	(99.6%)	99.7%	(99.6%)	98.8%	(98.8%)
和歌山県	99.1%	(98.9%)	98.8%	(98.8%)	94.9%	(94.9%)
鳥取県	99.0%	(93.4%)	93.4%	(92.6%)	85.0%	(85.0%)
島根県	97.2%	(92.9%)	93.3%	(92.6%)	76.0%	(76.0%)
岡山県	98.8%	(91.7%)	91.9%	(89.8%)	79.8%	(79.8%)
広島県	98.9%	(93.6%)	93.6%	(91.8%)	86.9%	(86.9%)
山口県	97.8%	(94.8%)	94.4%	(93.2%)	87.8%	(87.8%)
徳島県	98.7%	(98.7%)	98.7%	(98.7%)	90.0%	(90.0%)
香川県	98.6%	(92.5%)	92.8%	(87.9%)	74.7%	(74.7%)
愛媛県	98.3%	(94.4%)	94.9%	(93.1%)	77.2%	(77.2%)
高知県	94.5%	(90.4%)	84.5%	(84.5%)	59.4%	(59.4%)
福岡県	99.9%	(95.3%)	98.1%	(94.4%)	89.9%	(89.9%)
佐賀県	99.9%	(98.4%)	99.5%	(96.6%)	70.1%	(70.1%)
長崎県	95.7%	(86.7%)	84.8%	(81.5%)	73.7%	(73.7%)
熊本県	97.2%	(89.2%)	87.7%	(85.1%)	72.8%	(72.8%)
大分県	99.4%	(97.4%)	97.4%	(97.1%)	82.1%	(82.1%)
宮崎県	99.2%	(95.8%)	89.8%	(88.6%)	78.4%	(78.4%)
鹿児島県	95.6%	(82.2%)	83.1%	(80.0%)	67.5%	(67.5%)
沖縄県	97.5%	(90.9%)	92.6%	(89.8%)	76.0%	(76.0%)
全国	99.4%	(97.5%)	97.3%	(96.5%)	91.6%	(91.6%)

このように、ブロードバンドサービスの基盤整備率は100.0%（小数点以下第二位を四捨五入した値）となった。また、超高速ブロードバンドサービスの基盤整備率も、平成21年度末から毎年向上し、特に平成24年度末から3.9世代携帯電話の集計を開始したこともあり、各都道府県で基盤整備率が向上しており、全国平均で99.4%となるなど、ブ

ロードバンド基盤の整備が進んでいる。

(イ) 基盤利用率

平成25年9月末時点における固定系ブロードバンドサービス⁷の基盤利用率(サービスの契約数が全世帯数に占める割合をいう。以下固定系ブロードバンドサービス及び固定系超高速ブロードバンドサービス⁸について同じ。)は、都道府県別に次のとおりである。

	平成25年9月末	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考) 平成22年3月末
北海道	50.3%	49.6%	49.3%	46.3%
青森県	44.4%	43.5%	42.5%	38.9%
岩手県	50.6%	49.5%	48.0%	44.1%
宮城県	63.2%	61.9%	60.6%	56.4%
秋田県	51.8%	51.0%	49.6%	45.4%
山形県	60.3%	59.4%	57.8%	53.6%
福島県	54.2%	53.0%	50.6%	46.4%
茨城県	60.9%	59.9%	59.3%	56.5%
栃木県	62.7%	61.6%	60.4%	56.9%
群馬県	62.3%	61.5%	60.6%	57.0%
埼玉県	69.5%	69.1%	69.3%	67.1%
千葉県	69.7%	69.1%	68.9%	68.1%
東京都	79.2%	78.7%	79.9%	78.2%
神奈川県	77.5%	76.9%	76.9%	73.7%
新潟県	62.6%	61.6%	60.1%	55.3%
富山県	67.5%	66.8%	65.6%	62.1%
石川県	62.5%	62.0%	61.6%	58.0%
福井県	71.1%	70.5%	69.3%	64.5%
山梨県	61.6%	60.7%	60.0%	56.3%
長野県	65.1%	64.2%	63.1%	58.9%
岐阜県	64.5%	63.9%	63.5%	59.8%
静岡県	66.9%	66.6%	66.3%	65.0%
愛知県	69.5%	69.0%	69.1%	66.6%
三重県	63.2%	62.8%	62.8%	59.6%
滋賀県	72.1%	71.4%	70.1%	66.9%
京都府	69.1%	68.6%	68.3%	65.1%

⁷ 基盤利用率の算定に当たっては、FTTH、DSL、CATVインターネット、FWA、BWA(地域WiMAXに限る。)を指す。

⁸ 基盤利用率の算定に当たっては、FTTH、CATVインターネット(下り30Mbps以上のものに限る。)を指す。

大阪府	76.5%	76.2%	76.5%	72.9%
兵庫県	66.4%	65.9%	65.7%	62.6%
奈良県	66.9%	66.3%	65.5%	62.2%
和歌山県	59.2%	58.6%	57.1%	53.3%
鳥取県	56.2%	55.5%	54.8%	50.8%
島根県	54.7%	54.0%	52.4%	47.8%
岡山県	57.8%	57.5%	57.0%	54.2%
広島県	57.1%	56.9%	56.8%	53.8%
山口県	55.3%	54.7%	53.8%	50.2%
徳島県	56.4%	55.8%	54.6%	50.6%
香川県	57.2%	56.7%	55.8%	52.2%
愛媛県	49.8%	49.2%	48.7%	45.2%
高知県	42.6%	42.2%	41.8%	37.3%
福岡県	60.7%	60.3%	61.1%	59.3%
佐賀県	46.9%	47.3%	46.3%	43.0%
長崎県	46.3%	45.6%	45.0%	41.7%
熊本県	47.8%	47.6%	47.3%	43.8%
大分県	52.4%	51.9%	51.4%	46.7%
宮崎県	44.3%	43.9%	43.2%	40.1%
鹿児島県	39.3%	38.9%	38.1%	35.0%
沖縄県	46.1%	45.2%	45.1%	42.7%
全国	65.3%	64.7%	64.5%	61.6%

平成25年9月末時点における固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、都道府県別に次のとおりである。

	平成25年9月末	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考) 平成22年3月末
北海道	38.7%	37.0%	34.2%	26.8%
青森県	31.5%	29.0%	24.8%	16.8%
岩手県	37.9%	35.4%	30.6%	22.6%
宮城県	50.6%	48.1%	42.9%	32.0%
秋田県	36.9%	34.8%	29.6%	20.3%
山形県	46.6%	44.2%	39.0%	27.6%
福島県	44.8%	42.4%	36.2%	27.1%
茨城県	47.3%	44.5%	39.7%	30.1%
栃木県	51.6%	49.3%	43.7%	32.6%
群馬県	51.5%	49.5%	45.0%	33.4%
埼玉県	51.4%	49.5%	46.5%	38.7%

千葉県	53.1%	51.3%	48.1%	40.0%
東京都	61.3%	59.7%	58.0%	51.1%
神奈川県	57.7%	55.8%	52.6%	43.5%
新潟県	49.0%	46.6%	41.1%	29.2%
富山県	38.1%	35.3%	30.6%	22.3%
石川県	45.1%	43.6%	40.7%	31.4%
福井県	46.2%	44.1%	36.1%	26.5%
山梨県	47.2%	45.0%	40.7%	30.6%
長野県	48.9%	46.5%	42.2%	33.3%
岐阜県	48.3%	46.4%	40.1%	30.5%
静岡県	51.6%	49.6%	45.3%	35.6%
愛知県	56.4%	54.6%	49.8%	39.2%
三重県	45.3%	43.8%	35.4%	28.4%
滋賀県	63.5%	61.9%	57.3%	48.9%
京都府	58.2%	56.7%	53.7%	43.4%
大阪府	60.6%	59.1%	56.0%	46.1%
兵庫県	52.9%	51.4%	48.7%	38.6%
奈良県	53.5%	52.2%	49.2%	39.6%
和歌山県	49.0%	47.5%	44.3%	36.0%
鳥取県	36.2%	34.2%	31.5%	23.6%
島根県	37.6%	35.8%	31.4%	20.7%
岡山県	40.8%	39.2%	35.9%	27.9%
広島県	44.9%	43.8%	41.4%	33.3%
山口県	33.4%	31.9%	28.6%	21.0%
徳島県	45.8%	44.2%	40.5%	30.1%
香川県	42.8%	40.8%	36.0%	24.5%
愛媛県	34.0%	32.8%	28.8%	21.0%
高知県	32.2%	31.0%	28.7%	19.0%
福岡県	45.5%	44.2%	42.4%	35.4%
佐賀県	28.0%	25.3%	22.1%	16.3%
長崎県	26.9%	25.4%	23.1%	16.9%
熊本県	34.7%	33.1%	30.9%	24.2%
大分県	35.0%	33.0%	30.2%	23.1%
宮崎県	28.3%	26.9%	24.3%	18.3%
鹿児島県	29.1%	27.9%	25.3%	19.4%
沖縄県	35.9%	34.3%	31.8%	24.3%
全国	49.9%	48.1%	44.7%	36.0%

平成25年9月末時点における移動系超高速ブロードバンドサービス⁹の基盤利用率（契約数が全人口に占める割合をいう。以下移動系超高速ブロードバンドサービスについて同じ。）は、次のとおりである。

	平成25年9月末	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考) 平成22年3月末
全 国	30.2%	20.3%	3.6%	0.1%

このように、全都道府県における固定系ブロードバンドサービスの基盤利用率及び固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率は、平成21年度末から平成25年9月末にかけて向上しており、ブロードバンド基盤の利用が一定程度進んでいる。

基盤利用率については、東名阪を中心とする三大都市圏において比較的高い数値となっている等、地域によって差が見られる。

移動系超高速ブロードバンドサービスについては、平成22年12月より3.9世代携帯電話サービスの提供が開始されたこと等を受けて、基盤利用率が向上している。

固定系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については世帯数、移動系超高速ブロードバンドサービスの基盤利用率については人口数をベースにしているため、単純な合算は困難であるが、超高速ブロードバンドサービス全体として、その利用が進展しているといえる。

イ ブロードバンド市場環境に関する検証

(ア) 契約数

平成25年9月末時点におけるブロードバンドサービス等の契約数は、次のとおりである（カッコ内は対前年12月末比の増減率）。

	平成25年9月末	平成24年12月末	(参考) 平成22年12月末
FTTHサービス	2,463.4万 (+4.6%)	2,354.9万 (+7.5%)	1,975.7万
ADSLサービス	492.4万 (▲14.2%)	574.0万 (▲18.7%)	859.3万
CATVインターネットサービス	604.7万 (+0.7%)	600.6万 (+1.7%)	566.6万
移動体デー	1億4,705万	N/D	N/D

⁹ 3.9世代携帯電話、BWA(地域WiMAXを除く。)の合計を指す。

タ通信サー ビス ¹⁰			
---------------------------	--	--	--

このように、FTTHサービス及びCATVインターネットサービスの契約数については、増加数がADSLサービスの契約数の減少を上回っており、超高速ブロードバンドへの移行を伴う普及が一定程度進んでいるものの、増加率については鈍化傾向にある。

また、移動体データ通信サービスの契約数は、1億4千万を超えており、広く普及が進んでいる。

(イ)提供事業者数

平成25年9月末時点におけるブロードバンドサービス等の提供事業者数は、次のとおりである(カッコ内は対前年12月末比の増減数)。

	平成25年9月末	平成24年12月末	(参考) 平成22年12月末
FTTHサー ビス	241 (+7)	234 (+6)	207
ADSLサー ビス	33 (▲1)	34 (▲2)	40
CATVイン ターネットサ ービス	353 (▲7)	360 (▲2)	378
移動体デー タ通信サー ビス ¹¹	30 (－)	N/D (－)	N/D

このように、ADSLサービス及びCATVインターネットサービスの提供事業者数は減少している¹²ものの、FTTHサービスの提供事業者数は増加している。

また、移動体データ通信サービスの提供事業者数は30者、地域 WiMAX 事業者を除くと8者となっており、これら8者は3グループに集約されている。

なお、近年、MVNOによる移動体データ通信サービスの提供も広がりをみせており、M

¹⁰ 携帯電話・PHS アクセスサービス及び BWA アクセスサービスの合計。電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。)の改正に伴い、平成 25 年度の検証よりデータを記載。

¹¹ 携帯電話・PHS アクセスサービス及び BWA アクセスサービスの合計。報告規則の改正に伴い、平成 25 年度の検証よりデータを記載。なお、移動体データ通信サービスの提供事業者については、無線局を自ら開設等して移動通信サービスを提供する MNO (Mobile Network Operator) と、無線局を自ら開設等せずに MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又は MNO と接続して、移動通信サービスを提供する MVNO (Mobile Virtual Network Operator) が存在するが、ここでは MNO の数を記載している((ウ)及び(エ)の表において同じ。)

¹² CATV インターネットサービスについては、(ア)のとおり契約数は増加しているが、事業者の合併等により提供事業者数は減少している。

VNOの事業者数は、平成25年9月末時点で157者となっている¹³。

(ウ)市場シェア

平成25年9月末時点におけるブロードバンドサービス等の主な電気通信事業者の契約数に基づく市場シェア¹⁴は、次のとおりである。

なお、以下のシェアの計算に当たっては、「電気通信事業分野における競争状況の評価」及び「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」における記述を踏まえ、企業グループを考慮した計算を行っている。

	平成25年9月末		平成24年12月末		(参考) 平成22年12月末	
FTTHサービス	NTT 東日本 ¹⁵	40.5%	NTT 東日本	41.0%	NTT 東日本	42.3%
	NTT 西日本 ¹⁶	31.2%	NTT 西日本	31.9%	NTT 西日本	32.2%
	KDDI ¹⁷	12.0%	KDDI	11.1%	KDDI	8.6%
	ケイ・オプティコム	5.8%	ケイ・オプティコム	5.8%	ケイ・オプティコム	5.7%
	九州通信ネットワーク	1.3%	九州通信ネットワーク	1.3%	九州通信ネットワーク	1.5%
	その他電力系	1.8%	その他電力系	1.9%	その他電力系	1.9%
	UCOM	2.2%	UCOM	2.2%	UCOM	2.6%
	その他	5.2%	その他	4.8%	その他	5.2%
ADSLサービス	ソフトバンク ¹⁸	63.4%	ソフトバンク BB	39.6%	ソフトバンク BB	38.3%
	NTT 東日本	15.4%	NTT 東日本	16.2%	NTT 東日本	17.4%
	NTT 西日本	18.4%	NTT 西日本	18.1%	NTT 西日本	17.6%
			イー・アクセス	23.2%	イー・アクセス	23.7%
	その他	2.8%	その他	2.9%	その他	3.0%
CATVインターネット	KDDI ¹⁹	60.9%	ジェイコムグループ	50.2%	ジェイコムグループ	49.4%
			KDDI	9.6%	KDDI	8.8%

¹³ MVNOの事業者数は、これまで「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」等において、MNOから報告のあった数値の単純合算値(延べ数)を記載していたが、報告規則の改正に伴い、平成25年度の検証よりMVNOの事業者数の把握が可能となった。なお、157者の中には「MNOであるMVNO」7者が含まれる。おいて、音声通信サービスのみを提供するMVNOが含まれている可能性があるため、本検証においては参考として記載している。

¹⁴ 全国を一の市場として算出している。

¹⁵ 東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。

¹⁶ 西日本電信電話株式会社をいう。また、NTT 東日本及びNTT 西日本を「NTT 東西」という。以下同じ。

¹⁷ 上記表中の固定系サービスにおけるKDDIのシェアは、KDDI、中部テレコミュニケーション、沖縄通信ネットワーク、沖縄セルラー電話、JCNグループ、ジェイコムグループ(平成25年9月末以降)の合計。

¹⁸ 上記表中の固定系サービスにおけるソフトバンクのシェアは、ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、イー・アクセス(平成25年9月末以降)の合計。ADSLサービスにおける平成25年9月末のソフトバンクBBのシェアは40.6%、イー・アクセスのシェアは22.8%。

¹⁹ CATVインターネットサービスにおける平成25年9月末のジェイコムグループのシェアは50.3%、JCNグループのシェアは10.5%。

サービス	イツツ・コミュニ ケーションズ その他	3.3% 35.8%	イツツ・コミュニ ケーションズ その他	3.1% 37.1%	イツツ・コミュニ ケーションズ その他	2.4% 39.4%
固定系ブ ロードバン ドサービス 全体 ²⁰	NTT 東日本 NTT 西日本 KDDI ²¹ ソフトバンク ²² ケイ・オブティコム 九州通信ネッ トワーク その他電力系 UCOM その他	30.2% 24.1% 18.6% 8.8% 4.0% 0.9% 1.3% 1.5% 10.6%	NTT 東日本 NTT 西日本 ジェイコムグループ KDDI ソフトバンク イー・アクセス ケイ・オブティコム 九州通信ネッ トワーク その他電力系 UCOM その他	30.0% 24.2% 8.6% 7.4% 6.5% 3.8% 3.9% 0.9% 1.3% 1.5% 11.9%	NTT 東日本 NTT 西日本 ソフトバンク ジェイコムグループ イー・アクセス KDDI ケイ・オブティコム 九州通信ネッ トワーク その他電力系 UCOM その他	28.9% 23.2% 9.7% 8.3% 6.0% 5.0% 3.3% 0.9% 1.2% 1.5% 12.0%
移動体デ ータ通信 サービ ス ²³	NTTドコモ ソフトバンク 〔ソフトバンクモバイル(22.6%) イー・アクセス(3.0%) ウィルコム(3.5%) WirelessCityPlanning(1.4%)〕 KDDI 〔KDDI ²⁴ (24.6%) UQ コミュニケーションズ(2.9%)〕 その他	42.0% 30.5% 27.5% 0.0%		N/D		N/D

平成25年3月末時点における加入者回線数のシェアは、次のとおりである。

	平成25年3月末	平成24年3月末	(参考) 平成22年3月末
光ファイバ回線	NTT 東西 78.4%	NTT 東西 77.3%	NTT 東西 77.3%

²⁰ FTTH、ADSL、CATV インターネットのサービスの合計。

²¹ 固定系ブロードバンドサービスにおける平成25年9月末のKDDI(中部テレコミュニケーション、沖縄通信ネットワーク、沖縄セルラー電話、JCNグループを含む)のシェアは10.0%、ジェイコムグループのシェアは8.6%。

²² 固定系ブロードバンドサービスにおける平成25年9月末のソフトバンクBB及びソフトバンクテレコムのシェアは5.7%、イー・アクセスのシェアは3.2%。

²³ 移動体データ通信サービスのシェアの計算では、グループ内企業同士における卸電気通信役務の提供等によって、一の契約で複数の回線を利用している場合には、当該複数の回線に基づくシェアとなっている。

²⁴ 沖縄セルラー電話を含む。

	NTT東西以外 21.6%	NTT東西以外 22.7%	NTT東西以外 22.7%
全回線 ²⁵	NTT 東西 84.5%	NTT 東西 85.3%	NTT 東西 87.9%
	NTT東西以外 15.5%	NTT東西以外 14.7%	NTT東西以外 12.1%

このように、現在の固定系ブロードバンドサービスの主流となっているFTTHサービスについて、NTT東西のシェアが高い水準で推移している。

他方、移動体データ通信サービスのシェアについては、上位3グループでほぼ100%となっている。

なお、近年、MVNOによる移動体データ通信サービスの提供も広がりを見せているところであり、MVNOは、平成25年9月末時点で1,257万契約と、MVNOも一定の契約数を有している。ただし、このうち、MNOでもあるMVNOの契約数が646万と、約半数を占めているところである²⁶。

回線数シェアについては、NTT東西のシェアが高い水準で推移している。

なお、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」(平成25年9月公表)においては、FTTH市場における都道府県別の競争状況について分析を行っている。このうち、NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数(都道府県別)及び都道府県別の主要事業者のFTTHサービスシェアの変遷は、別添1のとおりである。

(エ)市場集中度

平成25年9月末時点におけるブロードバンドサービス等の市場集中度(HHI²⁷)は、次のとおりである²⁸。

	平成25年9月末	平成24年12月末	(参考) 平成22年12月末
FTTHサービス	5,328	5,481	5,669
ADSLサービス	5,162	3,283	3,254
CATVインターネットサービス	3,720	2,622	2,524
FTTH、ADSL、CATVインターネット	3,393	3,143	2,954

²⁵ 具体的には、報告規則様式第21に掲げるとおりであり、メタル回線、光ファイバ回線、同軸回線等を指す。

²⁶ 報告規則の改正に伴い、平成25年度の検証よりMVNOの契約数の把握が可能となった。ただし、音声通信サービスのみを提供するMVNOが含まれている可能性があるため、本検証においては参考として記載している。

²⁷ HHI(Herfindahi-Hirschman Index:ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、当該市場における各事業者の有するシェアの二乗和として算出される指標である。例えば、それぞれ40%、20%、15%、15%、10%の市場シェアを有する5事業者によって構成される市場のHHIは、2,550(=40²+20²+15²+15²+10²)と計算される。HHIは、完全競争的な市場における0に近い値から完全な独占市場における10,000までの範囲の値をとる。

²⁸ サービスごと及びサービス全体でそれぞれ市場シェアに記載の企業グループを1社(NTT東西については、NTT東日本及びNTT西日本で1社)として算出を行っている。

のサービス全体			
移動体データ通信サービス	3,451	N/D	N/D

このように、FTTHサービスの市場集中度は若干減少しているものの、各ブロードバンドサービス等の市場集中度²⁹は、寡占的な市場で見られるような高い水準で推移している。

ウ ブロードバンド利用環境に関する検証

(ア) 利用者料金

主なブロードバンドサービス等の利用者料金の推移は、別添2のとおりである。

FTTHについては、近年は、新規加入者を対象とした割引キャンペーンや、利用年数に応じて料金を割り引くサービスを各社が提供しており、新規加入者、長期契約者双方が割引を受けることが可能となっているものの、各種割引サービス適用前の料金では、おおむね同水準で推移している。また、固定系通信事業者の一部は、戸建て向けと集合住宅向けの双方について、料金の二段階定額制により、利用量の少ない利用者が比較的低廉な料金でサービスを利用可能な料金プランを提供している。さらに、伝送速度についても、平成25年4月に新規に参入した事業者がダウンロード時の最大通信速度2Gbpsのプランを開始するなど、その進展が見られるところである。

ADSLについては、近年、伝送速度の高速化は見られず、料金水準にも大きな変化は見られない。CATVインターネットについては、最近では料金水準に大きな変化は見られない。

移動体データ通信サービスについては、MNO各社の提供するサービスに関し、基本使用料は長期的に低廉化が見られるものの、この数年は同水準で推移している。他方、データ定額通信料については、近年、新規加入者を対象とした割引キャンペーンや端末を購入した場合に通信料を割り引くサービス等を各社が提供している³⁰ものの、その対象範囲は特定の者・期間に限られ、一般の契約者に適用される通信料金そのものにはほぼ変化がなく、むしろスマートフォンの利用を前提としたフルブラウザ用料金がフィーチャーフォン向けブラ

²⁹ 公正取引委員会「企業結合審査における独占禁止法の運用指針」(平成23年6月改定)においては、市場集中度について、次の考え方が示されている。

- ・ 垂直型企業結合の場合

企業結合後：シェア10%以下、又はHHI2,500以下(かつシェア25%以下)→「競争を実質的に制限することとなるとは考えられない」

企業結合後：HHI2,500以下(かつシェア35%以下)→「競争を実質的に制限することとなるおそれは小さい」

- ・ 水平的企業結合の場合

企業結合後：HHI1,500以下、又はHHI1,500超2,500以下(かつHHI増分250以下)、又はHHI2,500超(かつHHI増分150以下)→「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」

³⁰ 割引キャンペーン等は、その割引分の料金が基本使用料から引かれるものもあるが、データ定額契約を前提とするものが多いため、データ定額通信料に関する部分に記載している。

ウザ用料金³¹よりも高く設定されている。また、ユーザー人当たりの平均トラフィックが約2.0 GB/月³²と推計される中で、MNO各社が提供するスマートフォン用の主要な定額制プランは、通信速度が制限されない通信量の上限³³は一部の料金プランを除き一律7GB/月³⁴となっており、平均トラフィックとの間に乖離が見られるところである。他方、MVNOの中には、通信速度が制限されない通信量の上限を1GB/月や2GB/月とした低中利用者向けのより低料金の定額プランを提供している者も存在しており、特に、近年、MVNOは多様なプランを次々と開始している(別添3)。

なお、MNO2者が、3.9世代携帯電話サービスにおいて二段階定額制の料金プランを提供していたものの、いずれも新規募集を停止又は停止予定としている³⁵。

また、移動系通信事業者の一部は、自社グループ内事業者又はCATV事業者等の固定系ブロードバンドサービスと組み合わせ、スマートフォンの料金の割引を行う固定系と移動系の連携サービスを展開している。これらサービス等がブロードバンド利用環境等に与える影響について、今後注視していくことが必要である。

なお、「電気通信サービスに係る内外価格差調査 ー平成24年度調査結果ー」(平成25年6月公表)においては、ブロードバンドサービス等に係る東京と海外6都市の料金を比較している。同調査結果においては、例えばFTTHについては、1Mbpsあたりに換算して比較すると、調査対象事業者の戸建て向けと集合住宅向けサービスに関し、東京は共に最も低廉な水準にあると評価している。他方、携帯電話の音声・メール・データ利用については、調査対象事業者のスマートフォンユーザについて、一般ユーザでは東京は3番目に高い水準にあり、ライトユーザでは東京は最も高い水準にあると評価している。

(イ) 接続料と利用者料金との関係等

FTTHサービス及びADSLサービスに関するNTT東西の接続料の推移は、別添4のとおりである。

固定通信サービスにおいては、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」(平成24年7月改定)に従い、実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時及び対象となるサービスに係る接続料の認可時に、スタックテストを実施している。平成25年に認可を行った接続料については、同ガイドラインに基づく検証の結果、いずれも利用者料金が接続料等を上回っており、かつ営業費相当分は基準値を上回っているため、妥当なものとなっている。

³¹ 例えば、NTTドコモの場合、スマートフォン向けフルブラウザ用料金(Xiパケ・ホーダイフラット)は5,985円、iモードブラウザ向け料金(パケ・ホーダイ シンプル)は上限額4,410円である。なお、フィーチャーフォンでフルブラウザを利用した場合の料金は、スマートフォンでフルブラウザを利用する場合の料金とほぼ同水準となっている(iモードフルブラウザ利用料金の二段階定額上限:5,985円)。

³² 総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価 2012」(平成25年9月公表)より。

³³ 各社とも、通信速度制限が課された場合でも、追加料金を支払うことにより通信速度制限が解除できるように設定している。

³⁴ 例えば、NTTドコモは、平成24年10月より通信速度が制限されない通信量の上限を3GB/月とする料金プランも提供している。このほか、特定の端末等に限定し通信速度が制限されない通信量の上限を抑えた料金プランを提供するMNOも存在する。そのようなデータ通信プランの例は別添3のとおり。

³⁵ なお、BWAサービスの一部では、現在でも二段階定額制の料金プランが提供されている。

移動通信サービスに関する接続料については、第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)制度に基づき、二種指定設備を設置する電気通信事業者は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない接続料等を定めた接続約款を総務省に届け出ることとなっており、当該電気通信事業者のデータ接続料の推移は別添5のとおりである。

近年、二種指定設備を設置する電気通信事業者によりアンバンドルされている機能については接続料の大幅な低廉化が進んでいるが、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成22年3月策定・平成25年8月最終改定)において定める「アンバンドルすることが望ましい機能」に該当する機能について、全て設定しているのは、当該電気通信事業者のうち1者である。

(2)関係主体の取組に関する検証

ア 未整備地域における基盤の整備に関する取組

総務省は、情報通信利用環境整備推進交付金(平成23年度予算額:24.0億円、平成24年度予算額:19.0億円、平成25年度予算額:8.0億円)により、医療・健康福祉・教育分野等での利活用に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助している。同交付金を活用した地方公共団体による超高速ブロードバンド基盤の整備世帯数は、32,000世帯程度を見込んでいる。

イ 公正競争環境の整備に関する取組

(ア)業務委託先子会社等に対するNTT東西の監督、NTT東西の機能分離

総務省は、業務委託先子会社等に対するNTT東西の監督義務の導入、NTT東西の機能分離等を内容とする電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)を改正する法案を国会に提出し、当該法案の成立を受け、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。)の改正を行った(いずれも平成23年11月30日施行)。

本制度整備を受けて、NTT東西は、機能分離等を実施するための体制整備を行っており、昨年度に引き続き、NTT東西より、平成25年6月、上記改正後の事業法第31条第7項に基づく、業務委託先子会社等に対する監督の状況や、機能分離等の実施状況についての総務大臣への報告が行われた。また、報告時点における監督対象子会社等の数は、NTT東日本28社、NTT西日本16社となっている。

(イ)NTTの業務規制手続の緩和

総務省は、NTT東西等が営むことのできる業務に関する規制手続を従来の認可制から届出制に緩和すること等を内容とする日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)を改正する法案を国会に提出し、当該法案の成

立を受け、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(昭和60年郵政省令第23号)の改正を行った(いずれも平成23年11月30日施行)。

本制度整備を受けて、平成25年12月までの間に、NTT東日本は、サーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供を含む9件の活用業務の届出を行い、NTT西日本は、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスに関する活用業務の届出を行っている。

(ウ)平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し

平成23年1月、NTT東西より、平成23年度以降の加入光ファイバ接続料に関し、一芯接続料の段階的引下げ³⁶等を内容とする接続約款変更に係る認可申請が行われ、総務省は、平成23年3月に認可を行った。

また、FTTH市場における競争を一層促進し、ブロードバンドサービスの普及促進を図るためには、光配線区画の拡大とその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入が適当との平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、総務省は、同日の平成24年度一芯単位接続料に係る乖離額補正の認可の際にこれらを条件として付した。

これを踏まえ、NTT東西が実施する接続事業者向けの光配線区画の導入に向けたトライアルについて、NTT東日本に対して3者、NTT西日本に対して2者から参加意向があったが、平成25年11月時点で当該トライアルに参加しているのはNTT東日本エリアにおける1者のみである。

また、平成24年6月にNTT東西より加入光ファイバ接続料に係るエントリーメニューについて、接続約款変更の認可申請が行われ、総務省は、平成24年9月に認可を行った。これを受け、NTT東西は、平成25年3月から、エントリーメニューの提供を開始しているが、平成25年11月時点においては、エントリーメニューの利用事業者は無い状況である。

(エ)ユニバーサルサービス制度の見直し

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方に関する情報通信審議会答申(平成22年12月)を受けて、平成23年4月、総務省は、適格電気通信事業者(NTT東西)が提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1,700円)を超えないこと等を条件として、加入電話に相当する光IP電話をユニバーサルサービスの対象として追加することを内容とする事業法施行規則等の一部改正を行った。

また、上記省令改正の附則においては、加入電話に相当する光IP電話について「その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを行う」ことが規定されており、当該省令改正以降に生じた東日本大震災の復興エリアにおける通信イン

³⁶ 例えば、平成25年度における戸建て向け一芯接続料は、対平成22年度比でNTT東日本は32%、NTT西日本は34%の引下げを行うものとなっている。

フラ整備の必要性等の光IP電話を取り巻く状況の変化を踏まえ、平成25年7月、総務省は、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当するOAB～J番号の光IP電話の類型について、「その基本料金の額が、適格電気通信事業者（NTT東・西）が提供する加入電話の当該区域の局級区分に応じた事務用・住宅用区分の基本料金の額（プッシュ回線用のもの）を超えないもの」を追加する内容とする事業法施行規則の一部改正を行った。

（オ）ワイヤレスブロードバンドに関する取組

総務省は、ワイヤレスブロードバンドの実現に向けた周波数再編の迅速化を図るため、既存無線局の周波数変更等に要する費用について、携帯電話基地局等を新規に開設しようとする者が負担する制度の導入等を内容とする電波法（昭和25年法律第131号）を改正する法案を国会に提出し、当該法案は成立した（当該制度の導入関係規定については、平成23年8月31日施行）。これを受けて、当該制度を適用し、平成24年3月、900MHz帯周波数についてソフトバンクモバイルの特定基地局の開設計画を認定するとともに、平成24年6月、700MHz帯周波数について、NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話、イー・アクセスの特定基地局の開設計画を認定した。

また、周波数再編アクションプラン（平成24年10月改定版）において、広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の利用に関し、2.5GHz帯での周波数帯の拡大を図ることとしており、平成25年5月、「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設に関する指針」を制定し、同年7月、2.5GHz帯周波数について、UQコミュニケーションズの特定基地局の開設計画を認定した。

さらに、「日本再興戦略」において、世界最先端の第4世代移動通信システム（4G）を早期に実用化するため、技術導入に必要な制度を年内に整備し、来年までに新たな周波数帯の割当てを行うとともに、4Gの更なる高度化と我が国技術の国際展開支援のため、2015年度までに、国際的に調和のとれた形で、更なる追加割当候補周波数を確保するとしている。

（カ）情報通信審議会答申（ブロードバンド答申）を踏まえた取組

平成23年3月、総務省は、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について情報通信審議会に諮問を行った。同審議会において、NGNのオープン化によるサービス競争の促進、モバイル市場の競争促進、線路敷設基盤の開放による設備競争の促進に関する方策等について検討が行われ、同年12月に答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（以下「ブロードバンド答申」という。）が取りまとめられた。同答申を受けて、総務省は、NTT東西に対して答申に掲げられた事項に関する検討状況等の報告等を求める指導を行った。

平成24年6月、総務省は、二種指定設備制度に係る指定の閾値を端末シェア25%から10%に引き下げることを内容とする省令改正を行った。これを踏まえ、同年12月、端末シェアが10%を超えるソフトバンクモバイルの設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定した。

さらに、平成24年度には、次のガイドライン等の策定・改定を実施した。

- ①「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(平成24年4月策定)
- ②「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成24年4月改定)
- ③「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(平成24年7月策定)
- ④「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(平成24年7月改定)

また、NTT東西のメタル回線の接続料算定の在り方の更なる適正化に向け、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」を開催し、平成25年5月に報告書を取りまとめた。

同年5月には、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)」を含むブロードバンド答申に掲げられた事項に関する取組状況について、情報通信審議会へ報告し、審議を行った。

加えて、モバイル接続料算定の更なる適正性向上に向け、算定方法及びその検証の在り方を検討するため、「モバイル接続料算定に係る研究会」を開催し、同年7月に報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、同年8月に、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を改定した。

平成25年9月には、移動系通信市場における競争の進展状況の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、報告規則等の一部を改正し、MVNOに関するデータを収集・把握することを可能とした。

(キ)競争評価の見直し

総務省は、近年のメタル回線から光ファイバへのマイグレーションの進展、無線のブロードバンド化、電気通信事業を巡るビジネスモデルの多様化等の新たな動向を踏まえ、平成24年2月に「電気通信分野における競争状況の評価に関する基本方針」の一部見直しを行った。

平成23年度の競争評価は、この基本方針等に基づき、移動系のデータ通信を新たに分析・評価の対象とするとともに、FTTH市場においては、設備競争及び事業者間取引の状況について分析を行った。

平成24年度の競争評価では、定点的評価については平成23年度の競争評価の枠組みを原則として維持しつつ、移動系、固定系それぞれについてサービス品質及びサービス変更コストの分析を行った。また、戦略的評価として、MVNOの市場参入の動向及び市場間の連携サービスの利用動向の分析を行った。

平成25年度の競争評価においては、定点的評価は平成23年度の競争評価の枠組みを原則として維持しつつ、移動系データ通信市場において、事業者間取引に関するデータを分析指標に加えるほか、固定系データ通信市場において、移動系データ通信による固定ブロードバンドの代替性を評価に当たっての勘案要素とする等、基本データの整理・拡充を図ることとしている。また、戦略的評価として、①企業グループにおける連携サービスの競争環境への影響分析、②地域ブロック別の超高速ブロードバンドサービスの競争状況の分析、③固定ブロードバンド・モバイルインターネットの上流サービスの利用分析をテ

ーマとすることとしている。

ウ ICT利活用の促進に関する取組

我が国では、政府全体の成長戦略である「日本再興戦略」において、成長戦略の柱の一つとして「世界最高水準のIT社会の実現」を掲げるとともに、新たな情報通信技術戦略として、今後5年程度の期間(2020年まで)に世界最高水準のIT利活用社会を実現することを目標とした「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月閣議決定)及び工程表(同IT戦略本部決定)を策定し、あらゆる分野におけるICTの利活用等を政府一体となって推進しているところである。

また、平成25年4月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年法律第10号)によるインターネット選挙運動の解禁、同年5月の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の成立により、今後、更なるICT利用環境の整備や、国民生活をより豊かにするICT利活用の推進が求められている。

こうしたICTの役割の増大を踏まえ、ICT利活用に関し、主に次のような取組を実施している。

(ア) オープンデータ・ビッグデータの活用の促進に関する取組

「世界最先端IT国家創造宣言」においては、行政の保有する地理空間情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する多種多量の情報(ビッグデータ)を相互に結びつけ、活用することにより、企業活動、消費者行動、社会生活にもイノベーションが創出される社会の実現を目指し、公共データの民間開放(オープンデータ)の推進やビッグデータの活用推進、とりわけ利用価値が高いとされる「パーソナルデータ」の利用促進のための環境整備等を図ることとしている。これに関連し、総務省では、関係業界団体や有識者等から構成するオープンデータ流通推進コンソーシアムと連携を図りながら、情報流通連携基盤共通APIの開発・実証、データの2次利用に関するルールの策定等の取組を推進している。また、パーソナルデータの利用促進については、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催し、パーソナルデータの適正な利用・流通の促進に向けた方策の取りまとめを行った。

(イ) 医療分野におけるICT利活用の促進に関する取組

「世界最先端IT国家創造宣言」においては、「適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現」を目指し、データを利活用した健康増進・管理や疾病予防の仕組みの構築を図るとともに、必要な時に効果的・効率的な医療・介護や生活支援サービス等を安心して受けられる持続的な体制を整備することとしている。これを踏まえ、総務省では、健康情報活用基盤の確立やこの活用による在宅医療・介護ICTモデル等の確立・普及を推進し、少子高齢化の進展や医師不足・偏在等による国民医療費の増加や地域医療体制の疲弊、患者の健康医療分野に対するニーズの変化等の課題に対応した、ICTを活用して限られた医療資源を有効的に活用した医療サービスの提供の実現

を図っている。

(ウ) その他ICT利活用の促進に関する取組

総務省では、上記のほか、あらゆる分野におけるICT利活用を促進するため、農業の生産性向上・高付加価値化の実現を目指した実証実験や、テレワークの推進、文部科学省と連携した学校教育の情報化等の取組を推進している。

2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

上記のとおり、「NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」については、意見募集及び再意見募集を行ったところであるが、本文中括弧書きで付している意見番号は、参考資料の意見番号に対応するものである。

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

検証の結果、第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)の指定は、事業法第33条第1項及び事業法施行規則第23条の2第2項及び第3項に規定された指定の要件に基づき適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を維持すべきであり、また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区分せず指定することを維持すべきとの指摘(意見4)について

現行の一種指定設備の指定については、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日情通審第34号。以下「3月答申」という。)において、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式(指定しない設備を具体的に列挙する方式)からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨が示されているところである。

昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。

この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び公正競争レビュー制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする

3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。

端末系伝送路設備については、これまでの競争セーフガード制度に基づく検証結果や公正競争レビュー制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。

また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。

NTT東西の今回の意見や、PSTNからIP網への移行に伴うアクセス回線の移行の進展状況を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することが適当である。

イ 指定の対象に関する検証

検証の結果、一種指定設備の指定の対象は、事業法第33条第1項及び事業法施行規則第23条の2第4項に基づき、平成13年総務省告示第243号により適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

(ア) 市場環境等の変化を踏まえ、一種指定設備の対象を検証し、見直すべき、また、NGN等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見6、7)について

一種指定設備の対象については、公正競争レビュー制度による運用を通じて毎年度検証することとしており、今年度においても「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン」に規定する考え方に基づき、その妥当性・適正性の確保に努めることとしている。

NGNについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日情審通第53号)において示されたとおり、シェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGNを一種指定設備に指定することとされたものである。

ブロードバンド答申においても、同様の点について確認がなされた上で、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」とされたところである。

また、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上のボトルネック性が一層高いという特性を有している。

現在でもFTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは71.7%(平成25年9月)、OAB～J IP 電話におけるシェアも61.2%(平成25年9月、利用番号数ベース)の状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き、NGNは、一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

(イ) 加入者光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべきとの指摘(意見9)について

一昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、NTT東西は、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT東西の光ファイバを利用することが欠かせないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当としたところである。

以上の状況は、現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況に鑑みれば、依然として変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

検証の結果、一種指定設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定事業者」という。)が、事業法第33条第3項第1号口の規定に基づき、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定されている機能ごとの接続料について、適切に接続約款に定められていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要との指摘(意見12)について

ブロードバンド答申において、アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時より接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。また、NGNのアンバンドルの要否については、ブロードバンド答申において、創意

工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向を踏まえ、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方(①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」)が整理されたところである。

なお、NGNのオープン化については、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

検証の結果、二種指定設備の指定は、事業法第34条第1項及び事業法施行規則第23条の9の2第2項、第3項及び第4項に規定された指定の要件に基づき適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

(ア) モバイル市場は原則として市場競争に委ね必要最小限の規制とすべきであり、現行の指定の基準値は適切との指摘(意見25)について

二種指定設備制度は、業務区域における端末シェアが10%を超える電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該事業者に対し、接続応諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。

指定の基準値については、情報通信行政・郵政行政審議会の答申(平成24年5月29日)を踏まえ、MNO間の交渉上の地位の関係の変化やMNO-MVNO間の交渉上の地位の関係の変化といった市場環境の変化を勘案して「十分の一を超えるもの」としたものである。

なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

(イ) ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべきとの指摘(意見26)について

現行の二種指定設備制度は、事業法第34条第1項に規定するとおり、端末シェアが1

0%を超える電気通信事業者が設置する特定の電気通信設備の総体について指定する制度であり、指定に当たっては電気通信事業者単位で判断することとされていることから、当該指定の基準を満たしていないイー・アクセスの電気通信設備を二種指定設備として指定することは適当ではない。

なお、事業者の経営体制を含む近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

(ウ) 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべきとの指摘(意見27)について

現行の二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目している一種指定設備制度とは事業法上の位置付けが異なるものである。

なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

イ 指定の対象に関する検証

検証の結果、二種指定設備の指定の対象は、事業法第34条第1項及び事業法施行規則第23条の9の2第2項、第3項及び第4項に規定された指定の要件に基づき適切に行われていると認められる。なお、当該検証について、寄せられた主な個別意見とそれに対する考え方は次のとおり。

現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている、グローバルなMVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべきではないとの指摘(意見28)について

現行の二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から、接続応諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。

なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

(3) 禁止行為に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

(ア) NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない、又は、NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきとの指摘(意見30、31)について

禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から規定されており、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち最近1年間における収益の額の市場に占める割合(以下「市場シェア」という。)が25%を超える電気通信事業者について、市場シェアの推移その他の事情を勘案して、事業法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができることとされている。

禁止行為等規制の運用に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」(以下「禁止行為等規定適用事業者指定ガイドライン」という。)を策定・公表しており、禁止行為等適用事業者指定ガイドラインに沿って、現在、NTTドコモを当該規定の適用を受ける電気通信事業者として指定しているところであり、上述の規定の趣旨及び禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、NTTドコモを禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。

なお、近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

(イ) 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループミナンスに対して規制が必要との指摘(意見32)について

市場支配力の濫用を防止する観点から規律されている現在の禁止行為等規制の適用についてみれば、上位3社のうちNTTドコモ以外の2社は、禁止行為等規定適用事業者

指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、市場シェアが1位の電気通信事業者との市場シェアの格差や総合的な事業能力を判断した上で、NTTドコモ以外の2社を禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として指定する必要性は認められない。

なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

(ア) NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売等、NTT東西の県域等子会社において禁止行為等規制の潜脱行為が行われており、禁止行為等規制の対象に県域等子会社を追加する又はNTT東西の子会社等監督義務に関する厳格な調査検証及びそれに是正措置を講じる等すべきとの指摘(意見35)について

NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為等規制及びNTT等に係る累次の公正競争要件が課されており、NTT東西からその業務を受託する県域等子会社において上述の規制の趣旨が徹底されない場合、結果として公正競争環境が確保されない可能性があるところ、県域等子会社がNTT東西の商品とNTTドコモの商品を併売する場合、それぞれの業務委託によって知り得た情報を目的外に利用することは許されず、また、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等との間で内部相互補助が行われないようにすることが必要である。

この点、平成20年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果に基づき総務省がNTT東西に対して行った要請等を踏まえ、総務省は、県域等子会社において、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等について、組織を分け、会計を整理し、NTTドコモとの排他的な共同営業を行わない等の措置が講じられていることを本年も引き続き確認している。

加えて、平成23年に事業法を改正し、一種指定事業者に対して業務委託先子会社等の監督が義務付けられたところであるが、総務省は、事業法第31条第7項に基づくNTT東西からの報告等により、県域等子会社を含む業務委託先子会社等との間の委託契約において、業務委託先子会社等に対して禁止行為を防止するための措置が義務付けられ、全社員を対象とした禁止行為防止等のための研修の実施、他事業者情報等の適正な取扱いに係る管理体制の構築といった措置が講じられていることを確認している。

以上により、NTT東西に課せられている規制の趣旨を徹底するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。

ただし、これらの措置が徹底されない場合には、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を今後とも注視していくこととする。

(イ) 現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃又は緩和すべきとの指摘(意見42)について

2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、具体的な制度見直し等の方向性について結論を得ることとしており、当該「競争政策の見直し」において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、競争ルール全体の見直し等についても検討することとしているところである。

ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

公正競争環境を確保するために、NTTドコモ及びNTTファイナンスをNTT東西の特定関係事業者に加えるべき。また、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要との指摘(意見43)について

事業法第31条第1項及び第2項の規定は、一種指定事業者に対する事業法第30条第3項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないと考えられる一種指定事業者と密接な関係にある電気通信事業者と一種指定事業者との間における一定の反競争的行為について、それを未然に防止する観点から、当該電気通信事業者を一種指定事業者の特定関係事業者として指定し、両者の間に厳格なファイアウォールを設ける趣旨で規制を課すものであり、現在、上述の趣旨を踏まえ、業務実態等を勘案の上、NTTコミュニケーションズをNTT東西の特定関係事業者として指定しているところである。

NTT東西の特定関係事業者として指定する対象については、まずは公正競争レビュー制度等の運用を通じ、事業法第30条第3項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないか否かを検証することが適当であるが、現時点においては、現行の指定対象を直ちに見直すまでの必要性は認められない。

また、電気通信事業者ではないNTTファイナンスについては、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。

なお、NTTグループの業務統合や連携については、電気通信市場全体における状況を引き続き注視し、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、特定関係事業者制度を含む競争ルールの見直し等についても検討することとしているところである。

(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、

公正な競争環境を確保することが必要、又は、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は生じていないとの指摘(意見44、45)について

事業法施行規則第22条の8第2号イ(3)の規定により、一種指定事業者に対し、監督対象子会社等における再委託の有無を総務大臣へ報告することを義務付けており、総務省においては、再委託の有無に応じ、例えば、当該子会社等に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社等に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて検証し、必要に応じて措置を講ずることが可能である。

この点、総務省は、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、昨年に引き続き、本年6月のNTT東西からの報告等により、NTT東西の監督対象子会社等が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理、運営ができることを要件としているとともに、NTT東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認しているところである。

(5)機能分離の運用状況に関する検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

(ア) 申込から開通までの期間の同等性、設備構築情報等の内容や開示されるタイミングの同等性の検証を厳格に行うべきとの指摘(意見46)について

事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月及び平成25年6月にNTT東西から総務大臣に対して、NTT東西設備部門が他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件が接続約款等の規定によるものであること並びにNTT東西設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件が接続約款等の規定に準ずるものであることを確認した旨の報告がなされており、総務省においてこれを検証した結果、一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる。

総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。

なお、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)(案)に対する意見及びその考え方」において、「同等性に係る情報については、NTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないものについては公開することとしてきたところであり、総務省においては、適切な情報の公開の在り方について引き続き検討する」との考え方を示していたところ、平成25年6月の報告よりNTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないADSL等の申込から回答までにかかる平均日数等について公表している。

(イ) 機能分離の検証が不十分であると考えられるため、禁止行為規定遵守措置等報告

書を可能な限り公表して外部検証性を確保する等必要な措置を講じるべきとの指摘(意見47)について

事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月及び平成25年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置について外部からの客観的な検証可能性を担保している。

例えば、事業法施行規則第22条の7第6号の規定によりNTT東西が作成しているそれぞれの規程は、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報に該当するものであると認められることから、これらを公表することは適切ではなく、当該規程については、総務省においてその内容を視認しており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするための一定の措置が講じられていることを確認している。

ただし、NTT東西において上述の措置が徹底されない場合には、接続関連情報の目的外利用が行われ、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。

(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

本件について、主な意見に対する検証結果は次のとおりである。

(ア) NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされないよう、適時適切に措置すべきとの指摘(意見52)について

NTTグループの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管することについては、平成24年3月23日付けで、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモ(以下「各事業会社」という。)並びにNTTファイナンスに対し、NTT法によりNTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、又はNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請した。

総務省は、昨年度に引き続き本年6月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、日本電信電話株式会社や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した。

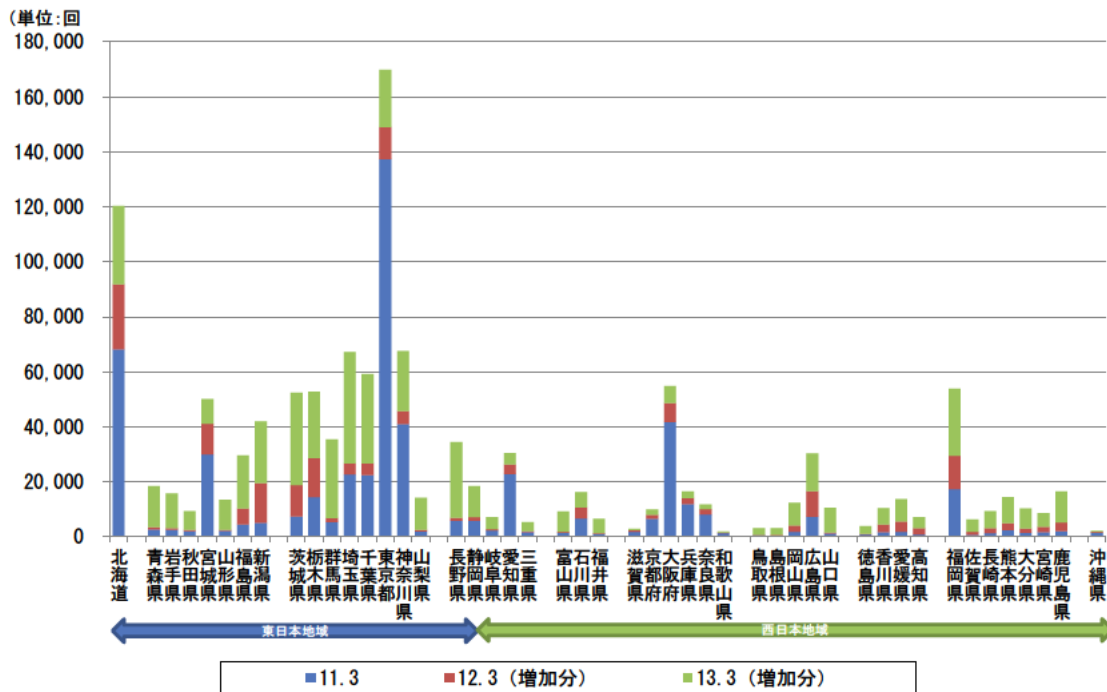
これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められないが、各社において、これらの措置が徹底されない場合、上述の規制等の趣旨に抵触又は潜脱するおそれがあるため、当分の間、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視することとする。

なお、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、日本電信電話株式会社等に係る累次の公正要件等を含む競争ルールの見直し等についても検討することとしているところである。

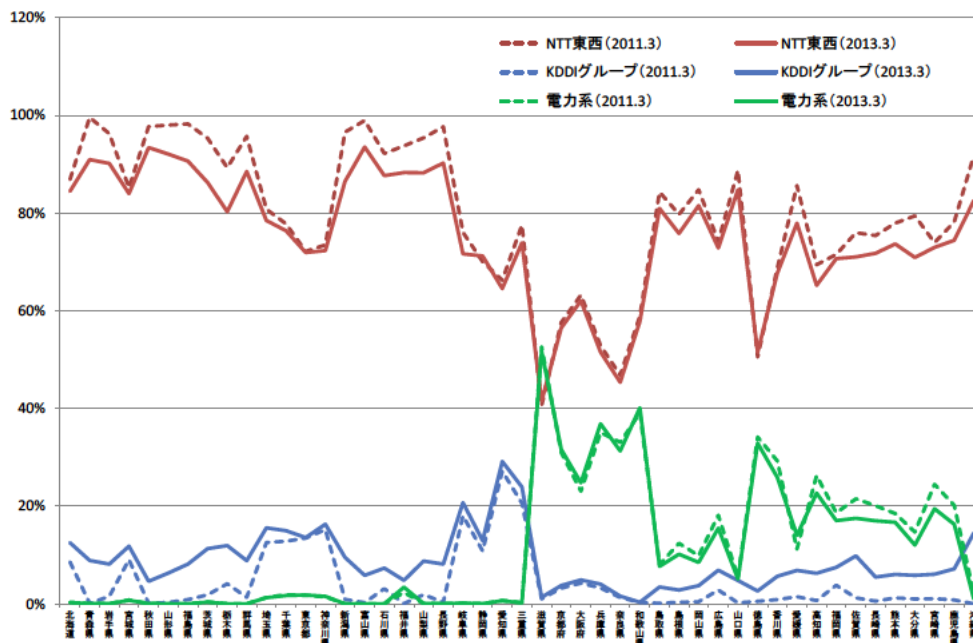
(イ) 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべきとの指摘(意見55)について

NTT再編成の趣旨は、独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門を独立の会社とし、独占的な地域通信部門の市場支配力の濫用を防止し、もって公正競争の一層の促進を図るものである。一方、活用業務は、NTT法第2条第5項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされており、総務省において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、御指摘のNTT再編成の趣旨をないがしろにするものではない。

■NTT東西による光ファイバ回線の貸出回線数(都道府県別)



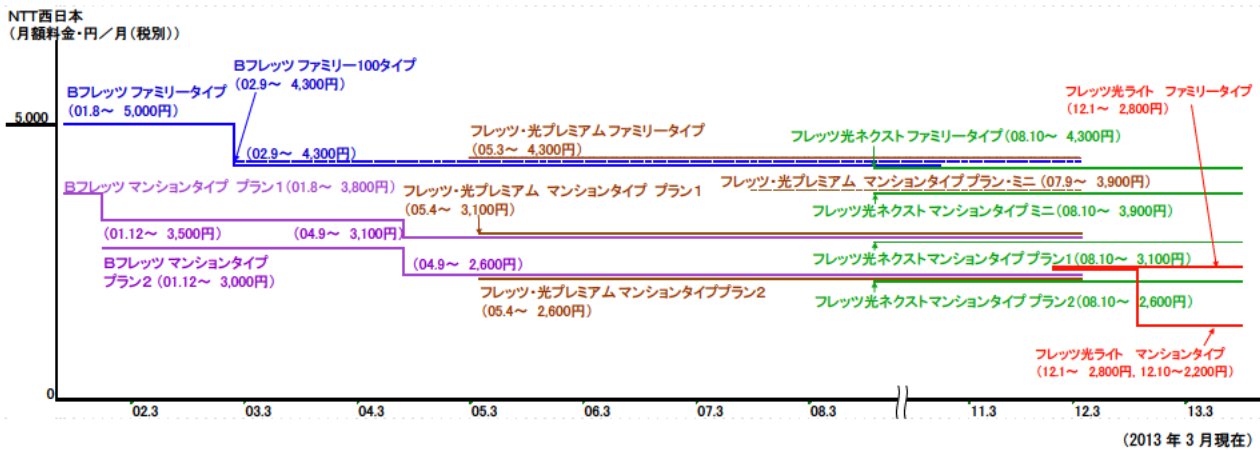
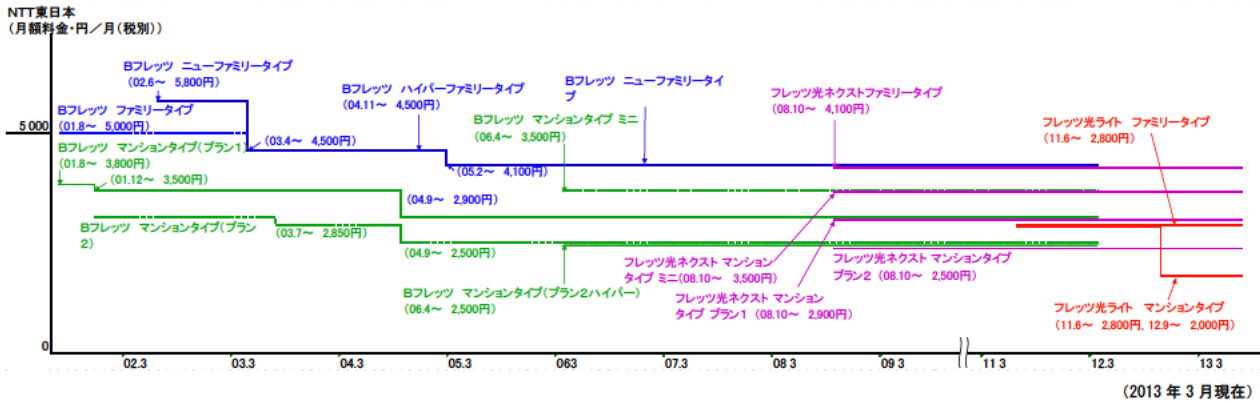
■都道府県別の主要事業者のFTTHサービスシェアの変遷



主なブロードバンドサービス等の利用者料金の推移

■FTTH

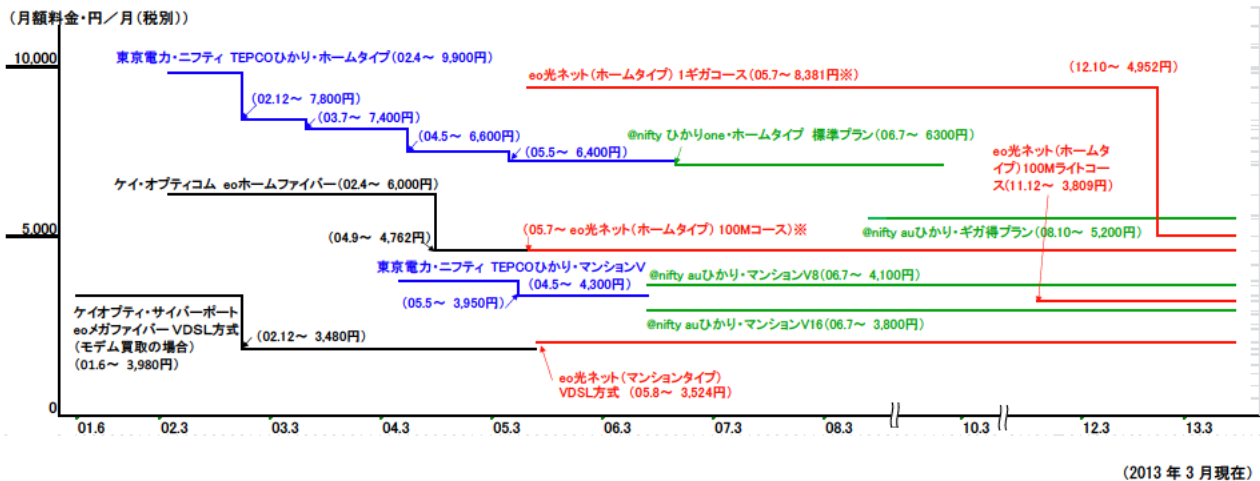
1. NTT東日本・NTT西日本



(注1) ISP料金、付加機能使用料、回線終端装置使用料は含まない。また、割引サービス等は加味していない。

(注2) 「フレッツ 光ライト」: 通信量に応じて料金変動する二段階定額制サービス。表記の価格は最低料金 (200MB まで) であり、上限額 (1,200MB 以上使用) の場合は通常の定額制プランと比べて高額となる。《例》フレッツ光ライト ファミリータイプの場合の上限額: 5,800円

2. ケイ・オプティコム、東京電力・KDDI(＋ニフティ)

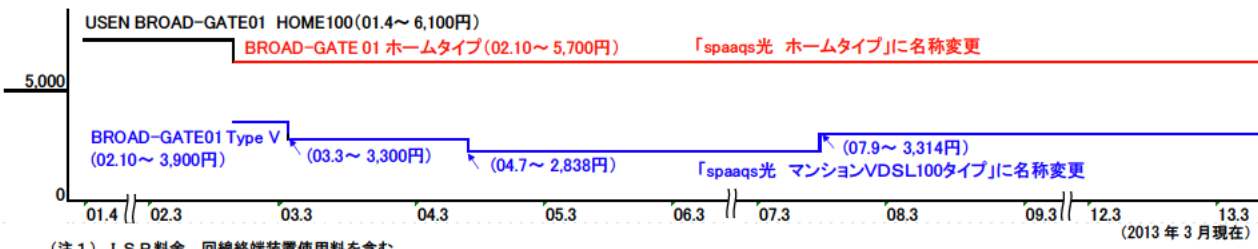


(注1) ISP料金、端末設備使用料・モデム使用料を含む。また、割引サービス等は加味していない。

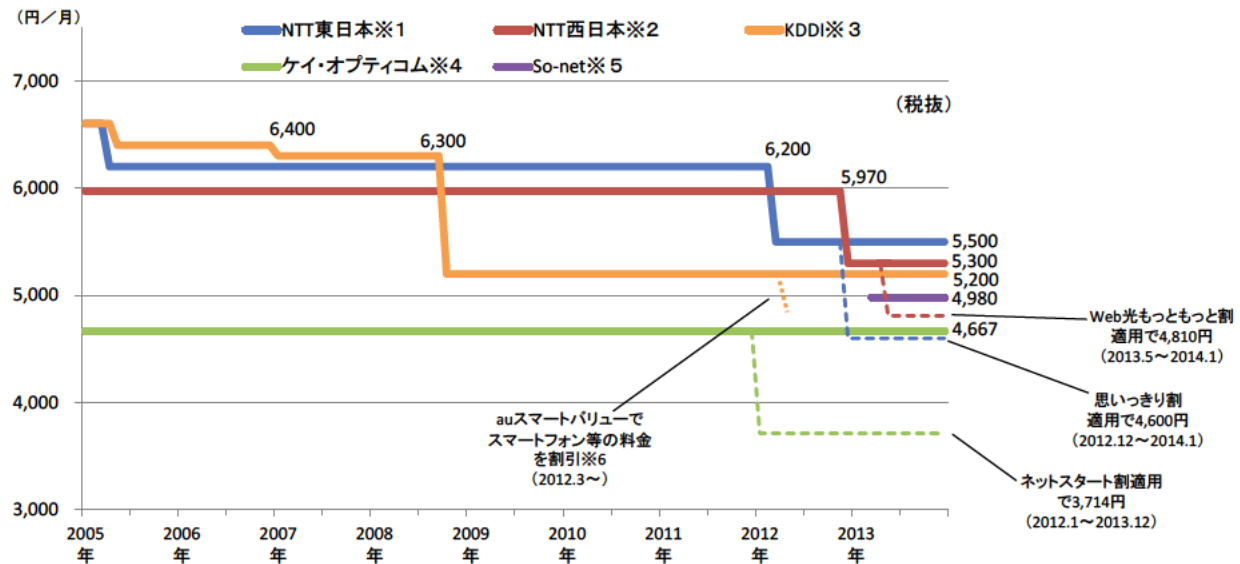
(注2) ニフティが料金設定している「TEPCO」サービスの回線提供は、02年4月～06年12月は東京電力、07年1月以降はKDDIが行っている。

3. UCOM

(月額料金・円/月(税別))



4. 各社 FTTH サービス(戸建向け)の月額料金の推移 (各種割引適用後の初年度料金)



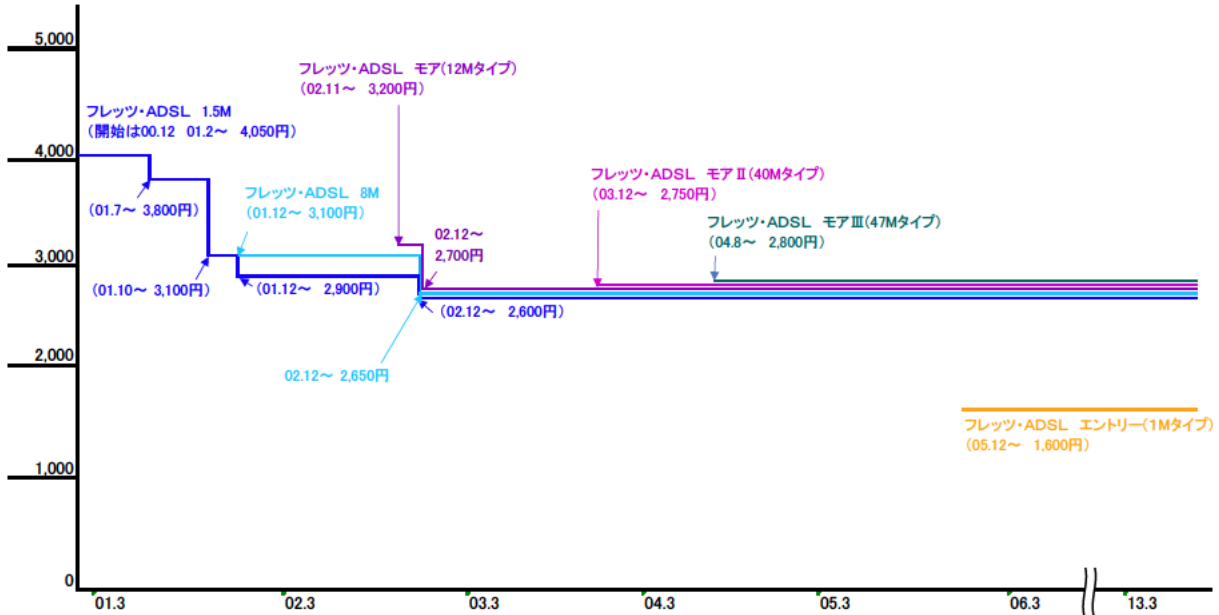
(戸建て向け、長期契約等の各種割引適用後の初年度料金。期間限定のキャンペーン料金は参考掲載)

- ※1 【NTT 東日本】 ISP 料金 (ぶらら)、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2008年3月まではBフレッツ・ハイパーファミリータイプ、2008年3月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金(2012年3月からはにねん割適用料金)。
- ※2 【NTT 西日本】 ISP 料金 (ぶらら)、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2005年2月まではBフレッツ・ファミリー100タイプ、2005年3月からはフレッツ・光プレミアムファミリータイプ、2008年3月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金(2012年11月まではあっと割引適用料金、2012年12月からは光もともとと割引適用料金)。
- ※3 【KDDI】 ISP 料金 (ニフティ)、端末設備使用料、モデム使用料を含む。2006年12月までは東京電力のTEPCO ひかり・ホームタイプ、2007年1月からKDDIのひかり、2008年10月からはギガ得プランの料金。
- ※4 【ケイ・オプティコム】 ISP 料金、回線終端装置使用料を含む。eo光ネット(ホームタイプ)100Mコース(2005年7月eoホームファイバーから改称)の料金(即割引適用料金)。
- ※5 【So-net】 ISP 料金(so-net)、端末設備使用料、モデム使用料を含む。NURO光の料金。
- ※6 auスマートバリューは、一定の条件を満たすスマートフォン等について1台あたり月額1,480円引き(最大2年間)

(出所) 各事業者ウェブサイト

■ADSL

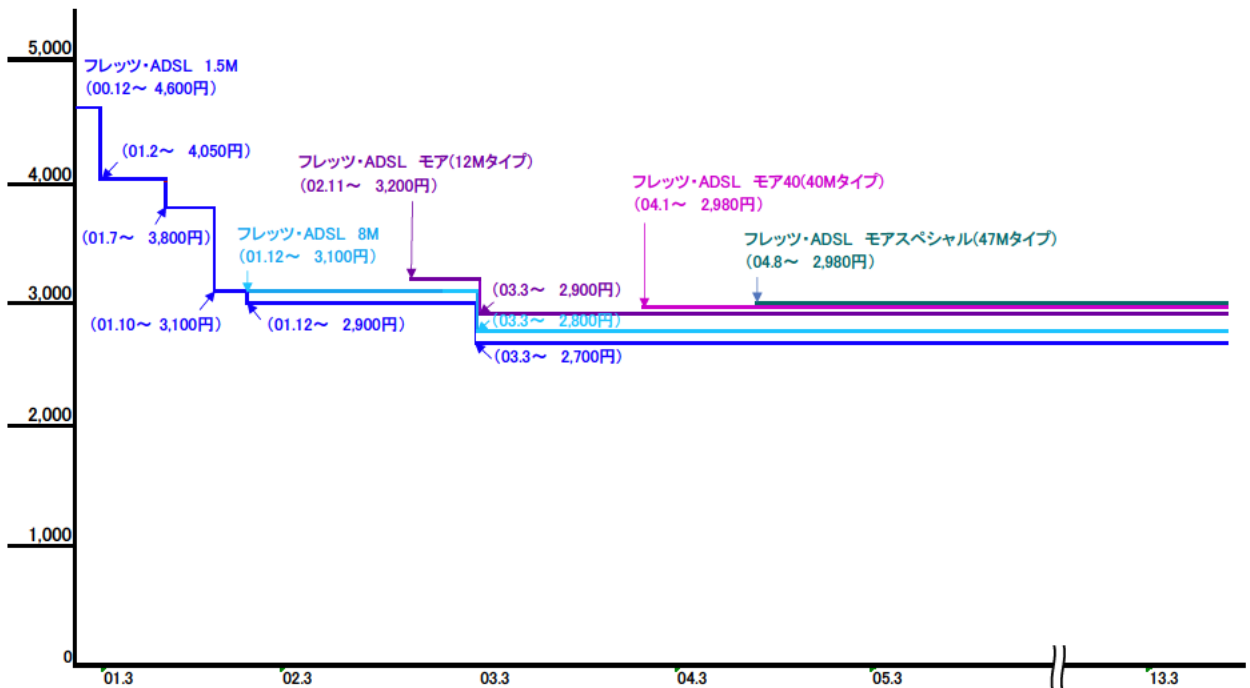
1 NTT東日本 (月額料金・円/月(税抜き))



(注1) 電話共用型の料金。ISP料金、加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料は含まない。

(2013年3月現在)

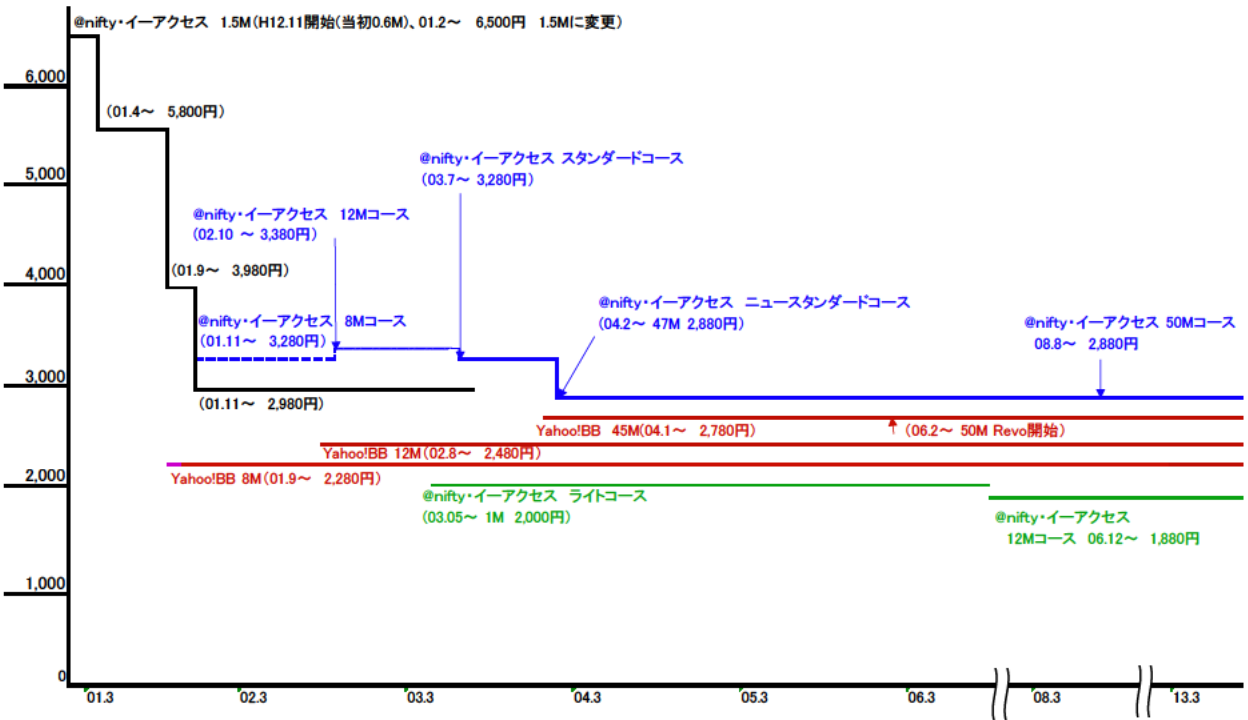
2 NTT西日本 (月額料金・円/月(税抜き))



(注1) 電話共用型の料金。ISP料金、加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料は含まない。

(2013年3月現在)

3 Yahoo!BB(ソフトバンクBB)、@nifty+イー・アクセス
(月額料金・円/月(税抜き))



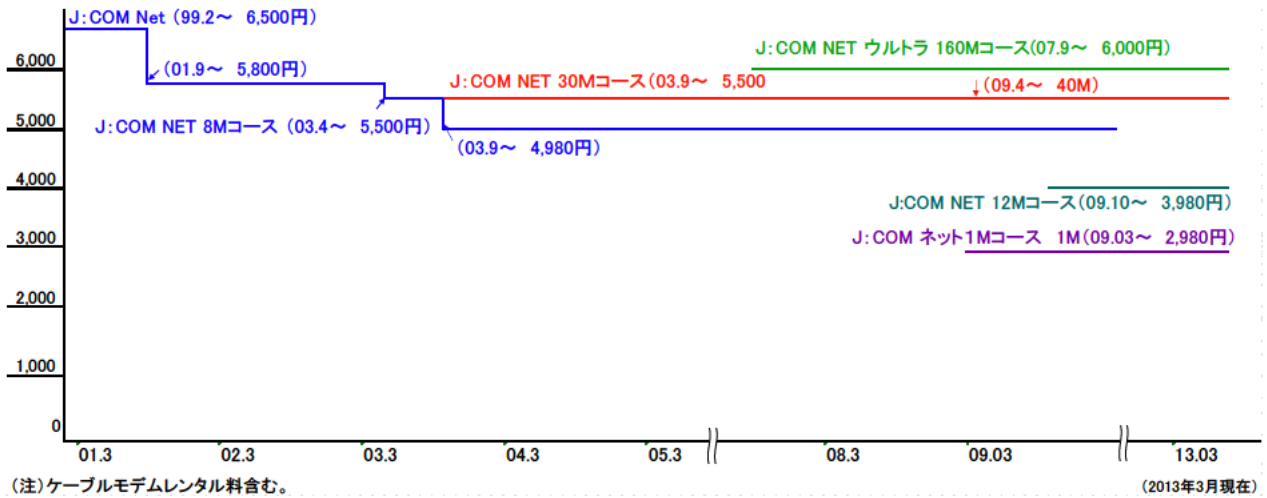
(注) 電話共用型の料金。ISP料金を含む。NTT東西加入電話月額基本料、ADSLモデムレンタル料、NTT・ADSL回線使用料は含まない。

(2013年3月現在)

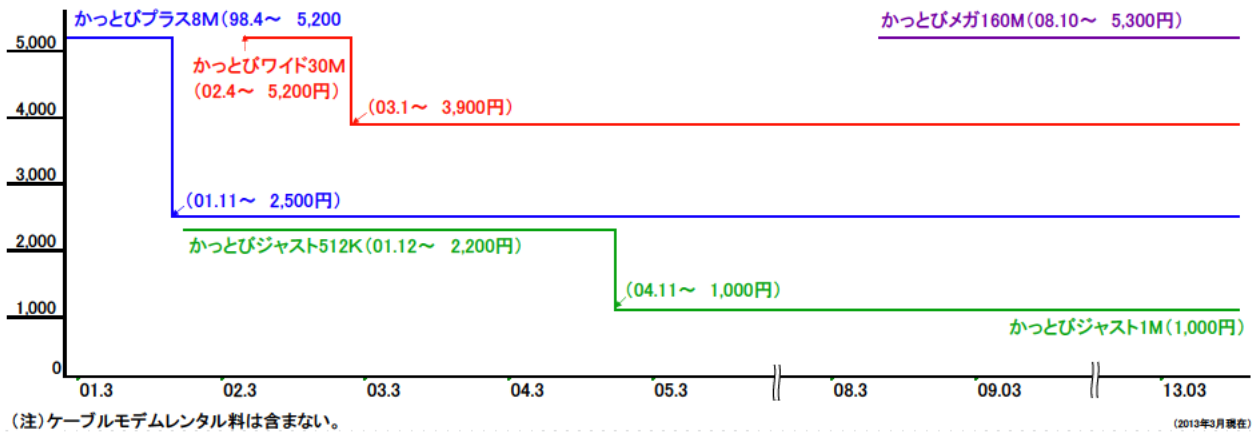
(出所) 各事業者ウェブサイト

■CATVインターネット

1 ジュピターテレコム (月額料金・円/月(税抜き))

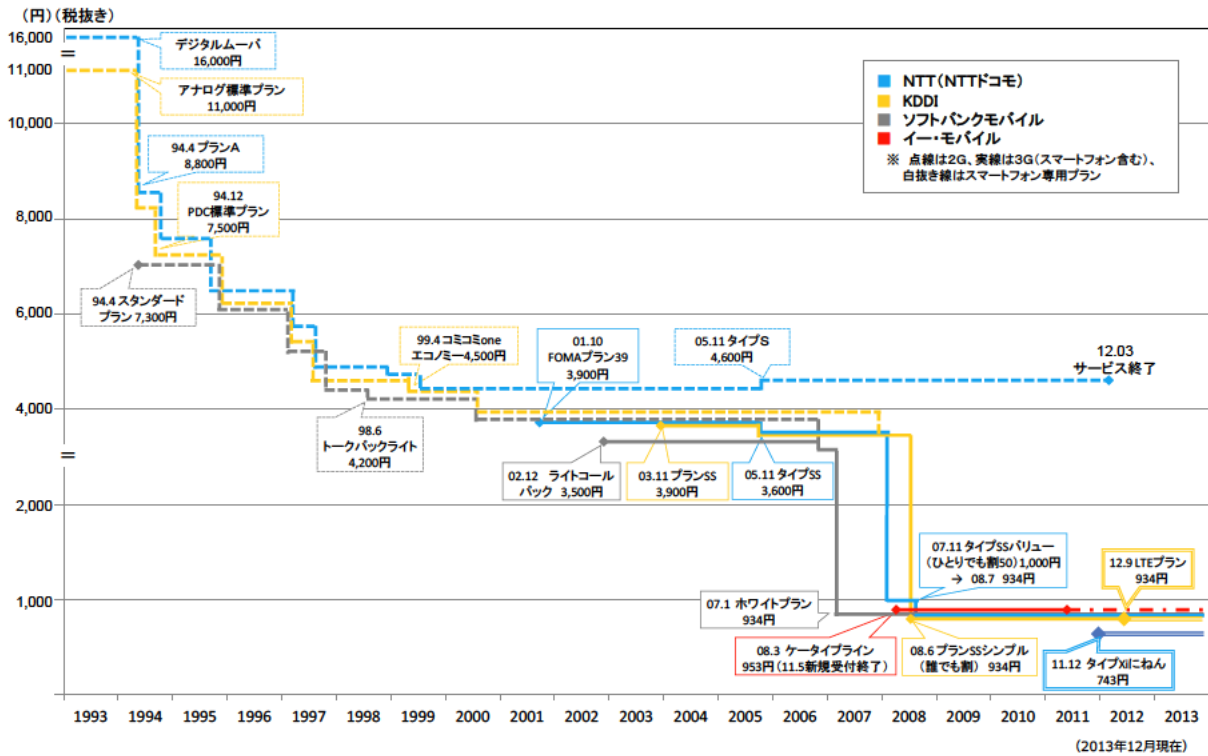


2 イッツ・コミュニケーションズ (月額料金・円/月(税抜き))

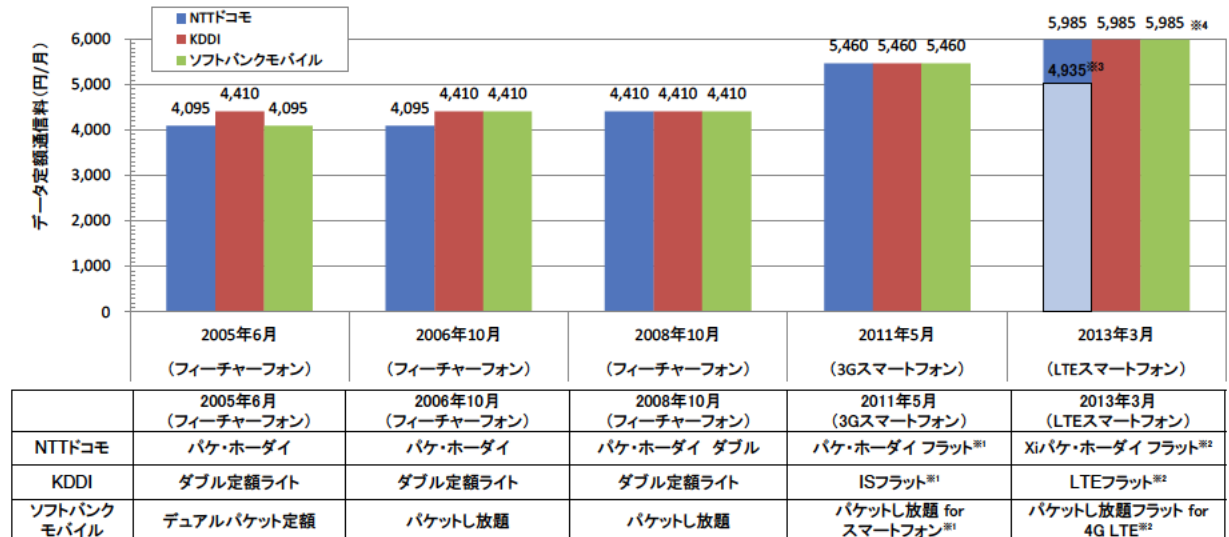


(出所) 各事業者ウェブサイト

■移動体データ通信(音声通話・データ通信双方が利用可能なプランの基本料金)



■移動体データ通信(データ定額通信料)



- (注1) フルブラウザ利用時の料金は5,985円となる。
 (注2) データ通信量は7GBを上限として、上限超過後は速度制限。ただし、各社とも2GB当たり2,625円の追加料金で速度制限を解除することが可能。
 (注3) Xiパケ・ホーダイ ライト プラン (3GBまではデータ通信量制限なし)
 (注4) 各社とも、iPhone用には月額5,460円のプランを提供。

(出所)各事業者ウェブサイト

■MNOが提供するデータ通信プラン(主要なもの以外)

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイライト	4,935円	月3GBの容量制限
	Xiらくらくパケ・ホーダイ	2,980円	月500MBの容量制限 ※「らくらくスマートフォン」向け
	Xiパケ・ホーダイ for ジュニア	2,980円	月500MBの容量制限 ※「スマートフォンforジュニア」向け
KDDI	LTEフラット(auスマートバリュー適用時)	5,005円	月7GBの容量制限 ※提携する固定ブロードバンドサービスの利用による割引適用時。加入から2年間は、4,505円/月
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットforシンプルスマホ	2,980円	月500MBの容量制限 ※「シンプルスマホ」向け
イー・モバイル	LTE電話プラン(にえん)+データ定額5	3,880円	月5GBの容量制限・音声基本使用料込み
ウィルコム	ウィルコムプランLite	2,980円	月1GBの容量制限 ※加入から6か月間は、1,980円/月
UQコミュニケーションズ [*]	UQ Flat ⁺ ツープラス	3,880円	月7GBの容量制限 ※加入から25ヶ月間は制限なし

※金額は税込

※容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる

■MVNOが提供するデータ通信プラン

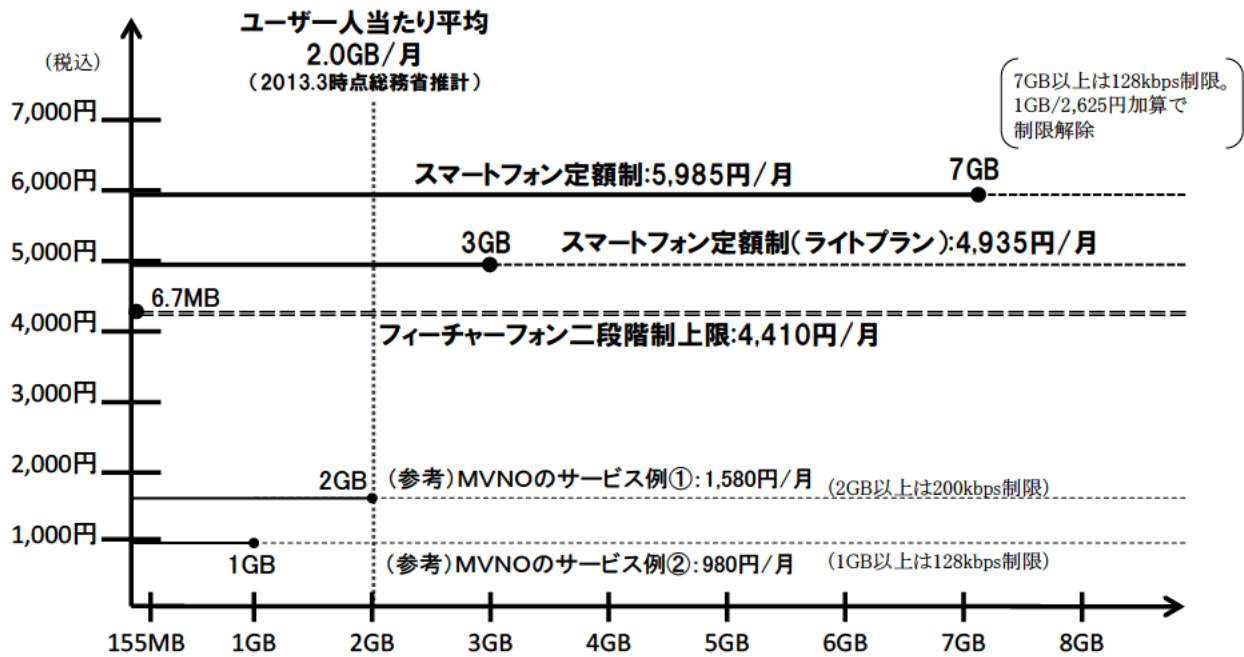
	プラン名	提供事業者	月額料金	備考
1,000円以下	U-mobile * d ダブルフィックス	U-NEXT	714円	月1GBまでの料金 ※月3GBまでは2,079円
	楽天ブロードバンドLTE エントリープラン	フュージョン・コミュニケーションズ [*]	875円	月300MBの容量制限
	高速モバイル/Dミニマムスタートプラン	IIJ	945円	月500MBの容量制限
	b-mobile スマートSIM 月額定額980	日本通信	980円	150kbpsの低速サービス(容量制限なし)
	OCN モバイル one (30MB/日)	NTTコミュニケーションズ [*]	980円	1日30MBの容量制限
	BIGLOBE LTE・3G エントリープラン	ビッグロース	980円	月1GBの容量制限
1,000円 ~2,000円	OCN モバイル one (2.0GB/月)	NTTコミュニケーションズ [*]	1,580円	月2GBの容量制限
	BIGLOBE LTE・3G ライトSプラン	ビッグロース	1,580円	月2GBの容量制限
	高速モバイル/Dライトスタートプラン	IIJ	1,596円	月2GBの容量制限
	U-mobile * d スタンダード	U-NEXT	1,764円	月3GBの容量制限
2,000円以上	b-mobile 4G Pair GB SIM	日本通信	2,970円	2つの端末合計で月2GBの容量制限
	楽天ブロードバンドLTE アクティブプラン	フュージョン・コミュニケーションズ [*]	2,980円	3日間で300MBの容量制限

※金額は税込

※容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる

(出所)各事業者ウェブサイト

■主要な定額制データ通信プランと通信量の上限



※上記料金は、以下の各社の代表的なプランの料金(金額は税込)

- 【スマートフォン定額制】 ・NTTドコモ:Xi パケ・ホーダイ フラット ・KDDI:LTE フラット ・ソフトバンク :パケットし放題フラット for 4G LTE
- 【スマートフォン定額制(ライトプラン)】 ・NTTドコモ:Xi パケ・ホーダイ ライト
- 【フィーチャーフォン二段階制】 ・NTTドコモ:パケ・ホーダイ ダブル ・KDDI :ダブル定額 ・ソフトバンク :パケットし放題

※各社とも、iPhone 用には月額 5,460 円のプランを提供。

(出所)各事業者ウェブサイト

FTTHサービス及びADSLサービスに関するNTT東西の接続料の推移

■加入ダークファイバ接続料

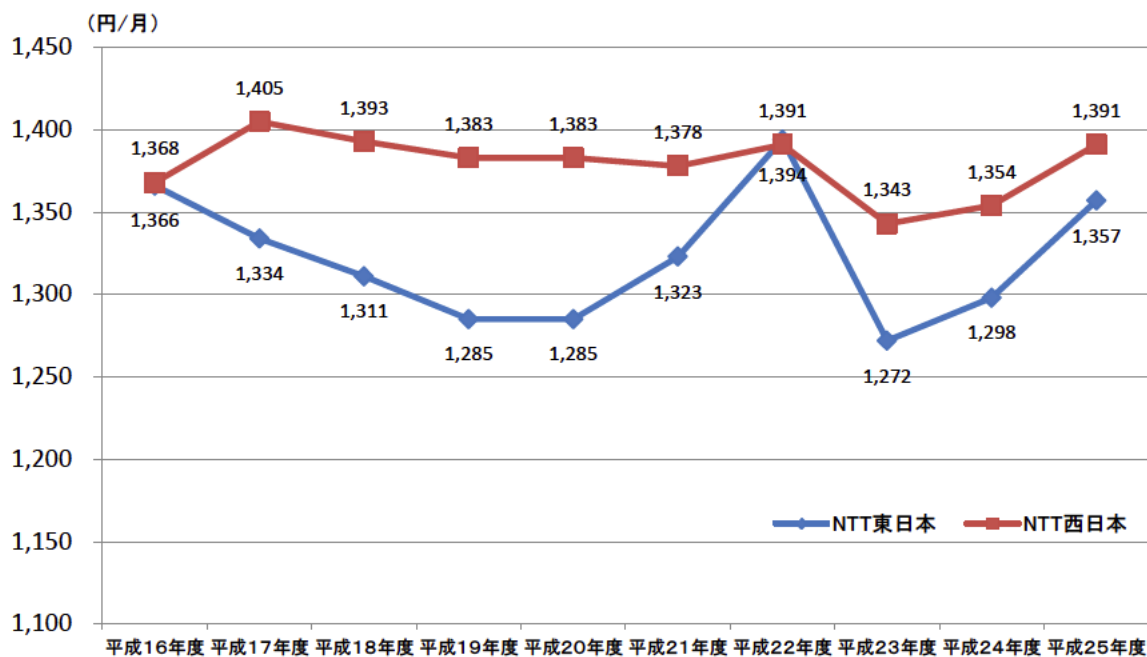
(平成25年4月時点)



※ 回線管理運営費を含まない。

※ 戸建て向けー芯接続料については局外スプリッタ料金を含み、引込線料金を含まない。

■ドライカットパ接続料

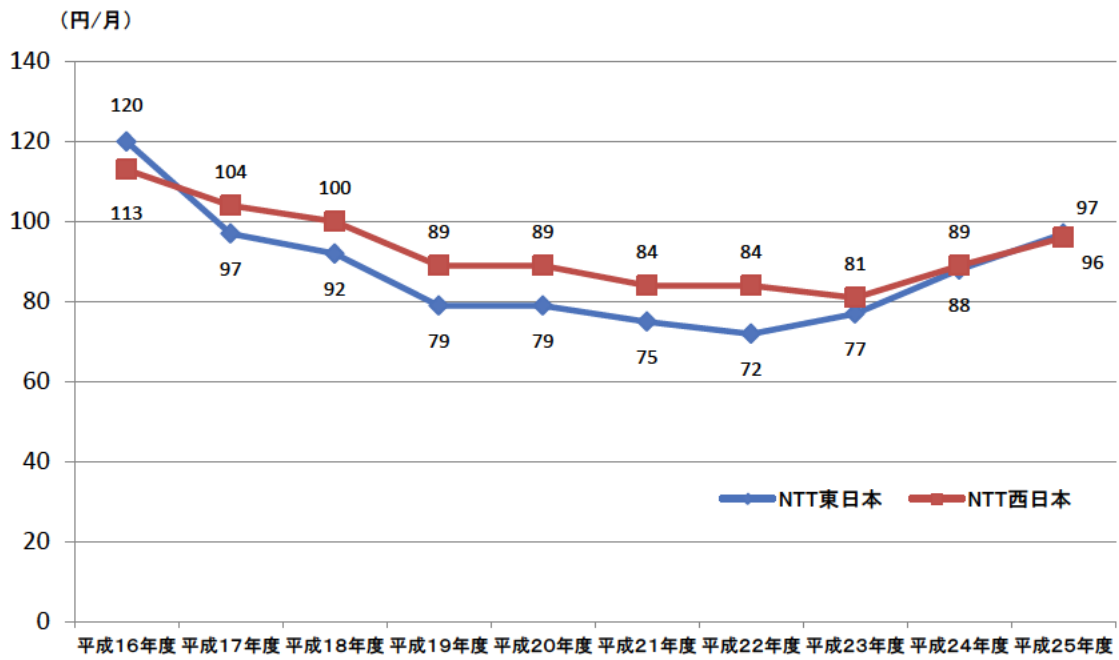


※ 回線管理運営費を含む。

※ 各年度の4月1日時点での適用料金。

※ 平成22年度以降、接続料原価に調整額を算入。

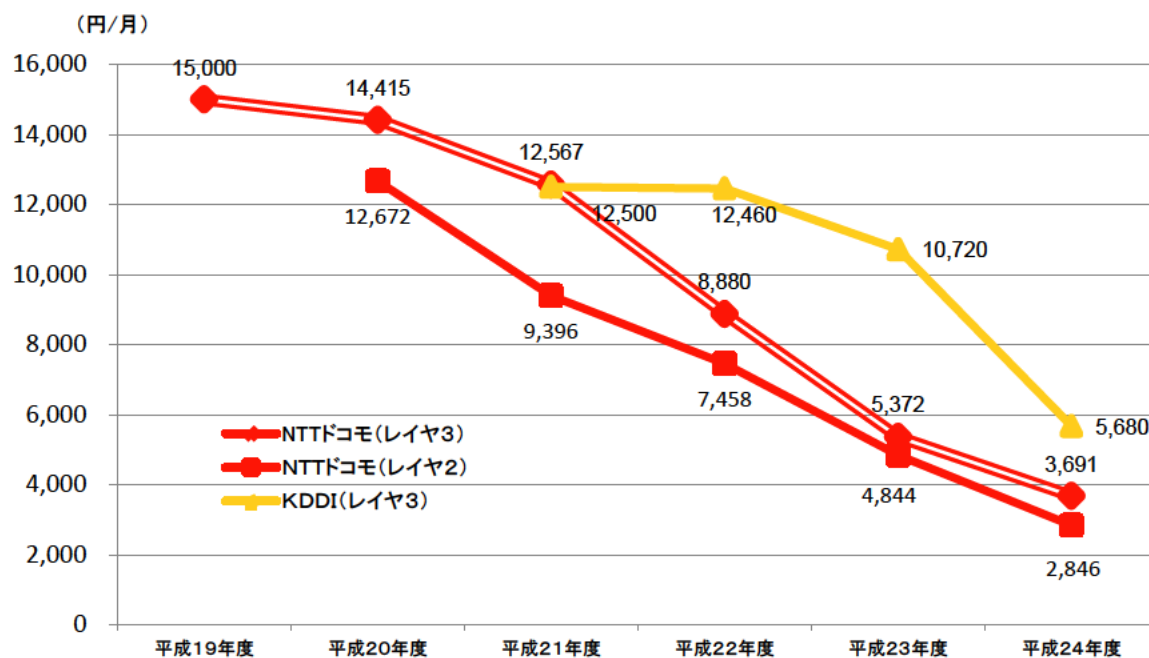
■ラインシェアリング接続料



- ※ 回線管理運営費を含む。
- ※ 各年度の4月1日時点での適用料金。
- ※ 平成22年度以降、接続料原価に調整額を算入。

移動通信サービスに関する接続料の推移

■データ接続料



ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方

総論

意 見	再 意 見	考 え 方
<p>意見 1 指定電気通信設備制度等の各種制度・手続は概ね機能しているが、課題も存在しているため、公正競争レビュー制度等に基づく検証及び制度見直し等について、引き続き検討を行うべき。</p>	<p>再意見 1</p>	<p>考え方 1</p>
<p>■ 当社は、本年3月にLTE/3Gネットワークを利用したデータ通信サービスを、4月には個人宅向け商用FTTHアクセスサービスをそれぞれ開始しました。</p> <p>今回、上記の新たな電気通信事業に参入するにあたり、当社は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律等の法令に基づく制度を利用し、第一種・第二種電気通信設備を設置する各電気通信事業者との間で協議等を重ねて参りましたが、指定電気通信設備制度等をはじめとする各種の制度や手続きが、概ね額面通りには機能しており、ほぼ当初に見込んだ通りの事業展開をすることができました。</p> <p>これはこれまで総務省、関係事業者等によってブロードバンド普及促進のための議論が継続して行われてきており、競争促進の観点からルール等が整備され、今般の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」等の施策によって検証されている結果、上記の通りの事業参入が可能になったものであると認識して</p>	<p>(なし)</p>	<p>■ 競争政策の見直しについては、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定）において、「情報通信分野における競争政策についての検証プロセスを本年夏から開始し、今年度中に検討課題を洗い出す。この結果を踏まえ、電気通信事業法等の具体的な見直し等の方向性について、来年中に結論を得る」とこととされているところである。</p> <p>これを受け、総務省では、当該検証プロセスの一環として、本年7月より、平成25年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」（以下「公正競争レビュー制度」という。）の運用を開始しているところであり、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、具体的な制度見直し等の方向性について、来年中に結論を得る予定である。</p>

<p>おり、当社といたしましては関係各方面のこれまでのご努力に対し、深く敬意を表する次第であります。</p> <p>しかしながら、競争環境の整備については、制度的な課題、競争促進のための課題等が存在しており、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」によって固定通信市場のオープン化やモバイル市場の競争促進を含む情報通信分野における競争政策について検証を実施し、検討課題を示し、電気通信事業法等の具体的な制度見直し等について、引き続き検討が行われる必要があると考えています。</p> <p>(ソネット)</p>		
<p>意見 2 公正な競争環境を確保できるよう、N T Tグループの市場支配力や連携強化等が競争環境に与える影響を踏まえて、競争政策全体の適正性を総合的に検証すべき。</p>	<p>再意見 2</p>	<p>考え方 2</p>
<p>■ 国民の利便性向上や日本経済の更なる成長のためには I C Tの利活用を通じた新たな付加価値を創出していくことが重要と考えます。加えて、その I C T利活用の基盤となる電気通信インフラの健全な発展のためには、設備競争を通じたインフラの強靱化や事業者の創意工夫によるサービスの高度化を図っていくことが必要と考えます。</p> <p>我が国の電気通信市場は、もともと日本電信電話会社による独占体制下で通信インフラが提供されていましたが、1985年の通信自由化以降、公社が独占していた通信インフラを民間に開放し、N T Tと新規参入事業者との間で適</p>	<p>■ 移動体市場の競争環境の検証に当たっては、スマートフォンやL T Eの普及等によるO T T (O v e r T h e T o p) 主導のグローバル化の進展が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえる必要があります。O T Tの台頭を踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。また、産業競争力の観点で見た場合も、海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国内の上位下位レイヤーの競争力をも奪うものであり、O T Tの多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力を高める意味でも見直しが必要と考えま</p>	<p>■ 公正競争レビュー制度の運用における禁止行為等規制やN T Tグループの連携等に関する御意見については、考え方 3 0 及び考え方 3 3 のとおり。</p> <p>■ N T Tグループの市場支配力や連携強化等が競争環境に与える影響を踏まえて検証を行うべきとの御意見については、公正競争レビュー制度においても、N T Tグループの市場支配力や連携強化等を踏まえた検証を実施しているところであり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、公正競争レビュー制度の検証結果により得ら</p>

正かつ公正な競争が行われるよう累次の公正競争ルールが整備されてきました。こうした制度枠組みが一定程度機能したことにより、現在の固定通信分野においては、NTTと競争事業者との間でFTTHにおける競争が進み、モバイル分野においても、創成期当初から設備競争が図られ、両分野ともに高度なサービスが普及し、日本のブロードバンド環境は世界最高水準にまで発展したと認識しております。

しかしながら、電気通信分野における競争状況を見てみると、固定通信分野ではNTT東・西のFTTH契約者数シェアが72.5%、モバイル分野では、NTTドコモの契約者数シェアが43.6%（電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末）））と、固定、モバイル両市場において、NTTグループが圧倒的な市場支配力を有しつつあり、依然として公正な競争環境には至っていないと考えます。

これは、NTT東・西が、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が事実上の一体経営を行っていることに起因していると考えます。そのため、1992年のNTTドコモ分離や、1999年のNTT再編成時に課された公正競争要件に加え、電気通信事業法に規定されている市場支配的な事業者に対する禁止行為規制や機能分離等の公正競争ルールは、NTTグループ各社の圧倒的シェアに鑑みれば、今なお有効かつ不可欠なもの

す。

国内においても、ソフトバンク殿がプリント殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、KDDI殿がCATV各社との連携強化により、「auスマートバリュー」が開始後僅か一年余りで463万契約（2013年7月30日、同社決算発表）に達するなど固定側の合従連衡が移動体通信市場に影響を与えている状況を踏まえる必要があると考えます。auスマートバリューは利用者の満足度が高いにも関わらず、当社は規制により排他的な連携が禁止され、事実上提供できないことから、当社の利用者のみ、その利便性を享受できない状況にあります。

さらには、当社、KDDI殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンクグループ殿の3事業者グループがいずれも収益シェア25%を超えて近接している上、KDDI殿、ソフトバンクグループ殿についても市場支配力を有していると考えられるところであり、これらを踏まえると、当社のみ禁止行為規制を課す合理性は最早ないと考えます。

（NTTドコモ）

■ KDDI殿、ソフトバンク殿の意見に賛同いたします。

NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えるだけでなく、NTTファイナンス殿を通じたグループ各社の料金請求・回収

れた知見等を活用しつつ検討を行い、具体的な制度見直し等の方向性について結論を得ることとしており、当該「競争政策の見直し」において、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、競争ルール全体の見直し等についても検討することとしているところである。

■ ネットワークレイヤーのみならず端末やコンテンツ、アプリケーションレイヤーまで含めた総合的な情報通信政策の見直しが必要との御意見については、考え方3のとおり。

となっています。

特に、固定・モバイル両市場において圧倒的な影響力を持つNTT東・西とNTTドコモを中心としたグループ連携が、過去の競争政策に逆行する形で認められた場合、現状のNTTグループのシェアはさらに増大し、結果的に競争事業者が市場から排除されることとなります。これにより、国民にとってサービスや料金の選択肢が狭まるといった利便の低下をまねくおそれがあることから、公正競争ルールの更なる整備・徹底を図り、禁止行為規制の潜脱防止を強化することが必要です。

総務省においては、競争政策の検証の実施にあたっては、ICT利活用の基盤となる電気通信分野において公正な競争環境を確保できるよう、上述のようなNTTの特殊性や独占性、NTTの市場支配力が市場環境に与える影響を考慮したうえで、競争政策全体の適正性を検証し判断すべきと考えます。

(KDDI)

■ 情報通信は、日本経済を牽引する基盤であるとともに、国民の生活の利便性向上、経済活性化を支える重要な社会インフラであり、ブロードバンドの普及・促進は、これらを発展させていく上で非常に重要な政策と考えます。政府においては、2010年の「「光の道」構想実現に向けた取りまとめ」のなかで、公正競争環境の整備や利活用の促進等を通じ、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用を実現することを目標に掲げています。ま

業務の統合や、活用業務制度によるNTT東西の業務範囲の拡大など、自らの論理により実質的にグループ連携を進めています。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものであり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。

よって、NTTグループに対する指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の現行規制については、引き続き維持するとともに、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要です。総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされないよう、適時適切に措置いただくことが必要です。

(ケイ・オプティコム)

■ 情報通信市場においては、急速な技術革新を背景に新たなサービスやビジネスモデルが次々と創造されており、電気通信事業者は固定とモバイル、コンテンツやアプリケーションを組み合わせることで消費者のニーズに対応しています。加えて国内外の端末ベンダやOTTプレイヤーによる多様なデバイス、サービス提供を通じてグローバルレベルの激しい競争によって市場は活性化しています。

また、このような競争環境の中で、消費者利便の向上や経営効率化施策については、我が国

た、2010年12月に策定された、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」においては、上記目標を達成すべく、制度整備の実施3年後を目途に包括的な検証を行うこととされており。制度整備の3年後にあたる2014年には、政府が掲げた目標を達成すべく、NTT等に係る累次の公正競争要件を中心として構成されている競争ルール全体の枠組み等の見直しについても十分に検証を行い、あらゆる関係者が協力の上、各種取組みを推進する必要がありますと考えます。一方、情報通信市場及び関連市場においては、後述しているとおり、日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。)を頂点とするNTTグループによる、グループ共同広告、ドコモショップでのフレッツ販売等に加え、グループ各社の料金の請求・回収代行業務等の統合(NTTグループ統合請求)等、実質的なNTTグループ連携が進められています。このような連携を行っているNTTグループは、総資産1兆円を超える事業会社を複数社擁し、情報通信市場又は関連市場において有力な地位を占めていることから、事業支配力が過度に集中する状況が生じております。このような事業支配力が過度に集中する状況において、NTT持株殿主導の下これらの会社が、グループ連携を強化することは、情報通信分野はもちろんのこと、日本経済全体に大きな影響を与えることであり、その集中度を具体的に検証する必要があると思われ。そこで、2014年を目途として実施する包括的な検証においては、一事業者の短期的な視点での利便

のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。

このように、国内のみならずグローバルに変化の激しい市場において、事業者のたゆまぬ創意工夫や経営改革意欲を損なわないよう、公正競争の確保についても電話時代のボトルネック設備を前提とした事前規制から市場環境を的確に反映した事後規制に見直していく必要があると考えます。

特定関係事業者制度については、NTT東西に対し、他の電気通信事業者から業務の受託等をする場合、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いを原則禁止するなど、極めて厳しい事前規制であることから、その運用は抑制的であるべきです。NTT東西の正当な事業活動としての創意工夫や改善努力を萎縮させ、結果としてお客様の利便を損なうことのないように、NTTグループ企業であるということ以外に明確な理由もなく、特定関係事業者制度の指定対象を拡大すべきではないと考えます。

また、前述のとおり、NTTグループのみならず他の電気通信事業者においても、お客様利便の向上や経営効率化の観点から様々な業務のアウトソーシング等を推進している状況を踏まえると、NTT東西及びNTTドコモとの取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性を著しく低下させ、本来正当な事業活動まで支障を

<p>性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受する視点に立った上で、各分野でのNTTグループの連携強化が情報通信事業分野やその周辺分野の競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>きたし、結果としてお客様利便が大きく損なわれることのないようにすることが必要不可欠と考えます。</p> <p>今後実施される包括的な検証にあたっては、電話時代の競争を前提とした既存制度について、こうした市場変化や消費者の嗜好変化を的確に把握した上で、ネットワークレイヤーのみならず端末やコンテンツ、アプリケーションレイヤまで含めた総合的な情報通信政策の見直しが必要であると考えます。</p> <p>とりわけ、他事業者がサービス提供を通じて既に実現しているお客様利便について、指定電気通信設備制度における禁止行為規制により、NTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきと考えます。</p> <p>広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受できる政策こそが今後の情報通信産業の発展の礎であり、我が国の産業競争力強化に資するものと考えます。</p> <p>(NTT持株)</p> <p>■ KDDI 殿、ソフトバンク殿のご意見の通り、NTTグループは固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあること(市場シェア FTTH：72.5%、OABJ光IP電話：62.2%、携帯電話：43.6%(※1))、及び公社時代からボトルネック設備、及び顧客基盤を継承していることを踏まえれば、排他的な共同営業や業務集約化による実質的なグループ統合により、巨大な市場支配力の行使に繋がることを懸念します。</p>	
---	--	--

	<p>従って、来年度実施される包括的検証においては、現行のNTTグループに係る累次の公正競争要件が有効に機能するように、見直しを実施することが必要不可欠と考えます。</p> <p>(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(2013年3月末)</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見3 モバイル化、ブロードバンド化、グローバル化等の市場環境、競争環境の変化や、ICT利活用の状況等を踏まえて規制の必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直し又は撤廃を行うべき。</p>	再意見3	考え方3
<p>■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。</p> <p>移動通信市場においては、過去10年間で、最大384kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.3億へと拡大し、固定通信市場に比べて約4倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTE契約数は、平成24年3月末時点で約460万契約であったものが平成25年3月末時点では約2,570万契約と急拡大しており、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。</p> <p>また、スマートフォン契約者数は、約2,570万(平成24年3月末)から約4,340万</p>	<p>■ 【要旨】</p> <p>NTT東西殿にお聞きしたい。</p> <p>「この度のNTT東西殿の意見を反映する事が、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の運用の適正性を踏まえた、『「光の道」構想に関する基本方針』の十分条件を満たす為の必要条件になるのですか？」</p> <p>この度のNTT東西殿の意見を拝読させて頂きましたが、少なくとも私には、そのように感じ取る事はできませんでした。</p> <p>なぜならば、この「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の目的とは、『2015年頃を目途に全世帯でのブロードバンドの利用という目標(「光の道」構想)の実現に向けて取り組むべき施策を策定した「基本方針」(2010年12月)の中で、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスク</p>	<p>■ 公正競争レビュー制度では、</p> <p>①固定系ブロードバンドサービスのみならず、移動系ブロードバンドサービスについても対象としていること</p> <p>②「関係主体の取組に関する検証」に当たり、ネットワーク・プラットフォーム・端末の各レイヤー間の関係についても着目していること</p> <p>③「関係主体の取組に対する検証」に当たり、ICT利活用の促進についても対象とした上で、公正競争レビュー制度の趣旨に照らして重要と考えられるものの取組について整理を行っていること</p> <p>等、市場環境、競争環境の変化やICT利活用の状況等を踏まえた検証を実施しているところである。</p> <p>2014年を目途として実施する「競争政</p>

契約（平成25年3月末）に急増しています。

このスマートフォンの利用者は、自宅ではWi-Fi+固定系ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は平成24年3月末時点では固定44万世帯、移動体66万契約であったものが、平成25年3月末には固定212万世帯、移動体386万契約（KDDI殿2013年3月期決算報告）となっております。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきています。

加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーやLINE・Skype等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大しています。特にLINEは、全世界で2億ユーザ、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数（約5,680万契約）に迫る勢いとなっております。これらの事業者はタブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末や

オース」合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置』として成り立っているからです。

確かに、NTT東西殿がご意見される通り、KDDI殿の施策等により、NTT東西殿のみならず、電力系事業者殿や独立系地域事業者殿の“単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきている事”は、私も理解し、我が国の公正競争環境および公共の福祉を害する可能性があるものと、強く懸念を共有させて頂くものです。

しかしながら、こうした独占状況や非参入障壁が構築されてしまえば、例えNTTグループ殿であっても懸念を感じる程に、我が国の公正競争環境および公共の福祉を害する可能性があるのだからこそ、まずは、NTTグループ殿ご自身が、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の「3 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証」に掲げる検証項目に正対して頂きたい、と考えます。

そうでなければ、「〇〇ができないから規制を緩和して欲しい」とは、「特殊法人としての国家的責任を果たす使命への担保から逃れる為に、規制を緩和して欲しい」とNTTグループ殿の現経営当事者が公式意見として総務省殿に寄せられているかのように、私は捉えざるを得ません。

そうでなければ、上場企業である事で、株価や配当の追求をするが故に、一般株主意向の方を重んじて、特殊法人としての役割、NTT法の「第一条：目的」「第三条：責務」を軽んじたり、「第二条：業務の第5項」の活用業務の

策の見直し」においても、上記を踏まえて策定される公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

■ 公正競争レビュー制度の運用における禁止行為等規制やNTTグループの連携等に関する御意見については、考え方30及び考え方33のとおり。

コンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。

このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。

こうした状況にありながら、これまでの公正競争レビューの検証や接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課しています。

しかしながら、

- ① IP網・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事

範囲を逸脱する為に力を注いでいるかのように、私は捉えざるを得ません。

以上、僭越な意見とはなりましたが、ご容赦ならびに本意見の本質への寛容なるご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(個人)

■ 禁止行為や累次の公正競争要件等NTTグループにおける規制の遵守状況の検証の項目において、NTTファイナンスによるNTTグループ各社の統合請求等NTT東西とNTTドコモが直接又は第三社を介して間接的に連携しているという事例や、「フレッツ・テレビ」の広告表示に関し、あたかもNTT東西が提供しているかのように誤認させる広告宣伝が未だに行われている事例等、公正競争上問題があると思われる行為が今回の意見募集において各社から指摘されています。

NTTグループは、固定通信分野、モバイル分野の両市場において非常に高い市場シェアを有し、圧倒的な市場支配力を保持し続けており、現在においてもその状況に変わりはないと認識しています。

こうした状況の中、NTTファイナンスによる統合請求の事例のように、市場支配力を有するNTTグループ各社同士が直接又は間接的に連携すると、積み重ねてきた公正な競争環境を歪める虞があります。

ケーブルテレビ事業者は、各地域において情報通信のみならず医療、福祉、安全・安心、教育、防災など、地域に根差した多種多様なサー

<p>業展開上不可欠なものにはなっていないこと、</p> <p>②NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、お客様利便の向上を阻害すること、</p> <p>からすれば、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。</p> <p>したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでみても94%（平成25年3月末）に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成25年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住</p>	<p>ビスを提供することで地域の発展に貢献し、また今後もより一層の研鑽を重ねていく所存ですが、このままでは利用者の負託に応えるべく健全な事業運営に支障をきたしかねません。</p> <p>そのため、固定通信分野、モバイル分野の両市場における圧倒的な市場支配力を利用した不適切な事業運営や、法の趣旨を逸脱したグループ連携等が行われないよう、現行の禁止行為規制を厳格に運用すべきと考えます。</p> <p>（日本ケーブルテレビ連盟）</p> <p>■ 現在の電気通信市場においては、なお、NTTグループが大きなシェアを獲得していますが、その要因は、電電公社時代からの圧倒的な経営基盤（NTTブランドを含む）とボトルネック設備の保有により、他事業者と比較して圧倒的に競争優位にあるためと考えます。</p> <p>また、NTTグループ会社による上位レイヤサービスの提供や、料金一括請求の実現は、ユーザーから見るとNTTによる垂直統合サービスにしか見えず、表記も含めて、実質的にもそのように販売されています。</p> <p>圧倒的な経営基盤とシェア、ボトルネック設備を持つ現状のNTTグループが、実質的な垂直統合サービスの推進をはかることは、電気通信市場の公正な競争を阻害するものと考えます。</p> <p>NTT法の趣旨に則り、指定電気通信設備規制、禁止行為規制等の現行規制に加え、NTTグループ各社が連携して事業運営することについても、適切な規制を行うことが必要と考えま</p>	
--	---	--

民へのブロードバンド回線を利用した告知サービス、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談やクラウド基盤上で医療機関の電子カルテ化を安価に提供する「Bizひかりクラウド Future Clinic 21ワーク」、光iフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携したデジタル教材の提供に加え、職員室の電子化を支援する「Bizひかりクラウド おまかせ校務」の提供を予定しており、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取り組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。

したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような政府が主体となったICT利活用の促進策（予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等）の一例とその実施状況の評価を紹介するだけでなく、その取り組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか検証するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた検証を行っていただきたいと考えます。

(NTT東日本)

す。
(中部テレコミュニケーション)

■ 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集（2012年度）」に対する当社意見書（平成25年8月7日提出）においても述べたとおり、日本の経済活性化のためにはICT利活用を通じて新たな付加価値を創出していくことが重要と考えます。

ICT利活用を支える重要な役割を担っている通信インフラについては、設備競争を通じたインフラ強靱化や競争によるサービス高度化を図っていくことが必要と考えます。

通信インフラの市場は、規模の大きな事業者に収斂していく特性があることに加え、もともとNTTグループの前身である日本電信電話公社が独占体制の下、通信インフラや通信サービスを提供してきたところ、利用者利益の保護、国民の利便の確保を図るため、通信自由化により「競争」が導入されたが、持株体制によりNTTグループが一体経営を維持されているという特殊な経緯があります。日本においては、そのような特殊な市場環境にあることを踏まえ、公正な競争を確保するためにNTT東・西とNTTドコモに対しては、禁止行為規制や指定電気通信設備制度といった非対称規制が設けられていると認識しています。そして、それら非対称規制等の競争政策が一定程度機能してきたことにより、NTTグループだけでなく多様な事業者が成長し、サービスの多様性や地域性、料

■ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。特に移動通信の高速ブロードバンド化については、WiMAXとLTEの契約数が約2,570万（平成25年3月末）と、FTTHユーザ（平成25年3月末で約2,390万）を超える勢いで急増しています。

このように、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへとといった具合に、これまでの垣根を越えるようになってきており、ユーザも個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。

・ 移動通信市場では、モバイルブロードバンド通信が可能な3Gユーザが約1.3億に拡大し、固定ブロードバンド通信ユーザの約4倍ものユーザがインターネットにアクセスできる環境にあります。更に、WiMAXおよびLTEによるブロードバンドサービスのユーザは約460万（平成24年3月末）から約2,570万（平成25年3月末）と、1年間で5倍以上になり、FTTHユーザ（平成

金の低廉化等が実現すると同時に、設備競争を通じて世界でいち早くFTTHやLTEといった超高速ブロードバンド環境が整備されたと理解しています。

しかしながら、固定通信分野ではNTT東・西が、モバイル分野ではNTTドコモが、両市場におけるドミナント事業者としてそれぞれ高いシェア（FTTH市場におけるNTT東・西契約者数シェア：72.5%、モバイル市場におけるNTTドコモの契約者数シェア：43.6%、「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末）」）を保持しています。通信インフラの市場では依然として旧国営のNTTグループが圧倒的な市場支配力を有し続けているという、欧米先進国では類を見ない状況は全く変わっていません。したがって、現行の非対称規制を緩和する状況にはありません。

そのような状況の中、NTTファイナンスによる統合請求のようなNTTグループ連携の事例が顕在化しているところですが、市場支配力を有するNTT東・西とNTTドコモが直接又は間接的に連携すると、上述のように通信インフラの市場の特殊性から、NTT東・西、NTTドコモのシェアがスパイラル的に上昇し、これまで一定程度機能してきた競争政策が無に帰すことになりかねません。このため、法の趣旨を逸脱したグループ連携等が行われることがないように、禁止行為規制については、むしろ強化する必要があります。

25年3月末で約2,390万)を超える勢いで急増しています。

- ・平成24年度のスマートフォンの出荷台数は約2,900万台となり、携帯電話の総出荷台数に占めるスマートフォンの割合は約70%を超えるようになってきています。スマートフォン利用者は、自宅ではWi-Fi経由で固定ブロードバンド回線を、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LANを、それ以外の屋外ではモバイルブロードバンド回線をといった具合に、1つの端末で、固定と移動の中から、最適な回線を選択しながらインターネットにアクセスするようになっていきます。そのため、他事業者もスマートフォン利用者向けに、自社のモバイルブロードバンド通信と自社又は他社の固定ブロードバンド通信を組み合わせた割引サービスを提供開始する等、スマートフォンをトリガーとした固定通信と移動通信の融合が進んでいます。その結果、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は平成24年3月末時点では固定44万世帯、移動体66万契約であったものが、平成25年3月末には固定212万世帯・移動386万契約(KDDI殿2013年3月期決算報告)になる等、FMC市場が急速に拡大し、単体の固定ブロードバンド市場やFTTHサービス市場に影響を与えるようになっていきます。
- ・GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやLINE・Skype等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションに

なお、「スマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきている」との指摘は適切ではありません。「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」の報告書に結論が示されているとおり、当社のスマートバリューのような「移動系通信+固定系通信」型の連携サービスの分析結果として、「未だ利用者数では移動系通信・固定系通信の各市場へのインパクトは限定的である。」と整理されています。

また、「FMC市場」については、競争評価2012の意見募集における「総務省の考え方」において「現在の市場の実態を十分に勘案してデータ通信(移動系)とデータ通信(固定系)等を別々の市場とし、各市場それぞれの分析・評価を行っています。」と示されており、現時点において「FMC市場」は実態として存在していないと理解しています。

加えて、NTT東・西は、線路敷設基盤については、電柱1,183万本、管路62万km(平成323年度末時点「インフォメーションNTT東日本2012」)を保有し、加入者回線については、設備シェア84.5%(「平成24年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」)を有しております。こうした線路敷設基盤や加入者回線といった設備のボトルネック性は、電話時代もIP時代も変わりません。ボトルネック設備と一体で構築されているルータ等の設備についても、市中で容易に調達可能かどうかに関わりなく、ボトルネック性を有す

<p>よる通信サービスが急拡大しています。特にLINEは、全世界で2億ユーザ、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数（約5,680万契約）に迫る勢いとなっております。これらの事業者はスマートフォンやタブレット端末上で、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するなど、端末とコンテンツ・アプリケーションサービスの一体的な提供が進展しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国では、すでに主要な通信事業者による固定・移動の垣根を越えた事業運営が主流となっており、また最近では、Vodafoneがドイツ最大手のCATV事業者であるKabel Deutschlandを買収するなど、国境や業界を跨った合従連衡も進展しています ・ こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるのであれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IPブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはI 	<p>るアクセス回線を収容する時点で設備開放義務の必要性が生じます。現行の指定電気通信設備制度は、電話かIPか、といったサービスに着目するのではなく、設備のボトルネック性に着目した制度であり、ブロードバンド・IP時代にも対応しているものと考えます。</p> <p>NTTグループのみならず当社やCATV事業者も含む競争事業者等もICT利活用促進に向けた取り組みを実施しているところであり、今後も通信事業者や地方自治体、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等の様々なプレイヤーが連携、協業し、ICT利活用の促進に寄与していくことが重要です。</p> <p>なお、通信インフラについては、通信インフラ特有の市場特性を踏まえた公正競争を確保するための枠組みが今後も必要と考えますが、個々のプレイヤーのICT利活用促進に対する貢献度は、電気通信分野における規制の在り方とは別に扱われるべきものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
---	---	--

CT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。

- ・したがって、今回、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた個別の検証だけでなく、WiMAXやLTEを含めたブロードバンドサービス市場全体の動向、更には、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響等、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえ、従来の区分に囚われない検証を行っていただく必要があると考えます。

その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業

<p>活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>		
--	--	--

1 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見4 指定しない設備を具体的に列挙する方式（ネガティブリスト方式）を維持すべきであり、また、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区分せず指定することを維持すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>■ 第一種指定電気通信設備の指定は、指定要件に基づき適切に行われていると理解しております。</p> <p>なお、昨年度の検証において適当とされた考え方（※）についても、変更すべき市場環境の変化は起こっていないと考えます。そのため、現状どおり、ネガティブリスト方式の維持、メタル・光を区別せずに指定することを継続すべ</p>	<p>■ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成24年度）」（平成25年3月29日公表）にて総務省の考え方が示されて以降、現在においてもその状況は変わっていないため、ネガティブリスト方式の採用及び、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せず指定を行うことを継</p>	<p>■ 現行の第一種指定電気通信設備（以下「一種指定設備」という。）の指定については、情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（平成19年3月30日情通審第34号。以下「3月答申」という。）において、伝送路設備及び交換等設備に対する指定方法をネガティブリスト方式（指定しない設備を具体的に列挙する方式）</p>

<p>きと考えます。</p> <p>(※)「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成24年度)」(平成25年3月29日) P18参照 URL:http://www.soumu.go.jp/main_content/000215708.pdf</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 総務省殿は、第一種指定電気通信設備の指定要件について、下記のとおり、これまでの競争セーフガード制度、または、昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」において、特段の事情の変化が認められないとして、ネガティブリスト方式の採用及び端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別しない第一種指定電気通信設備の指定という、これまでの考え方を踏襲しているところです。</p> <p>一昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西殿による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。</p> <p>一この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び本制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されな</p>	<p>続すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 【現行の指定方法の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先般の当社意見で述べた通り、殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続が必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げるものと考えます。 ・したがって、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有すると蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用すべきと考えます。 <p>【加入光ファイバについて】</p>	<p>からポジティブリスト方式(指定する設備を具体的に列挙する方式)に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある旨が示されているところである。</p> <p>昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、ネガティブリスト方式の採用が東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。また、NTT東日本とあわせて「NTT東西」という。)による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められないとしたところである。</p> <p>この点については、新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられることに加え、競争セーフガード制度及び公正競争レビュー制度において毎年度指定対象設備を検証していることを踏まえると、現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。</p> <p>■ 端末系伝送路設備については、これまでの競争セーフガード制度に基づく検証結果や公正競争レビュー制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替</p>
---	--	---

<p>なければならない」とする3月答申の趣旨に反しているものではなく、一種指定設備制度の趣旨に照らして妥当である。</p> <p>一 端末系伝送路設備については、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、メタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することは、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。</p> <p>一 ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。</p> <p>今年度も、例えばFTTH市場について、NTT東西殿の契約数のシェアは平成24年度末において、73.4%と依然として高いこと等に鑑みて、上記考え方を変更すべき特段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別しない第一種指定電気通信設備の指定を継続すべきです。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソ</p>	<p>・ 先般の当社意見で述べた通り、加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>① 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続の簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。</p> <p>② 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の2,865万世帯（平成25年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、再送信のみを含む。）に増加させていること。これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有</p>	<p>性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等に鑑みれば、合理性があると認められるとの考え方を示したところである。</p> <p>また、ボトルネック性の判断に当たり、ブロードバンドに利用されていないCATV回線や高速無線アクセス回線については、利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えない点で異なることから、これらを含めて判断することは適当でない。</p> <p>NTT東西の今回の意見や、PSTNからIP網への移行に伴うアクセス回線の移行の進展状況を考慮しても、この考え方を変更すべき特段の事情は依然認められないことから、端末系伝送路設備については、引き続きメタル・光の種別を区別せずに一種指定設備として指定することが適当である。</p> <p>■ 加入光ファイバの指定を除外すべきとの再意見については、一昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、NTT東西は、全加入者回線の9割以上の回線を有しており、競争事業者にとって、NTT東西の光ファイバを利用することが欠かせないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当としたところである。</p>
--	--	--

<p>フトバンクモバイル)</p> <p>■ ネガティブリスト方式・端末系伝送路設備の種別（メタル・光）の現行維持</p> <p>ネガティブリスト方式は、競争事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供するために必要不可欠であることから、維持することが必要と考えます。</p> <p>また、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）については、昨年度の検証結果における総務省殿の考え方から、特段の状況変化は見られないため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p> <p>■ 「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（33月末）」によれば、NTT東西殿はFTTHで72.5%、OAB～JIP電話で62.2%のシェアを占めており、市場支配力を維持している状況に変化はありません。市場支配力を行使する可能性がある以上、指定要件及び第一種指定電気通信設備の対象については、今後も引き続き継続して競争環境を維持すべきと考えます。</p> <p>（DSL協議会）</p>	<p>しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。</p> <p>③主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、更なる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。</p> <p>・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制</p>	<p>以上の状況は、現時点においてもNTT東西が全加入者回線の8割以上の回線を有する状況に鑑みれば、依然として変わりはないことから、加入光ファイバを引き続き一種指定設備に指定することが適当である。</p>
--	---	--

	<p>は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合や移動系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。・更に、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアVを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 <p>(NTT西日本)</p>	
--	---	--

■ 【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】

現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性が高いという理由で、原則として全て一種指定設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。

しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を一種指定設備とすることは、過剰な規制であると考えます。

このように、新たに導入する設備をすべて一種指定設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接

続ルールの整備について」答申（平成19年3月30日）の趣旨にも反していると考えます。

加えて、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果において「ネガティブリスト方式の採用がN T T東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可または告示改正等の行政手続が必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。

また、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社（利用部門）と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されており、こうしたご指摘は当たらないと考えます。

したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体

的に列挙する方法」に見直すとともに、一種指定設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

【加入者光ファイバ】

現行の固定系の一種指定設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を一種指定設備として規制する仕組みとなっています。

しかしながら、一種指定設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。

一 電柱・管路等の線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続も簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。

一 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して

光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI 殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。

－「光の道」構想に関する意見募集（平成22年8月17日）において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。

－KDDI 殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。

－加入者光ファイバについては、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。

なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、メタル回線と光ファイバ回線は、

①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、

	<p>②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、</p> <p>③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、</p> <p>から、メタルと光を区別せずに一種指定設備として指定することとされております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －メタル回線（DSLサービス）と光ファイバ（光サービス）との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 －電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 －当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 －また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込に対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。 <p>現に、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フレッツ</p>	
--	--	--

	<p>光のひかり電話契約者数（c h数）は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービスまたは携帯電話等へ移行したものと想定されます。</p> <p>こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、更に、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定系のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して一種指定設備とする理由にはならないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見5 一種指定設備の指定については、サービス開始前に認可申請が必要になるなど、競争上不利となることから、ネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に見直すとともに、必要最小限のものに限定すべき。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ 【現行の指定方法の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前 	<p>■ 昨年度の本検証結果にて、「ネガティブリスト方式の採用によりNTT東西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は今回の同制度に基づく検証においても特段見受けられない。」と総務省殿の考えが示されたところですが、現在もその状況に変化はないため、引き続きネガティブリスト方式の採用を維持すべきと考えま</p>	<p>■ 考え方4のとおり。</p>

<p>の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。</p> <p>・したがって、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>す。</p> <p>また、第一種指定電気通信設備として指定されているにも係らず、他事業者が必要とする機能開放が十分に行われていない状況下において、指定方式そのものをポジティブリスト方式に変更することは、決して認められるべきではありません。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成24年度）」（平成25年3月29日公表）にて総務省の考え方が示されて以降、現在においてもその状況は変わっていないため、ネガティブリスト方式の採用及び、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せず指定を行うことを継続すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ポジティブリスト方式を採用すれば、ボトルネック性を有する設備が一時指定対象とならない場合が生じ、接続事業者が迅速なサービス提供する上で支障を来すため、引き続き、ネガティブリスト方式を採用する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
---	---	--

イ 指定の対象に関する検証

意見	再意見	考え方
----	-----	-----

意見6 現在指定されている一種指定設備（NGN等）について、引き続き指定を継続すべき。	再意見6	考え方6
<p>■ 第一種指定電気通信設備の指定の対象は適切と考えます。そのため、現在指定されている第一種指定電気通信設備については指定を継続すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ <現行指定の対象について> 第一種指定電気通信設備を用いた電気通信サービスについては、昨年から競争環境に大きな変化はなく、平成25年6月27日に公表された「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末）」によると、NTT東西殿は固定電話で76.5%、FTTHで72.5%、OABJ-IP電話で62.2%のシェアを占め、引き続き市場支配力を有している状況です。従って、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備については、今後も引き続き指定を継続すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 指定対象の現行維持 現行指定対象となっているNGN、光ファイバ、WDM装置等については、NTT東西殿より概括的展望が公表され、メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションが進展していることを踏まえれば、利用者、及び競争事業</p>	<p>■ 「光の道」構想で目指した「2015年頃までに、全世帯でのブロードバンドの利用」という目標は、過当競争による不適切な営業により成すものではなく、公正な競争環境の中から生まれる各事業者の多様サービスにより実現されるべきものであると考えます。 その環境を実現する為の設備の扱いに関する考え方としては、意見募集の際に声の上がっていた、「第一種指定電気通信設備の指定対象の維持、ネガティブリスト方式の維持、ONUの開放、コロケーション・DF等リソース不足の計画的解消」などが必要であり、更に2015年を見据えると、設備の利用に前向きな事業者の要望を基にした早急なルールの整備が必要と考えます。 (アットアイ)</p> <p>■ NTT東・西が保有するメタル回線や加入光ファイバ等のアクセス回線は公社時代からの線路敷設基盤の上に構築されていること、NGNや局内装置類等はボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があることに変わりありません。 ボトルネック設備と一体で構築されるルータ等の設備は、市中で容易に調達可能かどうかに関わりなく、ボトルネック性を有するアクセス回線を收容する時点で設備開放義務の必要性が生じます。現行の指定電気通信設備制度は、電</p>	<p>■ 一種指定設備の対象の見直しについては、考え方7のとおり。</p> <p>■ NGNについては、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」（平成20年3月27日情審通第53号。以下「NGN答申」という。）において示されたとおり、シェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（FVN O）や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者（FNO）にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、NGNを一種指定設備に指定することとされたものである。 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日情通審第108号。以下「ブロードバンド答申」という。）においても、同様の点について確認がなされた上で、「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサー</p>

者にとっての不可欠性はさらに高まると考えられるため、指定対象の維持が必要と考えます。

(イー・アクセス)

- 「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末）」）によれば、NTT東西殿はFTTHで72.5%、OABJ-IP電話で62.2%のシェアを占めており、市場支配力を維持している状況に変化はありません。市場支配力を行使する可能性がある以上、指定要件及び第一種指定電気通信設備の対象については、今後も引き続き継続して競争環境を維持すべきと考えます。

(DSL協議会)

話かIPか、といったサービスに着目するのではなく、設備のボトルネック性に着目した制度であり、ブロードバンド・IP時代にも対応可能な普遍的な制度であると考えます。

また、NTT東・西の契約者数シェアは、光ファイバで72.5%、OABJ-IP電話で62.2%（「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）」）と他事業者を圧倒しており、NTT東・西は市場支配力を有し続けている状況にあることから、第一種指定電気通信設備の指定を継続することが必要と考えます。

(KDDI)

■ 【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】

- ・先般の当社意見で述べた通り、第一種指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。
- ・しかしながら、IP・ブロードバンド時代には、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用してサービス提供しているところであり、当社の

ビスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている」とされたところである。

また、NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上のボトルネック性が一層高いという特性を有している。

現在でもFTTHサービスにおけるNTT東西のシェアは71.7%（平成25年9月）、OAB~J IP電話におけるシェアも61.2%（平成25年9月、利用番号数ベース）の状況にあることを踏まえると、これらの状況は現段階においても変わりはないことから、引き続き、NGNは、一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

- 地域IP網については、NGNへの移行が進められているところであるが、現時点においてもISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点からも不可欠である状況に変わりはないと考えられる。

このため、地域IP網は、NGNへの移行の進展状況等に留意しつつ、当面は引き続き一種指定設備に指定することが必要と考えられる。

- ひかり電話網については、NGNへの移行が

	<p>NGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されており、平成24年度のNTT東西のフレッツ光の純増数は74万であるのに対し、LTEの純増数は約1,800万、WiMAXの純増数は300万、NTT東西以外のFTHサービスの純増数は82万となっています。 ・また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ch数）は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTHサービスまたは携帯電話等へ移行したものと想定されます。 ・こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 	<p>進められているところであるが、現時点においても、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、また、OAB～J IP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成25年9月時点で61.2%（利用番号数ベース）であることから、NGN答申において一種指定設備に指定することが必要とされた状況に変わりはないと考えられる。</p> <p>このため、ひかり電話網は、引き続き一種指定設備に指定することが必要と考えられる。</p> <p>■ メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。</p> <p>なお、NTT東日本からは、接続事業者が自前敷設した芯線数の割合が高いとの意見が示されているが、これについては、接続事業者が局内光ファイバを自前敷設するのは主として一回の工事により大きな需要に対応できる場合であることを踏まえる必要があり、「他事業者も計</p>
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に第一種指定電気設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・なお、昨年度の公正競争レビューの検証結果においては、従来の考え方を踏襲するだけにとどまっていますが、このような市場環境・競争環境を踏まえた検証が必要と考えます。 【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】 ・先般の当社意見で述べた通り、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。 <ul style="list-style-type: none"> ①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ②現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロー 	<p>画的に所定の手続、自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能」との意見については、実態を十分に考慮した上で、更に検証することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 戸建て向け屋内配線については考え方10のとおり。 ■ WDM装置については、装置類の市場調達性のみから判断するべきではなく、中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものであることから、ボトルネック性がないと判断することは適当ではない。 ■ イーサネットサービス等のデータ通信網については、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果に示したとおり、現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない。 このため、イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできない。 以上を踏まえれば、イーサネットサービス等のデータ通信網について、現時点において指定の対象外とすることは適当ではない。
--	--	--

	<p>ドバンドサービス市場で見た場合、当社の契約者数シェア（平成24年度末）は西日本マクロで50.1%、府県別では最小で約38%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約42%に過ぎないこと。</p> <p>また、純増数シェアをエリア別に見ると、西日本マクロで平成23年度は64.4%であったのに対し、平成24年度では45.7%まで低下しており、特にFTTH市場での競争が激しい近畿圏では平成23年度では約51.9%であったのに対し、平成24年度では39.7%まで低下していること。</p> <p>更に、移動系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか11.1%程度に過ぎないこと。</p> <p>③ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、0AB～J IP電話、CATV電話、050-IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは約42%程度（平成24年度末）、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば8.5%程度（平成24年度末）に過ぎないこと。</p> <p>加えて、LINEのユーザ数が全世界で2億ユーザ（平成25年7月）を超え、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在するなど、コミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが</p>	<p>■ 加入光ファイバについては、考え方4のとおり。</p>
--	--	---------------------------------

	<p>急拡大する中、従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用しているお客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェアは更に小さくなるものと想定されること。</p> <p>④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>⑤主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。</p> <p>・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <p>・先般の当社意見で述べた通り、イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送</p>	
--	--	--

	<p>装置（OLT）、光局内プリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>②現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社のコロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <p>・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置</p>	
--	--	--

	<p>類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【F T T Hサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先般の当社意見で述べた通り、戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。 <p>(N T T 西日本)</p> <p>■ 【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】</p> <p>第一種指定電気通信設備（以下、一種指定設備という。）制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であっ</p>	
--	--	--

たことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。

しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。

現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されており、平成24年度のNTT東西のフレッツ光の純増数は74万であるのに対し、LTEの純増数は約1,800万、WiMAXの純増数は300万、NTT東西以外のFTTHサービスの純増数は82万となっています。

また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ch数）は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービスまたは携帯電話等へ移行したものと想定されます。

こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。

したがって、今年度の検証にあたっては、総務省殿においては、従来の検証に留まることなく、上述のような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。

なお、昨年度の公正競争レビューの検証結果においては、従来の考え方を踏襲するだけにとどまっていますが、このような市場環境・競争環境を踏まえた検証が必要と考えます。

【NGN、地域IP網及びひかり電話網】

当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。

(1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、または当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備

	<p>を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。</p> <p>－他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバやコロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。</p> <p>＜中継光ファイバの提供実績＞ 154事業者、3,950区間、約7.7万芯（平成25年3月末）</p> <p>＜コロケーションの提供実績＞ 80事業者、2,074ビル、約4.5万架（平成25年3月末）</p> <p>－また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続の迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。</p> <p>（2）競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網（NGNを含む）を規制する理由はないこと。</p> <p>－固定系ブロードバンド市場における、当社の契約数シェア（平成24年度末）は58.1%、特に首都圏では51.6%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。</p>	
--	--	--

	<p>－FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、当社の純増数シェアは平成23年度では79.7%であったのに対し、直近の平成24年度では48.9%まで低下しています。</p> <p>更に、純増数シェアをエリア別に見ると、首都圏においても48.3%となっている他、特に、群馬県、長野県、山梨県では純増数シェアが3割を下回る状況となっております。</p> <p>－冒頭で述べたとおり、WiMAXやLTEの契約者数が拡大し、移動通信における超高速ブロードバンド化が急速に進展していることや、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、移動系を含めたブロードバンド市場全体の中の1つのネットワークとして当社のIP通信網（NGNを含む）を捉えることが適当であり、当該市場におけるNTT東西の契約数シェア（平成25年3月末）は11.1%に過ぎません。（3）加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。</p> <p>－「光の道」構想に関する意見募集（平成22年8月17日）において、米国電気通信協会殿から、 「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する</p>	
--	---	--

	<p>規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」</p> <p>「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」</p> <p>といった意見が提出されております。</p> <p>なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果において示されているNGN、地域IP網及びひかり電話網を一種指定設備とする理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。</p> <p>《NGNの検証結果》</p> <p>昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、当社のNGNについて、</p> <p>①NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者（FVNO）や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者（FNO）にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ、利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、</p>	
--	--	--

	<p>②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上のボトルネック性が一層高いという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、</p> <p>③今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNにおいて、多様な事業者が、競争的なサービスや多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっていること、</p> <p>から、引き続き一種指定設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <p>ーシェアについていえば、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。</p> <p>ーまた、シェアの見方についていえば、固定系ブロードバンド市場における、当社の契約数シェア（平成25年3月末）は58.1%、特に首都圏では51.6%と熾烈な競争が展開されていること。</p> <p>FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、当社の純増数シェアは平成23年度では79.7%</p>	
--	--	--

	<p>であったのに対し、直近の平成24年度では48.9%まで低下していること。</p> <p>更に、純増数シェアをエリア別に見ると、首都圏においても48.3%となっている他、特に、群馬県、長野県、山梨県では純増数シェアが3割を下回る状況となっていること。</p> <p>移動系を含めたブロードバンド市場全体におけるNTT東西の契約数シェア（平成25年3月末）は11.1%に過ぎないこと。</p> <p>－FVNOやFNOにとっての不可欠性という観点についていえば、それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを一種指定設備とする理由とはならないこと。</p> <p>また、一般収容ルータ接続、一般中継局ルータ接続について、提供開始以降、他事業者との接続の実績はなく、それでも他事業者はブロードバンド事業を展開していることからすれば、当社のNGNが他事業者の事業展開上、不可欠とは言えないこと。</p> <p>むしろ、当社のIP網だけを一種指定設備とすることによって、例えば、ひかり電話網との接続において、お互いに接続料を支払う関係にありながら、接続する他事業者の接続料は当社接続料より高額に設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」といった弊害が生じていること。</p> <p>－当社のNGNは「他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を</p>	
--	--	--

	<p>有している」「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される」とされていることについていえば、IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。加えて、LTEやWiMAXの契約数が、FTTHユーザを超える勢いで急増し、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎず、当社のNGNは必ずしもPSTNの移行先の基幹的なコア網となるわけではないこと。</p> <p>－アクセスとネットワークの一体性についていえば、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。</p> <p>－多様なサービス等を柔軟に提供できる環境の整備が重要ということであれば、当社と他事業者との取引条件については、ビジネスベースの取引に委ね、自由かつ機動的な連携・協業を可能とする方が、多様なサービスが進展し、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大につながるものと考えられること。</p>	
--	---	--

	<p>《地域 I P 網の検証結果》</p> <p>昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、地域 I P 網について、</p> <ul style="list-style-type: none"> －現時点においても N T T 東西合計で 1 6 0 社の I S P 事業者が地域 I P 網に接続している状況等を踏まえれば、地域 I P 網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、 <p>から、引き続き一種指定設備として指定することが当面必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －当社の場合、I S P フリーのオープン型モデルを採用し、I S P 事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。 －また、I S P 事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 －今後、地域 I P 網は、利用が拡大しているフレッツ光では利用する予定がないこと。 <p>《ひかり電話網の検証結果》</p> <p>昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、ひかり電話網について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サー 	
--	---	--

	<p>ビスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、</p> <p>② O A B ~ J I P 電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは平成24年12月末時点で63.0%（番号ベース）であること、</p> <p>から、引き続き一種指定設備に指定することが必要とされています。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <p>－それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを一種指定設備とする理由とはならないこと。</p> <p>むしろ、当社のひかり電話網だけを一種指定設備とすることによって、ひかり電話網との接続においてはお互いに接続料を支払う関係にありながら、接続する他事業者の接続料は当社接続料より高額に設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」といった弊害が生じていること。</p> <p>－ N T T 東西の加入電話・ I S D N 以外の直収電話、 O A B ~ J I P 電話、 C A T V 電話、 O 5 0 - I P 電話の合計に占める N T T 東西の O A B ~ J I P 電話シェアは42.1%（平成25年3月末）に過ぎないこと。</p> <p>また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。</p>	
--	---	--

	<p>一更に、携帯電話の契約者数が1.3億（平成25年3月末）を超える中で、NTT東西のひかり電話は約1,500万ch（平成25年3月末）程度であり、加入電話や携帯電話、IP電話等電話サービス全体のシェアで見れば、NTT東西のひかり電話のシェアは8.5%に過ぎないこと。</p> <p>加えて、LINEのユーザ数が全世界で2億ユーザ（平成25年7月）を超え、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在するなど、コミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大する中、従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用しているお客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェアは更に小さくなるものと想定されること。</p> <p>【局内装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>一メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者はコロケーションを利用して自ら設置しており、メディアコンバータにおいてはこれまで他事業者の利用実績はなく、OLTにおいても長期にわたり他事業者の利用がないこと。</p> <p>こうした状況は、局内装置類にボトルネック性がないことの証左であること。</p>	
--	--	--

ー局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した平成13年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、平成15年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、86%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。

自前局内光ファイバの割合：86%
(局内光ファイバ総数55.5万芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ47.7万芯(平成25年3月末)の割合)

なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのポトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ポトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、一種指定設備の対象外とすることは適当でないとされています。

しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ポトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせで独自のIP通信網を構築しております。

また、当社のIP通信網も、オープン化され

た加入者光ファイバと局内装置を組み合わせて構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、上記の理由については、合理性はないと考えます。

【イーサネット系サービス等のデータ通信網】

イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、一種指定設備の対象から除外していただきたいと考えます。

ーイーサネット系サービスの市場における当社のシェアは、18.3%（平成25年3月末）であり、競争は十分に進展していること。

ーまた、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社または電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。

なお、昨年度の公正競争レビュー制度に基づく検証結果では、イーサネット系サービス等のデータ通信網について、

- ①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、
- ②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワー

	<p>クを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、</p> <p>から一種指定設備の対象外とすることは適当でないと言われております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">－専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。－現に他事業者は、当社の中継光ファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネット系サービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。 <p>【F T T Hサービスの屋内配線】</p> <p>「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（平成21年10月16日）において、戸建て向け光屋内配線については一種指定設備とすることが適当とされ、平成22年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の光屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、一種指定設備に該当しないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none">－屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。－現に、F T T Hサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通	
--	---	--

	<p>信（PLC）等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者（CATV事業者）等、様々であること。</p> <p>—また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継光ファイバ等と組み合わせて、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、一種指定設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>（NTT東日本）</p>	
<p>意見7 市場環境等の変化を踏まえ、一種指定設備の対象を検証し、見直すべき。また、NGN等のIP通信網は、現に他事業者は独自のIP網を構築するなど、ボトルネック性はないことから、一種指定設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ これまでの公正競争レビューの検証や接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNT</p>	<p>■ NTT東・西殿のNGN等を第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきではありません。NTT東・西殿は、競争が進展している旨を主張されていますが、そもそも、競争が成立するのはNTT東・西殿やKDDI株式会社</p>	<p>■ 一種指定設備の対象については、公正競争レビュー制度による運用を通じて毎年度検証することとしており、今年度においてもブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン（平成24年5月策</p>

<p>Tグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課しています</p> <p>① IP網・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、</p> <p>② NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせ合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、お客様利便の向上を阻害すること、</p> <p>からすれば、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。</p> <p>したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 【指定電気通信設備規制に対する基本的な考</p>	<p>殿、電力系事業者など光ファイバや電柱等の設備を所有する大手事業者に限られ、弊社をはじめとした中小規模の通信事業者がNTT東・西殿と同等のNGNを構築することは極めて困難です。したがってNTT西日本株式会社殿の主張は現実的に妥当ではありません。</p> <p>(Zip Telecom)</p> <p>■ インターネット接続を提供するISP事業者等、多くの通信事業者にとって、東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東」とします）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西」とします）殿のNGNと同等のネットワークを構築することは、資金を含みソースの制約等から実質的に不可能です。また、FTH市場における契約数のシェアが73.4%（平成24年度末）と依然として高いこと等も踏まれば、NGNがボトルネック設備であることは明らかであり、引き続き第一種指定電気通信設備の指定を継続すべきであると考えます。</p> <p>仮に、NGNが第一種指定電気通信設備の対象から外れた場合、NGNとISPネットワークの相互接続が円滑に行われなくなるおそれがあるなど、ISP市場の健全な発展を阻害することにつながるものと考えます。</p> <p>(BBIX)</p> <p>■ 先般の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制の運用に関する意見募集」（以下、「本意見募集」とします。）において述べたとおり、第一種指定電気通信設備を用い</p>	<p>定。以下「公正競争レビュー制度運用ガイドライン」という。）に規定する考え方に基づき、その妥当性・適正性の確保に努めることとしている。</p> <p>■ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、考え方6のとおり。</p>
--	--	---

【え方】

- ・ 第一種指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。
- ・ しかしながら、IP・ブロードバンド時代には、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用してサービス提供しているところであり、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。
- ・ 現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されており、平成24年度のNTT東西のフレッツ光の純増数は74万であるのに対し、LTEの純増数は約1,800万、WiMAXの純増数は300万、NTT東西以外のFTTHサービスの純増数は82万となっています。
- ・ また、NTT東西の加入電話契約者数は、平成10年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、平成25年3月末時点では約2,900万へと減少しています。一方、フ

た電気通信サービスについては、昨年から競争環境に特段の大きな変化はありません。東日本電信電話株式会社殿及びNTT西日本（以下、「NTT東西」とします。）殿は、FTTH市場で72.5%、OABJ-IP電話市場では62.2%（平成25年3月末時点）と依然として高いシェアを占めています。NTT東西殿の次世代ネットワーク（以下、「NTT-NGN」とします。）、ひかり電話網については、NTT東西殿の地域IP網や固定電話網のユーザが将来的に移行していくことから、競争事業者にとっては、事業展開上の不可欠性等がより高くなっていくと想定されます。このような状況からも、NTT-NGNやひかり電話網については、サービスの多様化、低廉化のため、より一層競争を促進する施策を講じる必要があると考えます。

以上のことから、情報通信審議会答申（平成20年）「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」にて示されているとおり、引き続き、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ NTT東・西が保有するメタル回線や加入光ファイバ等のアクセス回線は公社時代からの線路敷設基盤の上に構築されていること、NGNや局内装置類等はボトルネック設備であるアクセス回線と一体で構築されていることから不可欠性があることに変わりありません。

<p>レッツ光のひかり電話契約者数（c h数）は、平成25年3月末時点で約1,500万程度であり、加入電話のピーク時に比べると約1,900万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービスまたは携帯電話等へ移行したものと想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に第一種指定電気設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・なお、昨年度の公正競争レビューの検証結果においては、従来の考え方を踏襲するだけにとどまっていますが、このような市場環境・競争環境を踏まえた検証が必要と考えます。 <p>【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかです。 	<p>ボトルネック設備と一体で構築されるルータ等の設備は、市中で容易に調達可能かどうかに関わりなく、ボトルネック性を有するアクセス回線を収容する時点で設備開放義務の必要性が生じます。現行の指定電気通信設備制度は、電話かIPか、といったサービスに着目するのではなく、設備のボトルネック性に着目した制度であり、ブロードバンド・IP時代にも対応可能な普遍的な制度であると考えます。</p> <p>また、NTT東・西の契約者数シェアは、光ファイバで72.5%、OABJ-IP電話で62.2%（「電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）」）と他事業者を圧倒しており、NTT東・西は市場支配力を有し続けている状況にあることから、第一種指定電気通信設備の指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>（KDDI）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ NGN等については、以下の理由から利用者及び接続事業者にとっての不可欠性が高いと考えられるため、引き続き第一種指定電気通信設備（以下、一種指定設備）の対象とすることが必要と考えます。 <p>①NTT東西殿のFTTHにおける市場シェアは72.5%、OABJ-IP電話62.2%と依然として独占化傾向にあり、昨年度の総務省殿の考え方から特段の状況変化は無いこと。</p> <p>②2010年11月に、NTT東西殿がPST</p>	
---	--	--

<p>①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>→別添1</p> <p>②現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社の契約者数シェア（平成24年度末）は西日本マクロで50.1%、府県別では最小で約38%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約42%に過ぎないこと。</p> <p>→別添2</p> <p>また、純増数シェアをエリア別に見ると、西日本マクロで平成23年度は64.4%であったのに対し、平成24年度では45.7%まで低下している。特にFTTH市場での競争が激しい近畿圏では平成23年度では約51.9%であったのに対し、平成24年度では39.7%まで低下</p>	<p>Nの概括的展望を示し、今まさに、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場にて、IP網同士の接続における接続形態や移行方法について議論されているところであり、今後NGNとの接続の必要性が更に高まると考えられること。</p> <p>③メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションの進展により、「メタル・PSTNサービス（加入電話、ISDN、ADSL等）におけるNTT東西殿の顧客基盤」及び、「PSTNの廃止に伴いサービス基盤を失う競争事業者によるサービス（マイライン、ドライカップ電話、ADSL等）」にて、NTT東西殿のFTTH、OAB光JIP電話への移行が進み、独占が拡大する虞があること。</p> <p>（イー・アクセス）</p>	
---	---	--

しております。

さらに、移動系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか11.1%程度に過ぎないこと。

→別添3

- ③ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB-JIP電話、CATV電話、050-IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは約42%程度（平成24年度末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8.5%程度（平成24年度末）に過ぎないこと。

加えて、LINEのユーザ数が全世界で2億ユーザ（平成25年7月）を超え、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在するなど、コミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大する中、従来の電話サービスの代替として、こういったサービスを利用しているお客様が相当数いらっしゃることを踏まえると、ひかり電話の実体的なシェアはさらに小さくなるものと想定されること。→別添4

- ④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトル

ネットワーク性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。

⑤主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられているのは日本だけであること。

・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていること、から、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

(別添1)

【別添1】当社の経路敷設設備、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化

・本社・管轄等の線路敷設設備、アクセス回線、NGN等のネットワークは十分にオープン化されており、他事業者は当社が提供する素材を自由に組み合わせて、独自のIPネットワークを構築可能

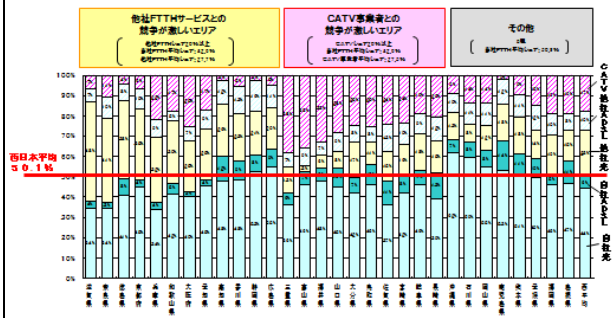
接続形態	ネットワーク	NTT西/東	電力系・CATV事業者 KDDI(東電エリア・CTC)	KDDI SBB等DSL事業者	【想定】 CATV事業者等
		アクセス	NTT西/東 NGN等	自前 IPネットワーク	自前 IPネットワーク
		光ファイバ メタル回線 ツイステッドペア等	自前光ファイバ 自前回線	光ファイバ メタル回線 ツイステッドペア等	自前光ファイバ 自前回線
契約数 (NTT西/東対)		FTTH:1,730万契約 ADSL:185万契約	FTTH:656万契約		0契約
			CATV:601万契約	ADSL:358万契約	
NTT西/東が 提供する素材		-	線路敷設設備 (電柱・管線等)	光ファイバ/加入ターファイバ/ メタル回線(ドライカバ等) 局舎コロケーション	NGN等の 収容機接続機器
貸出実績 (NTT西/東対)		-	電柱:494万本 管路・とう道:4,812km	加入ターファイバ:96万本 ドライカバ等:654万契約 局舎コロケーション:9.2万架	平成13年からアンバンドル しているが、利用実績は蓄積

※資料元: 注釈事項は別添1の別添2参照。* H23.3月実績値。H23.3月実績値。H24.12月実績値。
※資料元: 注釈事項は別添1の別添2参照。* H23.3月実績値。H23.3月実績値。H24.12月実績値。

(別添2)

【別添2】固定ブロードバンドサービス市場（FTTH、CATV、DSL）のシェア

- ・30府県中11府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。
- 12府県にて電力系事業者のFTTHサービスと熾烈な競争が展開
- 10県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開

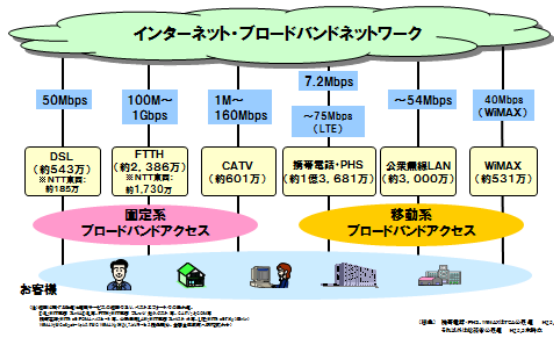


(出典：総務省公共通信局及び各社調べ、H25.3月時点)

(別添3)

【別添3】多様なブロードバンドアクセスが展開

・固定系ブロードバンドアクセスであるDSL・FTTH・CATVに加え、携帯電話、公衆無線LAN等の移動系ブロードバンドアクセスも展開されており、お客様は多様なアクセス手段を選択可能。



(別添4)

<p style="text-align: center;">【別添4】IP電話市場の競争状況</p> <p>・市場を広く捉えると、当社のDかり電話は、市場支配的であるとは言えない。 ●050-IP電話、直取・CATV電話を合わせると、42.1% ●050-IP電話、直取・CATV電話、携帯電話・PHSを含めると、8.5%</p> <p>(NTT西日本)</p>		
<p>意見8 NTT東西の局内装置類及び局内光ファイバは、加入光ファイバと既に切り離されていることから、一種指定設備の対象から除外すべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ 【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、IP網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達</p>	<p>■ 【メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバ】</p> <p>昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（以下、「本検証結果」とします。）における総務省殿の考え方で示されているとおり、「メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものである」ことから、当該装置のみを切り出して、指定対象とすべきか判断を行うこと自体が不適切です。そのため、一部事業者における自前設置の実績をもってボトルネック性の有無を判断することは適当ではな</p>	<p>■ メディアコンバータやOLT等の装置類、局内光ファイバ及びイーサネットサービス等のデータ通信網については、考え方6のとおり。</p>

<p>し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>②現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、もしくは、当社の光アクセスと当社のコロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。</p> <p>③アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたい 	<p>く、ボトルネック設備と一体として設置・機能する以上、競争事業者の利用を前提とすべきであり、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>【WDM装置】</p> <p>WDM装置は、昨年度の本検証結果にて、総務省殿が考え方を示されているとおり、「中継ダークファイバと一体として設置され、ネットワークの一部として機能するものである」と整理されており、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>【イーサネット系サービス等のデータ通信網】</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網についても、昨年度の本検証結果にて総務省殿が考え方を示されているとおり、従来、「その他の専用線等と伝送路を共有しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではない」という状況であり、現状も特段大きな変化はないことから、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 昨年度のレビュー制度の運用に関する意見募集及び再意見募集に寄せられた意見に対する総務省の考え方（平成25年3月29日）において、</p>	
--	---	--

<p>とを考えます。 (NTT西日本)</p>	<p>「メディアコンバータやOLT等の装置類及び局内光ファイバについては、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない。</p> <p>以上の点を踏まえれば、現時点においても、局内装置類及び局内光ファイバについて指定の対象外とすることは引き続き適当ではない。」</p> <p>と示されたとおり、局内装置類及び局内光ファイバについては、第一種指定電気通信設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されているものであるため、ボトルネック性を有している加入光ファイバから切り出して判断すべきではなく、第一種指定電気通信設備の指定の対象外とすることは適当ではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 局内装置類、局内光ファイバについては、以下の理由から利用者及び競争事業者にとっての不可欠性が高いと考えられるため、引き続き第一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>①昨年度の総務省殿の考え方にて示されている通り、加入光ファイバと一体的に設置・機能するものであり、加入光ファイバと切り離してボトルネック性を判断することは難しいこと。</p> <p>②2010年11月にNTT東西殿がPSTN</p>	
-----------------------------	---	--

	<p>の概括的展望を示し、今後IP化の進展が見込まれることを考慮すれば、競争事業者がNGNを利用した創意工夫あるサービスを提供することが期待され、必要性が一層高まると想定されること。</p> <p>また、WDM装置については、現状WDM空き波長のアンバンドルが、当社をはじめとした接続事業者にとって中継DFの空きが無い際の有効な代替手段となっており、ネットワークを円滑に構築することに寄与しているため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
意見9 加入光ファイバについて、一種指定設備の対象から除外すべき。	再意見9	考え方9
<p>■ 【加入光ファイバについて】</p> <p>・加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>①指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IP・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展してい</p>	<p>■ NTT東西殿は、公社時代から引き継いだ電柱や管路等の線路敷設基盤や、それらを利用して構築される光ファイバ回線等の大半を有している市場支配的事業者である一方、競争事業者がこれらの設備を自ら敷設することは容易ではなく、NTT東西殿の光ファイバを利用することが欠かせない状況であることに変化はありません。また、今後、益々メタル回線やPSTNからのマイグレーションが加速する中、NTT東西殿が構築する光ファイバ回線等が、第一種指定電気通信設備の対象から除外されることがあれば、NTT東西殿の独占がより拡大する恐れがあります。以上のことから、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備として指定を継続することは当然であると考えます。</p>	<p>■ 加入光ファイバについては、考え方4のとおり。</p> <p>■ 端末系伝送路設備におけるメタル・光の種別の区別については、考え方4のとおり。</p>

<p>ること。</p> <p>②現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を1.8倍の2,865万世帯（平成25年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、再送信のみを含む。）に増加させていること。これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。</p> <p>③主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、厳格な提供義務が課せられてい</p>	<p>また、平成22年12月公表の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「光の道」構想実現に向けて取りまとめ」においても、「競争事業者は、NTT東西のポトルネットワーク設備（加入光ファイバ等）を利用してサービス提供することが不可欠であるため、NTT東西の接続料の低廉化等は、事業者間競争を活性化し、ユーザ料金の低廉化を促進する上で重要となる」とされているところであり、加入光ファイバについては、その接続料の低廉化等についても継続して推進することが適切と考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>■ NTT東西殿の加入光ファイバについては、競争セーフガード制度に基づく検証結果（2007年度）において、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有している」とされていますが、現時点においても状況の変化は見られず、このことが固定通信市場におけるNTT東西殿のシェアが高止まりしている要因の一つとなっているものと考えられます。</p> <p>よって、NTT東西殿の加入光ファイバと、ゼロから敷設をしている弊社のような設備事業者の光ファイバを第一種指定電気通信設備として同等に取り扱うのは適切ではなく、仮にこのような措置がなされた場合には、これまでの固定通信市場における健全な設備競争が阻害さ</p>	
--	---	--

るのは日本だけであること。

これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。

・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。

れ、お客様の利便性を著しく損なうものと考えます。

（ケイ・オプティコム）

■ 固定通信分野では、NTT東西が70%を超えるシェアを維持しており、ドミナント事業者であることは変わっていないことから、現時点で現行のシェア基準値（50%）を見直す合理的な理由はないと考えます。

（中部テレコミュニケーション）

■ NTT東・西が保有するメタル回線や加入光ファイバは、公社時代から引き継いだ線路敷設基盤の上に構築されていることからボトルネック性があることは明白です。さらに、NTT東・西は、線路敷設基盤同様、公社時代から顧客基盤を引き継いでおり、競争上の優位性を保持している状況にあります。それらに起因してNTT東・西はFTTH市場において72.5%と非常に高い契約者数シェアを有しており、圧倒的な市場支配力を保持し続けている状況に変わりありません。

したがって、加入光ファイバについては第一種指定電気通信設備の指定を維持することが必要と考えます。

なお、欧米において光ファイバへのアンバンドル義務がない背景として、そもそも日本のように光ファイバの敷設が進んでいない事情があります。光ファイバの普及が進むスウェーデンにおいては、光ファイバに対するアンバンドル義務が課されています。

<p>・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合や移動系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p> <p>・さらに、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p> <p>（NTT西日本）</p>	<p>（KDDI）</p> <p>■ 加入光ファイバは、以下の理由から利用者及び競争事業者にとっての不可欠性が高いと考えられるため、引き続き一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>①FTTHにおけるNTT東西殿の市場シェアは72.5%、設備シェアは78.4%（※2）と依然として独占化傾向にあり、加入光ファイバの指定はサービス競争の展開に必要不可欠であること。</p> <p>②ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度（以下、本制度）の枠組みで進められているブロードバンドの普及促進においては、FTTH市場におけるサービス競争の促進による料金低廉化や利用者におけるサービス選択制の確保が必要不可欠であること。</p> <p>③メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションの進展により、「メタル・PSTNサービス（加入電話、ISDN、ADSL等）におけるNTT東西殿の顧客基盤」及び、「PSTNの廃止に伴いサービス基盤を失う競争事業者によるサービス（マイライン、ドライカップ電話、ADSL等）」にて、NTT東西殿のFTTH、OABJ光IP電話への移行が進み、独占が拡大する虞があること。</p> <p>（※2）平成24年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況 （イー・アクセス）</p>	
---	---	--

■ N T T西日本殿は、弊社が平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集の際に応募した意見の一部を抜粋され、「加入光ファイバについては、ボトルネック性がないこと」を証明する根拠の1つにしております。

N T T西日本殿が抜粋された記述は、確かに当時弊社が述べた意見の一部ですが、この意見は、前後の文脈はもとより当時の意見書の背景を含めて引用いただくべきものと考えます。即ち、設備競争に対し消極的な意見がある中での議論において、弊社が申し述べたのは『公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせて実現すべきである』という意見です。

抜粋された記述の前後では、『なお、設備競争と両輪であるサービス競争については、公正競争促進の観点から、ボトルネック設備所有事業者の影響抑制のためのドミナント規制の堅持及び強化（活用業務や目的達成業務の見直しなど）、総合的な市場支配力への対応の検討が必要と考える。』

『当社としては、設備競争促進としての設備競争への通信事業者の参入の呼び水となるような各種施策の充実（線路敷設基盤の借用の簡略化など）や、サービス競争促進としてのレバレッジの抑止も含めたドミナント規制の強化及び総合的な市場支配力への対応検討など、効果的な政策の検討を改めて要望する。』と申し述べております。

そもそも弊社は、当該意見書の中で、『サービス基盤未整備エリアの基盤整備については、採算性等の問題から、民による整備は困難であ

	<p>るため、総務省主導による「ブロードバンドゼロ地域解消」にて実績があり、実現可能性の高い「公設民営」等の検討・導入を要望する』等とも述べており、自前でのネットワーク構築が全ての場合において可能であるとの立場は取っておりません。また、（一社）日本ケーブルテレビ連盟殿等も、線路敷設権や電柱・管路の利用については意見を申し述べており、設備競争が対等な状況で行われているとは必ずしも言えません。</p> <p>以上のとおり、今回のNTT西日本殿の抜粋は、弊社が当時申し述べた意見の本旨を正確に反映したものではないと感じておりますので、弊社意見を根拠とされることには違和感を禁じえません。</p> <p>(ジュピターテレコム)</p>	
<p>意見10 FTTNサービスの戸建て向け屋内配線については、一種指定設備から除外すべき。</p>	<p>再意見10</p>	<p>考え方10</p>
<p>■ 【FTTNサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <p>・戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネックがないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>■ 現在、「引き通し」形態による屋内配線の設置が主流となっており、FTTNサービスの戸建て向け屋内配線は、第一種指定電気通信設備である引込線と一体となっていることが明確であることから、引き続き、第一種指定電気通信設備として指定を継続することが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ル</p>	<p>■ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月16日情通審69号。以下「接続ルール答申」という。）において示されたとおり、屋内配線はサービスを事業者が提供しそれを利用者が享受する上で、その利用が事業者・利用者双方にとって不可欠となる設備であり、屋内配線に係る公正競争環境を整備することは、接続事業者の事業展開及び利用者利便の向上の観点から重要な意味を有する。</p> <p>NTT東西のFTTNサービスについて、そ</p>

	<p>ールの在り方について」答申（平成21年10月16日）における整理を変更すべき特段の理由は認められず、NTT東・西が設置する戸建て向け屋内配線は、引き続き第一種指定電気通信設備に該当すると考えます。</p> <p>また、集合住宅向け屋内配線についても、第一種指定電気通信設備として指定されている加入光ファイバと一体的に敷設されていることからボトルネック性があるため、第一種指定電気通信設備に指定すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 戸建て光屋内配線については、FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアが72.5%と依然として独占化傾向にあり、競争事業者がサービス競争を展開する上で必要不可欠な設備と考えられるため、引き続き第一種指定設備の対象とすることが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>の戸建て向け屋内配線は、NTT東西が自ら設置するため、NTT東西のFTTHシェアと戸建て向け屋内配線のシェアは基本的に同水準になると考えられる。現在、コスト削減の観点から、「引き通し」形態による屋内配線の設置が進められているが、第一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているNTT東西のみが可能であり、接続事業者には可能とは言えない。この点からも、外壁の内外で位置付けを違える取扱いは、イコールフットィングを確保できない状況を招来するため、適当ではない。</p> <p>以上の点から、接続ルール答申において、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、第一種指定設備に該当すると整理されたところであり、平成22年9月に戸建て向け既設屋内配線の転用についてNTT東西の接続約款の変更を認可している。</p> <p>以上の状況は現時点においても変わりはないことから、NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は引き続き第一種指定設備に指定することが適当である。</p> <p>■ マンション向け屋内配線については、接続ルール答申において、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT東西のFTTHのシェアとマンション向け屋内配線のシェアが連動しないこと等から、第一種指定設備には該当しないものと整理されている。</p> <p>また、ブロードバンド答申においても、この点について改めて検討が行われ、「マンション</p>
--	--	--

		<p>向け屋内配線には光配線方式、LAN配線方式、VDSL配線方式の3種類があり、そのうち光配線方式がNTT東西のマンション向けFTHサービスに占める割合は、接続ルール答申時（2009年10月）には約3%であったが、2011年3月末時点では約17%（NTT東日本）、約16%（NTT西日本）まで上昇している。これに対し、VDSL方式は接続ルール答申時には約97%であったが、2011年3月末時点では約80%（NTT東日本）、約84%（NTT西日本）に低下している。以上の状況は光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当」とされたところである。</p> <p>光配線方式がNTT東西のマンション向けFTHサービスに占める割合は、平成25年3月末時点で、約27%（NTT東日本）、約30%（NTT西日本）、また、VDSL方式等の比率はNTT東西とも約70%となっているが、この状況は光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられる。</p>
<p>意見11 IPoE方式を提供するために利用が不可欠であるNTT東西の県間網及びゲートウェイルータについても、一種指定設備として指定し、PPPoE方式と同様の費用負担の考え方を適用すべき。</p>	<p>再意見11</p>	<p>考え方11</p>
<p>■ <現行指定の対象について> 弊社は東日本電信電話株式会社殿及び西日本</p>	<p>■ 「NTT東西殿の県間網及びゲートウェイルータについても、第一種指定電気通信設備とし</p>	<p>■ IPoE方式の費用負担方法については、平成24年12月18日付け情報通信行政・郵政</p>

電信電話株式会社殿（以下、あわせて「NTT東西殿」という。）のNGN（以下、「NTT-NGN」という。）上におけるVNEとして、IPoE方式によるインターネット接続サービスを提供しています。

IPoE方式は、NTT-NGNにおいて県単位で相互接続点が設置されているPPPoE方式と異なり、東京及び大阪の2拠点でしか相互接続点が設置されていないことから、NTT東西殿の県間網の利用が余儀なくされます。また、VNEとの相互接続点に設置されるゲートウェイルータも同様に利用が必須となっています。

IPoE方式は、PPPoE方式同様にNTT-NGN上で提供されるインターネット接続サービスであり、国民のブロードバンド利用に大きく影響すること等を考慮すれば、IPoE接続方式を提供するために利用が不可欠であるNTT東西殿の県間網及びゲートウェイルータについても、第一種指定電気通信設備として指定し、PPPoE方式と同様の費用負担の考え方を適用することで、円滑な利用を実現すべきと考えます。

(BBIX)

て指定し、PPPoE方式と同様の費用負担の考え方を適用することで、円滑な利用を実現すべき」とありますが、当社はこれに基本的に賛同します。

BBIXと同様にVNE事業者である当社はNTT東西の県間網、ゲートウェイルータの利用が必須の状況でありコスト構造に大きな影響があります。

第一種指定電気通信設備と同等に当該接続に関する設備収支の状況等を明らかにし、接続料の適正な算定をもとにVNE事業者に対して第一種指定電気通信設備を同一条件で提供することが必要と考えます。

(日本ネットワークイネイブラー)

■ IPv6 IPoE方式の提供形態及び費用負担方法については、平成20年の検討当初からISP事業者と何度も協議を重ね、事業者間で整理し合意に至ったものであり、以下の理由から現行の費用負担の考え方を変更する必要はないものと考えます。

－ IPv6 IPoE方式については、ISP事業者からの要望に基づき新たに機能開発を行ったものであることから、そのために必要となるゲートウェイルータの費用については、網改造料として整理することが適切であること。

－ IPv6 IPoE方式で利用する県間網は、PPPoE方式で利用する県間網と同じ設備を利用しており、公平性を確保する観点から、PPPoE方式と同額の利用率をご負

行政審議会答申においても、「IPoE接続事業者の最大数の増加が可能となったところであるが、依然として接続可能な事業者数には制限があることから、IPoE接続機能は個別的に用いる機能であり、「基本的な接続機能」ではないとする考え方は、引き続き妥当なものと考えられる。

なお、PPPoE接続とIPoE接続の間では、費用負担や相互接続点の数について差異が存在するが、いずれの方式でIPv6を提供するかについては、各事業者の判断により選択されるものであると考えられる。」とされており、当該考え方は現在においても妥当であると考えられる。

	<p>担いただいていること。</p> <p>そもそも、当社のNGN自体に不可欠性はなく、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきと考えます。</p> <p>また、IPv6の実現方式としてIPoE方式とPPPoE方式とで選択可能になっており、現在、誰もが構築可能で指定設備となっていない県間網についてまで、第一種指定電気通信設備の対象とすることは不適切であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ IPv6 IPoE方式の提供形態及び費用負担方法については、平成20年の検討当初からISP事業者と何度も協議を重ね、事業者間で整理し合意に至ったものであり、以下の理由から現行の費用負担の考え方を変更する必要はないものと考えます。</p> <p>－ IPv6 IPoE方式については、ISP事業者からの要望に基づき新たに機能開発を行ったものであることから、そのために必要となるゲートウェイルータの費用については、網改造料として整理することが適切であること。</p> <p>－ IPv6 IPoE方式で利用する県間網は、PPPoE方式で利用する県間網と同じ設備を利用しており、公平性を確保する観点から、PPPoE方式と同額の利用率をご負担いただいていること。</p> <p>そもそも、当社のNGN自体に不可欠性はなく、一種指定設備の対象から除外すべきと考え</p>	
--	---	--

	<p>ます。</p> <p>また、IPv6の実現方式としてIPv6方式とPPPoE方式とで選択可能になっており、現在、誰もが構築可能で指定設備となっていない県間網についてまで、一種指定設備の対象とすることは不適切であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
--	---	--

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

意見	再意見	考え方
意見12 ブロードバンドの利活用を促進する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要。	再意見12	考え方12
<p>■ NGNのオープン化はほとんど進んでおらず、従来のアンバンドルに関する議論の延長ではNGN上でのブロードバンドの利活用の促進は望めません。新たな枠組みによるNGNのオープン化の議論が必要と考えます。</p> <p>2008年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」や、2011年12月20日付情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」では、NGNのオープン化によるサービス競争の促進のためのアンバンドル化に向けたルールが定められています。しかし、現状ではNGN上の新たなサービスはほとんど出現しておらず、従来のルールではサービス競争の環境が整わないことが明らかになったと考えます。</p> <p>したがって、ブロードバンドの利活用を促進</p>	<p>■ テレコムサービス協会殿の意見に賛同します。ブロードバンド普及促進の観点から、積極的にNTT-NGNのアンバンドル化について対応して頂きたいと考えます。「接続の基本的ルールの在り方について（平成8年12月19日、電気通信審議会答申）」において、「技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならない」と示されているとおり、NTT東西殿の利用部門と接続事業者との同等性確保という観点から、接続事業者が要望を挙げた時点で常に接続可能な状態であることがアンバンドルの原則と考えます。また、NTT-NGN上でのブロードバンドの利活用を促進する観点からも、競争事業者が「具体的な要望」を提案が可能なように、NTT東西殿からのサービス・技術仕様等の情報開示を義務付ける等の措置が必要と考えます。</p>	<p>■ ブロードバンド答申において、アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時より接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。また、NGNのアンバンドルの要否については、ブロードバンド答申において、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されているNGNの特性や、PSTNからのマイグレーションの動向を踏まえ、NGNにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方（①「具体的な要望があること」、②「技術</p>

<p>する健全な競争環境を整備するためには、より大胆なNGNのオープン化施策など新たな対策が必要と考えます。 (テレコムサービス協会)</p>	<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 当社は、テレコムサービス協会殿からのプラットフォーム機能のオープン化要望に対しては、NGNのサービス開始当初から、ご要望内容を具体化していただくよう、協議を通じて何度もお願ひしてきたところです。</p> <p>また、昨年度より、テレコムサービス協会殿と定期的に意見交換の場を設定し、テレコムサービス協会殿が提供したいサービスを実現する上で当社がご協力できること等についてお伺ひしているところですが、現時点、具体的にご要望をいただけていない状況です。</p> <p>当社としては、更なるブロードバンドの普及促進に向けて、大小様々なプレイヤーが、多彩なコンテンツ・アプリケーションを自在に提供していくためには、ビジネスベースの自由な取引の下で、通信キャリアを含めた各プレイヤーがお互いの強み・特徴を活かして、より良いサービスを創造していくことが必要であると考えています。このため、当社としては、テレコムサービス協会殿ともそれぞれの強み・特徴を組み合わせた多彩なサービスの創造に努めていきたいと考えておりますので、是非とも、ルールの議論に終始せず、具体的にご要望をいただきたいと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 当社は、テレコムサービス協会殿からのプラットフォーム機能のオープン化要望に対して</p>	<p>的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」)が整理されたところである。</p> <p>なお、NGNのオープン化については、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p>
---	--	---

	<p>は、NGNのサービス開始当初から、ご要望内容を具体化していただくよう、協議を通じて何度もお願ひしてきたところです。</p> <p>また、昨年度より、テレコムサービス協会殿と定期的に意見交換の場を設定し、SNIサービスの新メニューの内容をご説明しているところですが、その場において、テレコムサービス協会殿が提供したいサービスを実現する上で当社がご協力できること等についてお伺ひしているものの、現時点、具体的なご要望をいただけていない状況です。</p> <p>当社としては、更なるブロードバンドの普及促進に向けて、大小様々なプレイヤーが、多彩なコンテンツ・アプリケーションを自在に提供していくためには、ビジネスベースの自由な取引の下で、通信キャリアを含めた各プレイヤーがお互いの強み・特徴を活かして、より良いサービスを創造していくことが必要であると考えております。このため、当社としては、テレコムサービス協会殿ともそれぞれの強み・特徴を組み合わせた多彩なサービスの創造に努めていきたいと考えておりますので、是非とも、ルールの議論に終始せず、具体的なご要望をいただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見13 現行のアンバンドル機能の対象は適切。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>■ 現行のアンバンドル機能の対象は適切と考えます。 なお、NGNのアンバンドル機能について</p>	<p>■ NGNのアンバンドルについては、開放機能の議論に例外をつくらないことが必要です。また、議論においては大手通信事業者のみで議論</p>	<p>■ NGNのアンバンドルについては、考え方12のとおり。</p>

<p>は、設備競争を阻害するようなアクセスに関する機能のアンバンドルは不要と考えます。 (KDDI)</p>	<p>を行うのではなく、中小規模の通信事業者を含めた幅広い関係者による議論を行う必要があります。 (Zip Telecom)</p> <p>■ NTT-NGNのアンバンドルの議論は、競争促進による新たなサービスの創出や料金低廉化の観点から、アクセス区間も含め、今後も継続的に推進していくことが必要と考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。</p> <p>【收容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <p>・フレッツサービスに係る機能（一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能）について、特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで12年以上、一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定し</p>	<p>■ 一種指定設備の指定については、考え方6のとおり。</p> <p>■ 利用実績や実需要がない機能についてのアンバンドルについては、考え方16のとおり。</p> <p>■ IP電話サービスに係る機能（IGS接続機能）のアンバンドルについては、考え方17のとおり。</p> <p>■ 一種指定設備を設置する事業者以外の事業者の接続料について、協議等で具体的な算定根拠を提示すべきとの御意見については、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月策定。以下「円滑化ガイドライン」という。）に示すとおり、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たって、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当と考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p>
--	--	---

	<p>ていたものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光信号伝送装置（OLT）は平成13年より、メディアコンバータ・局内光スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで10年ないし11年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・イーサネットスイッチに係る接続料（イーサネットフレーム伝送機能）についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込が取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者を含む事業者からの利用要望がないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【端末回線伝送機能のうち下部端末回線による伝送を行う機能（柱上VDSLに係る引込み</p>	
--	--	--

	<p>線区間)に係るアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 端末回線伝送機能のうち下部端末回線により伝送を行う機能については、平成22年度より接続約款に規定していたにも関わらず、平成22年度末をもって利用実績はありません。また、現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係に立つこととなります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係にあるため、当社のひかり電話網のみを第一種指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話サービスに係る機能（関門交換機接続ルーティング伝送機能）のみをアンバンドルの対象とすることはバランスを失することとなります。 <p>したがって、当社のひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。</p>	
--	--	--

また、現在、当社のひかり電話網と接続する他事業者網の接続料の中には、他事業者網の着信ボトルネック性が一因となって、当社よりも高い水準の接続料が設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が生じている場合があります。

当社から当該事業者に対し、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠を提示いただくよう再三求めています。当該事業者には全く応じていただけない状況にあることから、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示を行うべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合には、当該事業者には当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。

それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、接続料の水準や算定方法の適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるために必要な措置を講じていただきたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 当社のNGN等については、前述のとおり、

	<p>一種指定設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に、引き続き一種指定設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や現状において利用実態がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと思います。</p> <p>①機能の提供開始以降、他事業者による利用実績がない機能</p> <ul style="list-style-type: none"> －一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 －特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 －一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 －イーサネットフレーム伝送機能 －光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ） <p>②現状、他事業者による利用実態のない機能</p> <ul style="list-style-type: none"> －光信号多重分離機能（局内光スプリッタ）及び光信号主端末回線収容装置（OSU） －端末回線伝送機能のうち下部端末回線により伝送を行う機能（柱上VDSLに係る引き込み線区間） <p>また、IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを一種指定設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。</p> <p>仮に、当該機能がアンバンドルの対象から除</p>	
--	---	--

	<p>外されない場合には、当社の接続料は他事業者から検証可能であるのに対し、他事業者の接続料は当社から検証不可能であるため、公平性に欠けることとなります。</p> <p>現に、当社は、当社よりも高い接続料を設定する事業者に対し、算定根拠の開示を求めているものの、一切情報が開示されない状況にあります。</p> <p>こうした事業者は、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）に示されている通り、当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき合理的な説明を行っていただきたいと考えます。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見14 NGNは競争事業者の接続を前提とした設備とすべきであり、設備更新をする場合は、事前に関係事業者の意見をこれまで以上に聴取すべき。</p>	<p>再意見14</p>	<p>考え方14</p>
<p>■ <アンバンドルの在り方について> 日々進化する技術を導入し、通信基盤を強</p>	<p>■ ソフトバンク各社殿のご意見に賛成します。 NTT東・西殿のNGNには、OAB～JI</p>	<p>■ NGNのアンバンドルの要否については、考え方12のとおり。</p>

化・進展させることは、情報通信分野を更に発展させ、国民の生活の更なる利便性向上、経済活性化等を実現するために非常に重要です。NTT殿におかれましては、新しい通信基盤であるNGNに関する研究開発が進められ、世界をリードしていると認識しておりますが、これは日本国内のみならず世界の情報通信の発展に多大な貢献をしているものと考えます。

一方で、新しい技術の導入においては、その利便性や効率性、費用だけでなく、接続事業者の接続性や公正競争を十分に担保していただくことが必要であると考えます。

例えば、現在、次世代加入者系光ネットワークの実現に向け、各所で10Gbps級光アクセスネットワークシステムの研究開発が進んでいるところですが、一方で、現行とは異なる分岐数での導入等、設備更改のタイミングで現行方式のように他事業者との接続を前提としない設備構築がなされ、接続事業者に多大な影響を与える可能性があります。NGNの設備更改においては「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方（答申）」（2011年12月20日）においても記載のあるとおり、「現時点では技術的に可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となる点があるという点も留意することが必要」であると考えます。

第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべきであり、設備更新をする場合は、事前に関係事業者の意見をこれまで以上に聴取

P電話のために優先制御、および帯域制御等の機能を有していますが、これまで接続事業者に開放されておらず、現在NTT東・西殿のみが独占的に利用しています。弊社はNGNを活用したOAB～JIP電話を実現するため、数年前よりNTT東西殿に対し、再三にわたりこれらの具体的要望を行い、協議をしてきました。しかしながら、NTT東・西殿は現時点においても弊社要望のヒアリングすら完了していないと主張し、この数年間、協議に関しては全く成果がありません。弊社からはNTT東・西殿自身が提供している機能と同等のサービスを実現するために必要な機能を要望しているにもかかわらず、「具体的な要望になっていない」という理由によって協議が数年に渡り延々と進まないことは、NTT東・西殿のアンバンドルに対する姿勢の問題だけでなく、NTT東・西殿に接続協議の遅延を許してしまうアンバンドルの考え方（ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方）情報通信審議会答申（平成23年12月20日）の実効性に問題があると考えられます。「具体的な要望になっていない」ことを利用し、NTT東西殿自身の裁量によって、接続協議が安易に遅延されることが無いよう、まずは弊社をはじめとした多くの通信事業者とともに接続協議の実態を検証していただきたいと考えます。

(Zip Telecom)

■ 当社としても、ブロードバンドを通じた国民生活の利便性向上等に向け、より多くの接続事

■ 利用実績や実需要がない機能についてのアンバンドルについては、考え方16のとおり。

<p>し、接続の容易性への配慮や公正競争の担保が必要であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>業者においても当社のNGNをご利用いただき、多彩なサービス等を実現していただくことで、我が国のIP・ブロードバンド市場の活性化に貢献したいと考えております。</p> <p>しかしながら、当社が様々な事業者の要望を事前に想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼働や開発コストが嵩むこととなるため、かえって、低廉なサービスの提供に支障を来すことになり、お客様の利便性を損ねることになると考えます。</p> <p>したがって、当社としては、IP・ブロードバンド市場の活性化を図っていくためには、事業者間で具体的かつ緊密なやりとりを行うことが必要であると考えており、事業者から具体的な要望があれば真摯に対応していく考えですが、更に、よりユーザーニーズに即した多様なサービスを提供していくためには、ビジネススペースの自由な取引の下で、事業者がお互いの強み・特徴を活かしてサービスを創造できる環境を整えていくことが重要と考えます。</p> <p>なお、「第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべき」とのご意見については、NGNについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申（平成20年3月27日）において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、「フレッツサービス（收容局接続）に係る機能」、「IP電話サービス（IGS接続）に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」、「中継局接</p>	
---	--	--

続」の4つと整理され、当社は同答申に基づき各アンバンドル機能を設定したにもかかわらず、

- －一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能
- －一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能
- －イーサネットフレーム伝送機能

については、未だ他事業者による利用実績が皆無であり、このことから、アンバンドル機能については、あくまでも他事業者の具体的な要望に基づき設定されるべきものと考えます。

(NTT西日本)

- 当社としても、ブロードバンドを通じた国民生活の利便性向上等に向け、より多くの接続事業者においても当社のNGNをご利用いただき、多彩なサービス等を実現していただくことで、我が国のIP・ブロードバンド市場の活性化に貢献したいと考えております。

しかしながら、当社が様々な事業者の要望を事前に想定し開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼働や開発コストが嵩むこととなるため、かえって、低廉なサービスの提供に支障を来すことになり、お客様の利便性を損ねることになると考えます。

したがって、当社としては、IP・ブロードバンド市場の活性化を図っていくためには、事業者間で具体的かつ緊密なやりとりを行うことが必要であると考えており、事業者から具体的な要望があれば真摯に対応していく考えですが、更に、よりユーザーニーズに即した多様なサ

	<p>ービスを提供していくためには、ビジネススペースの自由な取引の下で、事業者がお互いの強み・特徴を活かしてサービスを創造できる環境を整えていくことが重要と考えます。</p> <p>なお、「第一種指定電気通信設備として指定がされているNGNは、競争事業者の接続を前提とした設備とすべき」とのご意見については、NGNについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申（平成20年3月27日）において、NGNにおけるアンバンドルが必要な機能は、「フレッツサービス（收容局接続）に係る機能」、「IP電話サービス（IGS接続）に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」、「中継局接続」の4つと整理され、当社は同答申に基づき各アンバンドル機能を設定したにもかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ー一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能 ー一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ーイーサネットフレーム伝送機能 <p>については、未だ他事業者による利用実績が皆無であり、このことから、アンバンドル機能については、あくまでも他事業者の具体的な要望に基づき設定されるべきものと考えます。</p> <p>（NTT東日本）</p>	
<p>意見15 アンバンドル義務の三要件について、NTT東西が適切に対応を行っているかどうか検証すべき</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>
<p>■ <アンバンドルの要件について> アンバンドル義務の要件としては、①「具体</p>	<p>■ 左記のご意見に賛同します。 特に、最新のネットワークであるNGNにつ</p>	<p>■ 「①具体的な要望があること」については、 ブロードバンド答申において、NTT東西から</p>

的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三点が明確に示されています。NGNにおける公正競争環境の発展による、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、上記アンバンドルの三つの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、NTT東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。

①具体的な要望があること

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方（答申）」（2011年12月20日）において、「上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。」とあります。しかしながら、弊社は、複数年前よりNTT東西殿と「NGN上でのOABJ-IP電話提供」についてNTT東西殿の設備・システム構成等を想定した「具体的な要望」を行っておりますが、弊社が提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂いたものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません。

このように「具体的な要望」が何か、極めて曖昧であることから、サービス内容や実現手段を提示した場合であっても、「具体的でない」とNTT東西殿が主張し、協議が年単位で進まない状況が発生しています。加えて、実現性のある代替案の提案を行うためのNGNの情報開示若しくはNTT東西殿からの代替案の提示も頂けない状況です。

従って、「具体的な要望」の定義が極めて曖昧

いは、そのネットワーク上で様々なアプリケーション・サービスが登場するような環境が整備されることを期待します。しかし、現状では必ずしもそうはなっておらず、NTT東西による新たなサービスもほとんど提供されない状況になっています。NGNの機能をアンバンドルすることによって、他の事業者から新たなサービスが出されるような競争環境が整うことを期待します。

（テレコムサービス協会）

■ 当社は、これまでも、他事業者から具体的な要望があれば、適時適切に対応してきたところであり、今後に対応していく考えですが、ソフトバンク殿のアンバンドルの要件に関する意見については、以下のとおり適切ではないと考えます。

【①具体的な要望があること】

・「サービス内容や実現手段を提示した場合であっても、『具体的ではない』とNTT東西が主張し、協議が年単位で進まない状況が発生」とのご意見が述べられておりますが、当社は、OAB~J IP電話の提供に関する技術検討に着手する上で必要となる要件を確定させるため、当初ソフトバンク殿からご提示いただいた要望の不明確な点について協議等で確認させていただきました。

その後、ソフトバンク殿から当初の要望とは異なる利用帯域や優先クラスの種別の仕様に関する新たな要望を受領したことから、当社において、再度当該要望に関し技術検討に

「具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行ったとしても、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなる」との主張がなされていることも踏まえ、アンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当とされたものであり、御指摘のように接続事業者から出される要望を全て具体的な要望とみなすことは適当ではないと考えられる。

「②技術的に可能であること」については、ブロードバンド答申において、技術的に不可能でない限り、技術的に実現可能な範囲の機能を特定した上で、必要なアンバンドルを行うと整理することが適当とされている。接続事業者からNTT東西に対し要望があった場合には、事業者間協議を通じて実現可能な範囲の機能を特定することが適当である。

アンバンドルを実現するために必要とする費用負担の在り方及びシステム開発の必要性の協議については、円滑化ガイドラインにおいて、「接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することが適当である。また、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明

味であることを考慮すれば、接続事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する「具体的な要望」とみなすことが必要と考えます。

仮に、接続事業者からのアンバンドル要望全てを「具体的な要望」の対象と出来ない場合は、NTT東西殿が求める「具体的な要望」を満たすため、NTT東西殿からの情報開示を義務付ける等の措置が必要です。

②技術的に可能であること

「接続の基本的ルールの在り方について（答申）」（1996年12月19日）において「なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」との整理がなされた通り、NTT東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきです。仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT東西殿は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うべきと考えます。

また、接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つことも必要です。

③過度に経済的な負担がないことに留意

アンバンドルを実現するために必要とする費用であったとしても、一律に接続事業者負担と

着手する上で必要となる要件を確認させていただいた上で、ネットワーク上での実装可否等について検討してきたところです。

・また、「提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂けたものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません」「実現性のある代替案の提案を行うためのNGNの情報開示若しくはNTT東西殿からの代替案の提示も頂けない状況」とのご意見が述べられていますが、ソフトバンク殿からご提案いただいた方式については、上述のように、ご要望内容を確認していく中で、当社ネットワーク等に多大な改修が必要となることが明らかになったため、協議において速やかにその状況をお伝えしております。

また、この回答の際、当社からは、これまでの協議を通じて確認してきた技術仕様等を踏まえ代替案を提示したところであり、現在、今後の協議において検討を進めていく実現方式について、当社より提示した代替案とするのか等、ソフトバンク殿にご検討いただいているところです。

・このように、当社としては、協議等を通じて技術検討に着手するために必要となる要件の明確化に努めてきたところであり、今回のご要望については、全く新しい案件であったことから、技術的な要件を確定していく上で、繰り返し技術仕様の確認・ネットワーク上での実装可否の検討に時間を要したものです。また、代替案についても当社から提案しているところであり、ソフトバンク殿からのご指

を行うことが適当である。」とされていることを踏まえ、まずはNTT東西と接続事業者の間で十分な協議を行うことが適当である。

また、アンバンドルに伴う費用負担の在り方については、アンバンドルされる機能が、多くの事業者が共通的に利用することとなる、「基本的な接続機能」に該当する場合には、当該機能のアンバンドルに要する費用は、個別の接続事業者による負担ではなく、各事業者がネットワークの利用見合いで広く負担することとなる。

<p>するのではなく、本来、基本機能として具備する機能やN T T東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用等については、その費用負担の在り方については、協議をもって解決することが必要と考えます。</p> <p>また、システム開発の必要性については、その費用対効果、相互の仕様合理性についても、接続事業者側で検証が行えるよう、前もって十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行えるよう、N T T東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべきです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>摘は適切でないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「『具体的な要望』の定義が極めて曖昧であることを考慮すれば、接続事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する『具体的な要望』とみなすことが必要」とのご意見については、当社としては、 <ul style="list-style-type: none"> －ただ漠然と機能のアンバンドルを要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいか分からないこと、 －また様々な事業者の要望を当社が想定して開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼働コストや開発コストが嵩むこととなること、 <p>から、まずは、新たな機能のアンバンドルを要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化いただくことが不可欠であると考えます。</p> <p>【②技術的に可能であること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトバンク殿の「N T T東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきです。仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、N T T東西殿は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用した説明を行うこと」とのご意見については、当社は、接続事業者からの要望に対し、現在も、協議の場等において適時適切に技術的な条件等を提示して説明しております。 	
--	---	--

・「NTT東西殿は、（略）代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うべき」とのご意見については、当社では接続事業者の通信網やシステム等の技術的な仕様を把握できないことから、当社から接続事業者の具体的な要望を満たす代替提案をすることは難しいと考えますが、協議等において、具体的なサービス仕様や技術仕様等の情報をご提供いただければ、代替提案を検討することも可能と考えます。

現に、OAB～JIP電話の提供に関するソフトバンク殿のご要望に対しては、これまでの協議を通じて確認してきた技術仕様等を踏まえ当社から代替提案を提示し、現在、ソフトバンク殿にご検討いただいているところです。

当社としては、今後も、接続事業者から要望があれば、情報提供に応じていく考えであり、接続事業者においても、当社の検討に必要な情報を積極的に提供いただきたいと考えます。

・「接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つこと」とのご意見については、上述のとおり、これまでも、代替提案であるか否かにかかわらず、具体的なご要望をいただければ協議に応じ、実現性の検討を行うとともに、適時適切に技術的な条件等を提示して説明してきたところであり、今後も同様に対応する考えで

す。

【③過度に経済的な負担がないことに留意】

- ・「（アンバンドルを実現するために必要とする）費用負担のあり方については、協議をもって解決すること」とのご意見をいただいておりますが、費用負担の方法については、これまでも協議を行い合意のうえ負担いただいております。なお、個別要望に基づく機能を基本機能として具備することについては、当該機能を利用しない事業者にもコスト負担を強いることとなるため、費用負担の公平性の観点から、当該機能を要望した接続事業者に、その費用の全額を負担していただく必要があると考えます。
- ・また、「（システム開発の必要性については）十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべき」とのご意見については、当社としては、これまでも接続事業者のみが利用されるシステム開発を行う場合には、接続事業者のご要望をお聞きしながら、その機能や仕様を決定し、それに係る費用及びその負担方法について十分な説明を行ってきたところです。更に、システムの利用に必要な改修内容の説明や情報開示をより充実させる観点から、
 - －接続事業者のご意見・ご要望を考慮のうえ、システム改修内容を検討するため、年2回、意見交換会を実施すること、
 - －システムの運用開始予定時期の原則約6ヶ

	<p>月前までに、運用手続の変更内容についてご案内すること、</p> <p>の新たな取組みを昨年度より実施しており、計3回（平成24年5月、同11月及び平成25年5月）接続事業者への意見交換会を行ったところです。また、今後も同様の取組みを継続していく考えです。</p> <p>（NTT西日本）</p> <p>■ 当社は、これまでも、他事業者から具体的な要望があれば、適時適切に対応してきたところであり、今後に対応していく考えですが、ソフトバンク殿のアンバンドルの要件に関する意見については、以下のとおり適切ではないと考えます。</p> <p>【①具体的な要望があること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービス内容や実現手段を提示した場合であっても、『具体的ではない』とNTT東西が主張し、協議が年単位で進まない状況が発生」とのご意見が述べられておりますが、当社は、OAB～J IP電話の提供に関する技術検討に着手する上で必要となる要件を確定させるため、当初ソフトバンク殿からご提示いただいた要望の不明確な点について協議等で確認させていただきました。 <p>その後、ソフトバンク殿から当初の要望とは異なる利用帯域や優先クラスの種別の仕様に関する新たな要望を受領したことから、当社において、再度当該要望に関し技術検討に着手する上で必要となる要件を確認させていただいた上で、ネットワーク上での実装可否</p>	
--	---	--

	<p>等について検討してきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、「提案した方式での実現が困難である旨の回答は頂けたものの、その具体的かつ詳細な理由についての説明はありません」「実現性のある代替案の提案を行うためのNGNの情報開示若しくはNTT東西殿からの代替案の提示も頂けない状況」とのご意見が述べられていますが、ソフトバンク殿からご提案いただいた方式については、上述のように、ご要望内容を確認していく中で、当社ネットワーク等に多大な改修が必要となることが明らかになったため、協議において速やかにその状況をお伝えしております。 <p>また、この回答の際、当社からは、これまでの協議を通じて確認してきた技術仕様等を踏まえ代替案を提示したところであり、現在、今後の協議において検討を進めていく実現方式について、当社より提示した代替案とするのか等、ソフトバンク殿にご検討いただいているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このように、当社としては、協議等を通じて技術検討に着手するために必要となる要件の明確化に努めてきたところであり、今回のご要望については、全く新しい案件であったことから、技術的な要件を確定していく上で、繰り返し技術仕様の確認・ネットワーク上での実装可否の検討に時間を要したものです。 <p>また、代替案についても当社から提案しているところであり、ソフトバンク殿からのご指摘は適切でないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「『具体的な要望』の定義が極めて曖昧であ 	
--	---	--

	<p>ることを考慮すれば、接続事業者から出される要望については全てアンバンドルに関する『具体的な要望』とみなすことが必要」とのご意見については、当社としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> －ただ漠然と機能のアンバンドルを要望されても、どのような機能をどのように提供すればよいか分からないこと、 －また様々な事業者の要望を当社が想定して開発を行った場合、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に検討に係る稼働コストや開発コストが嵩むこととなること、 <p>から、まずは、新たな機能のアンバンドルを要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化いただくことが不可欠であると考えます。</p> <p>【②技術的に可能であること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトバンク殿の「NTT東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきです。仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT東西殿は、接続事業者自身が検証し、判断が可能となるように技術仕様書等を利用した説明を行うこと」とのご意見については、当社は、接続事業者からの要望に対し、現在も、協議の場等において適時適切に技術的な条件等を提示して説明しております。 ・「NTT東西殿は、（略）代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提 	
--	--	--

供を行うべき」とのご意見については、当社では接続事業者の通信網やシステム等の技術的な仕様を把握できないことから、当社から接続事業者の具体的な要望を満たす代替提案をすることは難しいと考えますが、協議等において、具体的なサービス仕様や技術仕様等の情報をご提供いただければ、代替提案を検討することも可能と考えます。

現に、O A B～J I P電話の提供に関するソフトバンク殿のご要望に対しては、これまでの協議を通じて確認してきた技術仕様等を踏まえ当社から代替提案を提示し、現在、ソフトバンク殿にご検討いただいているところです。

当社としては、今後も、接続事業者から要望があれば、情報提供に応じていく考えであり、接続事業者においても、当社の検討に必要となる情報を積極的に提供いただきたいと考えます。

- ・「接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用し説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つこと」とのご意見については、上述のとおり、これまでも、代替提案であるか否かにかかわらず、具体的なご要望をいただければ協議に応じ、実現性の検討を行うとともに、適時適切に技術的な条件等を提示して説明してきたところであり、今後も同様に対応する考えです。

【③過度に経済的な負担がないことに留意】

	<ul style="list-style-type: none">・「（アンバンドルを実現するために必要とする）費用負担のあり方については、協議をもって解決すること」とのご意見をいただいておりますが、費用負担の方法については、これまでも協議を行い合意のうえ負担いただいているところです。なお、個別要望に基づく機能を基本機能として具備することについては、当該機能を利用しない事業者にもコスト負担を強いることとなるため、費用負担の公平性の観点から、当該機能を要望した接続事業者に、その費用の全額を負担していただく必要があると考えます。・また、「（システム開発の必要性については）十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者自身が判断し、開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うべき」とのご意見については、当社としては、これまでも接続事業者のみが利用されるシステム開発を行う場合には、接続事業者のご要望をお聞きしながら、その機能や仕様を決定し、それに係る費用及びその負担方法について十分な説明を行ってきたところです。更に、システムの利用に必要な改修内容の説明や情報開示をより充実させる観点から、<ul style="list-style-type: none">－接続事業者のご意見・ご要望を考慮のうえ、システム改修内容を検討するため、年2回、意見交換会を実施すること、－システムの運用開始予定時期の原則約6ヶ月前までに、運用手続の変更内容についてご案内すること、	
--	---	--

	<p>の新たな取組みを昨年度より実施しており、計3回（平成24年5月、同11月及び平成25年5月）接続事業者への意見交換会を行ったところです。また、今後も同様の取組みを継続していく考えです。</p> <p>（NTT東日本）</p> <p>■ IP化の進展に伴い、今後、競争事業者のIP網とNGNの接続が必要不可欠となり、なおかつ、競争事業者がNGNを利用した創意工夫あるサービスを提供することが想定されることです。</p> <p>このような状況において、アンバンドルが不十分であることにより、競争事業者の事業展開を制限し、結果として、ブロードバンド普及、ICT利活用の阻害に繋がることは避けるべきであるため、ソフトバンク殿が指摘している3要件を満たす機能については、基本的に競争事業者の要望を踏まえて実現すべきと考えます。</p> <p>また、NGNについては、NTT独自仕様や機器調達を起因として、競争事業者の接続やサービス提供に支障を来した事例もこれまで見受けられているため（加入光ファイバ分岐単位接続、フォールバック問題 等）、今後、NGNに新たな設備を実装する際や設備更改の際には、アンバンドルを前提とした技術仕様とすべきであり、この点についてNTT東西殿が適切な対応を取っているか総務省殿にて検証すべきと考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p>	
意見16 他事業者による利用実績や実需要が	再意見16	考え方16

<p>ない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外すべき。</p>		
<p>■ 当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。</p> <p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）について、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成13年から現在に至るまで12年以上、一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・ 中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、平成21年から現在に至るまで4年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 	<p>■ なお、今後マイグレーションがさらに加速することを考慮すれば、NTT-NGN上で多種多様なサービスを創出する観点から、NTT西日本殿がご指摘されるように、接続事業者との接続実績がない状況が続いている等といった現時点の状況のみを捉えて、アンバンドルの対象可否を議論すべきではないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NGNをはじめとするIP網は、第一種指定電気通信設備である加入光ファイバと一体で設置・構築されているものであり、ボトルネック性を有していることは明白であり、NGNの一部の機能だけを切り出して判断するべきではないと考えます。</p> <p>ボトルネック設備はいつでも事業者が利用できる状況にしておかなければ競争を担保できなくなるおそれがあるため、各種機能における利用の有無にかかわらず、現在、規定されているアンバンドル機能については引き続き維持すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 収容局接続機能、及び中継局接続機能については、以下の理由から、引き続きアンバンドル対象とすることが必要と考えます。</p> <p>① 2010年11月に、NTT東西殿がPSTNの概括的展望を示し、まさに今、PSTN</p>	<p>■ 収容局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①競争事業者からはアンバンドルして提供することが求められていること、②今後、ADSLからFTTHへのマイグレーションが進展する中で、アクセス回線での設備競争・サービス競争の激化が想定されるが、それに伴い、他事業者が自ら調達したアクセス回線等を収容ルータに接続する形態が増えていくことも想定されること、③また、NGNは、今後我が国の基幹的な通信網となることが想定され、新たな機能や今後段階的に追加される機能等を活用した事業展開の機会が拡大するものと考えられるが、その際、既存の地域IP網で存在していた収容局接続による接続形態を用意しておくことが、事業者による創意工夫を活かした多様な利用形態でのNGNへの参入を促進すると考えられることから、フレッツサービスに係る機能のアンバンドルは当面必要とされたところである。</p> <p>また、同機能については、ブロードバンド答申において、「地域IP網と異なり100Mといった小口の接続料単位のメニューが存在せず、その分獲得する必要のあるユーザ数が多くなること等から、接続事業者が収容局接続機能を利用して電話サービスやインターネット接続サービス等を提供することについては一定の課題がある」とされ、「接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化について検討を行うことが適当」とされたところである。</p>

<p>【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光信号伝送装置（OLT）は平成13年より、メディアコンバータ・局内光スプリッタについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、平成13・14年から現在に至るまで10年ないし11年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・イーサネットスイッチに係る接続料（イーサネットフレーム伝送機能）についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成22年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者を含む事業者からの利用要望がないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 <p>【端末回線伝送機能のうち下部端末回線による伝送を行う機能（柱上VDSLにかかる引き込み線区間）に係るアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末回線伝送機能のうち下部端末回線により伝送を行う機能については、平成22年度より接続約款に規定していたにも関わらず、平成22年度末をもって利用実績はありません。また、現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 <p>（NTT西日本）</p>	<p>マイグレーションに係る意識合わせの場にて、IP網同士の接続形態や移行方法について協議しているところであり、今後NGN等のIP網との接続の必要性は更に高まると想定されること。</p> <p>②IP化の進展に伴い、競争事業者によるNGNを利用した創意工夫あるサービスの提供が期待され、NGN等のIP網との接続の必要性が更に高まると想定されること。</p> <p>前述の通り、局内装置類については、今後IP化の進展により、接続の必要性が一層高まることから、引き続きアンバンドルの対象とすることが必要と考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p>	<p>NGN答申における②及び③については現時点においても依然として妥当であり、かつ、ブロードバンド答申においても今後の利用に向けた課題が挙げられていることから、收容局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p> <p>■ 中継局接続機能については、NGN答申において示されたとおり、①地域IP網では、既に中継局接続に該当していたIPv6サービスはアンバンドルされた機能を用いて接続料を互いに支払ってサービス提供をしており、②また、NTT東西のNGN間のIP電話サービスの提供は中継局接続の形態のみで行われている。③更に今後PSTNからIP網へとネットワーク構造が変化するに伴い、他事業者のネットワークとの接続も、IGS接続が減少し中継局接続が増えていくことが想定される。</p> <p>また、同機能については、ブロードバンド答申において、「現在のNGNの中継局接続機能は、IGS接続機能やPSTNにおけるGC・IC接続機能と異なっており、この点がIP網同士の直接接続の実現に向けた課題となっている可能性がある」、「ブロードバンド普及促進のためには、PSTN又はメタル回線において確保されていた公正競争環境の後退を極力招かないことや、事業者の積極的なIP網への移行が妨げられないことが重要であると考えられる。また、NGNならではの多種多様なサービスの提供を通じたユーザ利便の向上が図られることも重要である。以上から、NGN又は光フ</p>
---	--	--

ファイバ回線においても実質的な公正競争環境を確保する必要がある」とされており、これらを踏まえ、「NTT東西のNGNと接続事業者のIP網の直接的な相互接続性を確保し、接続事業者のネットワークのIP網への積極的な移行を促す観点から、現在の中継局接続機能の更なるオープン化（設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化）を図るために必要な措置をとることが適当」とされたところである。

NTT東西のNGN間の接続においては現に中継局接続機能が相互に利用されており、NGN答申においてIP網同士の直接接続の実現に向けた課題が挙げられ、現在それを踏まえた検討が進められていることから、中継局接続機能については、引き続きアンバンドルの対象として、更なるオープン化（設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化）を図るために必要な措置をとることが適当である。

■ 地域IP網に係る機能のアンバンドルについては、地域IP網からNGNへの移行の進展状況等に留意しつつ対応することが適当と考えられる。

■ イーサネットフレーム伝送機能については、NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されるこ

とに鑑みると、NTT東西が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であり、競争事業者からの接続要望があることを踏まえると、イーサネットサービスに係る機能（イーサネット接続機能）については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

なお、他事業者からの接続の申込みが手続上取り下げられたことをもって、直ちに接続の要望がなくなったとまで判断することは必ずしも適当でない。

■ OLT等の局内装置類については、現在、加入光ファイバと接続する場合においては、接続事業者が自前で設置しており利用実績がないものも存在するが、今後、多様な事業者が加入光ファイバへの接続を希望することも考えられるところである。OLT等の局内装置については、今後も拡大が予想されるFTTHサービスの提供に必要な装置であるため、現時点で利用実績のない装置について、その理由が具体的な接続要望等の不存在によるものかどうか将来的に判断する必要があることに留意しつつ、現時点では引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。

■ 特別帯域透過端末回線伝送機能（FTTRに係る下部端末回線）については、平成22年度中に稼働回線数が0となって以降、現在まで利用されていない機能ではあるが、依然としてDSL等の利用は継続しており、今後も利用可能

		<p>性はあること、また、当該機能はメタル設備のみを用いて提供される機能の一部であることから技術的には接続可能なものであり、かつ、当該機能を維持することについて過度の経済的負担は生じないため、現時点での利用実績や他事業者からの接続要望がないことをもって、当該機能をアンバンドルの対象から除外することは適当ではない。</p> <p>■ 一種指定設備の指定に関する考え方については考え方6のとおり。</p>
<p>意見17 IP電話サービスに係る機能（IGS接続機能）のアンバンドルについては、アンバンドルの対象外とすべき。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>
<p>■ 【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <p>(1) 音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係に立つこととなります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係にあるため、当社のひかり電話網のみを第一種指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話サービスに係る機能（関門交換機接続ルーティング伝送機能）のみをアンバンドルの対象とすることはバランスを失することとなります。</p>	<p>■ IGS接続機能については、以下の理由から、引き続きアンバンドル対象とすることが必要と考えます。</p> <p>①NTT東西殿は、現在OABJ-IP電話において市場シェア62.2%（約1,500万契約）を有しており、接続協議において優位な交渉力が働くことが懸念されること。</p> <p>②メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションが進展していることに伴い、今後一層、NTT東西殿のNGN等との音声接続の必要性が増すこと。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ IP電話サービスに係る機能（IGS接続機能）のアンバンドルについては、NGN答申において示されたとおり、①他事業者からは、NGNやひかり電話網を一種指定設備に指定した上で、接続料設定を求める意見が示されていること、②ひかり電話網では、IGS接続の接続料が設定されており、当該接続料設定が技術的に実現不可能とは言えないこと、③当該接続料を相対取引で決定される場合、相手側事業者によって接続料水準が異なり、公正競争上大きな問題となるとの意見が示されていること等から、引き続き、IP電話サービスに係る機能（IGS接続機能）をアンバンドルの対象とすることが必要と考えられる。</p> <p>■ 一種指定設備を設置する事業者以外の事業者</p>

<p>したがって、当社のひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。</p> <p>また、現在、当社のひかり電話網と接続する他事業者網の接続料の中には、他事業者網の着信ボトルネック性が一因となって、当社よりも高い水準の接続料が設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が生じている場合があります。</p> <p>当社から当該事業者に対し、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠を提示いただくよう再三求めています。当該事業者には全く応じていただけない状況にあることから、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示を行うべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合には、当該事業者には当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。</p>		<p>の接続料の算定根拠については、考え方13のとおり。</p>
--	--	----------------------------------

<p>それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、接続料の水準や算定方法の適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるために必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>(N T T 西日本)</p>		
--	--	--

(その他)

意見	再意見	考え方
<p>意見 18 1 光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図るべき。</p>	<p>再意見 18</p>	<p>考え方 18</p>
<p>■ <光配線区画の適正化></p> <p>N T T 東・西のシェアアクセスを利用する形態においては、1 局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させます。</p> <p>光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要な要素であり、平成 24 年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。</p> <p>しかしながら、現時点において、弊社で確認</p>	<p>■ 1 配線区画あたりの世帯数について、K D D 1 殿がご指摘されているように、N T T 東西殿が主張する平均 50 帯、40 世帯という水準と、実態の数値の間に大きな乖離が認められるようであれば、接続事業者の事業運営に影響を及ぼすため、早急に是正頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 現在、当社公開情報ホームページにおいて光配線区画の世帯数情報を提供しているところですが、平成 25 年 2 月時点での既存の光配線区画あたりの世帯数(※)は 37 世帯となっています。</p> <p>また、既存の光配線区画の拡大にあたって</p>	<p>■ 光配線区画の見直しの状況については、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成 24 年情郵審第 33 号)を踏まえ、平成 24 年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更認可申請(補正)の認可に当たり、N T T 東西に対し、光配線区画の見直しが完了するまでの間、半年ごとに総務省に報告を行うことを条件として付した。当該報告には、N T T 東西の既存の光配線区画に関する状況についてもその内容として含まれるものである。</p> <p>今後とも、N T T 東西からの他事業者向けの新たな配線区画導入に係るトライアルに関する状況報告等を踏まえ、総務省において、見直しの状況を注視するとともに、情報通信行政・郵</p>

<p>したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>は、昨年末より、既存ユーザがなく、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースがあることや、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを行ってきたところであり、今後も、見直し可能な光配線区画があることが判明した段階で、適宜見直しを行っていく考えです。</p> <p>なお、当社も接続事業者もこの同じ既存の光配線区画の下でシェアドアクセスを利用してサービス提供しており、公正競争上の問題はないものと考えております。</p> <p>更に、当社は、接続事業者向けの光配線区画について、平成24年5月に関係事業者の方々に対して説明会を開催しており、接続事業者向け光配線区画に係る要望があれば、協議に応じていく考えです。</p> <p>また、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には、新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう、取り組んでいるところです。</p> <p>(※) 光配線区画ごとに、平成18年12月以降における加入電話、ISDN、メタル専用線、メタル宅内保留回線数の合計の最大値としています。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 現在、当社情報Webステーションにおいて光配線区画の世帯数情報を提供しているところですが、平成25年3月末の既存の光配線区画</p>	<p>政行政審議会において適宜の時機に報告することとする。</p>
--	--	-----------------------------------

	<p>あたりの世帯数（※）は58世帯となっています。</p> <p>また、既存の光配線区画の拡大にあたっては、昨年末より、既存ユーザがなく、カバー範囲が小さな光配線区画について、河川や鉄道を跨いでいる等の地理的条件や地下配線区間になっている等の物理的条件により統合できないケースがあることや、費用対効果等を踏まえ、隣接する光配線区画と統合する見直しを行ってきたところであり、今後も、見直し可能な光配線区画があることが判明した段階で、適宜見直しを行っていく考えです。</p> <p>なお、当社も接続事業者もこの同じ既存の光配線区画の下でシェアドアクセスを利用してサービス提供しており、公正競争上の問題はないものと考えております。</p> <p>更に、当社は、接続事業者向けの光配線区画について、平成24年5月に関係事業者の方々に対して説明会を開催し、本年4月中旬よりトライアルを実施しているところであり、既存の光配線区画が使いづらいということであれば、是非トライアルにご参加いただきたいと考えております。</p> <p>（※）光配線区画ごとに、平成18年12月以降における加入電話、ISDN、メタル専用線、メタル宅内保留回線数の合計の最大値としています。</p> <p>（NTT東日本）</p>	
<p>意見19 ONUやルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能であることについて、オープンな場での議論を開始すべき。</p>	<p>再意見19</p>	<p>考え方19</p>

■ <ONUの端末設備化>

現在、NTT-NGNユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置（ONU）はNTT東西殿の事業用電気通信回線設備としてNTT東西殿が設置し、ユーザへレンタル提供しています。NTT東西殿は、過去、ONUのレンタル代金として月額945円で提供を行っていましたが、独占領域であるONUは、過去10年間において、金額・機能等に大きな発展はありませんでした。ONUの開放の是非については、競争政策や規制・制度と密接に関わる問題であり、事業者間でのみで結論付けることは適当ではないことから、先の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申（平成23年12月20日）」において、「FTTHサービスにおけるONUの開放の是非及びその在り方に関しても、（中略）技術的課題の整理等、必要な検討を行うことが適当である。」とされていることから、速やかにオープンな場で議論を開始すべきと考えます。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ <ONUの端末設備化>

現在、NTT-NGNユーザ宅内に設置される光回線加入者側終端装置（ONU）はNTT東西殿の事業用電気通信回線設備としてNTT東西殿のみが提供しています。また、「ONU一体型ルータ」としてルータ機能やIP電話のTA機能との一体化を行い、エンドユーザへ提供しています。これらの複数の機能を一体で提供

■ ソフトバンク各社殿及びBBIX株式会社殿に賛成します。NGN上でIP電話サービスを提供する場合、NTT東・西殿はTAのレンタル料金を0円に設定していますが、弊社などNTT東・西殿以外の事業者はTAをメーカーから調達した上で提供しているため、0円での提供は不可能です。また、筐体についても、弊社はONUとTAの筐体が分離した状態でしか提供できませんが、NTT東・西殿はONUとTAを一体化して一筐体で提供しています。この一体型提供は、ONUの開発・製造費用にTAの開発・製造費用の多くを組み入れ可能であること等から、上記のTA料金を0円に設定できる根拠になっていると十分に考えられるのですが、接続事業者において同様の施策をとることは不可能です。すなわち、一体型ONUの問題は、ONUを提供する独占的立場を利用した不当な競争であると言えます。公平・公正な競争確保の観点や、利用者視点に立った場合、ONUの仕様を開放し、機器メーカー等が自由に参入、販売することで、現在の家庭用無線LANルータをはじめとしたネットワーク機器市場のように安価で高機能なONUやTAの調達が可能となるべきであり、これらの環境を整えることは、ブロードバンドやNGNの利活用が促進されるために必須の措置であると考えます。

（Zip Telecom）

■ 「ONU一体型ルータ」は、事業用電気通信設備であるONUと端末設備であるTA機能を有したHGWが一体化されています。本来、競

■ FTTHサービスにおけるONUの是非及びその在り方に関しては、利用者による端末設備の接続の考え方、これまでの端末開放の経緯等を踏まえ、ブロードバンドの普及を促進する観点から、ブロードバンド答申において、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当とされている。このためには、関係事業者から情報を得つつ、必要な検討を進め行くことが望ましいことから、まずは具体的な技術的課題の洗い出しを行うべく、NTT東西は、ONUとOSUが協調して動作することで同一芯線内に複数ユーザの通信を同時に流していることに関連する課題等について事業者間で共有し、課題解決に向けた論点整理を行うことが適当とされたところである。これを踏まえ、現在、事業者間において技術的課題の整理と検証が行われており、総務省としては、引き続き状況を注視していく。

■ なお、NTT東西においては接続事業者からONUと他事業者装置等との一体化の要望があれば、協議を行うことが望ましい。

できるのはNTT東西殿のみであり、機器メーカーやISP等他社が参入することはできません。

先般、総務省で開催された「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会」においても、「ONUとHGW一体化の議論を聞いて黒電話を思い出した。一見すると便利であるが、インターネットはレイヤを分け、様々な機能を切り離したことで多様性を確保し発展してきた。一体化の件は逆戻りになるのではないかという懸念を感じた」といった議論がされたこと等からも、ONUやルータ等の一体的な提供がNTT東西殿のみ可能である等といった問題について、議論を開始すべきと考えます。

(BBIX)

争領域となっているHGW部分についても、非競争領域であるONUと一体的に提供されることで、実質的に、HGWまで非競争領域となっています。これは、事業用電気通信回線設備を提供する優越的地位を利用して、端末設備を提供していると考えざるを得ません。これら不当な状況を改善するためにも、ONU及びHGWの宅内設備をユーザが自由に選択できるよう、その在り方について、早急に議論を開始する必要があると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 「独占領域であるONUは、過去10年間に
おいて、金額・機能等に大きな発展はありません」とのご意見が述べられていますが、ONUの機能については、お客様利便の向上の観点から、機器の小型化・省電力化を進めるとともに、お客様ご自身で容易に設置ができるよう光コンセント等の周辺機器も含め継続的に改良を加えてきております。また、現在、フレッツ光の料金はONUの利用料を含んだ料金となっておりますが、フレッツ光の料金は、各種割引等により低廉化してきているところであり、実質的にONU自体の低廉化も図られているものと考えます。

また、(ONUの開放の是非について)「議論を開始すべき」とのご意見については、以下の理由から、ONUを端末設備としてエンドユーザに提供することは適切ではなく、ONUについては引き続き当社にて提供させていただく

	<p>考えです。</p> <ul style="list-style-type: none">－フレッツ光ネクストファミリータイプ等で利用している、1つの芯線を最大32ユーザで共有するPON方式については、当社の局舎内のOSUと各ユーザ宅に設置するONUが協調して動作しています。－具体的には、下りの場合、OSUは、同一芯線内の全てのお客様に同一の下り信号を送信し、各ONUにおいて自分宛以外の不要な信号を廃棄することで最大32ユーザでの通信を可能にしています。また、上りの場合は、各ONUからリクエスト信号を送出し、OSU側からの指示に従って各ONUからパケットを送出することで、最大32ユーザでの通信を可能にしています。－このように、ONUは、OSUと協調して動作することで、1芯に複数ユーザのトラヒックを同時に流しても、個々のユーザの通信を正常に機能させるといったネットワーク設備として果たすべき機能を実現しております。－仮に、当社以外がONUを提供した場合には、当社は、正常に動作するONUが設置されたか確認することができず、例えば、当該ONUを設置したユーザの通信や同一芯線内の他のユーザの通信が正常に確立しないおそれ、あるいは、あるユーザの通信を同一芯線内の別のユーザが傍受するおそれ等の問題も生じることとなります。 <p>また、ONUと他事業者装置等との一体化のご要望があれば、協議に応じていく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
--	--	--

■ 「独占領域であるONUは、過去10年間において、金額・機能等に大きな発展はありません」とのご意見が述べられていますが、ONUの機能については、お客様利便の向上の観点から、機器の小型化・省電力化を進めるとともに、お客様ご自身で容易に設置ができるよう光コンセント等の周辺機器も含め継続的に改良を加えてきております。また、現在、フレッツ光の料金はONUの利用料を含んだ料金となっておりますが、フレッツ光の料金は、各種割引等により低廉化してきているところであり、実質的にONU自体の低廉化も図られているものと考えます。

また、(ONUの開放の是非について)「議論を開始すべき」とのご意見については、以下の理由から、ONUを端末設備としてエンドユーザに提供することは適切ではなく、ONUについては引き続き当社にて提供させていただく考えです。

ーフレッツ光ネクストファミリータイプ等で利用している、1つの芯線を最大32ユーザで共有するPON方式については、当社の局舎内のOSUと各ユーザ宅に設置するONUが協調して動作しています。

ー具体的には、下りの場合、OSUは、同一芯線内の全てのお客様に同一の下り信号を送信し、各ONUにおいて自分宛以外の不要な信号を廃棄することで最大32ユーザでの通信を可能にしています。また、上りの場合は、各ONUからリクエスト信号を送出し、OS

	<p>U側からの指示に従って各ONUからパケットを送出することで、最大32ユーザでの通信を可能にしています。</p> <p>ーこのように、ONUは、OSUと協調して動作することで、1芯に複数ユーザのトラヒックを同時に流しても、個々のユーザの通信を正常に機能させるといったネットワーク設備として果たすべき機能を実現しております。</p> <p>ー仮に、当社以外がONUを提供した場合には、当社は、正常に動作するONUが設置されたか確認することができず、例えば、当該ONUを設置したユーザの通信や同一芯線内の他のユーザの通信が正常に確立しないおそれ、あるいは、あるユーザの通信を同一芯線内の別のユーザが傍受するおそれ等の問題も生じることになります。</p> <p>また、ONUと他事業者装置等との一体化のご要望があれば、協議に応じていく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見20 NTT各県域支店での個別ルールの存在が存在するため、加入光ファイバ申込に必要な資料や手続き等については、NTT各県域支店で共通化し、接続事業者に開示すべき。</p>	<p>再意見20</p>	<p>考え方20</p>
<p>■ 各県域支店での個別ルールの存在</p> <p>NTT各県域支店によって個別ルールが存在し、加入ダークファイバー申込後、支店によって異なった資料提出を要望される事があります。例えば、地図、施工図面などを追加で要望され、再度現地調査を行わなくてはならないな</p>	<p>■ 当社は、当社ダークファイバに係る貸し出し手続について、接続約款に定めるとともに、具体的な運用に係るマニュアルを作成し、他事業者の開示する等、運用の標準化に取り組んでおります。仮に標準化された運用に当たらない事象がある場合には、具体的な内容をご提示いた</p>	<p>■ NTT東西においては、NTT東西の利用部門と接続事業者との間における同等性が確保されない状況が発生しないよう、事業者間で協議等の取組を引き続き行っていくことが適当である。</p>

<p>ど、利用者の開通時期が遅れる等の影響が出ており、加入ダークファイバー申込に必要な資料や手続き等については、NTT各県域支店で共通化し、接続事業者に開示されるよう要望します。</p> <p>また、局内ダークファイバーの廃止対応に関する期日が定義されていないため、同ファイバーの張り替え等を実施したい場合に時間を要しています。この点につき、接続約款上で定めるべき事項として検討していただきたいと考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>できれば、協議し、必要に応じ改善する考えです。</p> <p>また、局内光ファイバの廃止に係る手続、運用についても、具体的な事象をご提示いただければ、協議し、検討させていただく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見21 NTT東西は利用実績に近い値で電気料を算定する方法を検討すべき。</p>	<p>再意見21</p>	<p>考え方21</p>
<p>■ 定格容量値に基づく電気料契約の見直し</p> <p>現状、コロケーション電気料は、装置の定格容量値に基づき算定されることから、競争事業者が実際の使用量以上の費用を負担せざるを得ない状況にあり、結果として、本来NTT東西殿が負担すべき金額の一部を競争事業者が実質的に負担する構造になっていると考えられます。</p> <p>この状況は、競争事業者に対して過度な負担を与えており、メタル/PSTNから光/NGNへのマイグレーションに伴い、ドライカップ電話事業者やADSL事業者が、コロケーション設備の撤去や集約によるコスト削減効果を効率的に創出するにあたって、支障となっております。</p> <p>従って、NTT東西殿は利用実績に近い値で</p>	<p>■ コロケーションに係る電気料については、電力計を設置いただいた上で、実際の使用電力量に応じた電気料をご負担いただく方法と、仕様書等に記載されている装置の定格容量値に応じた電気料をご負担いただく方法、いずれかの方法から選択いただいているところであり、客観性・公平性の観点で、従来から適正であると考えております。</p> <p>また、他事業者からの電気料柔軟化のご提案については、これまでも、他事業者からの具体的な要望にお応えしてきたところであり、今後も、真摯に検討させていただく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ コロケーションに係る電気料については、電力計を設置いただいた上で、実際の使用電力量</p>	<p>■ コロケーション設備に係る電気料については、ブロードバンド答申において「コロケーション設備の仕様に基づく最大消費電力ではなく、例えば、実際の使用電力を踏まえた接続事業者からの書面手続きに応じて電気料を計算する等、コロケーション装置に係る電気料の扱い（「申込電力」の考え方）を柔軟化することが適当である」とされた。これを踏まえ、総務省よりNTT東西に対し、電気料の扱いの柔軟化の具体的な考え方に関する検討状況及び事業者間協議の状況について報告を要請した。その結果、NTT東西より、接続事業者からの要望を踏まえ、DSL用装置及び特定のサービス用の中継系伝送装置については、契約電流値を超える電流が流れないことを担保するための条件が満たされることを前提として、電気料及び電力</p>

<p>電気料を算定する方法を検討すると共に、競争事業者から電気料柔軟化スキームの提案があった場合には、真摯に検討いただく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>に応じた電気料をご負担いただく方法と、仕様書等に記載されている装置の定格容量値に応じた電気料をご負担いただく方法、いずれかの方法から選択いただいているところであり、客観性・公平性の観点で、従来から適正であると考えております。</p> <p>また、他事業者からの電気料柔軟化のご提案については、これまでも、他事業者からの具体的な要望にお応えしてきたところであり、今後も、真摯に検討させていただく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	<p>設備使用料の契約電流値を実際に利用するパッケージ数見合いの消費電流値に見直す措置を行った旨の報告がなされている。</p> <p>NTT東西においては、引き続き、接続事業者からの要望を踏まえ、コロケーション装置に係る電気料の扱いの柔軟化の方策について検討を行うことが適当である。</p>
<p>意見22 コロケーション、中継DF等に係るリソース不足、情報公開の在り方等について改善すべき。</p>	<p>再意見22</p>	<p>考え方22</p>
<p>■ <コロケーション、中継光ファイバ等のリソース不足の解消></p> <p>競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、收容局ビルによっては、コロケーションスペースや中継ダークファイバ、電力設備等の空きがない等の理由によって、長期間に渡ってNTT東・西の設備を利用できない問題が生じています。総務省においては、NTT東・西に対し、長期間Dランク（利用不可）となっている收容局ビルについて今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てさせるよう、措置を講じるべきです。</p> <p>また、前述のとおり、同等性の観点からNTT東・西の利用部門と接続事業者との間で、全局舎の情報がタイムリーに開示されているか、接続事業者は、NTT東・西利用部門と同じタ</p>	<p>■ ソネット殿の意見に賛同します。</p> <p>F T T Hアクセスのみならず、ダークファイバ等においても、フィルタの有無、提供可能時期等の精度が甘く、申込み後に情報の誤りが判明することも散見されます。正確性の精度向上については、喫緊の課題としてご対応頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集（2012年度）」に対し提出した当社意見書（2013年8月7日提出）においても述べたとおり、競争事業者がエリア展開や設備更改を行う際、收容局ビルによっては、コロケーションスペー</p>	<p>■ コロケーションスペースの空きがない状態となっている局舎については、ブロードバンド答申において、「Dランクとされた局舎におけるNTT東西の取組みも踏まえて、今後本格化する移行を円滑化する観点から現在の対応について見直すべき点があるか検討することが適当」、「なお、その際、NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではなく、むしろ、接続事業者の予見性を高める観点から、数ヵ月先の設備計画をNTT東西が情報開示することも含めた適切な対応を検討することが必要である点に留意すべき」とされた。</p>

<p>イミングで同じ情報を取得できているか、といった点についても検証が必要と考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 情報公開／情報更新の拡大、ならびに提供情報の精度向上について</p> <p>FTTHアクセスサービスやLTEサービスにおいて、その設備や対応エリア等に関する情報の公開／更新・精度が不足していることによって、自前での工事、マーケティングや営業活動に支障をきたすケースがあり、下記の事項に関する更なる情報公開の拡大および更新情報の提供、ならびに情報の精度向上についてご対応いただくよう要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の事業展開を計画する上でDランクとなっているコロケーション、中継ダークファイバーなどの設備がいつ増設（解消）されるのか、に関する設備更改情報（予定時期等）の公開 ・有償で購入した収容局ビル単位の光配線区画毎の住所情報につき、明らかに他と異なる住所が含まれている場合や住所情報が詳細でないもの（番地記載なし等）が含まれている場合が存在するため、正確な住所情報の提供（ソネット） 	<p>スや中継ダークファイバ、電力設備等に空きがない等の理由により、長期間利用できない状況が未だに生じているところです。</p> <p>昨年度の検証結果において、NTT東・西に対し、コロケーションスペースの空きがない局舎について新たに空きが生じる場合に、その予定時期の開示を義務付けることとされ、すでに実施されているところですが、利用できない状況の抜本的な解決策にはなっていないため、NTT東・西においては、Dランク解消に向けた措置を検討すべきと考えます。 (KDDI)</p> <p>■ 当社は、これまで、他事業者が必要な設備を設置してサービス提供できるよう、コロケーションリソースや中継ダークファイバの有効活用に向け、過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等、適宜必要な取り組みを実施してきたところです。</p> <p>また、コロケーションリソースや中継ダークファイバの空きがないビルで新たに空きが発生した場合には、速やかに当社ホームページにおいて開示情報を更新するとともに、希望する他事業者にもメール通知を行う等、情報開示を適切に実施しています。</p> <p>加えて、コロケーションリソースや中継ダークファイバの増設を行う際には、増設計画を決定後速やかに当社ホームページにおいて増設予定時期を自主的に開示しており、他事業者の予見性確保に努めております。更に、平成24年の情報開示告示改正を踏まえ、平成25年1月</p>	<p>このような考え方を踏まえ、平成24年8月に開催された情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会において、Dランク局舎に係る調査結果を報告するとともに、平成24年10月18日に平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件）を改正し、NTT東西に対し、コロケーションスペースの空きがない局舎について新たに空きが生じる場合に、その予定時期の開示を義務付けることとしたところである。</p> <p>■ 中継光ファイバについては、接続ルール答申において「他の選択肢を採用することが経済的に見て現実的でなく、他の有効な手段がない場合は、WDM装置の設置が最終的な手段として期待される場所である」とされているところである。</p> <p>接続事業者の予見性は引き続き高めるよう努めることが望ましいものの、Dランク区間であったとしてもWDM装置が新たに設置された際には、NTT東西のウェブサイトにおいて無償で情報公開を行っていることから、現時点において、「設備増設の予定の有無」について情報を開示すべきとまではいえない。</p> <p>■ NTT東西利用部門と接続事業者の間の情報開示に係る同等性については、考え方46のとおり。</p> <p>■ なお、NTT東西においては、接続事業者が</p>
--	---	---

	<p>より、設備撤去等によりコロケーションリソースに空きが発生する場合に、空きが発生する予定時期が判明した時点で、速やかに当社ホームページにおいて当該情報を開示する等、更なる予見性確保の取り組みについても実施しています。</p> <p>当社利用部門と他事業者は、当社ホームページにおいてこれらの情報を入手しているため、情報の内容や取得可能時期に係る同等性は確保されていると考えます。</p> <p>なお、「Dランク（利用不可）となっている収容局ビルについて今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てさせるよう、措置を講じるべき」とのご意見が、仮に、NTT東西へのDランクビルでのコロケーションスペースの増設の義務化の要望であるとした場合、当社は、他事業者に対しコロケーションスペースを増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しています。この点、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（平成23年12月20日）においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」とされています。</p> <p>（NTT西日本）</p> <p>■ 当社は、これまで、他事業者が必要な設備を設置してサービス提供できるよう、コロケーシ</p>	<p>らの意見も踏まえ、住所情報等の適正な開示に努めるべきである。</p>
--	---	---------------------------------------

ョンリソースや中継ダークファイバの有効活用に向け、過剰なリソースの保留を抑止するためのキャンセルペナルティの導入等、適宜必要な取り組みを実施してきたところです。

また、コロケーションリソースや中継ダークファイバの空きがないビルで新たに空きが発生した場合には、速やかに当社ホームページにおいて開示情報を更新するとともに、希望する他事業者にもメール通知を行う等、情報開示を適切に実施しています。

加えて、コロケーションリソースや中継ダークファイバの増設を行う際には、増設計画を決定後速やかに当社ホームページにおいて増設予定時期を自主的に開示しており、他事業者の予見性確保に努めております。更に、平成24年の情報開示告示改正を踏まえ、平成25年1月より、設備撤去等によりコロケーションリソースに空きが発生する場合に、空きが発生する予定時期が判明した時点で、速やかに当社ホームページにおいて当該情報を開示する等、更なる予見性確保の取り組みについても実施しています。

当社利用部門と他事業者は、当社ホームページにおいてこれらの情報を入手しているため、情報の内容や取得可能時期に係る同等性は確保されていると考えます。

なお、「Dランク（利用不可）となっている収容局ビルについて今後の需要も考慮した上でDランク解消に向けた設備計画を立てさせるよう、措置を講じるべき」とのご意見が、仮に、NTT東西へのDランクビルでのコロケーショ

ンスペースの増設の義務化の要望であるとした場合、当社は、他事業者に対しコロケーションスペースを増設してまで貸し出す義務は負っていないものと認識しています。この点、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（平成23年12月20日）においても、「NTT局舎におけるコロケーションスペースの増設を単純に義務化することはコスト増大につながり、結果としてコロケーション料金の上昇として跳ね返る可能性があるため、とるべき措置としては必ずしも適当ではない。」とされています。

ご指摘の事象については、当社システム上の住所情報が、行政の区画整理等により最新の情報に更新できていなかったことにより発生したものであり、ソネット殿には、お詫び申し上げるとともに、発生原因及びデータの適正化等についてご説明差し上げたところです。

今後も、当社としては、可能な限り住所情報の適正化に努めていく考えです。

(NTT東日本)

- 各社ご意見の通り、コロケーションスペース・電力や中継ダークファイバにて空きが無い場合は、競争事業者の円滑なネットワーク構築に影響を及ぼすため、昨年開示が開始された「コロケーションスペースの空きが生じる場合の予定時期」に加え、例えば、「設備増設予定の有無」といった、競争事業者の予見性を高めるために必要な情報を積極的に開示することが

	必要と考えます。 (イー・アクセス)	
意見23 網改造費用、オペレーションシステム開発費について、妥当性の検証が可能となるスキームが必要。	再意見23	考え方23
<p>■ 網改造費用、オペレーションシステム開発費の妥当性の検証</p> <p>NTT東西殿の網改造費用や、NTT東西殿のオペレーションシステム改修案件の開発費用については、現状、金額の妥当性を検証するスキームがありません。</p> <p>これらのコストについては、NTT東西殿が網改造料や回線管理運営費にて全て回収可能であることから、コスト削減インセンティブが機能しないことが構造的な問題となっており、その結果、網改造料や回線管理運営費が高止まりし、競争事業者の事業運営に過度な負担を与えることが懸念されます。</p> <p>従って、IP化に伴いネットワークを構成する機器調達が基本的に市販品にて可能な環境となっている点も踏まえ、例えば、競争事業者のみが利用する設備やシステムの調達は入札制とするなど、コスト削減インセンティブが機能し、なおかつ、コストの妥当性が検証可能となるスキームと考えます。</p> <p>なお、システム開発費用については、当該システムをNTT東西殿の設備利用部門が利用していないことが、コスト削減インセンティブが機能しない原因の1つとなっているため、例えば、設備利用部門における運用変更やシステム</p>	<p>■ イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTT東西殿の網改造費用やオペレーションシステム改修案件等の開発費用については、これまで接続事業者が検証できる情報が開示されておらず、接続事業者はその金額の妥当性の検証を実施することは困難です。また、イー・アクセス殿がご指摘のとおり、コストがすべて回収可能であることから、NTT東西殿においてもコスト削減のインセンティブが機能しない環境となっています。これらの情報の非対称性による検証不可能の環境を解決するには、接続事業者が検証を実施するための算定根拠をあらかじめ提示して頂くことが必要ですが、万が一それが経営上の秘密に該当するとして開示不可能である場合であっても、その費用の妥当性を担保するために、多くのシステム開発会社が応札できるような競争入札を実施し、コストの低廉化・適正化を図ることが重要であると考えます。なお、競争入札の実施においては、関係会社のみならず、資本関係のないシステム開発会社等が入札に参加できるよう、入札の実施方法や入札事業者資格に関する制限等が不当に設定されていないかを注視するとともに、入札実施後に当たっても入札が妥当であるか確認・検証を行うべきであると考えます。</p>	<p>■ 実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成25年情郵審第19号）において示されたとおり、NTT東西においては、円滑化ガイドラインの趣旨を踏まえ、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間でコストの適正性も含めて十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することや、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、引き続き、意見交換会の場等を通じ、十分な説明を行うことが適当である。</p>

<p>更改の際などに合わせて、可能な限り、競争事業者と共通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になると考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 当社は、効率的な経営を行う観点から、他事業者の要望に基づく網機能の改修や、オペレーションシステムの改修にあたっては、既存設備やオペレーションシステムとの親和性等も考慮しつつ、必要最小限の開発額に留めるよう努めているところです。</p> <p>加えて、当社は、網機能の改修にあたり、他事業者のご要望に基づき、双方で仕様を確定した後、改修内容、概算費用等の情報を提示し、ご理解を頂いた上で、改修に着手させていただいております。</p> <p>また、オペレーションシステムの改修にあたっては、意見交換会（年2回開催）等の機会を通じて、開発予定（検討中の案件も含む）の内容について、情報を開示させていただいき、他事業者からのご意見・ご要望等をヒアリングさせていただき、ご理解を得ながら改修を実施しており、他事業者が開発内容の妥当性を検証しやすい環境を整えています。</p> <p>したがって、ご意見にあるようなコストの妥当性を検証するための新たなスキームを導入する必要はないと考えます。</p> <p>なお、「競争事業者と共通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になる」とのご意見については、他事業者が利用するオペレーションシステムについて、オペレーションシステム更改等のタイミングを捉え、当社利用部門とハードウェアを共有する等、可能な限</p>	
---	---	--

りコスト削減に努めてきているところです。

今後も他事業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行うとともに、コスト削減に努めていく考えです。

(NTT西日本)

■ 当社は、効率的な経営を行う観点から、他事業者の要望に基づく網機能の改修や、オペレーションシステムの改修にあたっては、既存設備やオペレーションシステムとの親和性等も考慮しつつ、必要最小限の開発額に留めるよう努めているところです。

加えて、当社は、網機能の改修にあたり、他事業者のご要望に基づき、双方で仕様を確定した後、改修内容、概算費用等の情報を提示し、ご理解を頂いた上で、改修に着手させていただいております。

また、オペレーションシステムの改修にあたっては、意見交換会（年2回開催）等の機会を通じて、開発予定（検討中の案件も含む）の内容について、情報を開示させていただいき、他事業者からのご意見・ご要望等をヒアリングさせていただき、ご理解を得ながら改修を実施しており、他事業者が開発内容の妥当性を検証しやすい環境を整えています。

したがって、ご意見にあるようなコストの妥当性を検証するための新たなスキームを導入する必要はないと考えます。

なお、「競争事業者と共通のオペレーションシステムを利用することも有効な対策になる」とのご意見については、他事業者が利用するオ

	<p>ペレーションシステムについて、オペレーションシステム更改等のタイミングを捉え、当社利用部門とハードウェアを共有する等、可能な限りコスト削減に努めてきているところです。</p> <p>今後も他事業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行うとともに、コスト削減に努めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見24 IPoE方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべき。</p>	<p>再意見24</p>	<p>考え方24</p>
<p>■ <相互接続点の分割></p> <p>前項で申し上げたとおり、現在IPoE方式の相互接続点は東京及び大阪の2拠点のみであり、NTT東西殿の本来の業務区域である県単位での相互接続点は設置されていません。このため、PPPoE方式では可能であった、ユーザの分布やトラヒックに応じた柔軟な網設計やコスト、品質の管理ができない状況となっています。従って、ユーザ利便の観点からもIPoE方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべきと考えます。</p> <p>(BBIX)</p>	<p>■ 「IPoE方式においても、速やかに県ごとの相互接続点を設置すべきと考えます。」とありますが、当社はこれに賛同します。</p> <p>広域POIだけの現状ではトラヒックに応じた柔軟な網設計の選択肢も無くコスト、品質の管理も厳しい状況にあります。</p> <p>POI分割はIPv6普及後も安定した良質なサービスを継続提供する上で重要な位置付けと考えます。</p> <p>(日本ネットワークイネイブラー)</p> <p>■ BBIX殿の意見に賛同します。第一種指定電気通信設備であるNGNの県域ネットワークに接続するために、非指定設備に接続することが必須条件となっている現在の状況は明らかに異常であると言わざるを得ません。IPoE事業者が第一種指定電気通信設備であるNGNの県域ネットワークに直接接続可能とするために、NTT東西殿は速やかに県ごとの相互接続点を設ける必要があると考えます。</p>	<p>■ NTT東西においては、IPoE接続事業者からの具体的な要望等を踏まえ、IPoE接続に係る相互接続点の増設に向けて引き続き協議を行うことが適当である。</p> <p>また、IPoE接続に係る相互接続点の増設に向けた検討に当たっては、相互接続点の増設によりNGN内の伝送距離が短縮されることや、技術の進展状況等を踏まえ、IPoE接続に係る接続料の低減に努めることが適当である。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 相互接続点の増設については、ISP事業者と協議を重ね、IPoE方式の提供開始時点では、多大な費用をかけて全国に数多くの相互接続点を設置したとしても低廉なサービス提供に支障が生じかねないことから、最も効率的でコストが安価となるよう東西それぞれ1ヶ所での接続とすることで合意してきたところです。

今後のIPoE方式のユーザ規模の拡大等に伴うトラフィック増加を見据え、集約エリア単位での相互接続点の増設を提案させていただいており、現在、関係事業者と相互接続点の増設数、費用負担について検討しているほか、その他のトラフィック増大への対応方法についても協議を行っているところであり、今後の協議の中で解決していきたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 相互接続点の増設については、ISP事業者と協議を重ね、IPoE方式の提供開始時点では、多大な費用をかけて全国に数多くの相互接続点を設置したとしても低廉なサービス提供に支障が生じかねないことから、最も効率的でコストが安価となるよう東西それぞれ1ヶ所での接続とすることで合意してきたところです。

今後のIPoE方式のユーザ規模の拡大等に伴うトラフィック増加を見据え、集約エリア単位での相互接続点の増設を提案させていただいており、現在、関係事業者と相互接続点の増設数、

	費用負担について検討しているほか、その他のトラフィック増大への対応方法についても協議を行っているところであり、今後の協議の中で解決していきたいと考えます。 (NTT東日本)	
--	---	--

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

意見	再意見	考え方
意見25 モバイル市場は原則として市場競争に委ね必要最小限の規制とすべきであり、現行の指定の基準値は適切。	再意見25	考え方25
<p>■ 日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては、電波に有限・希少性があるため一定のルールが必要であるとしても、原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制とすべきです。</p> <p>事業者間の円滑かつ公平な接続を推進する観点で現行の第二種指定電気通信設備制度を継続する場合には、指定事業者と非指定事業者の間で交渉力の不均衡が生じないようにする必要があり、その点で現行の指定の基準値は適切であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 指定基準の現状維持 二種指定制度については、接続協議において</p>	<p>■ ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は本年1月より同一企業グループとなっており、両社は以下の通り、相互のリソースを共有しシナジーを生かした事業展開を行う等、まさにグループ体経営を行っております。</p> <p>(1) ソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿のLTE網を利用できる「ダブルLTE」では、無線設備を共用し、イー・アクセス殿の基地局を自社設備と同列に扱っている。他方で、ソフトバンクモバイル殿の接続約款には、当該接続に係る規定は明示されていない。</p> <p>(2) イー・アクセス殿がソフトバンクモバイル殿の3G網を利用した音声ローミングを提供している。</p> <p>一方でイー・アクセス殿は第二種指定電気通信役務を保有する事業者として指定（以下、二種指定）を受けておらず、接続約款の届出・公表や接続会計の整理・公表義務を負っておりま</p>	<p>■ 第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）制度は、業務区域における端末シェアが10%を超える電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該事業者に対し、接続応諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。</p> <p>指定の基準値については、情報通信行政・郵政行政審議会の答申（平成24年5月29日）を踏まえ、MNO間の交渉上の地位の関係の変化やMNO-MVNO間の交渉上の地位の関係の変化といった市場環境の変化を勘案して「十分の一を超えるもの」としたものである。</p> <p>なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性につい</p>

<p>強い交渉力を有す事業者による、優位性を背景とした不当な差別的取り扱いを懸念して規定されたことを鑑みれば、二種指定事業者とは事業規模や顧客基盤の異なる当社のような新興事業者を指定対象に追加することは、当該制度の形骸化に繋がると考えます。そのため、指定基準の端末シェア10%は現状維持が適切であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>せん。なお、両社の間では3名の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けているソフトバンクモバイル殿と二種指定を受けていないイー・アクセス殿が、まさにグループ体経営を行っております。仮に両者の間で不透明な取引が行われることとなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜脱に繋がりがねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場において検証すべきであると考えます。</p> <p>また、現状、第二種指定電気通信設備制度は、事業者単位の指定により運用されているところですが、事業体が企業グループ単位でシナジーを生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場においては、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>て検討することとしているところである。</p> <p>■ 企業グループ単位の規制に見直すべきとの御意見については、考え方26のとおり。</p>
<p>意見26 ソフトバンクモバイルとイー・アクセス間で不透明な取引が懸念されるため、イー・アクセスを二種指定事業者とすべき。また、同一市場においては企業グループ単位の規制に見直すべき。</p>	<p>再意見26</p>	<p>考え方26</p>
<p>■ ソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿は本年1月より同一企業グループとなっており、両社は以下の通り、相互のリソースを共有</p>	<p>■ 企業グループ単位での規制への見直しのご意見については、現状においても、40%以上の端末シェアを持つドミナント事業者と、現行</p>	<p>■ 現行の二種指定設備制度は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第34条第1項に規定するとおり、端</p>

<p>しシナジーを生かした事業展開を行う等、まさにグループ体経営を行っております。</p> <p>(1) ソフトバンクモバイル殿がイー・アクセス殿のLTE網を利用できる「ダブルLTE」では、無線設備を共用し、イー・アクセス殿の基地局を自社設備と同列に扱っている。他方で、ソフトバンクモバイル殿の接続約款には、当該接続に係る規定は明示されていない。</p> <p>(2) イー・アクセス殿がソフトバンクモバイル殿の3G網を利用した音声ローミングを提供している。</p> <p>一方でイー・アクセスは第二種指定電気通信役務を保有する事業者として指定（以下、二種指定）を受けておらず、接続約款の届出・公表や接続会計の整理・公表義務を負っておりません。なお、両社の間では3名の取締役が兼任しており、上記の通り、二種指定を受けていないソフトバンクモバイルと二種指定を受けていないイー・アクセスが、まさにグループ体経営を行っております。仮に両者の間で不透明な取引が行われることとなれば、二種指定を受けていないイー・アクセス殿を通じた規制の潜脱に繋がりがねず、公正な競争が歪められる事態になりかねません。従って、透明性確保のためにもイー・アクセス殿を二種指定すべきであると考えます。また、指定するまでの間はソフトバンクモバイル殿とイー・アクセス殿との間で不透明な取引が行われていないか、審議会等の公の場において検証すべきであると考えます。</p> <p>また、現状、第二種指定電気通信設備制度</p>	<p>の第二種指定電気通信設備制度の基準値である端末シェア10%にも満たない事業者に同一の規制を課すことになり、非対称規制である第二種指定電気通信設備制度の、「競争促進の目的を念頭に市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑える」という本来の趣旨からも適切でないと考えます。</p> <p>さらには、実際に接続協議は、企業グループ単位で行われておらず、接続協定も各事業者が個別に締結していることから、接続において企業グループ単位で何らかの支配力が行使される可能性はないと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTTドコモ殿の意見に賛同いたします。</p> <p>モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強化しているものと認識しております。加えて、自社のグループ企業を通じてMVNOと競合する低料金のサービスを展開することで、上位3社の高い料金水準の維持に寄与しつつ、MVNOの参入を阻む動きがみられます。</p> <p>このような状況が続くことになれば、MVNOの普及促進によるサービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることとなります。</p>	<p>末シェアが10%を超える電気通信事業者が設置する特定の電気通信設備の総体について指定する制度であり、指定に当たっては電気通信事業者単位で判断することとされていることから、当該指定の基準を満たしていないイー・アクセスの電気通信設備を第二種指定電気通信設備として指定することは適当ではない。</p> <p>なお、事業者の経営体制を含む近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p>
---	--	---

は、事業者単位の指定により運用されているところですが、事業者が企業グループ単位でシナジーを生かし、競争上優位な立場に立っていることから、同一市場においては、企業グループ単位での規制に見直すべきと考えます。

(NTTドコモ)

以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。

(ケイ・オプティコム)

- モバイル市場においては、電波に有限・希少性があるため一定のルールが必要であるとしても、原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制とすべきです。

事業者間の円滑かつ公平な接続を推進する観点で現行の第二種指定電気通信設備制度を継続する場合には、指定事業者と非指定事業者の間で交渉力の不均衡が生じないようにする必要があり、その点で現行の第二種指定電気通信設備制度の指定要件は適切であると考えます。

個々の事業者は個別にサービス提供や接続協議を行っており、シェアが小さい事業者には接続協議上の交渉力の優位性は存在しません。グループ単位で指定要件を満たすか判断することは適切ではないと考えます。

(KDDI)

- 二種指定制度の指定基準については、寡占的な状況を構成している上位3社が、接続協議における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こす交渉上の地位の優位性があることを考慮して(※3)、端末シェア：10%に見直された背景を踏まえれば、前回当社意見の通

	<p>り、指定事業者とは事業規模が異なる当社を指定対象とすることは適切ではないと考えます。</p> <p>(※3) 電気通信事業法施行規則の一部改正 省令案概要(平成24年5月29日)</p> <p>○指定の基準値の見直し</p> <p>(略)</p> <p>二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じて、接続協議における二種指定事業者の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させ、結果として相対的に非指定事業者の交渉力を高める効果があると考えられる。これを踏まえると、交渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない寡占的な状態を構成する上位3事業者間において、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそれがある</p> <p>以上の状況に対応し、公正な競争の確保を通じて利用者利便を増進させる観点からは、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課すことが適当である。具体的な指定の基準値については、上位3事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当である。</p> <p>なお、NTTドコモ殿からは、当社とソフトバンクモバイル殿の間で、不透明な取引が行われる懸念があることを根拠に、当社を指定対象に追加するよう主張されておりますが、このご意見のような規制基準を採用した場合には、制度としての予見性や透明性に欠けるため、政策面からみても適切ではないと考えます。</p>	
--	--	--

	(イー・アクセス)	
意見27 二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正のため、二種指定設備制度を一種指定設備制度並みに厳正化すべき。また、MVNOの参入促進策として、これまで講じた措置を検証するとともに、SIMロック解除ガイドラインの厳正化等をすべき。	再意見27	考え方27
<p>■ 国民共有の財産である周波数の割当てを受けて事業を営んでいる二種指定事業者は、電気通信市場全体に与える影響力から鑑みてその公益的役割は大きいことから、二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があって然るべきと考えます。</p> <p>総務省殿においては、二種指定制度の規制対象の見直しや「SIMロック解除に関するガイドライン」の策定等の措置を講じていただいているところですが、現状、モバイル市場におけるMVNOの契約者はごく僅か（携帯電話・PHSの契約数 1億4千万加入に対し、MVNO契約数は580万加入）であり、二種指定事業者あるいは二種指定事業者を中心とする企業グループによる寡占状態にあります。こうした実態を踏まえると、二種指定事業者とMVNOとの間にある競争上の格差は依然として大きく、このままでは、電気通信市場全体の健全な発展が阻害されるとともに、モバイル市場の寡占化が著しく進行するものと危惧します。</p> <p>よって、二種指定事業者とMVNOの不公平な競争条件の是正に向けては、接続料に関する適正性・透明性の確保が特に重要であり、次の</p>	<p>■ 当社はMVNOとの協議に際し、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に則り、真摯に対応しています。また、パケット接続料については法令に基づく適正な算定により、当社においては毎年度低減しており、2012年度適用接続料は対前年度比4割超と大幅に低減しています。</p> <p>寧ろ、MNOはMVNOに対して接続義務により広くあまねく画一的対応を求められていることが、事業者の不満に繋がっている面もあると考えられます。M2M市場の拡大等により、今後益々MVNOの重要性が高まると想定されることから、当社としてもMVNOの参入促進に積極的な取組みに努めていく必要があると認識しています。そのためには、MNOのMVNOに対する接続義務を撤廃し、諸外国同様、卸方式による自由かつ柔軟なビジネススペースの取引が行える制度に改めることで、MNOとMVNOがWin-Winの関係を構築し、多種多様なサービスの提供を可能とすることが極めて重要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ 二種指定制度を一種指定制度並に厳正化すべきとの御意見については、現行の二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目している第一種指定電気通信設備制度とは事業法上の位置付けが異なるものである。</p> <p>■ SIMロック解除に関する御意見については、「SIMロック解除に関するガイドライン」（平成22年6月策定。以下「SIMロック解除ガイドライン」という。）の厳正化に関する御意見については、同ガイドラインに示しているとおおり、事業者の主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除が実施されることを期待しているところである。</p> <p>同ガイドラインの見直しについては、同ガイドラインが、通信サービス・アプリケーション</p>

<p>措置を含め、二種指定制度を一種指定制度並みに厳正化すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続約款について、現行の届出制から認可制への移行 ・ 接続料算定における将来原価方式の導入（MVNOの事業予見性の確保） ・ 接続料算定期間に起因する二種指定事業者とMVNOの原価年度のずれ解消 ・ アンバンドル機能の提供義務化・拡大（すべての二種指定事業者における同一の接続メニューの提供） ・ 二種指定事業者のネットワーク設計値、品質、カバーエリア等について、MVNOに対する情報開示の義務化 <p>加えて、MVNOの参入促進策として、これまでに講じた措置の検証が必要であるとともに、当該措置の遵守状況に関する監視機能を強化する観点から、次の点を含めてさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二種指定事業者に対する「SIMロック解除に関するガイドライン」の厳正化 ・ 周波数割当申請時に示したMVNOへの提供計画との乖離要因の検証と、当該検証結果の公表 <p>（ケイ・オプティコム）</p>	<p>■ 平成25年6月にとりまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」において、MVNO殿に適用されるデータ接続料の算定方法を含めた一定の考え方が整理されたことにより、検証可能性、適正性、公平性の確保がされ、また同年8月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改定も行われたところです。</p> <p>なお、SIMロック解除については、通信方式や利用周波数帯の違い等により、現時点において市場全体で機能する環境が整っておらず、SIMロック解除における今後の政策を考える際にはその点を考慮する必要があると考えます。また、MVNOの普及促進については、接続型MVNOに限定することなく、多様な形態のMVNOがサービスを提供できる環境を構築している状況です。</p> <p>以上の点からも、現時点でモバイル市場について、追加規制は不要と考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>■ 第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものと理解しています。したがって、ポトルネッ</p>	<p>等の利用の全部又は一部が制限されるという課題が存在すること等にかんがみ、当分の間、事業者による主体的な取組を求めていることを踏まえつつ、①SIMロック解除に係る事業者の取組、②SIMロック解除に対する利用者等の評価、③SIMロックが解除され、SIMカードが差し替えられた場合において利用可能となる通信サービス、アプリケーション等の状況等の携帯電話市場を取り巻く環境変化について多角的に検討する必要がある。</p> <p>例えば、SIMロック解除の動向については、電気通信事業分野における競争状況の評価2012（平成24年度）においては、移動系のデータ通信の分析の中で、2012年度に発売された携帯電話端末114種類のうち、55種類（48.2%）であり、事業者別のSIMロック解除端末の割合では、イー・アクセスが100%、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）が98%、ソフトバンクモバイルが4%、KDDIは0%となっているところである。また、SIMロック解除を要望する利用者も一定数おり、3.9世代移動通信システムの普及や、データ通信を用いた音声通話等を行うことの出来るアプリケーションの普及等の環境変化も起こっているところである。</p> <p>■ なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出し</p>
--	---	--

	<p>ク設備に起因する市場支配力に着目している第一種指定電気通信設備制度とは位置付けが異なっており、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制とすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 「二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべき」とのご意見がありますが、以下のとおり、第二種指定電気通信設備制度に限らず、現行の硬直的な規制により競争を促進するという考え方は、市場環境の変化に対応しきれないものと考えます。IPブロードバンド市場の更なる発展のためには、電気通信事業者と様々なプレイヤーのビジネスベースの自由な取引により、多彩なサービスを生み出す環境を整えることが重要であると考えます。</p> <p>ー我が国のIP・ブロードバンド市場を活性化し、グローバル規模のOTTプレイヤーだけでなく、大小様々なプレイヤーが、多彩なコンテンツ・アプリケーションを自在に提供できるようにするには、電気通信事業者と様々なプレイヤーが自由にコラボレーションできる環境を整えることが重要と考えます。</p> <p>ーそのためには、電気通信事業者側からも様々なプレイヤーに対し主体的にコラボレーションを働きかけられる仕組みが必要と考えますが、MNOや当社のIPネットワークに課されているような硬直的な料金規制の下では、当該設備を有する電気通信事業者は自らの強</p>	<p>た上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p>
--	---	---

み、特徴を活かして柔軟かつ多様な料金等でアプローチすることが難しく、結果として多彩なコンテンツ・アプリケーションの創出の妨げになることから、固定系も含め、事業者間の取引は自由かつ機動的なビジネスベースの取引に委ねられるべきと考えます。

—なお、諸外国では、こうした市場での事業者間の取引はビジネスベースでの取引となっており、接続料金規制は課せられていません。

特に、NTTグループだけに課されている禁止行為規制は、他事業者が移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に提供できている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できない状況を生んでおり、NTTグループのお客様だけが不利益を被る等お客様利便の向上を阻害していることから、速やかに見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。

(NTT西日本)

- 「二種指定事業者には、モバイル市場の競争促進に繋がるさらなる規制があつて然るべき」とのご意見がありますが、以下のとおり、第二種指定電気通信設備制度に限らず、現行の硬直的な規制により競争を促進するという考え方は、市場環境の変化に対応しきれないものと考えます。IPブロードバンド市場の更なる発展のためには、電気通信事業者と様々なプレイヤーのビジネスベースの自由な取引により、多彩なサービスを生み出す環境を整えることが重要であると考えます。

	<p>ー我が国のIP・ブロードバンド市場を活性化し、グローバル規模のOTTプレイヤーだけでなく、大小様々なプレイヤーが、多彩なコンテンツ・アプリケーションを自在に提供できるようにするには、電気通信事業者と様々なプレイヤーが自由にコラボレーションできる環境を整えることが重要と考えます。</p> <p>ーそのためには、電気通信事業者側からも様々なプレイヤーに対し主体的にコラボレーションを働きかけられる仕組みが必要と考えますが、MNOや当社のIPネットワークに課されているような硬直的な料金規制の下では、当該設備を有する電気通信事業者は自らの強み、特徴を活かして柔軟かつ多様な料金等でアプローチすることが難しく、結果として多彩なコンテンツ・アプリケーションの創出の妨げになることから、固定系も含め、事業者間の取引は自由かつ機動的なビジネスベースの取引に委ねられるべきと考えます。</p> <p>ーなお、諸外国では、こうした市場での事業者間の取引はビジネスベースでの取引となっており、接続料金規制は課せられていません。</p> <p>特に、NTTグループだけに課されている禁止行為規制は、他事業者が移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に提供できている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できない状況を生んでおり、NTTグループのお客様だけが不利益を被る等お客様利便の向上を阻害していることから、速やかに見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p>	
--	---	--

イ 指定の対象に関する検証

意 見	再 意 見	考 え 方
<p>意見28 現行制度はMNOに対して世界的に見ても厳しい規制が課されている。グローバルなMVNOの展開も見られる中、MNOに過度な規制をすべきではない。</p>	<p>再意見28</p>	<p>考え方28</p>
<p>■ モバイル市場においては、電波には有限・希少性があるため、設備競争によって電波を有効活用しながら市場を活性化していくことが重要です。そのため、さまざまな分野で強みを持つMVNOが、MNOのみでは提供できない付加価値のあるサービスを提供し、新たな市場を創造していく環境が必要です。日本におけるMVNOに関する現行の制度については、MNOに対してネットワークの開放義務を課す等、世界的に見てもMNOに対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。国内のMVNOのみならず、グローバルなMVNOの展開も見られる中、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要があります。</p> <p>このような観点から、第二種指定電気通信設備の「アンバンドルすべき機能」や接続料算定ルールについては、MNOの設備投資インセンティブを損なわないよう、過度な規制にならないようにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ KDDI殿の意見に賛同致します。</p> <p>モバイル市場の更なる発展のためには、MNOのMVNOに対する接続義務を撤廃し、諸外国同様、卸方式による自由かつ柔軟なビジネスベースの取引が行える制度に改めることで、MNOとMVNOがWin-Winの関係を構築し、多種多様なサービスの提供を可能とすることが極めて重要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 平成25年6月にとりまとめられた「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」において、MVNO殿に適用されるデータ接続料の算定方法を含めた一定の考え方が整理されたことにより、検証可能性、適正性、公平性の確保がされ、また同年8月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の改定も行われたところです。</p> <p>なお、SIMロック解除については、通信方式や利用周波数帯の違い等により、現時点において市場全体で機能する環境が整っておらず、SIMロック解除における今後の政策を考える際にはその点を考慮する必要があると考えま</p>	<p>■ 現行の二種指定設備制度は、周波数の有限希少性等により新規参入が困難な寡占的市場が形成されているモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から、接続応諾義務等の一般的な接続ルールに加えて、接続約款の作成・届出、接続会計の整理等の接続に関する必要最低限の規律を課すものである。</p> <p>なお、モバイル市場における今後の規制の在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p>

	<p>す。また、MVNOの普及促進については、接続型MVNOに限定することなく、多様な形態のMVNOがサービスを提供できる環境を構築している状況です。</p> <p>以上の点からも、現時点でモバイル市場について、追加規制は不要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
意見29 相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、総務省が速やかに措置を講じるべき。	再意見29	考え方29
<p>■ 【第二種指定電気通信設備規制の対象】</p> <p>・ 第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて、「事業者間協議における留意事項」として、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、(中略)、後者については、可能な限り情報開示することが適当」と規定され、また、昨年7月に制定された事業者間協議ガイドラインにおいても、「音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当」と規定されているところ</p>	<p>■ 平成24年7月に制定された事業者間協議の円滑化に関するガイドラインにおいても、「一種指定設備を設置するNTT東西とそれ以外の事業者の間で接続料の算定根拠に係る情報開示の程度に一定程度の差が生じることは合理的な理由に基づくものと考えられる。」という見解が示されています。</p> <p>なお、弊社(ソフトバンクモバイル)では、可能な限り説明や情報開示を行っています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 平成25年8月30日に公表された「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に係る意見募集結果において総務省の考え方として、「円滑化ガイドラインにおいて示されているとおり、協議における接続事業者の予見可能性を高め事業者間協議の円滑化を図る</p>	<p>■ 円滑化ガイドラインに示すとおり、音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たって、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当と考えられる。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。</p> <p>■ 相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、総務省が速やかに措置を講じるべきとの御意見については、当該事業者間</p>

<p>です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、実際には、当社が接続料の算定根拠を詳細に情報開示している一方で、接続料が相対的に割高な一部の接続事業者は、当社と相互に接続料を支払い合う関係に立っているにも関わらず、経営情報に該当する等を理由に一切の情報開示を行っていただけないため、依然として、当社では当該事業者の接続料の適正性を検証できない状態が続いています。 ・したがって、総務省殿におかれましては、事業者間での接続料協議の実態を調査・把握した上で、相互に接続料を支払い合う関係に立っている事業者間で、接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている場合には、速やかに、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン及び事業者間協議ガイドラインに基づき、「算定根拠に係る情報開示の程度について、当事者間で合理的な理由なく差が生じないよう措置を講じるよう」指導を徹底していただき、それでもなお改善されない場合には、ガイドラインの規定整備に止まらない抜本的な対処を実施いただきたいと思います。 <p>(NTT西日本)</p>	<p>観点から、携帯電話事業者は接続事業者に対して算定根拠に係る情報を一定程度開示することが望ましいと考えます。ただし、この場合であっても、経営秘匿性の高い情報まで無制限に開示することが望ましいわけではなく、その開示の程度や方法は事業者間の協議に委ねられるものである。」と示されたとおり、現在の事業者間協議においては、NTT西日本が主張しているような合理的な理由なく接続料の算定根拠の開示等に係る不公平が生じている状況にあるとは言えないと考えます。</p> <p>また、第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられたものであり、ボトルネック設備に起因する市場支配力に着目している第一種指定電気通信設備制度とは位置付けが異なっていることにも留意すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>協議が円滑化ガイドラインに沿ったものであるか引き続き注視していくこととする。</p>
---	---	---

(3) 禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

意見	再意見	考え方
意見30 NTTドコモは40%以上の市場シ	再意見30	考え方30

<p>エアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはない。</p>		
<p>■ シェア1位のNTTドコモが圧倒的に強いという日本のモバイル市場の特徴に加え、固定市場のドミナントであるNTT東・西とモバイル市場のドミナントであるNTTドコモが持株体制下でグループ一体経営を行っているというNTTの組織形態の特殊性等に鑑みれば、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制は適切です。また、NTTドコモは40%以上の市場シェアを長期に渡って維持しており、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはありません。</p> <p>なお、EUにおいてもシェア40%超の事業者が市場支配力があると認定しているとおり、現行の禁止行為事業者の指定ガイドラインにおいて、「第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者が一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、特段の事情が認められない限り指定」とする基準値は適切と考えます。さらに、禁止行為規制の適用事業者の指定にあたっては、市場シェアのみならず、電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因※も踏まえて総合的に判断することは適切です。</p> <p>※事業規模（資本金、収益、従業員数）、市場への影響力、ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在、技術上の優位性・卓越性、需要及び供給の代替性、価格の弾力性、サービスや端末等の販売・流通における</p>	<p>■ 禁止行為規制の適用事業者の指定については、市場シェアのみではなく、ソフトバンク殿がプリント殿買収により売上高世界第4位になったことや、競争力の源泉である保有周波数帯域幅（逼迫度）において当社が最も不利であること、KDDI殿が「auスマートバリュー」で契約数を大きく伸ばしていること等も踏まえるべきであると考えます。</p> <p>当社のシェアは毎年継続して減少し、10年前と比べて10%以上低下しております。昨年度においては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位に甘んじていることや、OTT（Over The Top）等の様々な上位下位レイヤーの事業者が提供するプラットフォームサービス等が利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社に価格・品質・数量・その他各般の条件等を左右するだけの市場支配力がないことは明らかなです。（NTTドコモ）</p> <p>■ KDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>弊社の基本的な考え方としては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた対応することが重要と考えます。</p> <p>KDDI殿のご指摘のとおり、NTTドコモ</p>	<p>■ 禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から規定されており、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち最近1年間における収益の額の市場に占める割合（以下「市場シェア」という。）が25%を超える電気通信事業者について、市場シェアの推移その他の事情を勘案して、事業法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができるかとされている。</p> <p>禁止行為等規制の運用に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者（移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者）の指定にあたっての基本的考え方」（平成24年4月策定。以下「禁止行為等規定適用事業者指定ガイドライン」という。）を策定・公表しており、禁止行為等適用事業者指定ガイドラインに沿って、現在、NTTドコモを当該規定の適用を受ける電気通信事業者として指定しているところであり、上述の規定の趣旨及び禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、NTTドコモを禁止</p>

<p>優位性、共同支配 (KDDI)</p>	<p>殿は移動体通信市場において40%以上のシェアを持ち、固定通信市場においてボトルネック設備を有し市場支配力を持つNTT東西殿のグループ会社であることから、NTTドコモ殿に対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として引き続き指定する必要性に変わりはない。 なお、近年のモバイル市場における環境変化については、今後とも状況を注視していくことが必要であり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、必要に応じ当該環境変化を踏まえて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p>
<p>意見31 NTTドコモのみに禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべき。</p>	<p>再意見31</p>	<p>考え方31</p>
<p>■ 禁止行為規制の対象となる事業者の指定については、スマートフォンやLTEの普及等によるOTT(Over The Top)主導のグローバル化の進展や、移動・固定の連携サービスにより固定側の合従連衡が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえた見直しが必要であると考えます。 ソフトバンク殿がスプリント・ネクステル殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、国内においても当社、KDDI殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンク殿の3グループの収益シェアが近接していること、さらには当社は昨年度においては二度も月次契約数の純減を経験し、年間の純増数においても第3位に甘んじていることや、前述のOTT(Over The Top)などの様々な上位レイヤ</p>	<p>■ 弊社の基本的な考え方としては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた対応することが重要と考えます。 また、平成24年4月に策定・公表された「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」において、市場シェアだけでなく、事業規模、ブランド力等を総合的に判断するとされていることから、改めて基準を見直す必要性はないものと考えます。 なお、NTTドコモ殿が移動体通信市場にお</p>	<p>■ NTTドコモに対する禁止行為等規制の適用に関する御意見については、考え方30のとおり。 ■ 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの市場支配力やグループドミナンスに対して規制が必要との御意見については、考え方32のとおり。</p>

一の事業者が提供するプラットフォームサービスが利用者の支持を得ていることを踏まえれば、当社のみならず禁止行為規制を課す合理性はなく、指定対象について速やかに見直すべきであると考えます。

また、KDDI 殿の a u スマートバリューは、サービス開始後僅か一年余りで463万契約（2013年7月30日KDDI 殿決算発表）に拡大し、KDDI 殿のスマートフォン新規の4割弱を占めるに至っております（同決算発表）。当社は禁止行為規制により特定の電気通信事業者に対する差別的取扱いが禁止されているほか、料金業務の移管に伴う総務省殿からの要請により移動・固定が連携した割引が否定され、事実上提供できない状況にあります。移動・固定の連携サービスの利用者満足度が高いことを踏まえれば、当社の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべきと考えます。

スマートフォンやLTEの普及等により、グローバル化が急激に進展し、OTT（Over The Top）が台頭していることを踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国内の上位下位レイヤー事業者の競争力をも奪うものであり、OTT（Over The Top）の多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力の観点からも、見直しが必要と考えます。

（NTTドコモ）

いて40%以上のシェアを持ち、固定通信市場においてボトルネック設備を有し市場支配力を持つNTT東西殿のグループ会社であることから、NTTドコモ殿に対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはないと考えます。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持すべきと考えます。

NTTドコモ殿に対する禁止行為等規制の適用については、昨年の検証結果における総務省殿の考え方において、「非対称規制として維持していくことが適当」とされており、他方、NTT東西殿の加入光ファイバについては、これまで、「実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有している」とされています。加えて、そういった圧倒的な影響力を持つNTTドコモ殿とNTT東西殿を中心としたグループ連携が進められていることは、なし崩し的にグループ会社の再統合や、独占への回帰を図るものと危惧するところです。

よって、NTTグループに対する指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の現行規制については、引き続き維持するとともに、真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切か

つ抜けのない規制をかけることが必要です。

また、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強化しているものと認識しております。加えて、上位3社を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。

以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグルーパドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。

(ケイ・オプティコム)

■ 禁止行為規制は、市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として導入されたものであり、市場構造や事業者間の競争状況等を総合的に勘案しても、NTTグループ配下で総合的な事業能力を維持し、市場支配力を有しているNTTドコモのみが禁止行為指定の指定要件を満たしています。

NTTドコモは約6,150万の加入者数(2013年3月末時点)を有し、さらにその規模を伸ばしていることに加え、40%以上の市場シェアを長期に渡って維持していることを踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。

このように、シェア1位のNTTドコモが圧倒的に強いことに加え、持株体制下でグループ一体経営を行っているというNTTの組織形態の特殊性等に鑑みれば、NTTドコモとその関係事業者との排他的な提携を通じた特定の者に対する不当な差別的取扱いを禁止すること等、現状の禁止行為規制は、公正競争環境を確保するために引き続き重要です。したがって、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制は適切であると考えます。

なお、通信インフラの市場は、国・地域ごとに市場が存在するため、海外事業者との連携等によって、日本におけるNTTドコモの市場支配力が弱まるものではないと考えます。

NTTグループ各社は、競争事業者との競争の中で既に低廉な料金で固定やモバイルサービスを提供しており、NTTユーザの利便性は十分に確保されていると認識しています。現に、NTT東・西による「思いっきり割」、「光ももっとも割」、「どーんと割」などの固定通信サービスの割引、NTTドコモによる「キャッシュバック」、「ツートップ戦略」、「月々サポート」などのモバイルサービスの割引が実施されており、更にNTTファイナンスを介したNTTグループ間の統合請求の実施など、競争事業者との競争の中でNTT東・西やドコモのユーザにも個別割引の拡充等のメリットが生まれています。

むしろ、固定・モバイルそれぞれの市場でドミナントであるNTT東・西、NTTドコモが

排他的に連携すると、上述のように通信インフラの市場の特殊性から、NTTのシェアはスパイラル的に上昇し、これまで一定程度機能してきた競争政策が無に帰すため、現行の規制を維持・徹底すべきです。

米国においては、市場支配的であった旧AT&Tは地域ごとに資本分割され、欧州では、市場の統合（単一市場創出）に向けて、各国の市場支配的な事業者が国境を越えて相互に参入しています。一方、日本においては、旧国営のNTTが持株体制により固定・モバイルの一体経営を維持しつつ、両市場で圧倒的な市場支配力を有していることから、禁止行為といった非対称規制が課されていると理解しており、国内市場の状況を踏まえれば現行の規制は適切であると考えます。

(KDDI)

■ NTTドコモ殿の意見に賛同します。先般の当社意見で述べた通り、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでおり、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越え、個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようにな

っています。こうした点で、従来のようにサービスを提供する通信事業者がNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。

こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるのであれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要

であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。

その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。

(NTT西日本)

■ NTTドコモ殿の意見に賛同いたします。

そもそも、

- ① IP・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、
- ② NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み

合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実といったお客様利便の向上を阻害すること、

からすれば、現行の禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。

したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、少なくとも実態にそぐわない不要な規制は見直したまたは撤廃していただきたいと考えます。

(NTT東日本)

- NTTドコモ殿のご意見「NTTドコモ殿の利用者のみ利便性向上が否定されている状態は速やかに解消されるべき」については、NTTドコモ殿がNTT東西殿等と固定・モバイルのグループ連携サービスを提供することを目的として、NTTドコモ殿を禁止行為規制の対象から除外することが趣旨と理解します。

しかしながら、現状、NTTドコモ殿とNTT東西殿のグループ連携が禁じられているのは、当時、独占的な地位にあったNTTを分社化することにより、電気通信市場の競争を創出

	<p>して料金低廉化、サービス多様化を図ったことが背景であることを踏まえれば、NTTドコモ殿の主張する競合他社との比較におけるお客様利便性に関わることをもって、本公正競争レビュー制度の中で制度見直しを求める左記ご意見は適切ではないと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見32 NTTドコモに対する禁止行為等規制の適用について賛同するとともに、上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグルーパドミナンスに対して規制が必要。</p>	<p>再意見32</p>	<p>考え方32</p>
<p>■ NTTグループは、固定通信・移動通信の両市場において圧倒的なシェアを有するドミナント事業者を抱えることから、NTTグループに対する現行規制については、引き続き維持すべきであり、NTTドコモ殿に対する禁止行為等規制の適用について、「非対称規制として維持していくことが適当」とした昨年の検証結果における総務省殿の考え方に賛同いたします。</p> <p>ただし、モバイル市場においては、有限希少な電波資源の利用がもたらす市場特性、大規模な売上高、顧客基盤、圧倒的な資金力等をベースとして、上位3社の市場支配力がますます強化しているものと認識しております。加えて、上位3社を含む企業グループは、モバイル市場での売上を原資としてさまざまな事業分野に進出し、情報通信市場全体への影響力を拡大しており、それにより、市場全体の健全な発展が阻害されつつあります。</p>	<p>■ 移動体市場の競争環境の検証に当たっては、スマートフォンやLTEの普及等によるOTT(Over The Top)主導のグローバル化の進展が移動体市場に影響を与えている状況等を踏まえる必要があります。OTTの台頭を踏まえれば、国内のネットワークレイヤーだけに着目した規制は見直しが必要であると考えます。また、産業競争力の観点で見た場合も、海外と比べて突出して厳しい規制は、国内の通信キャリアの競争力のみならず、国内の上位下位レイヤーの競争力をも奪うものであり、OTTの多くが海外勢であることを踏まえると国際競争力を高める意味でも見直しが必要と考えます。</p> <p>国内においても、ソフトバンク殿がプリント殿買収によって売上高で世界第4位の規模となり、端末や通信設備の調達力が大きく向上することや、KDDI殿がCATV各社との連携</p>	<p>■ NTTドコモに対する禁止行為等規制の適用に賛同との御意見については、考え方30のとおり。</p> <p>■ 上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの市場支配力やグルーパドミナンスに対して規制が必要との御意見については、市場支配力の濫用を防止する観点から規律されている現在の禁止行為等規制の適用についてみれば、上位3社のうちNTTドコモ以外の2社は、禁止行為等規定適用事業者指定ガイドラインに示す考え方に照らし、現時点において、市場シェアが1位の電気通信事業者との市場シェアの格差や総合的な事業能力を判断した上で、NTTドコモ以外の2社を禁止行為等規制の適用を受ける電気通信事業者として指定する必要性は認められない。</p> <p>なお、モバイル市場における今後の規制の</p>

このような状況が続くことになれば、サービスの多様化や料金の低廉化といったこれまでの競争政策の成果は失われることとなり、お客様の利便性は却って損なわれることとなります。

以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境の確保のため、上位3社のモバイル事業者を含む企業グループの総合的な市場支配力やグループドミナンスに対して、厳正かつ包括的に規制することが必要と考えます。

(ケイ・オプティコム)

強化により、「auスマートバリュー」が開始後僅か一年余りで463万契約(2013年7月30日、同社決算発表)に達するなど固定側の合従連衡が移動体通信市場に影響を与えている状況を踏まえる必要があると考えます。auスマートバリューは利用者の満足度が高いにも関わらず、当社は規制により排他的な連携が禁止され、事実上こうしたサービスが提供できないことから、当社の利用者のみ、その利便性を享受できない状況にあります。

さらには、当社、KDDI殿、イー・アクセス殿を含めたソフトバンクグループ殿の3事業者グループがいずれも収益シェア25%を超えて近接している上、KDDI殿、ソフトバンクグループ殿についても市場支配力を有していると考えられるところであり、これらを踏まえると、当社のみ禁止行為規制を課す合理性は最早ないと考えます。

(NTTドコモ)

■ 弊社の基本的な考え方としては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた対応することが重要と考えます。

また、平成24年4月に策定・公表された「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え

在り方に関しては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

方」において、市場シェアだけでなく、事業規模、ブランド力等を総合的に判断するとされていることから、改めて基準を見直す必要性はないものと考えます。

なお、NTTドコモ殿が移動体通信市場において40%以上のシェアを持ち、固定通信市場においてボトルネック設備を有し市場支配力を持つNTT東西殿のグループ会社であることから、NTTドコモ殿に対する禁止行為規制適用の必要性に変わりはないと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 禁止行為規制は、市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制として導入されたものであり、市場構造や事業者間の競争状況等を総合的に勘案しても、NTTグループ配下で総合的な事業能力を維持し、市場支配力を有しているNTTドコモのみが禁止行為指定の指定要件を満たしています。

NTTドコモは約6,150万の加入者数(2013年3月末時点)を有し、さらにその規模を伸ばしていることに加え、40%以上の市場シェアを長期に渡って維持していることを踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。

このように、シェア1位のNTTドコモが圧倒的に強いことに加え、持株体制下でグループ一体経営を行っているというNTTの組織形態の特殊性等に鑑みれば、NTTドコモとその関係事業者との排他的な提携を通じた特定の者に

	<p>対する不当な差別的取扱いを禁止すること等、現状の禁止行為規制は、公正競争環境を確保するために引き続き重要です。したがって、現行のNTTドコモに対する禁止行為規制は適切であると考えます。</p> <p>なお、通信インフラの市場は、国・地域ごとに市場が存在するため、海外事業者との連携等によって、日本におけるNTTドコモの市場支配力が弱まるものではないと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
--	---	--

イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見33 NTTグループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を強化すべき。</p>	<p>再意見33</p>	<p>考え方33</p>
<p>■ 1992年のNTTドコモ分離や、1999年のNTT再編成時に完全資本分離を避け、持株会社体制によるグループ一体経営の下での分離・分割に留まった経緯を踏まえれば、その際にNTTドコモやNTT東・西に課された公正競争要件は極めて厳格に運用される必要があります。さらに、電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することによって、公正な競争環境が損なわれることを防止するため、特定の事業者に対し不当に優先的に取り扱う等を禁止する禁止行為規制が課されており、固定市場・モバイル市場においてそれぞれ圧倒的な市場支配力を有しているNTT東・西、NTTドコモがその対象となっています。</p>	<p>■ KDDI殿ご意見に賛成します。固定・移動体分野で圧倒的な市場支配力を持つNTT東・西殿とNTTドコモ殿の連携は、競争環境を著しく歪めてしまう可能性があります。そのため、禁止行為規制については、今後も厳格に運用をする必要があります。</p> <p>(Zip Telecom)</p> <p>■ KDDI殿意見に賛同します。禁止行為規制の運用状況に関する検証については、関係法令・ガイドラインに定める要件に照らして検証するのは勿論のこと、当該法令等の趣旨に立ち返れば、当該法令等に対する潜脱行為がなされていないかについて重点的に検証する必要があると考えます。</p>	<p>■ 現行の禁止行為等規制は、市場支配力を有する電気通信事業者がその市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争等に及ぼす弊害は著しく大きく看過し得ないものとなるため、それを未然に防止する観点から、電気通信事業者単位で指定することとされており、その行為規制も当該指定された電気通信事業者単位で課せられるものである。</p> <p>なお、NTTグループの連携については、電気通信市場全体における状況を引き続き注視し、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる</p>

<p>特に、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下、「共同ガイドライン」と言う。）において規定されているとおり、支配的事業者であるNTT東・西、NTTドコモが「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと」等、自己の関係事業者を排他的に取り扱うことは問題であると考えます。持株会社体制の下では、NTTグループ各社を優先的に取り扱うインセンティブが働くことから、NTT東・西やNTTドコモのいずれか一方が関連するNTTグループ連携は禁止行為規制を潜脱するおそれがあると考えます。</p> <p>ましてや、禁止行為規制が適用されているNTT東・西とNTTドコモ同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害することになるため、当然禁止されるべきと考えます。</p> <p>そのため、総務省においては、NTTグループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を強化すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 先般の当社意見で述べた通り、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでおり、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越え、個々の必要に応じてこれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、従来のようにサービスを提供する通信事業者がNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。</p> <p>こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるとすれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影</p>	<p>場合には、必要に応じ、禁止行為等規制を含む競争ルールの見直し等についても検討することとする。</p>
---	--	---

響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。

その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただき

たいと考えます。
(NTT西日本)

■ 「禁止行為規制が適用されているNTT東・西とNTTドコモ同士が直接又は第三者を介し相互に連携することは、これまで有効に機能してきた公正競争ルールの趣旨に反し、公正競争を著しく阻害することになるため、当然禁止されるべき」とのご意見については、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、更に、改正事業法による更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。

そもそも、

- ① IP・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、
- ② NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実といったお客様利便の向上を阻害するこ

	<p>と、</p> <p>からすれば、現行の禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。</p> <p>したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、少なくとも実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
意見34 日本電信電話ユーザ協会の事例のような第三者を介した間接的な連携について調査・検証を行い、実質的な共同営業が行われないようにすべき。	再意見34	考え方34
<p>■ <日本電信電話ユーザ協会（第三者を介したグループ体営業事例）></p> <p>1976年の公社時代に設立された日本電信電話ユーザ協会は、事実上、公社時代からの会員基盤をそのまま継承し、NTT再編前の形態のままで運用されています。さらに、NTTグループのOBが同協会の役員に就き、現役のNTT東・西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズの役員・法人部門の長が、同協会の諮問機関である「評議員会」のメンバーとなっている等、NTTグループが協会運営に直接関係しているものと思われます。</p> <p>また、同協会は、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、ブロードバンドセミナーや講演</p>	<p>■ 「不当な差別的取り扱い」等の事業法上の規定に抵触するものではなく、NTTグループ会社間の内部相互補助等も行っておりません。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ KDDI殿の意見に賛同します。日本電信電話ユーザ協会殿のウェブサイトを確認する限り、NTTグループ共同にて運営を行っているように思われます。仮に、NTTグループ各社での商品・サービスの割引や一体営業を行っているのであれば、実質的な自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、総務省殿においては、禁止行為規制を潜脱する行為となっていないか、厳格に実態調査や</p>	<p>■ NTT東西、NTTドコモの再意見によれば、共同営業やセット割引、内部相互補助等を実施していないとのことであるが、第三者を介した間接的な連携については、その状況を引き続き注視していくとともに、関係法令やNTT等に係る累次の公正競争要件の趣旨を確保する観点から課題が認められる場合には、必要な措置を講じる考えである。</p>

<p>会等を開催し、NTTグループ各社の商品・サービスの紹介やNTTグループ各社の商品・サービスに係る割引、地場企業にとって有力な宣伝ツールとなる電話帳（公社時代から継承する顧客基盤を基に作成）の広告割引等を行っており、NTTグループ各社の営業の場となっていることが懸念されます。</p> <p>このような活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、日本電信電話ユーザ協会の事例のような第三者を介した間接的な連携について調査・検証を行い、実質的な共同営業が行われないようにすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>検証を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 本件は、「日本電信電話ユーザ協会」の活動に係るものであり、主務官庁による監督等の定められた規範に則って適正に指導・監督されていると認識しています。なお、当社は禁止行為規制に抵触する排他的な共同営業やセット割引は行っておりません。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 本件は、日本電信電話ユーザ協会の活動に係るものであり、主務官庁による監督等の定められた規範に則って適正に指導・監督されていると認識しています。</p> <p>また、NTTグループ各社の商品・サービスの割引等は日本電信電話ユーザ協会の判断で特典として実施しているものであり、日本電信電話ユーザ協会の運営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見35 NTT東西の県域等子会社におけるNTTドコモの商品の販売等、NTT東西の県域等子会社において禁止行為等規制の潜脱行為が行われており、禁止行為等規制の対象に県域等子会社を追加する又はNTT東西の子会社等監督義務に関する厳格な調査検証及びそれに是正措置を講じる等すべき。</p>	<p>再意見35</p>	<p>考え方35</p>
<p>■ <県域等子会社によるドコモショップ兼営></p>	<p>■ KDDI殿、イー・アクセス殿の意見に賛同</p>	<p>■ NTT東西に対しては、指定電気通信設備制</p>

NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社が、NTTドコモからの受託によりNTTドコモの携帯電話の販売を行うこと（併売）は、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われずとも固定と移動の実質的に排他的な一体営業であり、禁止行為に該当する行為と考えます。したがって、県域等子会社によるNTTドコモの商品・サービスの取り扱い（ドコモショップの兼営）は禁止すべきです。

（KDDI）

■ （ア）NTT東西殿の県域等子会社におけるNTTドコモ殿の商品の販売

昨年同様、NTT東西殿の県域等子会社が株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「NTTドコモ」という。）殿の携帯電話等の商品について、ウェブサイト等の広告、取扱いを行っている事象が確認されています（別添資料1）。NTT東西殿の県域等子会社において、たとえNTT東西殿の委託業務を実施する組織とは別の独立した組織においてNTTドコモ殿の代理店業務を実施していたとしても、NTT東西殿の県域等子会社において、NTTドコモ殿の携帯電話等の商品の提供・紹介等を行っていることには変わりなく、また、NTT東西殿の県域等子会社において、競争事業者の商品が当然取り扱われることはないと容易に推察されます。従って、当該行為は、電気通信事業法第30条第3項第2号に該当する排他的な一体営業を子会社等を通じて潜脱的に実施しているも

します。禁止行為規制の運用状況に関する検証については、関係法令・ガイドラインに定める要件に照らして検証するのは勿論のこと、当該法令等の趣旨に立ち返れば、当該法令等に対する潜脱行為がなされていないかについて重点的に検証する必要があると考えます。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された県域等子会社によるNTTドコモの商品の販売（併売）については、それぞれの情報の目的外利用や内部相互補助が行われたとしても外部から検証することは困難です。このような固定と移動の実質的に排他的な一体営業は、電気通信事業法第30条第3項第2号に該当する排他的な一体営業を潜脱的に実施するものであり、公正な競争環境を阻害するおそれがあるため、県域等子会社によるNTTドコモの商品・サービスの取り扱い（ドコモショップの兼営）は禁止すべきです。

（KDDI）

■ 県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しているものであり、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものであると考えております。

ドコモショップでのフレッツ商品販売については、ドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社と

度に基づく禁止行為等規制及びNTT等に係る累次の公正競争要件が課されており、NTT東西からその業務を受託する県域等子会社において上述の規制の趣旨が徹底されない場合、結果として公正競争環境が確保されない可能性があるところ、県域等子会社がNTT東西の商品とNTTドコモの商品を併売する場合、それぞれの業務委託によって知り得た情報を目的外に利用することは許されず、また、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等との間で内部相互補助が行われなくすることが必要である。

この点、平成20年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果に基づき総務省がNTT東西に対して行った要請等を踏まえ、総務省は、県域等子会社において、NTT東西からの受託業務とNTTドコモからの受託業務等について、組織を分け、会計を整理し、NTTドコモとの排他的な共同営業を行わない等の措置が講じられていることを本年も引き続き確認している。

加えて、NTT西日本一兵庫の事案等を受け、平成23年に事業法を改正し、事業法第33条第15項において一種指定設備を設置する電気通信事業者（以下「一種指定事業者」という。）に対して業務委託先子会社等の監督が義務付けられたところであるが、総務省は、事業法第31条第7項に基づくNTT東西からの報告等により、県域等子会社を含む業務委託先子会社等との間の委託契約において、業務委託先子会社等に対して禁止行為を防止するための措

のであることから、総務省殿は、検証結果を「注視する」に留まるのではなく、監督義務を有するNTT東西殿に対し、問題の是正措置を直ちに求めるべきであると考えます。

NTT東西殿の県域等子会社によるNTTドコモ殿の商品取扱の一例 **別添資料①**



http://www.east.ntt.com/cg/area0014_00010000.html
http://www.east.ntt.com/cg/area0014_00010000.html

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 「ドコモショップでのフレッツ商品販売」

「県域等子会社でのドコモ携帯電話販売」といった事例は、NTTグループに閉じた排他的な営業連携であり、本来は禁止されるべきですが、これら事象の発生元が県域等子会社や業務委託先といった禁止行為規制の適用対象外となっており、禁止行為規制がNTT東西殿、及びNTTドコモ殿の業務実態と乖離していると考えます。

このようなNTT東西殿とNTTドコモ殿の排他的な営業連携や協業については、共に、指定電気通信設備を持ち、なおかつ、市場シェアがFTHの72.5%、携帯電話43.6%

の販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。また、当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、更には、顧客情報及び他事業者情報の適正な取り扱いに係る管理体制の構築を義務付ける等、情報分離のためのファイアウォールを担保するなど、適切な措置を講じていることから、排他的な一体営業にあたる事例が発生することはございません。

当社は、業務改善計画（平成22年2月26日）に基づき、接続関連情報を不適切に取り扱う可能性を排除する厳格な仕組みを構築し、情報セキュリティの取組みを徹底しているとともに、電気通信事業法の改正に伴い、県域等子会社への業務委託にあたり、禁止行為防止に関する責任者の設置や覚書の締結を行う等、反競争的行為が行われる事が無いよう、適切な監督を実施しております。したがって、県域等子会社を禁止行為規制の対象に追加する必要は無いと考えます。なお、当社は、監督対象子会社が当社からの受託業務の再委託を行う場合は、再委託先の選定等について、当社の承諾を義務付けるなど、再委託先を通じて反競争的行為が行われないための措置を講じており、再委託先を監督対象に追加すべき等の措置は必要無いと考え

置が義務付けられ、全社員を対象とした禁止行為防止等のための研修の実施、他事業者情報等の適正な取扱いに係る管理体制の構築といった措置が講じられていることを確認している。

以上により、NTT東西に課せられている規制の趣旨を徹底するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められない。

ただし、これらの措置が徹底されない場合には、県域等子会社において当該規制を潜脱するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を今後とも注視していくこととする。

■ 禁止行為規制に係る考え方については、考え方30及び考え方33のとおり。

■ NTTファイナンス株式会社（以下、「NTTファイナンス」という。）への料金業務の集約や、NTT東西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の販売のようなグループ共同営業、業務集約化施策の実施に関し、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下、「共同ガイドライン」と言う。）において、禁止行為の抵触基準として明確化を図るべきとの御意見については、上述のとおり、NTT東西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の販売について、NTTドコモとの排他的な共同営業等を行わない等の措置が講じられていることを確認しているところである。

また、共同ガイドラインにおいては、既に、

(※1)と高い水準にあることを踏まえれば、競争事業者が追随できない市場支配力の行使となり、競争環境を阻害する虞があると考えます。

なお、NTT東西殿に対しては、現状、業務委託先子会社等の監督義務が課されているところではありますが、2013年6月28日付でNTT東西殿より開示された、「禁止行為規定遵守措置等報告書」(以下、禁止行為規定報告書)の別添資料3によれば、実態として、大半の監督対象子会社が業務の再委託を行っています。これでは、再委託先や再々委託先を通じて排他的な連携が行われることも懸念されるため、業務委託先も含めて抑止する体制が必要と考えます。

従って、禁止行為規制については、NTT東西殿、及びNTTドコモ殿本体に留まらず、県域等子会社や業務委託先も含めて指定対象とすること並びに、制度的な抜け道を抑止するために実施主体に因らず禁止行為としての該当事例の明確化を図ることが必要と考えます。

(※1)電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))
(イー・アクセス)

ます。

むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様の利便性の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えば他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。

したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便性を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 県域等子会社によるNTTドコモ殿の携帯電話の販売業務を実施するにあたっては、当社からの受託業務とは組織を分け、当社から受託した業務に係る顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、公正競争確保のための適切な措置を講じており、公正競争上

一種指定事業者の業務を受託した子会社等が、受託した業務に関し、当該電気通信事業者が禁じられている行為に相当する排他的行為等を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずるべき旨の命令が発動される旨を明記しているところである。

■ NTTファイナンスへの料金業務の移管に関する考え方は、考え方52のとおり。

	<p>の問題は特段生じていないことから、更なる措置は不要と考えます。 (NTT東日本)</p> <p>■ KDDI 殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」や「県域等子会社でのドコモ携帯電話販売」といった事例は、排他的なグループ共同営業、業務集約化であり、本来は禁止行為に該当する事例が、潜脱的に実施されているものと考えます。 今後も、新たなグループ共同営業、業務集約化施策の実施が想定されることを踏まえ、禁止行為規制を実効的に機能させるためには、例えば、現状本制度の検証結果で「注視事項」とされている事例等に関し、抵触基準(共同ガイドライン等)の更なる明確化を図ると共に、指定対象の見直し(県域等子会社や業務委託先等を指定対象に追加等)を行うことが必要と考えます。 (イー・アクセス)</p>	
<p>意見36 ISPを介した排他的なセット販売・セット割引等について、公正競争上の問題がないか厳格に検証すべき。</p>	<p>再意見36</p>	<p>考え方36</p>
<p>■ <ISPを介したNTT東・西とNTTドコモの連携> ISPが、NTT東・西のフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入で、高額のカッシュバックを実施している事例がこれまでも存在していたところですが、これは、NTT東・西とNTTドコモの商品・サービスをセットで販売する排他的な一体営業と考えます。</p>	<p>■ ご指摘の事例は、ISPが自らの経営判断で行っている販売促進施策であり、当社とISPとの取引関係においては何ら排他性があるものではなく、公正競争上の問題は生じていないと認識しております。 (NTTドコモ)</p> <p>■ KDDI 殿のご指摘にあるとおり、仮にIS</p>	<p>■ 排他的な共同営業については、NTT東西及びNTTドコモに課されている公正競争を確保するための規制等の趣旨を確保する観点から問題となるおそれがあるが、NTT東西及びNTTドコモによれば、販売代理店契約を締結したISPが自らの経営判断で実施しているとしており、当該事案をもって排他的な共同営業を通じた公正競争上の問題が発生しているという論</p>

<p>このような営業活動は、事実上、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、第三者を介して禁止行為規制を潜脱する行為と考えます。そのため、総務省においては、直接的な連携だけでなく第三者を介した間接的な連携についても調査を行い、公正競争上の問題がないか厳格に検証し、実質的な一体営業が行われないように禁止すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>PによるNTT東西殿・NTTドコモ殿の高額キャッシュバック等を実施しているのであれば、第三者を通じた排他的なセット販売・セット割引等がなされていることとなり、当該行為は、電気通信事業法における禁止行為の規定に照らして考えた場合、明確に禁止されるべきです。従って、総務省殿においては、禁止行為規制を潜脱する行為となっていないか、厳格に調査・検証を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ ISP各社は販売代理店としてフレッツ商品を販売しており、ISPはNTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。</p> <p>過年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店がNTT東西との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ちに排他性があるとは言えず」との検証結果が示されているところであり、あらためて検証対象とする必要性は乏しいと考えます。</p> <p>そもそも、販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるものであり、</p>	<p>拠があるとはいえない。</p> <p>ただし、第三者を介した間接的な連携については、当該連携の内容等の状況によっては、前述の趣旨を潜脱するおそれもあるので、その状況を注視していくこととする。</p>
--	--	--

	<p>公正競争上の問題が認められないにもかかわらず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかけることにつながる追加的なルール等は、代理店各社の経済活動の自由を侵害するものであり、問題であると考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ ISP等の販売代理店がどのような商品・サービスを取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、当社とNTTドコモ殿との排他的な共同営業には当たらないことから、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見37 「くらし快適サービス NTT tabal」は、提供主体がNTTファイナンスであることを明示すべき。また、「tabalポイント」については、排他的なセット割引とならないよう調査を継続し、必要に応じて措置を講じるべき。</p>	<p>再意見37</p>	<p>考え方37</p>
<p>■ <くらし快適サービスNTT tabalについて></p> <p>NTTファイナンスが提供している「くらし快適サービス NTT tabal」は、NTTグループの料金請求・回収業務に加え、他社の料金請求・回収業務を手掛けるサービスですが、本サービスはNTTブランドを前面に出してのお客様訴求となっており、子会社であるNTTファイナンスによる提供であることを明示すべきです。</p>	<p>■ 当社からNTTファイナンス社に対して、料金業務の移管についてポイント原資の補助は一切行っておりません。「tabalポイント」等ポイント還元の提供については、NTTファイナンス社の経営判断で行っているものと認識しております。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ NTTファイナンスが提供している「くらし快適サービス NTT tabal」は、NTT</p>	<p>■ NTTドコモによれば、同社からNTTファイナンスに対してポイント原資の補助は行っており、</p> <p>「tabalポイント」等の特典付与については、NTTファイナンスの経営判断により行われているとしている。また、総務省において、NTT東西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコミュニケーションズ」という。）に対して、ポイント原資の補助等、実質的に排他的な割引サービス等を行っていないかについて確認を行っ</p>

<p>本サービスで付与される「t a b a lポイント」は様々な景品と交換できるようですが、N T Tグループ各社によるポイント原資の補助等、実質的に排他的な割引サービスを行っていないか継続して調査を行い、問題が見つかれば必要な措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(K D D I)</p> <p>■ (エ) 「N T T t a b a lポイント」によるセット割引の恐れ</p> <p>N T Tファイナンス殿が提供する「くらし快適サービス N T T t a b a l」において、インターネットサービスプロバイダの料金をはじめとした様々なサービスの料金のお支払いを、N T T東西殿の固定電話やフレッツ、若しくはN T Tドコモ殿の携帯電話の請求にたばねることで、「N T T t a b a lポイント」が付与されるものとなっています。ポイントは、電話やフレッツ、携帯電話等の料金のお支払いに対しては付与されないことから、直ちにセット割引の実施等、電気通信事業法第30条第3項第2号等に該当するものではありませんが、今後該当することのないよう、引き続き注視すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>グループの料金請求・回収業務に加え、他社の料金請求・回収業務を手掛けるサービスですが、本サービスはN T Tブランドを前面に出してのお客様訴求となっており、子会社であるN T Tファイナンスによる提供であることを明示すべきです。</p> <p>本サービスで付与される「t a b a lポイント」は様々な景品と交換できると案内されていますが、N T Tグループ各社によるポイント原資の補助等、実質的に排他的な割引サービスを行っていないか継続して調査を行い、問題が見つかれば必要な措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(K D D I)</p>	<p>たところ、各社ともN T Tファイナンスに対するポイント原資の補助は行っていないとしている。</p> <p>また、当該特典は、N T Tファイナンスの「くらし快適サービス N T T t a b a l」として提供されているものであるが、「くらし快適サービス N T T t a b a l」ウェブサイトに掲載されているとおり、N T Tグループ以外の電気通信サービス等も組み合わせて提供されている。</p> <p>以上の点を鑑みれば、現時点で、直ちに公正競争上問題があるものとははいえない。</p> <p>ただし、特典付与の方法等の実態如何によっては、平成24年3月の「N T T東日本、N T T西日本、N T Tコミュニケーションズ及びN T Tドコモの電気通信役務の料金等に係る業務をN T Tファイナンスへ移管すること等に関する要請」における、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59律第85号。以下「N T T法」という。）及び事業法により各事業会社に課されている規制等の趣旨の確保の観点から問題となるおそれがあるとともに、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止する事業法第30条第3項第2号及び法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」（以下「移動体分離の際の公正有効競争条件」という。）</p> <p>(2) 並びに「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」（平成9年郵政省告示第664号）に</p>
---	---	---

		<p>おける承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」（以下「N T T の承継に関する基本方針」という。）</p> <p>（七）、（八）及び（九）を潜脱するおそれがあるため、その状況を引き続き注視していくこととする。</p>
<p>意見38 「光ポータブル」はサービスを介した事実上の移動体との連携事例であり、公正競争上の問題がないか厳格に調査・検証すべき。</p>	<p>再意見38</p>	<p>考え方38</p>
<p>■ <光ポータブル（サービスを介した事実上の移動体との連携事例）></p> <p>N T T 東・西は、「光ポータブル」を介して、N T T ドコモやN T T ドコモ網を利用したM V N Oの移動体サービスの販売を、フレッツサービスからのレバレッジを利かせる形で行っており、固定市場とモバイル市場におけるドミナント事業者であるN T T 東・西とN T T ドコモが実質的に連携している状況を作り出しています。総務省においては、N T T グループ間の直接的なサービス連携にとどまらず、間接的な連携についても公正競争上の問題がないか厳格に調査・検証を行い、実質的なサービス連携が行われないように禁止すべきです。</p> <p>(K D D I)</p>	<p>■ 光ポータブルは3 Gモバイルデータ通信が利用できるだけでなく、宅内では無線L A Nルータとして、屋外では公衆無線L A Nサービスを利用可能とするものであり、フレッツ光の利活用促進に資する通信機器であると認識しています。</p> <p>また、当社の提供する光ポータブルはS I Mフリー端末となっており、各社の様々な3 Gモバイルデータ通信サービスをご利用いただくことが可能で、N T T ドコモ殿の3 Gモバイルデータ通信サービスもそのひとつに過ぎません。したがって、N T T ドコモ殿との排他的な連携にはあたりません。</p> <p>むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様の利便性の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えばK D D I 殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場</p>	<p>■ N T T 東西が提供する光ポータブルについては、各携帯電話事業者が提供するS I Mを利用することでモバイルデータ通信が利用可能となるが、当該モバイルデータ通信の提供及び料金設定は各携帯電話事業者が行っていることから、N T T 東西が携帯電話事業に進出しているとは認められない。</p> <p>また、N T T 東西は、S I Mフリー端末の光ポータブルを提供しており、光ポータブルを利用したモバイルデータ通信については複数の電気通信事業者のサービスを選択可能であり、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い」や「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に該当するものと直ちに認められるものではないため、公正競争上問題があるとはいえない。</p>

合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。

したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 光ポータブルについては、携帯電話事業者が提供するSIMカードを差し込むことで、3Gモバイルデータ通信が利用可能となるものであり、3Gモバイルデータ通信の役務提供及び料金設定は、携帯電話事業者が行っていることから、当社による移動体通信事業への進出ではありません。

また、光ポータブルはNTTドコモ社以外のモバイルキャリアに対応する「SIMフリー」機種を提供しており、お客様はモバイルキャリアを選択いただくことが可能であることから、排他的な共同営業にはあたらず、更なる調査、検証及び措置は不要と考えます。

	<p>むしろ、NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のFTTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。</p> <p>したがって、こうした市場環境や競争環境の変化を踏まえ、電話時代を前提とした非対称規制の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見39 「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」等のサービスは、グループ内の排他的業務に該当する疑いが強く、十分な検証を行うとともに、必要な措置を講じることが必要。</p>	<p>再意見39</p>	<p>考え方39</p>
<p>■ (イ)「NTT IDログインサービス」「NTTネット決済」等、グループ内の排他的業務「NTT IDログインサービス」や「NTTネット決済」は、NTTドコモ殿とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿のID、決済の排他的な連携サービスであり、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の事例として示されている「自己</p>	<p>■ 当社がNTT IDログインサービスに提供している認証を行う仕組みや、NTTネット決済に提供している料金回収代行サービス等は、他事業者から要望があれば同様に提供を行っているものであり、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません。</p> <p>なお、NTTネット決済については、本年3月にサービス提供を終了しております。</p>	<p>■ NTTコミュニケーションズよれば、当社が提供する「NTT IDログインサービス」及び「NTTネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロバイダ等に利用させるものであり、特定の事業者について排他的な取扱いを行うものではないとしている。また、NTTドコモによれば、当社が当該サービスに提供している認証を行う仕組みや料金回収代行サービス等は、他事業者からの要望がある</p>

の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する可能性が高い事例であると考えます。

当該行為に対し、NTTドコモ殿及びNTTコミュニケーションズ殿は、「自己の関係事業者と一体となった排他的業務」に該当する事実はありません」との主張をされていますが、サービス名称の通り、NTTグループ以外の競争事業者がサービス提携を行なうことは実質困難です。また、本サービスの報道発表資料（2010年5月13日発表）（別添資料2）からも分かる通り、後述の「NTTおまとめ請求」と同様にNTT持株殿が主導となり、グループの連携を推進しており、このような連携が益々強まっている状況をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」（2）を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行之、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。

NTT IDログインサービス、NTTネット決済の提供について

別添資料2



(NTTドコモ)

■ 「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」は、認証・決済基盤を広くオープンにコンテンツプロバイダ等にご利用いただくものであり、特定の事業者について排他的な取り扱いを行うものではありません。なお、「NTT ネット決済」は、2013年3月でサービスを終了しております。

(NTTコミュニケーションズ)

■ NTTグループのみならず他の電気通信事業者においても、お客様利便の向上や経営効率化の観点から様々な業務のアウトソーシング等を推進している状況を踏まえると、NTT東西及びNTTドコモとの取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性を著しく低下させ、本来正当な事業活動まで支障をきたし、結果としてお客様利便が大きく損なわれることのないようにすることが必要不可欠と考えます。

今後実施される包括的な検証にあたっては、電話時代の競争を前提とした既存制度について、こうした市場変化や消費者の嗜好変化を的確に把握した上で、ネットワークレイヤのみならず端末やコンテンツ、アプリケーションレイヤまで含めた総合的な情報通信政策の見直しが必要であると考えます。

とりわけ、他事業者がサービス提供を通じて既に実現しているお客様利便について、指定電気通信設備制度における禁止行為規制により、

場合には同様に提供を行っているものであり、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものではないとしている。以上の点を鑑みれば、現時点で、NTTグループ内の排他的な取扱いにより公正競争上の問題が発生しているという論拠があるとはいえない。

ただし、当該サービスに関して何らかの特典を付与する等の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止する事業法第30条第3項第2号に抵触するおそれがあるため、その状況を今後とも注視していくこととする。

<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>NTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきと考えます。</p> <p>広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受できる政策こそが今後の情報通信産業の発展の礎であり、我が国の産業競争力強化に資するものと考えます。</p> <p>(NTT持株)</p> <p>■ NTTドコモが、NTTコミュニケーションズやNTTレゾナントといったグループ内の関係事業者のみと連携してシングルサインオンを提供することは、先般の意見で指摘したとおり、実質的には禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務にあたると考えます。さらに固定分野で圧倒的なシェアを有するNTT東・西が加わった場合、グループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害される恐れがあります。</p> <p>総合的な市場支配力を有するNTTグループの一体化が加速度的に進むことはNTT再編成(分離・分割)の趣旨に反し、公正競争上問題があるため、総務省においては、当該サービス等によってグループ内の排他的業務がなされていないか、検証を十分に行うべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見40 NTTグループカードはNTTファイナンスを介した排他的なセット割引等であり、公正競争上の問題がないか十分に検証すべき。</p>	<p>再意見40</p>	<p>考え方40</p>
<p>■ (ウ) NTTグループカードによるセット</p>	<p>■ 当社からNTTファイナンス社に対して、</p>	<p>■ NTTファイナンスの提供するNTTグルー</p>

割引の恐れ

NTTファイナンス株式会社殿（以下、「NTTファイナンス殿」という。）が提供する「おまとめキャッシュバック」サービスについては、NTTグループカードに入会することで、NTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿等のNTTグループ会社等の通信サービス料金からその利用額に応じ、一部キャッシュバックされるものです。当該行為は、共同ガイドラインにも事業法第30条第3項第2号の事例として示されている「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」に該当するおそれがあると考えます。同サービスは、NTTのブランド力を前面に押し出しており、またNTTグループ以外の提供企業は、大手ISP2社（NECビッグロブ株式会社殿及びニフティ株式会社殿）のみという状況から、一部の電気通信事業者に対する実質的な優先的取扱いが解消されたとはいえません。このような状況を黙認することは、NTTグループ企業とフレッツサービス提携企業により、NTTグループの市場シェアを利用した割引サービスを実質的に認めるものであり、NTTグループ殿の独占性を推進することに他なりません。総務省殿においては、電気通信事業法第30条第3項第2号を事実上潜脱していないか、十分に検証を行い、必要に応じ措置を講じるべきと考えます。（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

「おまとめキャッシュバック」の提供にあたり割引原資等の補助は一切行っておりません。当該サービスの提供については、NTTファイナンス社の経営判断で行っているものと認識しております。

（NTTドコモ）

■ NTTグループのみならず他の電気通信事業者においても、お客様利便の向上や経営効率化の観点から様々な業務のアウトソーシング等を推進している状況を踏まえると、NTT東西及びNTTドコモとの取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性を著しく低下させ、本来正当な事業活動まで支障をきたし、結果としてお客様利便が大きく損なわれることのないようにすることが必要不可欠と考えます。

今後実施される包括的な検証にあたっては、電話時代の競争を前提とした既存制度について、こうした市場変化や消費者の嗜好変化を的確に把握した上で、ネットワークレイヤのみならず端末やコンテンツ、アプリケーションレイヤまで含めた総合的な情報通信政策の見直しが必要であると考えます。

とりわけ、他事業者がサービス提供を通じて既に実現しているお客様利便について、指定電気通信設備制度における禁止行為規制により、NTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきと考えます。

広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受できる政策こそが今後の情報通信産業の発展の

プカードに加入することで受けられる「おまとめキャッシュバックサービス」については、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、NTTファイナンスは通常のクレジットカード会社同様、NTTグループか否かに関わらず利用額に応じた一律の返金率を設定した上で実施していると聞いており、その事業形態に照らしてもNTTグループ内の事業会社を有利に取り扱う構造的要因があるとまでは言えないことから、累次の公正競争要件を直ちに潜脱するとは言えない。

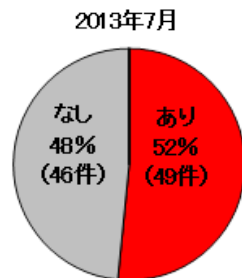
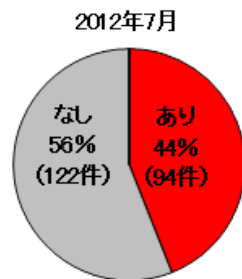
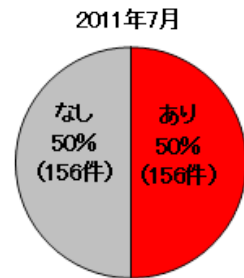
ただし、今後の態様によっては、公正競争条件を確保するための規制等の趣旨に抵触又は潜脱するおそれがあるため、その状況を引き続き注視し、必要に応じて適切な対応を検討することとする。

	<p>礎であり、我が国の産業競争力強化に資するものと考えます。</p> <p>(NTT持株)</p>	
<p>意見4-1 NTT東西の116勧誘問題については、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当性を再検証すべき</p>	<p>再意見4-1</p>	<p>考え方4-1</p>
<p>■ (オ) NTT 116窓口におけるフレッツ光の営業</p> <p>NTT東西殿の116窓口において、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為(以下、「116勧誘」という。)については、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。</p> <p>NTT東西殿は、116勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとしていますが、現に当該事象は継続的に生じており※1、問題は改善されていません。従って、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じることを含め、問題解消に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。</p> <p>※1 Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果</p>	<p>■ NTT東・西が実施した措置内容の適正性や妥当性を再検証し、必要に応じてさらなる追加措置を講じるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用や、フレッツサービス等の営業活動において加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いることを厳格に禁じており、研修等により、支店及び県域等子会社の社員等に徹底を図るなど、適切な措置を講じております。</p> <p>また、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、平成22年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制により、116における他社DSLサービス情報の閲覧を規制するなど、他事業者情報を利用した営業活動を禁止する措置を講じております。</p> <p>このように、指摘のような不適切な営業が行われなかったための徹底した措置を既に講じていることから、新たな措置は不要であると考えます。</p> <p>なお、フレッツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様の利便性確保を目的に行って</p>	<p>■ 総務省は、NTT東西において、NTT西日本に対する業務改善命令(平成22年2月)等を受け、同年5月に顧客情報管理システムの改修及び閲覧規制を実施し、116窓口において接続関連情報を取り扱うことがないよう措置を講じていることについて報告を受けてきたところである。</p> <p>また、一種指定事業者における接続関連情報の取扱いについては、平成23年の事業法改正により、接続関連情報を適正に管理するための体制を整備すること等が義務付けられたところであるが、NTT東西において講じられた措置及びその実施状況については、事業法第31条第7項の規定に基づき、昨年に引き続き、本年6月にNTT東西から報告を受け、総務省においては、講じられた措置及びその実施状況について検証を行ったところである。</p> <p>これらの結果、NTT東西において116窓口における接続関連情報を用いた営業活動の発生を防止するための一定の措置が講じられており、現時点において、直ちに追加の措置が必要とは認められない。</p> <p>ただし、これらの措置が徹底されず、NTT東西の116窓口において他事業者の接続関連情報の目的外利用が行われた場合には、事業法</p>

調査時期	2011年 7月	2012年 7月	2013年 7月
回答総数	312件	216件	95件

Q：NTTが提供しているインターネットサービス（フレッツ光）についての勧誘を受けましたか？

（対象：全アンケート回答者対象、「不明」回答除く）



いるものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。

（NTT西日本）

■ 当社は、116窓口において接続関連情報を取り扱うことがないように、厳格な体制を構築する観点から、平成22年3月に実施計画を策定し、この実施計画の内容に沿って、平成22年5月に顧客情報管理システムにおいて接続関連情報の閲覧規制を実施し、当該措置が適正であることを監査において確認しています。したがって、これを再検証する必要はなく、更なる措置は不要と考えます。

なお、当社の116窓口において実施しているフレッツ光サービスの営業活動については、お客様の利便性確保の観点からお客様のお問合せ・ご要望にお応えして実施していることから、公正競争を阻害するものではありません。

（NTT東日本）

第30条第3項第1号及び第31条第5項に抵触するおそれがあるため、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視していくこととする。

<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		
<p>意見42 現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃又は緩和すべき。</p>	<p>再意見42</p>	<p>考え方42</p>
<p>■ 今日の情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDDI殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせたサービスを提供しており、その相乗効果によって、固定・モバイル双方で契約者数を拡大しています。</p> <p>(KDDI殿ではスマートフォン新規契約の39%、FTTH新規契約の55%がauスマートバリューを契約しており、新規契約への貢献は四半期毎に拡大しています。)</p> <p>その一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。</p> <p>したがって、全ての事業者のお客様が多様</p>	<p>■ 電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者が市場支配力を濫用することによって、公正な競争環境が損なわれることを防止するため、特定の事業者に対し不当に優先的に取り扱うことを禁止等の禁止行為規制が課されています。</p> <p>NTT東・西、NTTドコモは、固定市場・モバイル市場においてそれぞれ圧倒的な市場支配力を有していることから、その支配力の濫用を防止するために禁止行為規制の厳格な運用が必要です。</p> <p>総務省においては、NTTグループによる共同的・一体的な市場支配力の行使を抑止するよう、禁止行為規制を維持・強化すべきと考えます。</p> <p>NTTグループ各社は、競争事業者との競争の中で既に低廉な料金で固定やモバイルサービスを提供しており、NTTユーザの利便性は十分に確保されていると認識しています。現に、NTT東・西による「思いっきり割」、「光ももっとも割」、「どーんと割」などの固定通信サービスの割引、NTTドコモによる「キャッシュバック」、「ツートップ戦略」、「月々サポート」などのモバイルサービスの割</p>	<p>■ 禁止行為規制についての考え方については、考え方30及び考え方33のとおり。</p> <p>■ 現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃又は緩和すべきという御意見については、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、具体的な制度見直し等の方向性について結論を得ることとしており、当該「競争政策の見直し」にいて、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、競争ルール全体の見直し等についても検討することとしているところである。</p>

なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

(NTT西日本)

引が実施されており、更にNTTファイナンスを介してNTTグループ間の統合請求の実施など、競争事業者との競争の中でNTT東・西やドコモのユーザにも個別割引の拡充等のメリットが生まれていると考えます。

通信インフラの市場は、規模の大きな事業者に収斂していく特性があることに加え、もともとNTTグループの前身である日本電信電話公社が独占体制の下、通信インフラや通信サービスを提供してきたところ、利用者利益の保護、国民の利便の確保を図るため、通信自由化により「競争」が導入されたが、持株体制によりNTTグループが一体経営を維持されているという特殊な経緯があります。

こうした日本の通信インフラの市場の特殊性から、固定・モバイルそれぞれの市場でドミナントであるNTT東西、NTTドコモが排他的に連携すると、NTTのシェアはスパイラル的に上昇し、これまで機能してきた競争政策が無に帰すため、現行規制を維持・徹底すべきと考えます。

NTT西日本は、関係法令及びガイドラインを遵守しているため、公正競争上問題は生じておらず、現行の規制は撤廃すべき旨、意見されておりますが、NTT東・西は、加入光ファイバで72.5%、OABJ-IP電話で62.2%（「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末）」）のシェアを保持し、固定通信市場において圧倒的な市場支配力を有

	<p>している状況に変わりはないこと、過去、接続情報の目的外利用が発生したことを踏まえると、NTT東・西に対する現禁止行為規制等の非対称規制は当然維持すべきと考えます。</p> <p>さらに、NTTドコモについても、モバイル市場において約6,150万の加入者数（2013年3月末時点）を有し、40%以上の市場シェアを長期に渡って維持していることを踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。</p> <p>むしろ、そのような状況の中、市場支配力を有するNTT東・西とNTTドコモが直接又は間接的に連携すると、先述のように通信インフラの市場の特殊性から、NTT東・西、NTTドコモのシェアがスパイラル的に上昇し、これまで一定程度機能してきた競争政策が無に帰すこととなります。</p> <p>したがって、NTT東・西、NTTドコモに対する禁止行為規制等の非対称規制は引き続き維持すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	
--	---	--

ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見43 公正競争環境を確保するために、NTTドコモ及びNTTファイナンスをNTT東西の特定関係事業者を追加すべき。また、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等も行うことが必要。</p>	<p>再意見43</p>	<p>考え方43</p>
<p>■ 特定関係事業者制度の趣旨は、第一種指定電気通信事業者に対し禁止行為規制の適用による</p>	<p>■ 当社はこれまでも法令を遵守し、適時適切に業務を行っております。また、NTTファイナンス</p>	<p>■ 事業法第31条第1項及び第2項の規定は、一種指定事業者に対する事業法第30条</p>

対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。

しかしながら、NTTファイナンスによる統合請求や県域等子会社によるドコモショップ兼営等NTTグループ間の連携が顕在化しており、第一種指定電気通信事業者と密接に関係がある事業者がこれまで以上に増えている状況にあることを踏まえると、NTTコムのみならず、NTTドコモも特定関係事業者に規定すべきと考えます。

また、NTTファイナンスについては、昨年の検証結果において、「電気通信事業者ではないNTTファイナンス等には、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。」との考え方が示されているところですが、NTTファイナンスによる統合請求の事例については、NTT法、累次の公正競争要件、電気通信事業法等の趣旨を確保する観点から、NTTファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたと理解しています。

これに照らせば、NTTファイナンスも第一種指定電気通信事業者と密接に関係していると言えることから、特定関係事業者に規定すべき

への料金業務の移管については、総務省要請を踏まえ、公正競争にも十分配慮して実施しております。したがって、当社およびNTTファイナンスを特定関係事業者として指定する特段の必要性は存しないものと考えております。

(NTTドコモ)

■ KDDI殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。現在、強い市場支配力を有するNTT東西殿に対しては、禁止行為制度に加え、特定関係事業者制度として、特に強い関係性を有するグループ会社との連携については、他の電気通信事業者との公正競争上の弊害の構造的温床になりやすいとして、人事面、取引面に規制が課されています。しかしながら、これまでも競争セーフガード制度及び本制度において、競争事業者から公正競争上の問題点がいくつも指摘されており、こうした規制による対処のみでは不十分なことは明らかです。

従って、来年を目処に実施される予定の包括的な検証に当たっては、これらの脱法的なグループ連携を事前に防止するためにも、特定関係事業者制度の見直しや対象範囲の拡大についても検討を行うべきであると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 当社はこれまでも法令を遵守し、適時適切に業務を行っており、当社を特定関係事業者として指定する特段の必要性は存しないものと考えております。なお、NTTファイナンスへの料金業務の

第3項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないと考えられる一種指定事業者と密接な関係にある電気通信事業者と一種指定事業者との間における一定の反競争的行為について、それを未然に防止する観点から、当該電気通信事業者を一種指定事業者の特定関係事業者として指定し、両者の間に厳格なファイアウォールを設ける趣旨で規制を課すものであり、現在、上述の趣旨を踏まえ、業務実態等を勘案の上、NTTコミュニケーションズをNTT東西の特定関係事業者として指定しているところである。

NTT東西の特定関係事業者として指定する対象については、まずは公正競争レビュー制度等の運用を通じ、事業法第30条第3項に係る禁止行為等規制の適用のみによっては公正競争環境を十分に担保し得ないか否かを検証することが適当であるが、現時点においては、現行の指定対象を直ちに見直すまでの必要性は認められない。

また、電気通信事業者ではないNTTファイナンスについては、現在の事業法においては、特定関係事業者として指定する対象となるものではない。

なお、NTTグループの業務統合や連携については、電気通信市場全体における状況を引き続き注視し、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市

<p>と考えます。</p> <p>なお、今後もコスト効率化の観点等の理由によりNTTファイナンスの事例のような非電気通信事業者や関連会社等を活用し第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西が関連したグループ連携が行われる可能性があることは否定できないことから、第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用したNTTグループの連携や業務統合に係る事業者についても特定関係事業者の対象とすべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 後述のNTTグループ統合請求等、NTTグループ企業や代理店を介した事業連携が益々進展しています。当該事象等は、NTT再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、NTT東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、2014年を目処に実施される予定の包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等も行うことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 特定関係事業者制度の指定対象の見直し</p> <p>特定関係事業者制度は、禁止行為規制の適用による対応のみでは公正競争の確保を十分に担</p>	<p>移管については、総務省要請を踏まえ、公正競争にも十分配慮して実施しております。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ NTTファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務に関しては、あくまで、お客さま利便の向上と通信サービス料金の請求、回収業務の効率化を目的として、業務運営体制を見直すものであり、総務省からの要請内容も踏まえて、必要な措置を講じた上で、適切に業務運営を実施しております。</p> <p>また、弊社は、代理店に対して、NTT東日本・西日本とは個別に代理店契約を締結した上で、独立して営業活動を実施しており、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p> <p>■ 情報通信市場においては、急速な技術革新を背景に新たなサービスやビジネスモデルが次々と創造されており、電気通信事業者は固定とモバイル、コンテンツやアプリケーションを組み合わせることで消費者のニーズに対応しています。加えて国内外の端末ベンダやOTTプレイヤーによる多様なデバイス、サービス提供を通じてグローバルレベルの激しい競争によって市場は活性化しています。</p> <p>また、このような競争環境の中で、消費者利便の向上や経営効率化施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるのではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協</p>	<p>場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、特定関係事業者制度を含む競争ルールの見直し等についても検討することとする。</p>
--	--	--

保し得ない場合に、役員兼任の禁止といった厳格なファイアウォール措置を設けるものであり、現在、NTTコミュニケーションズ殿がNTT東西殿と業務委託関係があることや、共同営業が行われやすい土壌があることから、指定対象になっていると理解しております。

この点を踏まえると、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」や、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿の携帯電話販売」のように、NTTドコモ殿についても県域等子会社や業務委託先を通じて、NTT東西殿と営業連携が行われているところであり、これら事例により、公正競争環境を阻害する虞があると考えます。

従って、前述の通り、NTT東西殿とNTTドコモ殿の営業連携により、圧倒的な支配力の行使が懸念される点も考慮し、NTTドコモ殿を特定関係事業者を追加することが必要と考えます。

また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。

これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿

業が不可欠となっています。

このように、国内のみならずグローバルに変化の激しい市場において、事業者のたゆまぬ創意工夫や経営改革意欲を損なわないよう、公正競争の確保についても電話時代のボトルネック設備を前提とした事前規制から市場環境を的確に反映した事後規制に見直していく必要があると考えます。

特定関係事業者制度については、NTT東西に対し、他の電気通信事業者から業務の受託等をする場合、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いを原則禁止するなど、極めて厳しい事前規制であることから、その運用は抑制的であるべきです。NTT東西の正当な事業活動としての創意工夫や改善努力を萎縮させ、結果としてお客様の利便を損なうことのないように、NTTグループ企業であるということ以外に明確な理由もなく、特定関係事業制度の指定対象を拡大すべきではないと考えます。

(NTT持株)

■ ドコモショップにおけるフレッツ商品の販売や県域等子会社におけるNTTドコモの携帯電話販売等の事例は、そもそもNTT東・西とNTTドコモの商品・サービスをセットで販売する排他的な一体営業であり、禁止行為に該当する行為と考えます。

さらに、上述のようなグループ連携の事例のように、第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西とNTTドコモとの連携が顕在化していることを踏まえると、現行の禁止行為規制の適用による対処のみならず、NTT東・西の特定関係事

<p>要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置（役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等）を予め整理しておく必要があると考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p>	<p>業者にNTTドコモも指定し、NTT東・西との間に厳格なファイアーウォールを設けるべきと考えます。</p> <p>また、NTTファイナンスによるグループ統合請求についても、電気通信事業法、NTT法、累次の公正競争要件等の趣旨を確保する観点から、NTTファイナンスを介して第一種指定電気通信事業者と密接に関係のある事業者が連携して反競争的な行為を未然に防止するために一定の条件が付与されたことを踏まえると、NTTファイナンスもNTT東・西の特定関係事業者指定すべきと考えます。</p> <p>なお、NTTファイナンスによる統合請求の事例のように、今後も関係会社等第三者を介したグループ排他的連携が行われる可能性は否定できないことから、電気通信事業法、NTT法、累次の公正競争要件等の趣旨を予め確保しておく必要があると考えます。そのため、現行の非対称規制を維持・強化することが肝要です。</p> <p>（KDDI）</p> <p>■ NTTファイナンス殿による通信サービス等料金の請求・回収業務の実施にあたっては、総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、本年7月に総務省殿に対し報告した措置の内容をひきつづき徹底し、公正競争の確保について、厳正に対処</p>	
--	---	--

していく考えであることから 更なる検証は不要と考えます。

また、当社は、法令等を遵守した事業活動に向けた措置を既に講じていることから、特定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。

むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様の利便性の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えば他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。

したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便性を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

(NTT西日本)

- 「第一種指定電気通信事業者が関連している電気通信事業者以外を活用したNTTグループの連携や業務統合に関係する事業者についても特定関係事業者の対象とすべき」というご意見について

は、連携や業務統合によって公正競争上の問題が生じていることが明らかに認められる場合に、公正競争を遵守するための措置を検討すべきと考えます。

そうした事象が生じていないにもかかわらず、あらかじめ特定関係事業者の対象とすることや、特定関係事業者の対象とすることを前提とした検討を行うことは、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実、コスト削減といった当社の創意工夫や改善努力を必要以上に制限することになります。本来このような取組みに対して、規制は必要最小限であるべきであり、明らかに公正競争を歪めるものでなければ、予め措置を講じることが不要であると考えます。

(NTT東日本)

■ KDDI 殿ご意見の通り、NTT東西殿と特に密接な関係にあるNTTドコモ殿は、「県域等子会社におけるドコモ携帯電話販売」の事例に見られるように、排他的な共同営業行為が発生しやすい状況にあることから、特定関係事業者に指定すべきと考えます。

また、KDDI 殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、NTTグループは今後の市場環境の変化により、新たな営業連携、業務統合施策を行うことが想定されるため、新たな施策の実施が想定される子会社、業務委託先を予め特定関係事業者に指定することや、前回意見書にて当社が主張したように、施策の実施が公になる前に公正競争要件の趣旨を担保する措置(役員兼任・在籍出向の禁止、

	情報の目的外利用防止に必要なファイアーウォール措置等)を要請するといった対応(ルール)が必要と考えます。 (イー・アクセス)	
--	---	--

(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証

意見	再意見	考え方
意見44 再委託先についても監督対象とするなど業務委託先子会社等監督の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要	再意見44	考え方44
<p>■ 機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。</p> <p>しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTH契約者数においては72.5% (電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ (平成24年度第4四半期 (3月末)))と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。</p> <p>具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあつ</p>	<p>■ 弊社共意見にて指摘させて頂いたとおり、「NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告」のうち、「電気通信事業法第31条第3項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項」を確認するところ、監督対象子会社のほぼ全てが再委託を行っており、再委託先において、潜脱行為が行われる恐れがあると考えます。従って、再委託先についても、監督対象とすべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT西日本は、関係法令及びガイドラインを遵守しているため、公正競争上問題は生じておらず、現行の規制は撤廃すべき旨、意見されておりますが、NTT東・西は、加入光ファイバで72.5%、OAB～JIP電話で62.2% (「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表 (平成24年度第4四半期 (3月末))」)のシェアを保持し、固定通信市場において圧倒的な市場支配力を有</p>	<p>■ 業務委託先子会社等監督の運用についての御意見については、考え方45のとおり。</p> <p>■ 禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルを公表すべきとの御意見については、考え方43中段において記載したとおり、総務省において、NTT東西からの報告書の中で禁止行為等規制を始めとした公正競争環境を確保するための措置について記載されていることを確認しており、また、集合研修、eラーニングの内容についても上記措置を適正なものとするための取組となっていることを確認している。</p> <p>これらの内容は公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報に該当するものであると認められることから、公表することは適切ではない。</p> <p>■ 禁止行為規制に関する考え方については、考え方30及び考え方33のとおり。</p>

て遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。

○子会社監督関連

- ・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから再委託先についても監督対象とすべき。
- ・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき。
- ・再委託先についてもNTT東・西や子会社同様、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき。

(KDDI)

■ <NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について>

NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。

従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについ

している状況に変わりはないこと、過去、接続情報の目的外利用が発生したことを踏まえると、NTT東・西に対する現禁止行為規制等の非対称規制は当然維持すべきと考えます。

さらに、NTTドコモについても、モバイル市場において約6,150万の加入者数(2013年3月末時点)を有し、40%以上の市場シェアを長期に渡って維持していることを踏まえれば、NTTドコモに対する禁止行為規制適用の必要性は変わりません。

むしろ、そのような状況の中、市場支配力を有するNTT東・西とNTTドコモが直接又は間接的に連携すると、先述のように通信インフラの市場の特殊性から、NTT東・西、NTTドコモのシェアがスパイラル的に上昇し、これまで一定程度機能してきた競争政策が無に帰すこととなります。

したがって、NTT東・西、NTTドコモに対する禁止行為規制等の非対称規制は引き続き維持すべきです。

なお、これまで取られた措置等にかかるNTT東・西からの報告は、先般意見した通り、以下に列記するような課題が残っていると考えられるため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきです。

○子会社監督関連

- ・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから再委託先についても監督対象とすべき。
- ・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の

<p>ては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。</p> <p>1. 電気通信事業法第31条第3項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項</p> <p>イ. (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれがある。 <p>ロ. (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルは、その詳細な内容も含め、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、実物のみならずその詳細な内容の公開がなされていない。従って、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合研修、e-ラーニング等の内容は、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないにも関わらず、研修教材の公開がなされておらず、十分な研修内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。 <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソ</p>	<p>規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再委託先についてもNTT東・西や子会社同様、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき。 <p>(KDDI)</p> <p>■ 監督対象子会社との役員兼任が規制を潜脱するとの意見の趣旨は必ずしも明確ではありませんが、当社は、子会社への業務委託を通じて、業務の効率化やコスト削減等を実現しており、役員兼任は当該委託業務をNTT西日本として責任を持って遂行するためのマネジメントの一方策として実施しているものです。</p> <p>子会社への業務委託にあたっては、従来より、他事業者情報・お客様情報の適切な取扱いや目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じております。また、電気通信事業法の改正を踏まえ、子会社において反競争的行為が行われる事が無いよう、禁止行為防止に関する責任者の設置、覚書の締結、社内規程の制定、社員研修や点検・監査の実施等、子会社監督のための適切な措置を講じております。</p> <p>支店等においては、設備部門の業務に加え、設備部門以外の部門の業務を実施しており、当該支店等の長は当該支店等の業務全般を統括する必要があります。なお、各支店等では、情報管理責任者の設置、設備部門と他の部門の間での兼務の禁止（支店長を除く）・居室の分離、研修の実施、システム利用権限の管理、接続関</p>	
--	---	--

<p>フトバンクモバイル)</p> <p>■ 運用状況における外部検証性の確保</p> <p>禁止行為規定報告書については、今年度より、新たにラインシェアリング、ドライカップ、情報開示の手続き等についての平均日数が公表されており、競争事業者がボトルネック設備利用の同等性の状況を把握する上で大変有意義であると考えます。</p> <p>しかしながら、これらの情報はあくまで一部であり、未だその大半が公表されていないことから、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況や実効性は、競争事業者にて把握出来ない状況です。</p> <p>従って、透明性担保の観点から、総務省殿においては、引き続き、禁止行為規定報告書の内容の開示を可能な限り推進していただくことや、報告内容の検証結果を公表していただく必要があると考えます。</p> <p>NTT東西殿に対しては、現状、業務委託先子会社等の監督義務が課されているところではありますが、2013年6月28日付でNTT東西殿より開示された、「禁止行為規定遵守措置等報告書」（以下、禁止行為規定報告書）の別添資料3によれば、実態として、大半の監督対象子会社が業務の再委託を行っています。これでは、再委託先や再々委託先を通じて排他的な連携が行われることも懸念されるため、業務委託先も含めて抑止する体制が必要と考えます。</p>	<p>連情報の提供管理、委託先管理等の措置を講じていることから、公正競争上の問題はございません。</p> <p>当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11月30日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、適切な措置を講じています。また、総務省殿に報告した「禁止行為規定遵守措置等報告書」（平成24年6月29日）の措置内容については、総務省殿において検証を行い、禁止行為規制に抵触または潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていること、第一種指定電気通信設備を当社が自ら利用する場合と他事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていることを検証いただいている上、昨年度の措置内容についても、検証いただいた措置と同等の措置内容を平成25年6月28日に報告しているところであり、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。</p> <p>なお、禁止行為規定報告書については、経営上の秘密に属する情報等を除き公開されており、検証の客観性は担保されていることから、新たな措置を導入する必要はないと考えます。</p> <p>当社は、監督対象子会社が当社からの受託業務の再委託を行う場合は、再委託先の選定等について、当社の承諾を義務付けるなど、再委託先を通じて反競争的行為が行われなかったための措置を講じており、再委託先を監督対象に追加す</p>	
--	--	--

従って、禁止行為規制については、NTT東西殿、及びNTTドコモ殿本体に留まらず、県域等子会社や業務委託先も含めて指定対象とすること並びに、制度的な抜け道を抑止するために実施主体に因らず禁止行為としての該当事例の明確化を図ることが必要と考えます。

(※1) 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成24年度第4四半期(3月末))

(イー・アクセス)

べき等の措置は必要無いと考えます。

また、委託先子会社に対する監督義務については、他の電気通信事業者に対する規制のバランスや資本関係を通じた指揮命令系統が存在しない場合の監督規制に関する実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限のものとし、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から法制化されたものと認識しており、その観点からも、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます

研修については、公正競争確保、禁止行為防止のための基本的知識、遵守すべきポイント等を主な内容とし、具体的事例を含めて受講者の能動的な理解を促進する形式となっているとともに、監督対象子会社において受託業務に従事する全ての社員等に対して研修を実施していることから、監督対象子会社において公正競争条件の遵守が徹底されるために十分な内容となっております。

マニュアルや研修教材については、当社の業務に係る内容が記載されており、経営上の秘密に属する情報であるため、公開は適切でないと考えます。

(NTT西日本)

■ 「監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき」とのご意見については、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載しているとおり、当社は当該子会社監督規定を遵守するため、監督対象子

	<p>会社との間で禁止行為に関する合意書を締結し、当該合意に基づき、禁止行為に関する規程等をすべての監督対象子会社において制定させるとともに、当該規程に定めている措置を履行しているかについて当社監査部門による監査を行う等、監督対象子会社において禁止行為が行われないよう適切に監督をしていることから、監督対象子会社との役員兼任によって公正競争上の問題が生じることはないものと考えます。</p> <p>むしろ、監督対象子会社との役員兼任によって、改正電気通信事業法第31条第3項に規定されている子会社監督の実効性が高まるものと考えます。</p> <p>当社は、お客様利便の向上の観点から、本社とは別に支店等を設置しております。支店等では設備部門の業務だけでなく、設備部門以外の部門の業務も実施し、当該支店等の長は業務全般を統括しておりますが、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載しているとおり、設備部門の設置、接続関連情報の目的外利用の禁止等、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じていないことから、更なる措置は不要と考えます。</p> <p>禁止行為規定遵守措置等報告書は、総務省により公表されており、改正電気通信事業法及び同施行規則に基づき、当社が公正競争の確保のために取り組んでいる内容について、接続事業者は確認できるものと考えます。</p> <p>なお、禁止行為に関する規程や公正競争マニ</p>	
--	---	--

ュアルの内容、接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程等については、社内における規程・ルール、社員教育等のノウハウ等を含むものであり、企業として経営上の秘密にあたること、また、当該内容については、総務省の求めに応じて提出し、総務省において確認を実施していることから、これを一般に公開する必要は無いと考えます。

「監督対象子会社からの再委託に関して調査、検証及び措置を講じるべき」、「再委託先を監督対象に追加すべき」とのご意見については、子会社等に業務を委託する場合、当該委託業務については当社がお客様への提供責任を負うことから、委託先会社が業務を再委託する場合においても、子会社を通じて当社が監督の義務を負っています。

また、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社に対しては再委託先の選定又は変更に際して当社の承諾を義務付け、すべての委託契約について当該承諾を実施していることから、既に現在の委託契約において公正競争は遵守されているものと考えており、更なる調査、検証及び措置並びに監督対象への追加は不要と考えます。

なお、改正電気通信事業法第31条第3項の趣旨は、NTT東西の業務の大半が委託されているのが子会社であることから、NTT東西が議決権の過半数を有する子会社を対象として、NTT東西が「電気通信業務又はこれに付随する業務」を委託した子会社において禁止行為が

	<p>行われないう、適切な監督を義務付けられたものと理解しております。</p> <p>当該監督義務は、他の電気通信事業者に対する規制とのバランスや資本関係を通じた指揮命令系統による監督規制の実効性を総合的に勘案し、私企業に対する規制を必要最低限とするとともに、禁止行為規制の実効性を担保するという観点から、法制化されたものと認識しており、現行以上に対象範囲を拡大する必要はないと考えます。</p> <p>禁止行為規定遵守措置等報告書に記載しているとおり、「禁止行為に関する規程」の内容は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> －電気通信事業法（第30条、第31条）の遵守 －禁止行為管理者の配置 －禁止行為管理者の責務（教育研修、事前確認・事後点検の実施、再委託先の監督） －監督対象子会社における自社監査の実施 －当社が行う監査への対応 －是正措置（問題発生時の報告義務、是正指示への対応） <p>また、「公正競争マニュアル」の内容は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> －電気通信事業法（第30条、第31条）の遵守 －禁止行為を行わないために、業務運営上、留意すべき具体的ポイントや解説等 <p>なお、公正競争マニュアルについては、社員等が常に参照できる状態にしています。</p>	
--	---	--

監督対象子会社において実施した研修の内容は、「公正競争マニュアル」を踏まえ、公正競争の確保及び禁止行為の防止のための基礎的知識、遵守すべきポイント、具体的事例としています。当該事例については質問形式で回答するような要素を盛り込む等、受講者の理解が深まるような工夫をこらしたものとしています。当該研修については、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社において委託業務に従事する社員等のすべての研修対象者に対して研修を実施させています。

これらの規程・研修及び公正競争マニュアルの内容の詳細については、社内における規程・ルール、社員教育等のノウハウを含むものであり、企業として経営上の秘密にあたること、また、当該内容については、総務省の求めに応じて提出し、総務省において確認を実施していることから、これを一般に公開する必要は無いと考えます。

(NTT東日本)

■ KDDI 殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、禁止行為規定報告書の内容については、一部が公表されておらず、競争事業者側からNTT東西殿が実施した措置の適正性や実効性が把握出来ない点があるため、報告書の内容は可能な限り開示すると共に、総務省殿の検証結果についても合わせて公表する必要があると考えます。

なお、競争事業者がNTT東西殿の措置内容の適正性や実効性を把握するに当たって、必要な情報の開示が不十分な場合には、第三者機関

	<p>による監査や総務省殿による立入調査を実施し、結果を公表することも視野に入れるべきと考えます。</p> <p>KDDI殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、「禁止行為規定遵守措置等報告書（以下、禁止行為規定報告書）」の別添資料3を確認する限り、大半の監督対象子会社が再委託を行っていることから、監督対象外である再委託先等で反競争的行為が行われる虞が否定出来ないため、業務委託先子会社の再委託先も監督対象に含めることが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見45 「禁止行為規定遵守措置等報告書」内の措置等により、NTT東西の監督対象子会社において禁止行為規制に係る問題は特段生じていない。</p>	<p>再意見45</p>	<p>考え方45</p>
<p>■ 【禁止行為規制等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11月30日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じています。また、総務省殿に報告した「禁止行為規定遵守措置等報告書」（平成24年6月29日）の措置内容については、総務省殿において検証を行い、禁止行為規制に抵触または潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていること、第一種指定電気通信設備を当社が自ら利用する場合と他事業者が利用する場合とで一 	<p>■ これまで取られた措置等にかかるNTT東西からの報告は、先般意見した通り、以下に列記するような課題が残っていると考えられるため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきです。</p> <p>○子会社監督関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから再委託先についても監督対象とすべき。 ・ 監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから禁止すべき。 	<p>■ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」という。）第22条の8第2号イ（3）の規定により、一種指定事業者に対し、監督対象子会社等における再委託の有無を総務大臣へ報告することを義務付けており、総務省においては、再委託の有無に応じ、例えば、当該子会社等に対する委託契約の内容、再委託に係る規定等の確認を通じて、当該子会社等に対する必要かつ適切な監督が行われているか否かについて検証し、必要に応じて措置を講ずることが可能である。</p> <p>この点、総務省は、事業法第31条第7項</p>

<p>定の同等性が確保されていることを検証いただいている上、昨年度の措置内容についても、検証いただいた措置と同等の措置内容を平成25年6月28日に報告しているところであり、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。</p> <p>(1) すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、管理者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。</p> <p>(N T T 西日本)</p>	<p>・再委託先についてもN T T 東・西や子会社同様、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、研修や監査を義務付けるべき。</p> <p>(K D D I)</p>	<p>及び事業法施行規則第22条の8の規定により、昨年に引き続き、本年6月のN T T 東西からの報告等により、N T T 東西の監督対象子会社等が再委託先の選定・変更を行うに当たっては、禁止行為の禁止徹底の適正な管理、運営ができることを要件としているとともに、N T T 東西の承諾を義務付けている等、再委託先において禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認しているところであり、監督対象子会社等との役員兼任を禁止し、直ちに再委託先等を監督対象に追加し、研修等を義務付けるまでの必要性は認められない。</p>
--	--	--

(5) 機能分離の運用状況に関する検証

意見	再意見	考え方
<p>意見46 申込から開通までの期間の同等性、設備構築情報等の内容や開示されるタイミングの同等性の検証を厳格に行うべき。</p>	<p>再意見46</p>	<p>考え方46</p>
<p>■ <利用部門と競争事業者とのリードタイム等の同等性確保></p> <p>2011年11月に施行された改正電気通信事業法において、N T T 東・西に対し機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。</p> <p>しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為について、接続事業者とN T T 東・西の利用部門との同等性を確保するための検証項目や指標が充分とは言えないと考えます。</p>	<p>■ K D D I 殿、イー・アクセス殿の意見に賛同します。コロケーションや中継ダークファイバの利用ルール、設備構築情報の扱い等についても検証対象とするとともに、既に検証が行われている項目であっても条件を変更した検証を実施する等により、同等性が担保されているかを検証し、その結果について公表すべきであると考えます。</p> <p>イー・アクセス殿ご指摘のとおり、仮に、ボトルネック設備に関して、N T T 東西殿利用部</p>	<p>■ I C T 政策タスクフォースの取りまとめ（平成22年12月）において「アンバンドルされたボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要である。」と提言されたこと等を受け、これを実現することを目的の一つとして、ブロードバンド普及促進のための「基本方針」（平成22年12月策定）に従い、平成23年5月に事業法、同年10月に事業法施行規則の改正が行われたところである。</p>

同等性の検証について、例えば、回答納期等の手続きは平均日数を用い接続事業者とNTT東・西利用部門との同等性を検証しているところですが、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等、多角的な視点から同等性の検証が必要と考えます。また、手続き面のみならず開通に必要な要員配置の同等性や設備構築情報等開示される情報の内容やタイミングが同等か否かといった運用面での同等性の検証も実施することが必要と考えます。

機能分離及び子会社監督規制の導入により、これまで以上に接続関連情報が厳格に管理され、NTT東・西による接続関連情報を用いた不正営業の防止や、競争事業者の手続きとNTT東・西の利用部門の手続きの同等性の担保、さらには、子会社におけるNTT東・西から受託した業務に係る情報の目的外利用や差別的な取り扱いの防止が徹底され、公正な競争環境が保たれるようになったことは一定の効果があったと考えます。

しかしながら、公社時代から継承するボトルネック設備や顧客基盤を有するNTT東・西のシェアはFTH契約者数においては72.5%（電気通信サービスの契約者数及びシェアに関する四半期データ（平成24年度第4四半期（3月末）））と依然として高いシェアを有しているため、機能分離や子会社監督規制の運用を徹底し、公正な競争環境を確保することが必要と考えます。

具体的には、以下に列挙するような項目につ

門と競争事業者の同等性が確保できていないと認められた場合は、組織の在り方の見直しも含めた議論を開始すべきであると考えます

KDDI殿ご指摘のとおり、機能分離の趣旨であるNTT東西殿利用部門と接続事業者との同等性の確保が確実に行われているかどうかについては、NTT東西殿自身の内部プロセスも含めて同等性が担保される措置・仕組みを整備した上で、検証方法や項目についても、改めて検討を行う必要があると考えます。なお、検討に当たっては、以下の項目についても、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同等性が確保されているべきか検証すべきであると考えます。

- ・プロセスの同等性（リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等）
- ・情報の同等性（顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等）
- ・システム連携の同等性（システム連携のインタフェース等） 等

（略）

なお、上記検証の結果、NTT東西殿利用部門と競争事業者の同等性が確保できていないと認められた場合は、組織の在り方の見直しも含めた議論を開始すべきであると考えます。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ ○同等性関連

- ・申込から開通までの期間（及び開通要員の配

これらの改正により、事業法第33条第4項第3号の規定により自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものではなく、かつ、同項第4号及び同条第9項の規定により他の電気通信事業者に対し等しく同等に適用されることとなる接続約款の規定等について、当該改正により事業法第31条第6項に基づき、一種指定事業者に新たに設置されることとなる設備部門とその他の部門との間における手続等もこれに準ずるものであるか否かを監視することとされた。

これに基づく監視の結果については、事業法第31条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月及び平成25年6月にNTT東西から総務大臣に対して、NTT東西設備部門が他の電気通信事業者との間において実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条件が接続約款等の規定によるものであること並びにNTT東西設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件が接続約款等の規定に準ずるものであることを確認した旨の報告がなされており、総務省においてこれを検証した結果、一種指定設備をNTT東西が自ら利用する場合と接続事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていると考えられる。

総務省においては、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。

いて、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。

(略)

○同等性関連

・ 申込から開通までの期間（及び開通要員の配置）の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができないことから、NTT東・西利用部門と接続事業者とを比較した様々なデータを検証対象とし、公表すべき。

現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同等性を検証しているところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等多角的に同等性を検証すべき。

・ コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報についても検証の対象とすべき。

また、総務省においては、NTT東・西から総務大臣に毎年度報告される禁止行為遵守措置等報告書に基づき、第一種指定電気通信設備をNTT東・西利用部門と接続事業者が利用する場合で一定の同等性が確保されているかの検証

置)の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができないことから、NTT東・西利用部門と接続事業者とを比較した様々なデータを検証対象とし、公表すべき。

現状、例えば、回答納期等の手続きについては平均日数を用いて同等性を検証しているところ、回答までにかかる日数の分布状況やエリア別等多角的に同等性を検証すべき。

・ コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや設備構築情報の扱い、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できないことから、当該情報についても検証の対象とすべき。

また、総務省においては、NTT東・西から総務大臣に毎年度報告される禁止行為遵守措置等報告書に基づき、第一種指定電気通信設備をNTT東・西利用部門と接続事業者が利用する場合で一定の同等性が確保されているかの検証を行っているところですが、規制対象であるNTT東・西自らの報告をベースに検証している限り十分な透明性や外部検証性が確保できないと考えます。そのため、第三者による監査を導入し、内部の実態を正確に把握した厳格な検証を実施すべきと考えます。

(KDDI)

■ 当社は電気通信事業法等の法令及び各種ガイ

なお、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成24年度）（案）に対する意見及びその考え方」において、「同等性に係る情報については、NTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないものについては公開することとしてきたところであり、総務省においては、適切な情報の公開の在り方について引き続き検討する」との考え方を示していたところ、平成25年6月の報告よりNTT東西又は接続事業者の経営情報に該当しないADSL等の申込から回答までにかかる平均日数等について公表している。

を行っているところですが、規制対象であるNTT東・西自らの報告をベースに検証している限り十分な透明性や外部検証性が確保できないと考えます。そのため、第三者による監査を導入し、内部の実態を正確に把握した厳格な検証を実施すべきと考えます。

(KDDI)

■ <ボトルネック設備利用の同等性>

機能分離の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要があると考えます。インプットの同等性については、NTT東西殿自身の内部プロセスに踏み込んで整備する必要があるため、総務省殿においても後述のNTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告に加え、以下の項目についても、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間において、十分に同等性が確保されているべきか検証すべきであると考えます。

- ・プロセスの同等性（リードタイム、手続き、貸出条件、フォーマット等）
- ・情報の同等性（顧客情報、敷設・工事計画、設備更改等）
- ・システムの同等性（システム連携のインタフェース等）等

<NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について>

NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報

ドラインを遵守して事業活動を行っており、第一種指定設備に係るアンバンドル化された機能は当社利用部門（自社）、接続事業者（他社）が公平に利用可能であり、電気通信事業法に定められているとおり、設備構築情報の開示や、接続に必要となる手続・条件については、接続約款等に規定し、自社と他社を同等に取り扱っております。

具体的には、運用面において、納期回答及び工事日予約等を、当社利用部門と接続事業者間で同じ設備管理システム及び予約枠の中で実施しているほか、情報開示においてはコロケーションリソースや中継ダークファイバの空きがないビルで新たに空きが発生した場合には、速やかに開示情報を更新するとともに、希望する事業者にもメール通知を行い、リソース管理や情報開示を適切に実施するなど、当社利用部門と接続事業者の同等性は確保されているものと考えます。

当社は、上述の通り、自社と他社を同等に取り扱っておりますが、改正電気通信事業法に則り、事前手続を含めた接続事業者との間の手続（他社手続）、及び、当社設備部門以外の部門との間の手続（当社手続）に係る申込日、回答日、工事完了日等の全データを記録・保存し、監視部門により、双方の手続とも接続約款等の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認し、総務省に報告しています。

また、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び納期遵守率についても総務省へ報告しており、各メニューと

告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。

従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。

1. (略)

2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項

イ. (1)、ニ (略)

ト. 及びチ(1)

・本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したものとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分である。

・納期については平均日数のみしか記載されおらず、異常値が検出された場合、平均値だ

も自社・他社が同等となっております。リードタイム及び納期遵守率が同等であることは、接続約款等に規定された手続・条件等について、自社と他社が同等になっている証左であると考えております。

リードタイムの検証方法については、全体の平均日数に差が生じておらず同等になっているものと考えており、これ以上新たな措置は不要と考えます。

また、各メニューに関する手続の平均日数等は、当社及び当社から設備を借り受けている他事業者にとって経営情報に当たるものであり、基本的には公表すべきではないと考えます。また、当該情報については、総務省に報告しており、総務省において検証できる状況になっていることから、更なる検証・措置は不要と考えます。

(NTT西日本)

■ 当社は電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、一種指定設備に係るアンバンドル化された機能は当社利用部門（自社）、接続事業者（他社）が公平に利用可能であり、電気通信事業法に定められているとおり、設備構築情報の開示や、接続に必要となる手続・条件については、接続約款等に規定し、自社と他社を同等に取り扱っております。

具体的には、運用面において、納期回答及び工事日予約等を、当社利用部門と接続事業者間で同じ設備管理システム及び予約枠の中で実施

<p>けでは比較が困難な場合も想定される。（標準偏差、最大値、最小値、中央値等の開示により、異常値の影響を排除することが可能と考えられる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前相談」、「事前照会」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなければ、開通の同等性の検証はできない（「事前相談」等は、個別のケースに応じてその内容や回答までに要する期間が異なるが、カテゴリ毎に分別する等により、一定程度の検証性を持つものと考えられる。） ・ 別添10の加入ダークファイバ、DSL、電話等の比較において、NTT東西殿の申込日～回答日がすべて0日となっており、接続事業者との納期と差異が認められることから、利用システムや申請の手続、申請フォーマット等がNTT東西殿の利用部門と接続事業者で異なり、同等性が確保できていないおそれがある。 <p>3. 電気通信事業法第31条第2項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項</p> <p>イ. (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同等性確保の検証のためには、NTT東西殿の各部門における保有設備を明確にすべきであるが、公表されていない <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>しているほか、情報開示においてはコロケーションリソースや中継ダークファイバの空きがないビルで新たに空きが発生した場合には、速やかに開示情報を更新するとともに、希望する事業者にもメール通知を行い、リソース管理や情報開示を適切に実施するなど、当社利用部門と接続事業者の同等性は確保されているものと考えます。</p> <p>当社は、上述の通り、自社と他社を同等に取り扱っておりますが、改正電気通信事業法に則り、事前手続を含めた接続事業者との間の手続（他社手続）、及び、当社設備部門以外の部門との間の手続（当社手続）に係る申込日、回答日、工事完了日等の全データを記録・保存し、監視部門により、双方の手続とも接続約款等の規定によるものであること及び準ずるものであることを確認し、総務省に報告しています。</p> <p>また、自社・他社の手続に係る工事完了までの平均日数等のリードタイム及び納期遵守率についても総務省へ報告しており、各メニューとも自社・他社が同等となっております。リードタイム及び納期遵守率が同等であることは、接続約款等に規定された手続・条件等について、自社と他社が同等になっている証左であると考えております。</p> <p>リードタイムの検証方法については、全体の平均日数に差が生じておらず同等になっているものと考えており、これ以上新たな措置は不要と考えます。</p> <p>また、各メニューに関する手続の平均日数等は、当社及び当社から設備を借り受けている他</p>	
---	---	--

■ リードタイムの同等性の検証

禁止行為規定報告書別添資料9-2の「①申込日～回答日」の平均日数を確認すると、ラインシェアリング、ドライカップ（DSL、電話）が1日であるのに対して、フレッツ・ADSL（利用回線型、契約者回線型）、加入電話・INSネット64は0日となっております。

これは、接続事業者が利用する機能とNTT東西殿の利用する機能にて、リードタイムの同等性が担保出来ていない可能性があるため、総務省殿は本事例の原因等について、厳格な検証を行う必要があると考えます。

加えて、禁止行為規定報告書別添資料10の納期遵守率については、例えば、NTT西殿の「光回線設備等に係る情報の提供（光回線設備の伝送損失及び経過年数調査）」のように50%に留まるものも存在するため、遵守率が低い機能についても原因等の調査が必要と考えます。

なお、上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認められた場合は、同等性を図るための更なる措置（例えば、システムの物理的分離等）の実施を検討すべきと考えます。

（イー・アクセス）

事業者にとって経営情報に当たるものであり、基本的には公表すべきではないと考えます。また、当該情報については、総務省に報告しており、総務省において検証できる状況になっていることから、更なる検証・措置は不要と考えます。

（NTT東日本）

■ 各社ご意見の通り、ボトルネック設備の同等性を確保するためには、現行の機能分離措置で主に対処されている「ファイアーウォールの構築」に加えて、「インプットの同等性」も確保する必要があることから、包括的検証の場では、これまでの各社意見を踏まえ、現行の機能分離に加えて、リードタイムの同等性やシステムの同等性（手続き、開発コスト）を担保するための措置を導入することを検討すべきと考えます。

なお、リードタイムの同等性の検証については、接続約款上の納期が遵守されていても、納期の範囲内で同等性が担保されないことも懸念されるため、KDDI殿ご意見の通り、納期の平均日数に留まらず、日数の分布、エリア毎の数値等も含めた多角的な検証が必要と考えます。

KDDI殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、禁止行為規定報告書の内容については、一部が公表されておらず、競争事業者側からNTT東西殿が実施した措置の適正性や実効性が把握出来ない点があるため、報告書の内容は可能な限

	<p>り開示すると共に、総務省殿の検証結果についても合わせて公表する必要があると考えます。</p> <p>なお、競争事業者がNTT東西殿の措置内容の適正性や実効性を把握するに当たって、必要な情報の開示が不十分な場合には、第三者機関による監査や総務省殿による立入調査を実施し、結果を公表することも視野に入れるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見47 機能分離の検証が不十分であると考えられるため、禁止行為規制遵守措置等報告書を可能な限り公表して外部検証性を確保する等必要な措置を講じるべき。</p>	<p>再意見47</p>	<p>考え方47</p>
<p>■ <NTT東西殿の禁止行為規定遵守措置等報告について></p> <p>NTT東西殿が2013年6月28日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置等報告書については、昨年度と比して、各種規程等の内容の充実化、教育研修対象の拡大、接続関連情報を持ち出す場合の明確化等に加え、公表範囲も一部拡大して頂きました。こうした変更は公正競争確保に資するものであり、評価されるべきと考えます。しかしながら、依然として以下の点については問題点が認められます。</p> <p>従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたる</p>	<p>■ 設備部門は、本社組織として設備本部（ネットワーク部、サービスマネジメント部、相互接続推進部）があり、別添資料の組織図のとおり、設備部門以外の部門から独立した組織としています。また、支店等組織として地域事業本部及び支店の設備部があります。地域事業本部の内部組織の基本構成は企画部、設備部、営業部、支店の内部組織の基本構成は企画部、総務部、設備部、営業部、法人営業部であり、設備部門である設備部は、設備部門以外の部門から独立した組織としています。</p> <p>上述した設備部門の組織については、従来「第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務」を実施しているところであり、改正電気通信事業法の施行に伴い組織の変更は実施しておりません。</p>	<p>■ 事業法第31条第5項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定により、平成24年6月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。</p> <p>■ NTT東西の設備部門及び監視部門については、総務省において、NTT東西からの報告及び日本電信電話株式会社等に関する法律</p>

ものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。

(略)

2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項

イ.(1)

・本来であれば、今年の時点で公開されているべきであるが、機能分離導入前後どのように部門変更があったのか不明であり、十分な対応になっているか確認不能。

二.

・具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認するための「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」は、項目のみの公開にとどまっており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために十分な内容になっているかの外部検証性が十分に確保されていない。

(規程原本を公開した場合、内容の一部を黒塗りにせざる得ない箇所がある可能性は否定できないが、その全てが「特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものではないと考える。)

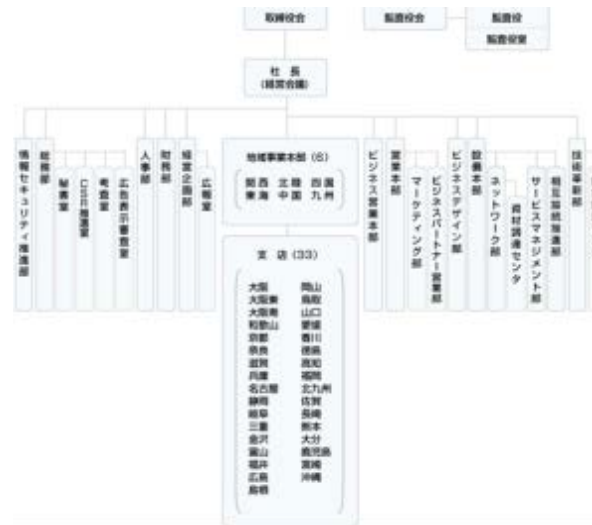
ト. 及びチ(1)

・本項目においては、「手続の実施の経緯及

なお、平成24年6月に組織見直しを行った旨、禁止行為規定報告書に記載していますが、既存の設備部門組織を設備本部の内部組織としたものであり、機能分離に影響が生じるものではありません。

別添資料

「NTT西日本の組織図(平成25年7月1日現在)」



本組織図は、当社公式ホームページ上に掲載
<http://www.ntt-west.co.jp/corporate/about/sosikizu.html>

ファイアウォールについては、情報管理責任者の設置、設備部門と他の部門の間での兼務の禁止・居室の分離、研修の実施、システム利用権限の管理、接続関連情報の提供管理、委託先管理等の措置を講じており、報告書に記載しております。

施行規則(昭和60年郵政省令第23号。以下「NTT法施行規則」という。)第14条の規定に基づき届け出られたNTT東西の組織規程により、それぞれ他の組織から独立して置かれており、公正競争環境を確保するための措置を行っていることを確認している。

なお、NTT東西の組織体系は、禁止行為規制遵守措置等報告書において公表している組織図のとおりである。

■ 接続関連情報を設備部門の居室外に持ち出すことについて、総務省は、NTT東西からの報告等により、接続関連情報を居室外に持ち出すのは、相互接続に係る業務において必要となる他事業者と取り交わす契約書等を郵送する場合のほか、設備部門において他事業者との協議を行う場合、設備部門間での会議を行う場合等、真に必要と認められる場合に限定し、接続関連情報を居室外に持ち出すに当たって管理責任者の承認が必要とされていることを確認している。

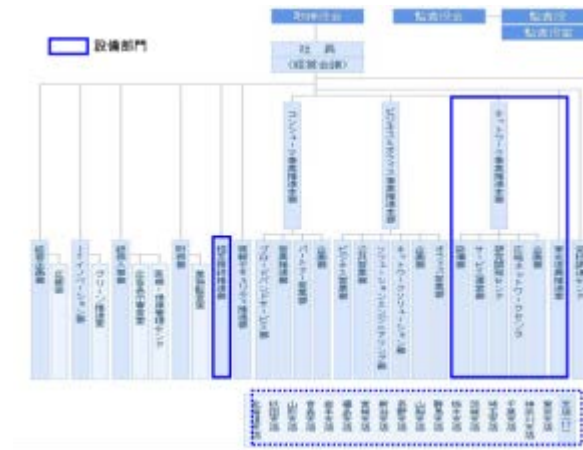
また、これらを含む接続関連情報の管理について、総務省は、設備部門による自主点検、NTT東西それぞれの「電気通信業務又はこれに付随する業務」を実施している当事者とは別の組織による書面及び実地による監査が実施されている等、接続関連情報を適正に管理するための一定の措置が講じられていることを確認している。

■ 事業法施行規則第22条の7第6号の規定

<p>び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したのとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納期については平均日数のみしか記載されておらず、異常値が検出された場合、平均値だけでは比較が困難な場合も想定される。 (標準偏差、最大値、最小値、中央値等の開示により、異常値の影響を排除することが可能と考えられる。) ・ 接続事業者が接続を実施する際は、通常「事前相談」、「事前照会」や「事前調査」も必要となることから、こうした事前手続も含めた形で、期間、内容、拒否件数等の比較を行わなければ、開通の同等性の検証はできない(「事前相談」等は、個別のケースに応じてその内容や回答までに要する期間が異なるが、カテゴリ毎に分別する等により、一定程度の検証性を持つものと考えられる。) ・ 別添10の加入ダークファイバ、DSL、電話等の比較において、NTT東西殿の申込日～回答日がすべて0日となっており、接続事業者との納期と差異が認められることから、利用システムや申請の手続、申請フォーマット等がNTT東西殿の利用部門と接続事業者で異なり、同等性が確保できていないおそれがある。 	<p>規程については、毎年度総務大臣に報告することとされており、総務省殿において検証可能となっていることや、主な内容を以下のとおり報告書に記載していることから、接続関連情報の取扱いについての措置の妥当性の判断は可能であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 設備部門の範囲 ii 接続関連情報の目的外利用の禁止等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社員等の目的外利用の禁止 ・ 目的外に他の組織の社員等への承認のない提供の禁止 ・ 委託先への不適正な接続関連情報の提供禁止及び委託先において不適正に流用されないよう指導すること ・ 社外他者への提供の禁止 iii 接続関連情報を管理するシステムの利用権限の制限、接続関連情報を入手した社員等及び入手日時等の保存 iv 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼職禁止 v 情報管理の体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備部門における接続関連情報の適正な管理の全社的統括管理責任者として「他事業者情報管理責任者」を置くこと ・ 組織ごとに当該組織の情報管理に責任を有する「情報管理責任者」をはじめ「他事業者情報適正利用監督者」「他事業者情報適正利用推進者」を置くこと vi 他事業者情報管理責任者の責務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備部門の居室と設備部門以外の部門の居室の分離 	<p>によりNTT東西が作成しているそれぞれの規程は、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報に該当するものであると認められることから、これらを公表することは適切ではない。</p> <p>なお、上述の規程については、総務省においてその内容を視認しており、接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするための一定の措置が講じられていることを確認している。</p> <p>おって、総務省は、NTT東西からの報告に記載されている上述の規程についての具体的な内容の全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。</p> <p>■ ただし、NTT東西において上述の措置が徹底されない場合には、接続関連情報の目的外利用が行われ、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。</p>
--	---	--

<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続関連情報の適正な利用に関する研修の実施 ・ 接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理 ・ 社員等の指導・監督及びその取扱い状況の点検 ・ 委託先の適切な指導に関する社員等への指導・監督 <p>vii 接続関連情報の抽出規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客情報システムにより、接続関連情報の承認のない抽出の禁止 <p>viii 是正措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続関連情報の取扱いについて、違反その他の問題を発見したときは、速やかに対処すること。 <p>(なお、接続業務の実施状況の監視に関する規程に基づき、監視部門にその事実及び対処等を速やかに報告のこと)</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、電気通信事業法施行規則第22条の7第1号に定める設備部門は、ネットワーク事業推進本部、相互接続推進部、東北復興推進室、及び、支店の設備部としています。別添資料に示す組織図のとおり、NTT東日本本社においては、それ以外にコンシューマ事業推進本部、ビジネス&オフィス事業推進本部、及び、その他12室部があり、これら設備部門以外の部門と設備部門は独立した組織となっています。また、支店においては、内部組織の基本構成は、</p>	
---	--	--

	<p>企画総務部、営業企画部、法人営業部、設備部となっており、設備部門である支店の設備部は設備部門以外の部門と独立した組織となっています（※）。</p> <p>上述した設備部門の組織については、従来「第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務」を実施していることから、改正電気通信事業法の施行に伴い組織の変更は実施しておらず、当該組織を設備部門として明確化したものです。</p> <p>当社は、実施計画（平成22年3月2日）に基づくとともに、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の徹底を図っております。</p> <p>また、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、設備部門から独立した監視部門が設備部門の体制、設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務の禁止、設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離等の管理の項目ごとの遵守状況について、当社監視部門が書面及び実地による確認等を実施し、問題ないことを確認しており、また、総務省においても報告書の内容を確認していることから、更なる措置は不要と考えます。</p> <p>（※）平成25年3月31日現在 別添資料「設備部門の組織」</p>	
--	--	--



各支店における設備部を設備部門としています。

「接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程」の内容は、禁止行為規定遵守措置等報告書の「2. 電気通信事業法第31条第5項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 二. 施行規則第22条の7第6号の規定により作成した規程」に記載しており、

- (1) 設備部門の範囲
- (2) 接続関連情報の目的外利用の禁止
- (3) 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼務禁止
- (4) 設備部門の体制
 - －設備部門における接続関連情報の適正な管理の責任者として「情報管理責任者」を置き、設備部門の長がこれをつとめること
 - －「情報管理責任者」を補佐する役割として「接続関連情報適正利用管理者」及び「接続関連情報適正利用補助者」を

	<p>設備部門を構成する組織ごとに置くこと</p> <p>(5) 情報管理責任者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> －設備部門の居室と設備部門以外の部門の居室の分離 －設備部門の業務に従事する全ての社員等に対して、本規程の遵守のために必要な研修の実施 －接続関連情報の管理の用に供するシステムの利用権限の管理、接続関連情報を入手した者を識別することができる情報及び入手日時等の保存 －承認のない接続関連情報の抽出禁止 －承認のない接続関連情報の持ち出し禁止 －接続関連情報の持ち出し管理 －委託契約における守秘義務等の規定や委託先における接続関連情報の取扱い状況の点検実施等、委託先の管理の実施 －接続関連情報の適正な取扱い状況の点検 －監視部門が行う書面若しくは実地による監視への協力 <p>(6) 同等性の確保</p> <p>(7) 規程違反時の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> －接続関連情報の取扱いについて、違反その他の問題を発見したときは、速やかに監視部門にその事実及び対処等を報告 <p>(8) 監視部門の責務等</p> <p>(9) 監視部門の勧告に基づく是正義務としています。</p>	
--	--	--

	<p>接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程には当社の業務ノウハウを含めた情報が含まれており、企業として経営上の秘密にあたること、また、本規程及び管理の内容は、毎年総務大臣に報告しており、総務省において検証を実施するとともに、その主な内容が公表され、外部から客観的な検証可能性が担保できる状況になっていることから、これを開示する必要はないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
意見48 社内体制関連に係る情報の公開、第三者による監査が不十分である。	再意見48	考え方48
<p>■ 社内体制関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できないことから公表すべき。 ・ 監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当性が不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。 ・ 監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り検査等も実施すべき。 ・ 接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができないことから、NDAを結ぶ等の措置を講じるなどして開示すべき。 	<p>■ 弊社共意見にて指摘させて頂いたとおり、禁止行為に関する規程や公正競争マニュアルは、実物のみならずその詳細な内容が公開されていません。従って、十分な研修内容になっているかの外部検証性を確保した上で、その内容等についても公表すべきと考えます。</p> <p>KDDI殿の意見に賛同します。そもそも機能分離は、監査部門自体の信頼性・中立性を担保することが困難であり、その妥当性が不透明であるため、独立性を担保した第三者による客観的な検証を行う仕組みが必要と考えます。</p> <p>昨年度と比較し、禁止行為規定遵守措置等報告書の公表範囲が一部拡大したことについては、公正競争確保に資するものであり、評価されるものの、今年度非公表となっている全てが経営情報にあたるものとは考えられないため、</p>	<p>■ 公正競争マニュアル、教育研修の内容及び接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程を公開すべきとの御意見については、考え方50中段のとおり。</p> <p>■ 監査部門はではない独立性を担保した第三者による監査をすべきとの御意見については、考え方47前段のとおり、他の組織から独立して置かれており、公正競争環境を確保するための措置を行っていることを確認しているところである。</p> <p>■ 支店長の設備部門以外の部門の兼務に関する御意見については、考え方50のとおり。</p>

<p>・支店長は設備部門と利用部門の兼任が可能となっているが、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、兼任は禁止すべき。 (KDDI)</p>	<p>可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。</p> <p>通常、支店長は特定地区において、その業務を一元的に管理・統括する立場にあります。KDDI 殿ご指摘のとおり、設備部門と利用部門における支店長の兼任は、それぞれの部門の目的を達成するため、接続業務に関して知り得た情報等について、目的外に利用する恐れがあるため、明確に禁止すべきです。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 支店等においては、設備部門の業務に加え、設備部門以外の部門の業務を実施しており、当該支店等の長は当該支店等の業務全般を統括する必要があります。なお、各支店等では、情報管理責任者の設置、設備部門と他の部門の間での兼務の禁止（支店長を除く）・居室の分離、研修の実施、システム利用権限の管理、接続関連情報の提供管理、委託先管理等の措置を講じていることから、公正競争上の問題はございません。</p> <p>点検・監査については、書面、実地の手法を組み合わせて実施しており、網羅性、客観性等に配慮した、公正競争条件の遵守状況のチェックに十分な内容となっております。</p> <p>監査については、第一種指定電気通信設備の設置・管理・運営の業務を行う組織や当社のサービスを販売する業務を行う組織等とは別であ</p>	
---	--	--

って、専ら監査業務を実施する専任の部署により実施しており、その客観性は担保されていることから、第三者による調査等新たな措置は必要ないと考えます。

(NTT西日本)

- 当社は、お客様利便の向上の観点から、本社とは別に支店等を設置しております。支店等では設備部門の業務だけでなく、設備部門以外の部門の業務も実施し、当該支店等の長は業務全般を統括しておりますが、禁止行為規定遵守措置等報告書に記載しているとおり、設備部門の設置、接続関連情報の目的外利用の禁止等、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じていないことから、更なる措置は不要と考えます。

禁止行為規定遵守措置等報告書に記載したとおり、監督対象子会社に関する監査については、それぞれの監督対象子会社の監査部門による監査、当社の監査部門（業務監査室）による監査の二つを実施しており、当社の「電気通信業務又はこれに付随する業務」に係る委託業務を実施している当事者以外の専ら業務監査を実施している組織により、監査を実施しています。

また、当該監査は、監査部門がリスク・マネジメントやガバナンスの有効性について評価する観点から監査対象や方法を定め、書面及び実地（立ち入り）による監査を行っていることから、公正競争を遵守する上で必要な監査体制は

	<p>確保されており、総務省においても当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、当社から毎年度報告する禁止行為規定遵守措置等報告書に基づき、引き続き厳格な検証を行っていくこととしており、更なる調査、検証及び措置は不要と考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
意見49 機能分離の方針について、改めて議論が必要。	再意見49	考え方49
<p>■ 機能分離は、ブロードバンドの普及とその利活用を促進するための手段であったはずですが。しかし、NGN上でのブロードバンド利活用は、前項にも示したように必ずしも順調には進んでおらず、以前の「ひかりの道」議論で得られた「機能分離」の方針も含めて、改めて議論が必要と考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p> <p>■ 具体的には、以下に列挙するような項目について、機能分離及び子会社監督の実施にあたって遵守すべき行為として具体的かつ詳細な項目・指標が規定されておらず十分な検証とは言えないため、総務省においては、NTT東・西に対して厳格な調査、検証を実施し、それらに基づく是正措置を着実に講じるべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ 上記の検証の結果や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容を踏まえて、現行の体制に課題があると認められた場合は、</p>	<p>■ NTT東西殿のアンバンドルのインセンティブを確保するためには、構造分離等についても視野に入れた上、議論を推進すべきです。</p> <p>(Zip Telecom)</p> <p>■ 左記の3社のご意見に賛同します。</p> <p>いずれも、競争事業者の目から見て、これまでの「機能分離」およびその検証過程が十分ではないとの指摘と考えます。また、以前の「光の道」の議論の際には、「機能分離」は目的ではなく、ブロードバンドの利活用を促進するための手段であったはずですが。その点から見ても、前項でも指摘したように、現状では最新のネットワークであるNGNを十分に利活用したサービスが提供されている環境にはなっていません。</p> <p>また、昨年度も競争事業者から同様の意見が出されていたにもかかわらず、状況はほとんど変わっておりません。したがって、現在の「機能分離」が当初の目的を果たせないのは明らかと考えます。ブロードバンドのさらなる利活用</p>	<p>■ 機能分離の方針については、ICT政策タスクフォースの取りまとめにおいて、サービス競争の促進の観点からは、資本分離や構造分離も考え得るが、株主への影響や実現のための時間やコスト、設備競争への影響等の観点を総合的に判断すると、NTT東西のボトルネック設備保有部門について速やかに機能分離を行うことが、現時点においては最も現実的かつ効果的であるとの考え方が示されたところである。</p> <p>その上で機能分離の有効性・適正性に関しては、平成23年の改正事業法施行後、同法第31条第3項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況について、同条第7項及び事業法施行規則第22条の8の規定によりこれまで二度にわたって報告を受け、総務省として確認を行っているところである。また、当該報告を公表することで、外部による検証可能性を担保しているところである。</p> <p>これらを踏まえつつ、2014年を目途と</p>

<p>同等性を図るための更なる措置（例えば、システムの物理的分離等）の実施を検討すべきと考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p>	<p>の促進を目指して、早急に新たな枠組みによる検討を開始すべきと考えます。</p> <p>（テレコムサービス協会）</p>	<p>して実施する「競争政策の見直し」において、公正競争環境が十分に確保されていないと認められる場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置についても検討を行うこととしているところである。</p>
<p>意見５０ 「禁止行為規定遵守措置等報告書」内の措置等により、NTT東西の接続関連情報等の取扱に係る問題は特段生じていない。</p>	<p>再意見５０</p>	<p>考え方５０</p>
<p>■ 【禁止行為規制等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成２３年１１月３０日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じています。また、総務省殿に報告した「禁止行為規定遵守措置等報告書」（平成２４年６月２９日）の措置内容については、総務省殿において検証を行い、禁止行為規制に抵触または潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていること、第一種指定電気通信設備を当社が自ら利用する場合と他事業者が利用する場合とで一定の同等性が確保されていることを検証いただいている上、昨年度の措置内容についても、検証いただいた措置と同等の措置内容を平成２５年６月２８日に報告しているところであり、公正競争上の問題は特段生じていないと考えております。 	<p>■ 社内体制関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できないことから公表すべき。 ・ 監査部門は、被監査部門からの独立性が不明であり、検証結果の妥当性が不明瞭であることから、第三者による監査を義務付けるべき。 ・ 監査にあたっては、実効性を担保するため、書面のみならず、立ち入り検査等も実施すべき。 ・ 接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができないことから、NDA を結ぶ等の措置を講じるなどして開示すべき。 ・ 支店長は設備部門と利用部門の兼任が可能と 	<p>■ 公正競争マニュアル、教育研修の内容や接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程について公表すべきとの御意見については、事業法第３１条第３項の規定の遵守のためにNTT東西が講じた措置及びその実施状況については、同条第７項及び事業法施行規則第２２条の８の規定により、昨年に引き続き、本年６月にNTT東西から総務大臣に対して、その具体的な内容が報告されており、総務省においては、報告された事項のうち、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報を除き、全てを公表しているところであり、これにより、NTT東西が講じた措置についての外部からの客観的な検証可能性を担保している。</p> <p>■ 公正競争マニュアル及び研修教材等の検証に関する御意見については、総務省におい</p>

<p>(略)</p> <p>(2) 接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。 ・ 接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。 ・ 接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。 ・ 当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、他事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(NTT西日本)</p>	<p>なっているが、事業法等の規制を潜脱する恐れがあることから、兼任は禁止すべき。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>て、NTT東西からの報告書に記載された事項を踏まえ、マニュアル及び研修教材等を視認しており、監督対象子会社等によって禁止行為等規制に抵触又は潜脱する行為が行われることを防止するための一定の措置が講じられていることを確認している。</p> <p>■ 監督対象子会社等に対する監査に関する御意見については、総務省において、NTT東西からの報告書や監査部門による監査結果等に基づき、監督対象子会社による事前確認及び自主点検が行われていること、監督対象子会社等及びNTT東西において、「電気通信業務又はこれに付随する業務」を受委託している当事者とは別の組織により書面、実地による監査が行われていることを確認しているところである。</p> <p>■ 支店長の設備部門以外の部門の兼務に関する御意見については、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する考え方（平成23年9月30日）において示しているとおり、NTT東西の事業規模に鑑みれば、利用者利便の向上といった観点から、本店の他に支店等を設置することが一般的であると想定され、これらの支店等において、当該支店当の業務全般を統括することの必要性から、支店等の長を置くことは合理的であると考えられる。</p> <p>当該支店等においては、設備部門の業務に加え、設備部門以外の部門の業務、例えば総</p>
---	---	--

		<p>務等の共通業務や役務の提供業務も行われることが想定され、このような場合には、当該支店等の長は、これらの職務を兼ねることとなるが、機能分離を確保するための措置が講じられていることから、このような支店等の長に対して職務を兼ねることを禁じるまでの必要はないものと考えられる。</p> <p>なお、職務を兼ねることを禁ずる規程の適用除外とする者は、支店等につきその長1名に限定し、支店等についても商業登記簿に登録した支店とそれらを統括する事業部に限定していることから、無限定にその対象が拡大することはないと考えられる。</p> <p>■ ただし、NTT東西において上述の措置が徹底されない場合には、接続関連情報の目的外利用が行われ、公正競争環境を阻害するおそれがあることから、当該措置の徹底について、その状況を注視していくとともに、NTT東西から総務大臣に毎年度報告される内容等に基づき、引き続き厳格な検証を行っていく。</p>
--	--	---

2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1) 検証の対象

意見	再意見	考え方
意見51 今後の市場環境の変化やNTTグループの業務集約化を見据え、公正競争要件を見直すべき。	再意見51	考え方51
■ 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の見直し	■ 禁止行為や累次の公正競争要件等NTTグループにおける規制の遵守状況の検証の項目にお	■ 考え方2及び考え方30のとおり。

NTTグループについては、①公社時代から線路敷設基盤等のボトルネック設備、及び加入電話の顧客基盤（約2,800万契約）を継承しており、なおかつ、②F T T Hの市場シェア72.5%、O A B J光 I P電話の市場シェア62.2%、携帯電話の市場シェア43.6%（※2）とE UのS M P規制における市場支配的地位の判断基準（市場シェア40%又は50%）に照らし合わせても、固定・モバイル双方の市場で支配的な地位にあることを踏まえれば、グループ各社の排他的な事業連携により、依然として、競争事業者が追随出来ない巨大な市場支配力が行使されることが懸念されるところです。

そのような中、これまで、公正競争レビュー制度、及び競争セーフカード制度の意見書では、「県域等子会社におけるNTTドコモ殿商品の販売」、「ドコモショップにおけるフレッツ商品販売」、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」等の事例により、NTTグループの組織や業務形態のリストラクチャリング等に伴う、NTTグループに係る累次の公正競争要件の実効性についての課題提起がなされてきております。

これら課題の根本的な問題については、1999年のNTT再編成当時においては、NTTグループが「設備の保守・運用」や、「販売業務」や「料金収納」といった通信の周辺業務を子会社化し、上記事例のように、事業会社が子会社や業務委託先等を通して、営業連携や業務集約化が行われることを想定していなかったと

いて、NTTファイナンスによるNTTグループ各社の統合請求等NTT東西とNTTドコモが直接又は第三社を介して間接的に連携しているという事例や、「フレッツ・テレビ」の広告表示に関し、あたかもNTT東西が提供しているかのように誤認させる広告宣伝が未だに行われている事例等、公正競争上問題があると思われる行為が今回の意見募集において各社から指摘されています。

NTTグループは、固定通信分野、モバイル分野の両市場において非常に高い市場シェアを有し、圧倒的な市場支配力を保持し続けており、現在においてもその状況に変わりはないと認識しています。

こうした状況の中、NTTファイナンスによる統合請求の事例のように、市場支配力を有するNTTグループ各社同士が直接又は間接的に連携すると、積み重ねてきた公正な競争環境を歪める虞があります。

ケーブルテレビ事業者は、各地域において情報通信のみならず医療、福祉、安全・安心、教育、防災など、地域に根差した多種多様なサービスを提供することで地域の発展に貢献し、また今後もより一層の研鑽を重ねていく所存ですが、このままでは利用者の負託に応えるべく健全な事業運営に支障をきたしかねません。

そのため、固定通信分野、モバイル分野の両市場における圧倒的な市場支配力を利用した不適切な事業運営や、法の趣旨を逸脱したグループ連携等が行われないよう、現行の禁止行為規制を厳格に運用すべきと考えます。

<p>ことが挙げられると考えます。</p> <p>従って、来年度実施される包括的検証の場では、今後の市場環境の変化やNTTグループの業務集約化を見据えた検証を行い、公正競争要件が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等（非電気通信事業者を含む）に拡大するといった見直しを行うことが必要と考えます。（※2）電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成24年度第4四半期（3月末））</p> <p>（イー・アクセス）</p>	<p>（日本ケーブルテレビ連盟）</p> <p>■ イー・アクセス殿の意見に賛同します。NTTグループは上述のNTTグループ統合請求等を始めとし、今後もお客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合による更なるグループ再統合の動きを加速させる事態が想定されます。NTTグループ各社は、NTT東西殿、NTTドコモ殿を始め、情報通信市場だけでなく、その他関連市場において強い市場支配力を有していることから、こうした強大な事業者同士での業務集約、その他連携等を想定した上で、競争ルール全体の見直しについても検討を行うべきであると考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>■ 情報通信市場においては、急速な技術革新を背景に新たなサービスやビジネスモデルが次々と創造されており、電気通信事業者は固定とモバイル、コンテンツやアプリケーションを組み合わせることで消費者のニーズに対応しています。加えて国内外の端末ベンダやOTTプレイヤーによる多様なデバイス、サービス提供を通じてグローバルレベルの激しい競争によって市場は活性化しています。</p> <p>また、このような競争環境の中で、消費者利便の向上や経営効率化施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広</p>	
---	---	--

い提携・協業が不可欠となっています。

このように、国内のみならずグローバルに変化の激しい市場において、事業者のたゆまぬ創意工夫や経営改革意欲を損なわないよう、公正競争の確保についても電話時代のボトルネック設備を前提とした事前規制から市場環境を的確に反映した事後規制に見直していく必要があると考えます。

特定関係事業者制度については、NTT東西に対し、他の電気通信事業者から業務の受託等をする場合、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いを原則禁止するなど、極めて厳しい事前規制であることから、その運用は抑制的であるべきです。NTT東西の正当な事業活動としての創意工夫や改善努力を萎縮させ、結果としてお客様の利便を損なうことのないように、NTTグループ企業であるということ以外に明確な理由もなく、特定関係事業者制度の指定対象を拡大すべきではないと考えます。

また、前述のとおり、NTTグループのみならず他の電気通信事業者においても、お客様利便の向上や経営効率化の観点から様々な業務のアウトソーシング等を推進している状況を踏まえると、NTT東西及びNTTドコモとの取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性を著しく低下させ、本来正当な事業活動まで支障をきたし、結果としてお客様利便が大きく損なわれることのないようにすることが必要不可欠と考えます。

今後実施される包括的な検証にあたっては、電話時代の競争を前提とした既存制度について、こうした市場変化や消費者の嗜好変化を的確に把握した上で、ネットワークレイヤのみならず端末やコンテンツ、アプリケーションレイヤまで含めた総合的な情報通信政策の見直しが必要であると考えます。

とりわけ、他事業者がサービス提供を通じて既に実現しているお客様利便について、指定電気通信設備制度における禁止行為規制により、NTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきと考えます。

広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受できる政策こそが今後の情報通信産業の発展の礎であり、我が国の産業競争力強化に資するものと考えます。

(NTT持株)

■ 先般の当社意見で述べた通り、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移动通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでおり、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越え、個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、従来のようにサービスを提供する通信事業者がNTT1社

しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。

こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるとすれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションによって

新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。

その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 「公正競争要件が有効に機能するよう、各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用範囲をグループ会社や業務委託先子会社等（非電気通信事業者を含む）に拡大するといった見直しを行うことが必要」とのご意見については、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、更に、改正事業法による更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。

そもそも、

① IP・ブロードバンドの時代においては、他事業者は、独自のIP通信網を構築し、アク

	<p>セス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、</p> <p>②NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実といったお客様利便の向上を阻害すること、</p> <p>からすれば、現行の禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。</p> <p>したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、少なくとも実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見52 NTTファイナンスを通じた料金業務統合により不適切な共同営業行為等がなされることがないように、適時適切に措置すべき。</p>	<p>再意見52</p>	<p>考え方52</p>

■ ①NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合

NTTファイナンス殿を通じたNTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合は、指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の公正競争要件に関する各種規制を形式的にはクリアしつつも、自らの論理によってグループ連携を進めていることが根本的な問題であり、市場におけるNTTシェアの高止まりの主因でもあります。このことは、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編の趣旨を逸脱して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図るものです。

真に公正競争環境を確保するためには、NTTグループにおける事業運営上の全ての行為に対して適切かつ抜けのない規制をかけることが必要であり、総務省殿においては、平成26年の包括的な検証を待つことなく、不適切な共同営業行為等がなされることがないように、適時適切に措置いただくことが必要です。

その中で、平成25年7月8日付のNTT東西殿から総務省への報告「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告について」等が総務省殿のホームページに公開されていますが、総務省殿において分析・検証がなされた形跡はありません。NTTグループ各社の料金の請求・回収業務の統合については、総務省殿における判断基準・検証方法の妥当性についての外部検証性の確保は極めて重要であることから、NTTグループ各社からの毎年度の

■ 料金業務の見直しは、当社の通信サービス料金の請求・回収を効率的に実施するために、あくまで現行制度の枠内で業務運営体制を見直したものです。公正競争にも十分配慮して実施しており、本見直しから一年が経過しておりますが、特段の問題は生じていないと認識しております。

また昨年3月、総務省から規制等の趣旨を確保する観点から講ずべき措置を要請されたことを踏まえ、措置状況を報告しておりますが、総務省の検証の結果においても、特段の問題は生じていないものと認識しております。

寧ろ、講じた措置の総務省報告は稼働等において事業者に過度の負担を強いるものであることから、一定程度問題が生じていないようであれば、見直すべきと考えます。

(NTTドコモ)

■ NTTファイナンスにおける通信サービス等料金の請求・回収業務に関しては、あくまで、お客さま利便の向上と通信サービス料金の請求、回収業務の効率化を目的として、業務運営体制を見直すものであり、総務省からの要請内容も踏まえて、必要な措置を講じた上で、適切に業務運営を実施しております。

(NTTコミュニケーションズ)

■ 総務省殿においては、競争事業者との同等性や市場環境への影響等の観点や現行規制の趣旨に照らし、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること

■ NTTグループの電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンスに移管することについては、平成24年3月23日付けで、NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモ（以下「各事業会社」という。）並びにNTTファイナンスに対し、NTT法によりNTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、又はNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請した。

総務省は、昨年度に引き続き本年6月に各事業会社から当該要請に基づく報告を受け、上述の要請の趣旨を満たす措置が講じられているか否かの観点から、報告書の精査や、NTT持株や各事業会社等へのヒアリングを通じ、報告内容の妥当性等について確認した。

これらの結果、上述の要請の趣旨を満たすための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められないが、各社において、これらの措置が徹底されない場合、上述の規制等の趣旨に抵触又は潜脱するおそれがあるため、当分の間、当該措置の徹底について、その状況を引き続き注視することとする。

報告内容の公表に留まらず、NTTグループの措置が永続的に有効であるかどうか継続的に監督いただいた上で、その状況については、審議会・競争政策委員会等を通じて定期的に議論いただくことを要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

■ <NTT東・西とドコモとの直接的な連携又は第三者を介してのグループ連携>

NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務をNTTファイナンスへ移管することに関しては、2012年3月23日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要と考えます。本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のあるNTTグループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。NTTファイナンスの事例は、請求業務を第三者のグループ会社に一本化することによる排他的な連携の一類型であり、今後もこのような第三者を介した排他的なグループ連携が行われる可能性があります。さらに、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の

等に関して講ずる措置の報告」について公開を行う等、十分な外部検証性を確保すべきです。ただし、本施策の根本的な問題は、NTTグループの業務・機能レベルでの連携強化が推進している点であり、また今後も、NTTグループが「ヒト・モノ・カネ・情報」という経営資源を統合させ、組織の再統合・独占回帰をなし崩し的に加速させるおそれがあります。後述のとおり、NTT再編の趣旨を逸脱し、公正競争環境が歪められることのないよう、来年を目処に実施される予定の包括的な検証において、厳格な検証及び適時適切な措置を講じるべきであると考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

■ 情報通信市場においては、急速な技術革新を背景に新たなサービスやビジネスモデルが次々と創造されており、電気通信事業者は固定とモバイル、コンテンツやアプリケーションを組み合わせさせて消費者のニーズに対応しています。加えて国内外の端末ベンダやOTTプレイヤーによる多様なデバイス、サービス提供を通じてグローバルレベルの激しい競争によって市場は活性化しています。

また、このような競争環境の中で、消費者利便の向上や経営効率化施策については、我が国のあらゆる産業分野と同様、もはや一企業だけの力で実現できるものではなく、子会社・関連会社を含む多数のビジネスパートナーとの幅広い提携・協業が不可欠となっています。

なお、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、公正競争レビュー制度の検証結果により得られた知見等を活用しつつ検討を行い、既存の市場構造や考え方を前提とした競争ルールに制度的な課題が認められる場合には、必要に応じ、NTT等に係る累次の公正要件等を含む競争ルールの見直し等についても検討することとする。

■ 総務省における分析・検証結果を公開すべきとの御意見については、総務省において、各事業会社からの報告内容について、毎年度インターネット上に公表するとともに、平成24年8月には、情報通信審議会電気通信事業政策部会ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会の議題の1つとして取り上げられ、総務省より、要請の内容のほか、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果に関し、上述の確認内容について説明を行い、その妥当性等について同委員会で討議が行われたところである。

今後も引き続き、各事業会社からの報告内容について、総務省において公表していくが、各社に要請した措置が徹底されない場合等には、必要に応じて、改めて公の場において検証を行うことが必要と考えられる。

排他的な連携の可能性もあることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、潜脱の恐れを回避するための措置を予め講じるべきです。

(KDDI)

■ (イ) NTTグループ統合請求

昨年度より、NTTグループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策の問題点は、NTTグループの延べ1億3千万人に上るユーザ、合わせて8兆円を超える料金債権がNTTファイナンス殿へと集約されることであり、また、NTT持株 殿の元に「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が統合され、NTTグループの組織の再統合・独占回帰をより加速させることにあると考えます。

総務省殿においては、「NTT東西に課されているユニバーサルサービス確保の責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ、またはNTTファイナンスに講じさせるとともに、講じた措置の内容について毎年度報告することを要請」しており、NTTグループの組織の再統合・独占回帰に係る懸念は払拭しきれないものの、公正競争環境は一定程度確保されたものと考えます。当該要請に基づき講じた措置の報告については公開し、総務省殿は、競争事業者も同等のサービ

このように、国内のみならずグローバルに変化の激しい市場において、事業者のたゆまぬ創意工夫や経営改革意欲を損なわないよう、公正競争の確保についても電話時代のボトルネック設備を前提とした事前規制から市場環境を的確に反映した事後規制に見直していく必要があると考えます。

特定関係事業者制度については、NTT東西に対し、他の電気通信事業者から業務の受託等をする場合、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いを原則禁止するなど、極めて厳しい事前規制であることから、その運用は抑制的であるべきです。NTT東西の正当な事業活動としての創意工夫や改善努力を萎縮させ、結果としてお客様の利便を損なうことのないように、NTTグループ企業であるということ以外に明確な理由もなく、特定関係事業者制度の指定対象を拡大すべきではないと考えます。

また、前述のとおり、NTTグループのみならず他の電気通信事業者においても、お客様利便の向上や経営効率化の観点から様々な業務のアウトソーシング等を推進している状況を踏まえると、NTT東西及びNTTドコモとの取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性を著しく低下させ、本来正当な事業活動まで支障をきたし、結果としてお客様利便が大きく損なわれることのないようにすることが必要不可欠と考えます。

今後実施される包括的な検証にあたっては、

<p>すが実施できるようになっているか、また不当な競争環境が惹起されていないか等の視点から、十分に報告を検証すべきです。なお、総務省殿の検証については、判断基準・検証方法も公開することで、外部検証性を確保すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ また、NTTグループの排他的な連携については、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」のように、禁止行為規制や特定関係事業者の適用対象外である子会社を通じて、業務の集約化を進める事例も存在し、今後も新たな施策が行われる可能性があります。</p> <p>これら事例についても、公正競争の担保が必要であることから、NTTグループが新たな業務集約化等を行う場合は、その実施が既成事実化する以前に、実施の適否について議論すると共に、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」の際の2012年3月23日付の総務省殿要請事項のように、禁止行為規制や特定関係事業者制度等の公正競争要件の趣旨を担保する措置(役員兼任・在籍出向の禁止、情報の目的外利用防止に必要なファイアウォール措置等)を予め整理しておく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>電話時代の競争を前提とした既存制度について、こうした市場変化や消費者の嗜好変化を的確に把握した上で、ネットワークレイヤのみならず端末やコンテンツ、アプリケーションレイヤまで含めた総合的な情報通信政策の見直しが必要であると考えます。</p> <p>とりわけ、他事業者がサービス提供を通じて既に実現しているお客様利便について、指定電気通信設備制度における禁止行為規制により、NTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきと考えます。</p> <p>広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受できる政策こそが今後の情報通信産業の発展の礎であり、我が国の産業競争力強化に資するものと考えます。</p> <p>(NTT持株)</p> <p>■ NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモの電気通信役務の料金請求に係る業務をNTTファイナンスへ移管することに関しては、2012年3月23日に総務省より上記事業者に対して消費者保護ルール、料金規制や行為規制等の趣旨を確保するよう要請措置が出されているとおり、条件を付した内容について公正競争上問題がないか引き続き厳格な検証を行うことが必要です。本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のあるNTTグループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行</p>	
--	---	--

っていくべきです。
(KDDI)

- 本施策については、現行制度の枠内で、お客様利便の向上と通信サービス料金の請求・回収業務の効率化を目的として業務運営体制を見直したものであり、実施自体問題ないと考えます。

また、当社は総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、本年7月に総務省殿に対し報告した措置の内容をひきつづき徹底し、公正競争の確保について、厳正に対処していく考えであることから 更なる検証は不要と考えます。

(NTT西日本)

- 当社は総務省からの「貴社が提供する電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について（要請）」（総基事第32号 平成24年3月23日）を受け、必要な措置を報告し、これに従って適切な業務運営を行っているとともに、その状況は総務省に毎年度報告し、その報告書は公表されております。

また、総務省は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見及びその考え方」において、当社からの報

告について、総務省の考え方を示しており、平成24年度については、報告書の精査や、NTT持株や各事業会社等へのヒアリング（執務室及び顧客管理システム端末等の視認を含む。）を通じ、料金業務のNTTファイナンスへの移管（同年7月1日）までに、報告内容の妥当性等について確認し、直ちに追加の措置が必要とは認められないとしており、更なる措置は不要と考えます。

（NTT東日本）

■ KDDI 殿、ソフトバンク殿ご意見の通り、「NTTファイナンスへの料金業務の集約」や「県域等子会社でのドコモ携帯電話販売」といった事例は、排他的なグループ共同営業、業務集約化であり、本来は禁止行為に該当する事例が、潜脱的に実施されているものと考えます。今後も、新たなグループ共同営業、業務集約化施策の実施が想定されることを踏まえ、禁止行為規制を実効的に機能させるためには、例えば、現状本制度の検証結果で「注視事項」とされている事例等に関し、抵触基準（共同ガイドライン等）の更なる明確化を図ると共に、指定対象の見直し（県域等子会社や業務委託先等を指定対象に追加等）を行うことが必要と考えます

「NTTファイナンスへの料金業務の集約」については、NTTグループ各社が制度上の整理が不透明なまま利用者周知等の準備を進め、施策の実施が既成事実化したことが問題であり、今後も同様に、NTTグループ各社がなし崩し的に業務統合や、共同営業を実現すること

	<p>により、各社が指摘する通り、事実上のNTTグループの再統合を招くことが懸念されます。</p> <p>今後も、新たなグループ共同営業、業務集約化施策の実施が想定されることを踏まえ、移動分離要件、NTT再編成等の累次の公正競争要件の実効性が担保されるよう見直すことが必要であり、包括的検証においては、将来的な市場環境の変化やNTTグループの業務形態を見据えた検証を行い（例えば、今後想定される業務統合、営業連携の洗い出しを行うなど）、その上で各種公正競争要件の抵触基準の明確化や、適用対象の見直し（子会社や業務委託先等の追加）を実施する必要があると考えます。</p> <p>（イー・アクセス）</p>	
<p>意見53 料金業務のNTTファイナンスへの業務移管に係る公正競争上の問題は特段生じていない。</p>	<p>再意見53</p>	<p>考え方53</p>
<p>■ また、料金業務のNTTファイナンスへの業務移管に関しては、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずべき措置について(要請)」(総基事第32号 平成24年3月23日)に基づき、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告」(平成24年6月8日)にて総務省殿に報告し、要請の趣旨を満たすための措置が講じられていることを確認していただいております。さらに、昨年度の措置内容を平成25年7月8日に報告しているところです。</p>	<p>■ 総務省殿においては、競争事業者との同等性や市場環境への影響等の観点や現行規制の趣旨に照らし、「電気通信役務の料金等に係る業務をNTTファイナンス株式会社へ移管すること等に関して講ずる措置の報告」について公開を行う等、十分な外部検証性を確保すべきです。ただし、本施策の根本的な問題は、NTTグループの業務・機能レベルでの連携強化が推進している点であり、また今後も、NTTグループが「ヒト・モノ・カネ・情報」という経営資源を統合させ、組織の再統合・独占回帰をなし崩し的に加速させるおそれがあります。後述のとおり、NTT再編の趣旨を逸脱し、公正競争環</p>	<p>■ 考え方52のとおり。</p>

<p>上述の通り、公正競争上の問題は特段生じていないと考えていることから、これ以上の規制強化は必要ないと考えております。 (NTT西日本)</p>	<p>境が歪められることのないよう、来年を目処に実施される予定の包括的な検証において、厳格な検証及び適時適切な措置を講じるべきであると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見54 販売代理店等において、加入者情報や接続関連情報の流用の疑念が拭いきれないほか、他事業者のサービスに関して誤認を招く不適切な営業活動が行われているため、NTT東西による販売代理店等の管理監督の徹底等が必要。</p>	<p>再意見54</p>	<p>考え方54</p>
<p>■ ②NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動 NTT西日本殿の販売代理店等における不適切な営業活動については、従来から指摘を重ねていますが、NTTグループ体となった共同営業行為や、NTTブランドによる優越的地位を乱用した営業活動がいまだに散見されます。 例えば、NTT西日本殿のフレッツ光サービスの提供料金に関して、同社のテレビCMでは、フレッツ光の単体の料金を大きく訴求し、「プロバイダとの契約・料金が必要」等の説明は、小さく表記するに留まっております。同様に、フレッツ光の訪問販売員から、「ケイ・オプティコムのお光より安い」と説明される中で、ISP料金が含まれていないフレッツ光の単体の料金を提示されるといった事例も見受けられます。 また、Google上で弊社ブランドの「e</p>	<p>■ NTT西日本殿においては、「NTT西日本のサービスを以前ご利用いただいていたお客さまに、特別なご案内です。」という書き出しで始まる営業用パンフレット（別添資料、参照）を送付している、という状況がございます。固定通信のドミナント事業者が、過去の契約情報を活用したこのような営業活動を行う事は、「独占的な立場で得た実績を利用した不適切な営業行為」であり、著しく公正競争を阻害していると考えます。 また、NTTの代理店を名乗る悪質な業者などがあり、利用者が意図しない内容で契約締結に至った上、解約を拒否される（実質的には高い解約金を請求される）という話を耳にします。その他、他の電気通信事業者の代理店を名乗る業者においても悪質な営業を繰り返している例も把握しております。 残念ながら、これまでのスキームによる再三</p>	<p>■ 一種指定事業者であるNTT東西は、事業法第30条第3項第1号の規定により、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること」が禁止されている。 また、NTT東西が活用業務を営むに当たっては、「NTT東西の活用業務に関する『地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内』についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「活用業務ガイドライン」という。）に基づき、営業面でのファイアウォールを確保することを求めており、例えば、加入電話やINS64といった独占的業務において獲得した顧客情報について、</p>

「e o 光」を検索すると、NTT東西殿の販売代理店によるリスティング広告を用いて、「e o より、お得な光ネット回線」との表記で当該販売代理店のホームページに誘導するケースも見受けられます。なお、そのホームページ上では、料金比較をはじめ、弊社「e o 光」に関する記載はありません。

これらのことは、利用者に提供料金を誤認させるのみでなく、公正な競争環境を歪めるものと考えます。

- NTT西日本殿「フレッツ光」に関するテレビCMの一例（2013年7月22日時点）



フレッツ光の単体料金を大きく訴求するとともに、「プロバイダとの契約・料金が必要」の語は小さい表記に留まるため、利用者に誤認を与えかねない

- Google上での弊社ブランド「e o 光」の検索結果と、当該リンク先ホームページの抜粋（2013年7月22日時点）

のレビューにも関わらず、こうした不適切な事例が繰り返し発生している事から、今後は、これまでとは違った枠組み（例えば、公正取引委員会や消費者庁に積極的に関与いただくなど）を構築し、抜本的な解決を図る必要があると考えます。

（アットアイ）

- DSL事業者協議会殿が指摘している営業活動が事実だった場合、事業法第30条第3項第1号「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報」を目的外利用した営業活動であることから、総務省殿は、覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態調査・検証を行うべきと考えます。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

- 広告・CM等については、提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないように努めております。また、本社に設置した広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであります。

インターネット接続サービスについて、お客様からお問合せがあった場合にご説明することがありますが、これはお客様の利便性確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。当社がNTTぷらら殿の販売業務を受託する場合の取引条件等に関して、NTTぷらら殿等のNTTグループ各

相当な理由がある場合を除き、これを活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずることが必要であるとしているところである。

この点、NTT東西によれば、販売代働奨説明上の禁止事項等について契約書に規定するとともに、営業マニュアルを策定の上、適正な営業活動に関して指導徹底をするともに、利用者から苦情があった場合、改善に鶴向けた個別指導を実施し、改善が見られない場合や悪質な営業活動の再発があった場合等については、契約書等に基づき罰則を適用する等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。

総務省においても、NTT東西が販売代理店との間で締結する契約書等に関し、利用者に対する正確な社名等の伝達の義務付け、事実と異なる説明の禁止、取次業務を通じて知り得た顧客情報の目的外利用の禁止、違反行為があった場合の措置を規定していること、NTT東西において販売代理店に対して営業に関する研修・指導を実施していること等について確認をしている。

以上により、NTT東西において販売代理店等における加入者情報及び接続関連情報の流用並びに不適切な営業活動を防止するための一定の措置が講じられており、直ちに追加の措置が必要とは認められないが、上述の措置が徹底されない場合には、加入電話等の加



また、上記以外に、次のような事例も見受けられます。

- ・お客様がNTT西日本殿の電話窓口において、NTTグループ内のISP（NTTぷらら殿）の提案を受ける
- ・訪問販売員から、「eo光は工事の時に必ず穴をあけるが、NTTでは電話配管を使うので綺麗に工事ができる」と説明を受ける

以上のことから、総務省殿においては、NTT西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に管理監督いただくことに加え、総務省殿主導による厳格な調査・検証を実施するべきと考えます。また、NTT西日本殿が販売代理店等を十分管理監督しているか疑問のあるところであり、不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本殿による販売代理店等の管理監督の徹底を強く要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

■ 昨年度の「ブロードバンド普及促進のための

社に比して、他の電気通信事業者に不利な取扱いを行っておらず、公正競争上問題ないものと考えます。

また、当社は、販売代理店に対して、事実と異なる説明の禁止等、勧奨説明上の禁止事項等について契約書に規定するとともに、営業マニュアル等を用いて指導徹底しており、お客様からの苦情の相談があった場合、改善に向けた個別指導を実施し、改善が見られない場合や悪質な営業活動の再発があった場合等については、契約書等に基づき罰則を適用する等、販売代理店の適正な営業活動について厳格な対応を実施しております。

なお、広告表現としてお客様に誤認を与える事案が発見された場合、速やかに是正措置を講じる等、代理店指導を実施しております。

当社では営業マニュアルを制定し、代理店名の適正な名乗りや、サービス内容や料金についての正確なご説明を義務付けるとともに、光回線への切り替えが必須であるかのようなお客様誤認を招く営業トークを禁じるなどのルールを定めています。また同マニュアルを活用した研修等を通じて、適正な営業活動に関して指導徹底するとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設けるなど、販売代理店の適正な営業活動について厳格な対応を既に行っていることから、指摘されているような措置は必要無いと考えます。従来に引き続き、販売代理店の適正な営業活動に関して指導徹底いたします。

(NTT西日本)

入者情報や接続関連情報の流用等が行われ、公正競争確保等に支障を来すおそれもあることから、当該措置の徹底について、必要に応じ、実態調査等を行うことで、その状況を引き続き注視していくこととする。

- なお、契約解除などの罰則を課される等の悪質な代理店が、他の大手代理店の傘下へ移動して、不適切な勧誘・販売が継続される可能性があることから、NTT東西の代理店のみならず、電気通信サービス業界全体として、代理店状況の把握と指導の徹底のための取組を推進することが必要であり、総務省としても、その状況を引き続き注視していくこととする。当該取組においては、電気通信事業者及び代理店間で横断的に情報共有ができる場として、代理店連絡会等を設置し、営業活動に関する自主基準の遵守の徹底等の取組をするとともに、悪質な代理店への対処に係るルール作り等を行っていくことが強く望まれる。

<p>公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」において当協会から指摘させていただいたNTTの工事会社と名乗る会社(東日本エリア)から「近日NTTのメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」という虚偽の説明により営業を行なっている事例については、「営業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底をするとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施している」との報告をいただいておりますが、今年度も同じ虚偽説明と思われる事例がありました。適正な営業活動に関する指導の更なる徹底をお願いするとともに、実施状況の報告など、第三者が検証できる対応を行う必要があると考えます。</p> <p>(DSL協議会)</p>	<p>■ 当社との契約に基づき活動している販売代理店については、適正な営業活動について、営業マニュアル等を用いて指導徹底する等、厳格な対応を既に実施しており公正競争上の問題は生じていないと考えております。</p> <p>当社としては、今後とも営業活動の適正化に努めていく考えです。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ DSL事業者協議会殿が指摘する事例が事実である場合、明らかに第一種指定制度の対象であるNTT東殿による反競争的な行為であると考えます。</p> <p>特に、NTT東殿が上述のような反競争的行為により、接続事業者のDSLユーザを自社のFTTHへ乗せ替えることを進めることは、DSL事業者にとって、今後の経営に多大な影響を及ぼすと共に独占回帰をもたらすため、極めて問題視すべき事例と考えます。</p> <p>従って、総務省殿は本事象について、NTT東殿の報告内容の検証に留まらず、徹底的に実態調査を行い、事実である場合には厳格な改善措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見55 活用業務制度は、NTT再編成の趣旨をないがしろにするものであることから、廃止すべき。</p>	<p>再意見55</p>	<p>考え方55</p>
<p>■ ③「活用業務制度」の是非 ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に</p>	<p>■ KDDI殿及びソフトバンク各社殿に賛同します。優先制御等機能アンバンドルが開放され</p>	<p>■ NTT再編成の趣旨は、独占的な地域通信部門と競争的な長距離通信部門を独立の会社</p>

対する活用業務制度は、NTT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、本来、同制度については即刻廃止すべきと考えます。

特に、届出制への移行後は、全国サービスであるNTT東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT東西殿によるなし崩しの業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについてより一層の透明性・客観性の確保が求められます。

よって、総務省殿における検証については、サービス開始時やNTT東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降永続的に実施いただくことが重要であるのと同時に、当該検証結果については、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論いただくことを要望いたします。

活用業務について現行の届出制を進めていくにあたっては、過去の個別の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を永続的に検証し、その状況によってはさらなる措置の実施を指導することが必要です。

(ケイ・オプティコム)

■ <活用業務>

本来、活用業務制度は、事実上独占となっているNTT東・西の地域網のオープン化を徹底させるための措置をNTT東・西に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競

ていない段階で、NTT東・西殿が移動体事業やISP事業といった事業領域拡大は、公正競争を更に歪める結果を招きます。

(Zip Telecom)

■ NTT東西殿による活用業務は、競争事業者の事業計画や競争状況に多大な影響を与えるものであると認識しています。NTT東西殿は、本来の業務範囲を大きく超えた事業領域へ進出しており、例えば、同制度を利用したFTHサービスやNGNサービスが主要業務にまでなっている状況です。ボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、その制度自体の見直しを開始すべきです。

また、KDDI殿及びケイ・オプティコム殿が述べているとおり、平成23年11月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律が施行され、NTT東西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和されたことにより、NTTドコモ東西殿によるなし崩しの業務範囲拡大が加速しています。これら認可・届出された活用業務について、改めて、公の場において公正競争上問題となっていないか検証を行うべきであると考えます。

なお、NTT東西殿による移動体通信事業、ISP事業への参入は、そもそもNTTドコモ再編の趣旨を没却するものであり、固定電話市場における市場支配力のレバレッジ等を考慮すると、到底認められるものではないため、「N

とし、独占的な地域通信部門の市場支配力の濫用を防止し、もって公正競争の一層の促進を図るものである。一方、活用業務は、NTT法第2条第5項の規定により、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り営むことができるとされており、総務省において、個々の活用業務に係る届出ごとに当該業務が上述の範囲内で営まれることについて確認していることから、御指摘のNTT再編の趣旨をないがしろにするものではない。

■ 活用業務に係る公正競争上の課題に関する外部検証性を確保すべきとの御意見については、NTT法施行規則第2条の3の規定により、活用業務の届出を受理した場合は、速やかに、当該届出書に記載された事項を公表するとともに、活用業務の開始の日までに、届出のあった活用業務の内容について活用業務ガイドラインに沿って確認し、当該確認の内容についても公表している。

これらに基づき、競争事業者等は、NTT法第2条第5項に規定にする範囲内で営まれることとなるか否かの指摘や具体的事例の提示を行うことが可能であり、また、総務省においては、毎年度、活用業務に係る実施状況等の報告を受けるとともに当該報告の内容について、NTT東西のホームページ上において公開させていることから、外部検証性は確保されている。

争を確実に進展させることが、制度導入の条件となっており、その前提として、「お客様利便性の向上」及び「公正な競争確保」のバランスが図られることが必要とされています。しかし、NTT東・西が固定通信市場において圧倒的なシェアを維持している現状に鑑みれば、公正な競争環境が確保されているとは言えません。

さらに、2011年11月にNTT東・西における活用業務制度が認可制から届出制へ規制緩和されたことによって、活用業務提供の自由度は増し、制度改定後1年半でNTT東・西で計8件の届出がなされ、今後も活用業務としてサービスを開始することを繰り返すことで、事業領域を着々と拡大する恐れがあります。

また、現行の運用においては、個々の活用業務に係る届出ごとに、公正競争要件が確保されているかはチェックされていますが、これまでに届出された活用業務が現在の市場にどのような影響を及ぼしているかについては検証されていません。

NTT東・西は、競争に与える影響が小さく見える小規模な活用業務を徐々に届け出ること、公社時代から引き継いだ「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を用いて他の領域へのレバレッジを利かせる懸念があります。実際に、IP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定については、市場規模が小さく、影響が少ないとの判断から法人向けIP電話サービス（平成15年10月）が認可され、その後、集合住宅向けIP電話サービス（平成16年7月）、戸建

TT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」への追記や仮にNTT東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、速やかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。

（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

■ 本来、活用業務制度は、事実上独占となっているNTT東・西の地域網のオープン化を徹底させるための措置をNTT東・西に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の条件となっており、その前提として、「お客様利便性の向上」及び「公正な競争確保」のバランスが図られることが必要とされています。しかし、NTT東・西が固定通信市場において圧倒的なシェアを維持している現状に鑑みれば、公正な競争環境が確保されているとは言えません。

さらに、2011年11月にNTT東・西における活用業務制度が認可制から届出制へ規制緩和されたことによって、活用業務提供の自由度は増し、今後も活用業務としてサービスを開始することを繰り返すことで、事業領域を着々と拡大し、NTT法の趣旨を蔑ろにする恐れがあります。

また、現行の運用においては、個々の活用業務に係る届出ごとに、公正競争要件が確保されているかはチェックされていますが、これまで

■ ISP業務やモバイル業務に関する御意見については、仮に活用業務において、ISP業務やモバイル業務を営むことについて届出があった場合には、届出に係る業務がNTT法第2条第5項の規定に則り、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で行われるものか否かについて厳格に確認を行うこととする。

■ 目的達成業務制度は、地域電気通信業務の目的を達成するために必要な業務を営むものであり、NTT東西は、当該業務の遂行に当たって課せられた公正競争環境の確保のための累次の措置を遵守した上で業務を営むことができるものである。

向けIP電話サービス（平成17年1月）が立て続けに認可された結果、NTT東・西のひかり電話の市場シェアは一時期75%を超えるまでに急激上昇し、公正競争上大きな影響を及ぼした経緯があります。

したがって、総務省においては、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で慎重な運用をするとともに、過去にNTT東・西が届け出た複数の活用業務についても改めて検証して公正競争を阻害していないか確認すべきです。

NTT持株体制下でNTTドコモやNTTコミュニケーションズなどがモバイル事業、ISP事業を行っている中、NTT東・西がモバイル事業、ISP事業等に進出することは、NTTグループとしての市場支配力を高めることになり、競争を阻害するものと考えます。このような公正競争上支障があることが明白であるNTT東・西による移動体事業やISP事業等への参入については当然禁止すべきです。

(KDDI)

■ (キ) 活用業務・目的達成業務制度について
<制度全般について>

そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西NTTの地域網のオープン化を徹底させるための措置」等をNTT東西殿に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタル

に届出された活用業務が現在の市場にどのような影響を及ぼしているかについては検証されていません。

したがって、総務省においては、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で慎重な運用をするとともに、過去にNTT東・西が届け出た複数の活用業務についても改めて検証して公正競争を阻害していないか確認すべきと考えます。

NTT持株体制下でNTTドコモやNTTコミュニケーションズなどがモバイル事業、ISP事業を行っている中、NTT東・西がモバイル事業、ISP事業等に進出することは、NTTグループとしての市場支配力をさらに高めることになり、公正な競争環境を阻害することとなります。このような公正競争上支障があることが明白であるNTT東・西による移動体事業やISP事業等への参入については当然禁止すべきと考えます。

(KDDI)

■ 当社はこれまでも、第一種指定電気通信設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてまいりました。また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の業務拡大に係る公正競争ガイドライン」等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。

アクセス回線等の開放政策により、ADSL市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、IP網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、NTT-NGNや光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至っていないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなっています。このようにボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせることになると考えます。

また2011年11月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT法」という。）が施行され、NTT東・西殿による活用業務制度が認可制から届出制へと規制緩和されましたが、同法施行後、2011年12月21日にNTT東日本殿から「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」が申請されたことを皮切りに、平成25年8月7日（現在）までに計9件もの届出がなされています。認可制時代は、申請数が年間平均1.2件であったことを踏まえると、届出制への移行後は年間平均5.3件と、実に4倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっかけとして、NTT東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかです。

この活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化され、当社はこれまでIP電話サービスの県間役務等に係る料金設定や、フレッツサービスの県間役務提供等について、認可を得て実施してまいりました。

その間において、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、端末やコンテンツ・アプリケーションの市場拡大と通信との一体的サービス提供が進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、活用業務制度の導入時点と比べ、大きなパラダイムシフトが進展してきております。

当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、ブロードバンドの一層の普及に向けては、広く社会・経済・国民生活の中でICTの利活用を推進していくことが重要であり、そのためには情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制等を見直し、IPブロードバンド市場において各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境の整備が必要と考えます。

したがって、活用業務制度の運用にあたっては、お客様の利便性向上・ICT利活用の促進のためにも、スピーディーかつ安定的なサービス提供が可能となるよう運用いただくととも

また、NTT東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと考えますが、2012年6月22日、NTTの新社長は所信表明において、「NTT東、西の業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではない。子会社を通じた形とか、まだやっていける余地はあると思う。」（2012年7月2日 通信興業新聞第1面）と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると云わざるを得ません。

従って、活用業務制度についてはその制度自体の見直しを開始し、真の公正競争環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体であるNTTグループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。

<上位レイヤへの進出について>

現行制度においては、NTT東西殿による放送分野への進出が明確に禁止されており、その理由として、「独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ（情報内容）市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため」（「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」2000年12月21日 電気通信審議

に、これまでの市場の変化を見極めつつ、適宜、柔軟な見直しを実施していただきたいと考えます。

2011年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP業務やモバイル業務について、放送業と同様に明確な禁止事項としてガイドラインに明記すべき。」との意見に対し、「ISP業務やモバイル業務について、必ずしも、放送業務と同等に扱うまでの必要はないもの考えられる。（中略）仮に、これらの業務を営むことについての届出があった場合であっても、法改正前と同様に、届出に係る業務がNTT法第2条第5項目に規定する範囲内で営まれることについて、厳格な確認が必要であると考えられる。」との考え方が総務省殿より示されているところです。

情報通信市場においては、固定と移動の融合が急速に進展する中で、お客様の利便性の高いサービスの提供に向け、各事業者が他の事業者との協業も活用し、活発な事業展開を行っているところであり、現に、例えば他社は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを提供している一方で、NTT東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられてお

会より抜粋)と挙げられています。

今般NTT東西殿においては、活用業務制度を利用したASPサービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出が目立っていますが、こうした上位レイヤへの進出が進めば、上述のとおり、「通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使されるおそれのあるものであり、仮にNTT法第2条第5項の「“電気通信事業”の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」がなかったとしても、隣接分野も含めた公正競争を確保する観点から、本来認められるべきではないと考えます。

＜ISP業務やモバイル業務への進出について＞

2011年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、「ISP業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT東西殿がISP業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありますが、仮にNTT東西殿にて同種の業務拡大を企図し、届出がなされたとしても、総務省殿は、すみやかに業務改善命令等により、当該サービスが提供されないよう対処すべきと考えます。

＜目的達成業務を利用したNTTグループの

り、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなります。

したがって、すべての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約無く享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 当社はこれまでも、一種指定設備規制や、禁止行為規制、指定電気通信役務規制、業務範囲規制のほか、NTT再編成時の公正競争要件等の各種法令・ガイドラインを遵守し、公正競争の確保に努めてきたところであり、また、活用業務を営むにあたっては、引き続き「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(平成23年11月17日)等を遵守し、公正競争の確保に努めていく考えです。

情報通信市場は、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展するとともに、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーやLINE・Skype等のコミュニケーション・無料通話アプリケーションによる通信サービスが急拡大しています。特にLINEは、全世界で2億ユーザ、国内だけでも4,500万以上のユーザが存在し、固定音声契約者数(約5,680万契約)に迫る勢いと

<p>実質的セット販売について></p> <p>NTT東西殿は、「情報通信関連商品の販売・保守」として目的達成業務を届け出ることにより、「音声利用IP通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン（SIMカードを除く）」の販売・保守が可能な状況になっています。しかしながら、SIMカードのないスマートフォンでは通話することが出来ないことから端末単体で販売することは想定されにくく、通常SIMカードとセットでの販売になると考えます。この際、同じグループ会社のNTTドコモ殿の紹介や同社との共同営業等、排他的なグループ連携に繋がるおそれも考えられます。従って、総務省殿は、公正競争環境を確保するため、特に以下のような観点で、実質的に脱法的な営業行為を許していないか等を検証すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 販売機種が特定のキャリアに偏っていないか - 当該目的達成業務として販売したスマートフォンに使用されているSIMカードのキャリアについて偏りがいないか - NTT東西殿の販売員が特定のキャリアを推奨する行為が行われていないか <p>なお、仮に問題が認められた場合においては、徹底した指導等是正措置を実施することを要望します。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>なっております。これらの事業者はタブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス（電話・メール等）を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展し、お客様はその多様なサービス・選択肢を自由に選択・利用できる状態になっている等、活用業務制度の導入時点と比べ、更に加速度的に変化してきております。</p> <p>また、NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社又は特定の他社のFTTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。</p> <p>したがって、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、NTT東西の業務範囲を制限するべきではなく、電話時代の考え方を改め、過去に認可申請した活用業務において課された認可条件等についても、実態にそぐわない不要な規制は見直し又は撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>当社は、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」（平成23年11月17日）に則り、活用業務の届出を実施しており、また、総務省においても、当該届出の都度、当該ガイドラインに沿ってその内容を確認してい</p>	
---	---	--

ます。更に、活用業務の開始以降も、当社は、当該ガイドラインに則り、公正競争確保に支障のない範囲内で営むために当社が講ずる措置の実施状況等について、毎年、総務省に報告しており、その内容について総務省が当該報告を毎年公表していることから、公正競争上の問題は特段生じておらず、更なる措置は不要と考えます。

そもそも、活用業務制度は、平成13年のNTT法改正により、IP・ブロードバンド時代に対応し、多種多様な新たなサービスの提供を可能とする等の観点から制度化されたものですが、こうしたIP・ブロードバンド市場では、電話時代と異なり、県内／県間の区分なく当初から各社が自らネットワークを構築して競争しながらサービスを提供しており、こうした市場に電話時代の「ボトルネック」や「県内／県間区分」といった考え方をもち込むことは時代の流れや市場の実態にそぐわないものと考えます。

なお、当社のIP電話サービスは、他事業者よりも後発で提供しており、熾烈な競争が展開されている中で公正競争を遵守して、シェアを獲得したものであることから、市場シェアのみに着目して公正競争上の問題があるとはいえないと考えます。

ASPサービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出について、「隣接分野も含めた公正競争を確保する観点から本来認められるべきではない」とのご意見については、当社

は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、適切な措置を講じていることから、当社がASPサービスやクラウドサービスを提供することに関して、更なる措置は不要と考えます。

当社は「音声利用IP通信網サービス等を用いた音声通話サービス等の利用が可能なスマートフォン（SIMカードを除く）」について現時点で販売を開始しておりませんが、仮に今後当該商品を取り扱う場合においても、特定の電気通信事業者との排他的な連携を行わない等、引き続き禁止行為規制等の公正競争条件を遵守していく考えです。

「NTT東西殿がISP業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない」、
「NTT東・西による移動体事業やISP事業等への参入については当然禁止すべき」とのご意見については、平成23年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において、総務省は、「ISP業務やモバイル業務について、必ずしも、放送業務と同等に扱うまでの必要はないものと考えられる。」としています

当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、更に、改正事業法による更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は生じておりません。市場環境が

	<p>大きく変化し、新しいサービスが求められている中で、当社としてもこのようなニーズに対して、お客様の利便性向上の観点から、柔軟かつ機動的に対応していきたいと考えており、ご指摘のような特定の業務・事業を事前に制限すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見56 「NTT」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるため、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべき。</p>	<p>再意見56</p>	<p>考え方56</p>
<p>■ <NTTブランドの使用></p> <p>県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株及びNTT東・西に限定されている「日本電信電話」=NTTブランドを「NTT東日本-〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠し、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力をグループ全体で使用しています。また、昨今、NTTドコモが、会社名表記を「株式会社エヌティティドコモ」から「株式会社NTTドコモ」への変更を発表しましたが、このように「NTT」ブランドを軸に訴求することは、ユーザーに対して実質的にNTTグループ統一や連携を強く想起させるものと考えます。総務省においては、法の趣旨を逸脱して「NTT」ブランドがNTTグループ全体で不適切に利用されていないか検証すべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株及びNTT東・西に限定されている「日本電信電話」=NTTブランドを「NTT東日本-〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠し、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力をグループ全体で使用しています。NTT持株及びNTT東・西以外の関連会社が、「NTT」やNTTのサービスブランドを軸に訴求することは、ユーザーに対して実質的にNTTグループ統一や連携を強く想起させるものであり、総務省においては、法の趣旨を逸脱して「NTT」ブランドがNTTグループ全体で不適切に利用されていないか検証すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針（平成9年12月4日公表）」にお</p>	<p>■ 一般的に、隣接市場間で同一ブランドが使用されるケースにおける事業者選択は、企業ブランドや料金設定、営業戦略等も反映した複合的な結果と考えられ、電気通信サービス市場においても競争事業者を含め、広く利用されているところであり、現時点で、公正競争確保の観点から直ちに問題となる事象とは必ずしもいえないが、県域等子会社等のNTTグループ各社におけるNTTブランドの使用も含め、今後、ブランド力に関して公正競争の観点から問題が生じていないかどうか、引き続き、注視していくこととする。</p> <p>■ 「フレッツ・テレビ」におけるサービス提供主体については、考え方57のとおり。</p>

<p>■ (オ) NTTブランド使用ルール整備</p> <p>NTTグループ各社が社名やサービスの一部に「NTT●●」のように「NTT」等の名称を用いて営業することは、NTTグループによる一体的なサービス提供を想起させるおそれが高いと想定されます。本意見書でも述べさせて頂いているとおり、「「NTT」IDログインサービス」や「「NTT」グループカード」といったサービス名称や後述のとおり、株式会社オプティキャスト（以下、「オプティキャスト」という。）殿が提供する「フレッツ・テレビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、利用者がサービスの提供主体を正しく認識出来ない恐れがあり、利用者保護及び公正競争確保の観点から問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p>	<p>いても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。</p> <p>（NTT西日本）</p> <p>■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針（平成9年12月4日公表）」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要無いものと考えます。</p> <p>（NTT東日本）</p>	
<p>意見57 「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、NTT東西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られるため、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべき</p>	<p>再意見57</p>	<p>考え方57</p>
<p>■ <フレッツ光TVの広告表示></p> <p>「フレッツ・テレビ」は、オプティキャストがサービス提供主体であるにもかかわらず、N</p>	<p>■ 「フレッツ・テレビ」の提供にあたっては、広告・CM等については、以下の内容※を掲載し、放送サービスの提供主体を明確にすること</p>	<p>■ 「フレッツ・テレビ」サービスについては、現行のNTT法においてはNTT東西が放送事業を営むことは認められておらず、活</p>

ＴＴ東・西が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が見られます。ＮＴＴ法において放送業が禁止されていることを踏まえれば、ＮＴＴ東・西は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャストであることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省においては、「フレッツ・テレビ」の提供主体を明確に認識できるよう厳格な調査、検証を行うべき。

加えて、当該サービス以外についても、別会社を介してフレッツ上で提供されている事例が散見されますが、ＮＴＴ東・西が提供主体となっていないサービスについては、「フレッツ」等のＮＴＴブランド使用を禁止する等のルール整備を推進すべきと考えます。

(ＫＤＤＩ)

■ (カ) 「フレッツ」のサービス名称使用

オプティキャスト殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、２００９年２月にＮＴＴ東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導※２が出されていますが、依然としてＮＴＴ東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です※３。ＮＴＴ法で放送業が禁止されていることを踏まえれば、ＮＴＴ東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであると考えます。総務省殿においては、当該放送サービスの提供主体について、利

で、指摘のような誤解が生じないように努めております。また、本社に設置した広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであります。

※広告物への主な掲載内容

「フレッツ・テレビ」は、ＮＴＴ西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」の契約によりご利用頂けます。

フレッツ・テレビ月額利用料６８２．５円（税込）（オプティキャスト施設利用料２１０円（税込）／月を含みます。）

※CMでの掲載内容

「フレッツ・テレビ」は地デジ受信方法のひとつであり、「フレッツ光」を利用し、(株)オプティキャストの放送サービス（地上／BS）を受信するサービスです。

フレッツ・テレビ月額利用料６８２．５円（税込）（オプティキャスト施設利用料２１０円（税込）／月を含みます。）

現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対するお客様ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスやＩＰ電話サービスなどを提供し、活発な競争を展開しています。当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・魅力として、フレッツ光と共に提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客様ニーズに

用業務ガイドラインにおいても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえ、ＮＴＴ法に基づく業務範囲規制を厳格に運用する観点から、平成２１年２月、ＮＴＴ東日本に対して、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスをＮＴＴ東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて、明確に理解できるようにするため、放送サービス提供主体が他社であることを広告に明記すること等について周知・徹底することを要請したところである。当該要請以降、ＮＴＴ東西によれば、両社が電気通信サービスを提供し、他社が放送サービスを提供することについて、誤解が生じないように広告物に明記しているとしており、総務省においても、それを確認していること等から、直ちに更なる対応を取ることが必要とはいえないが、今後、必要があると認められる場合には、更に検証を行うこととする。

用者が正しく認識しているかについてアンケートを実施する等、現状を正確に把握した上、仮に利用者に誤認与えている状況であることが確認できた場合、適切な措置等を講じるべきと考えます。

※2 「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）」に基づき講じるべき措置について（要請）（2009年2月25日）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1

※3 別添資料3参照



（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）

応えていく考えです。

■ フレッツ・テレビにおいて、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供は行っていません。

また、当社はフレッツ・テレビの提供において、放送サービスの提供主体がオプティキャストである旨を広告に明記しており、ご指摘のような誤解が生じないように努めているところであります。

したがって、現に公正競争上の問題は生じておらず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないための措置は既に講じていることから、新たな措置を追加する必要は無いと考えます。

当社は今後とも電気通信サービスである「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、インターネットのみならず、映像サービス等ますます多様化してきているお客様のニーズに対して応えていく考えです。

（NTT西日本）

■ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針（平成9年12月4日公表）」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要無いものと考えます。

（NTT東日本）

意見58 NTTグループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を

再意見58

考え方58

行う必要がある。		
<p>■ (ア) NTTグループの連携強化</p> <p>NTTグループは上述の「NTT IDログインサービス」、「NTT ネット決済」、「NTT グループカード」や下記で述べているNTTグループ統合請求等を始めとしたグループ連携を強めており、今後、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合による更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態が想定されます。</p> <p>こうしたグループ統合施策等については、NTTグループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。2014年を目途として実施する包括的な検証においては、本施策を含めた各分野でのNTTグループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ NTTグループのみならず他の電気通信事業者においても、お客様利便の向上や経営効率化の観点から様々な業務のアウトソーシング等を推進している状況を踏まえると、NTT東西及びNTTドコモとの取引を重要なビジネス領域とする子会社・関連会社や多数のビジネスパートナーの予見可能性を著しく低下させ、本来正当な事業活動まで支障をきたし、結果としてお客様利便が大きく損なわれることのないようにすることが必要不可欠と考えます。</p> <p>今後実施される包括的な検証にあたっては、電話時代の競争を前提とした既存制度について、こうした市場変化や消費者の嗜好変化を的確に把握した上で、ネットワークレイヤのみならず端末やコンテンツ、アプリケーションレイヤまで含めた総合的な情報通信政策の見直しが必要であると考えます。</p> <p>とりわけ、他事業者がサービス提供を通じて既に実現しているお客様利便について、指定電気通信設備制度における禁止行為規制により、NTTグループのお客様だけが享受できないという現状は早急に改善すべきと考えます。</p> <p>広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受できる政策こそが今後の情報通信産業の発展の礎であり、我が国の産業競争力強化に資するものと考えます。</p> <p>(NTT持株)</p> <p>■ NTTグループは、NTTファイナンスの事例のように請求業務を第三者のグループ会社に</p>	<p>■ 考え方2のとおり。</p>

一本化することによって排他的な連携を実施するなど、今後もこのような排他的なグループ連携が行われる可能性があります。ソフトバンクの意見のとおり、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS等の統合の他、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、競争事業者がビジネス上組むことがあり得ないケースでの事実上の排他的な連携等、更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態も十分想定されることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう潜脱の恐れを回避するため、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において支配的事業者であるNTT東・西、NTTドコモが自己の関係事業者を排他的に取り扱わないよう等を規定する等の措置を予め講じるべきと考えます。

(KDDI)

■ 先般の当社意見で述べた通り、情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移动通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでおり、ユーザの選択肢は、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越え、個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっています。こうした点で、従来のよう

にサービスを提供する通信事業者がNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。

こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるとすれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他の様々なプレイヤーとの自由なコラボレーション等により、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマー

ケットにおいてこそ、イノベーションによって新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。

その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。

(NTT西日本)

■ 「2014年を目途として実施する包括的な検証においては、本施策を含めた各分野でのNTTグループの連携強化が競争環境に与える影響等について、総合的に検証を行う必要がある」とのご意見については、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、更に、改正事業法による更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。

そもそも、

① IP・ブロードバンドの時代においては、他

	<p>事業者は、独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら設置、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービスを提供しており、電話の時代のように、他事業者にとって当社網は事業展開上不可欠なものにはなっていないこと、</p> <p>②NTTグループ以外の他事業者は、例えば移動系サービスと特定の固定系サービスを組み合わせたFMCサービス等を自由に行っている中、NTTグループだけが柔軟に連携・対応できないことは、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることとなり、低廉なユーザ料金の実現、様々なビジネスパートナーとの幅広い提携・協業によるお客様サービスの充実といったお客様利便の向上を阻害すること、</p> <p>からすれば、現行の禁止行為規制等については、過剰な規制と考えます。</p> <p>したがって、今回の公正競争レビューの検証にあたっては、昨年度のような従来の考え方を踏襲するだけの検証ではなく、上述の市場環境・競争環境の変化を踏まえ、現行の電話時代からの指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性を検証し、少なくとも実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
<p>意見59 NTT東西とNTTコミュニケーションの共同営業行為については、総務省が覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講ず</p>	<p>再意見59</p>	<p>考え方59</p>

べき。		
<p>るべき。</p> <p>■ (ウ) NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為 NTT東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコミュニケーションズ」という。)殿のサービスに割引を付するという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が見受けられます。これらはNTTグループの一体となった営業行為であると考えられ、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年郵政省告示第664号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」</p> <p>(八) (九) に実質的に該当するものと考えます。総務省殿においては、覆面調査や立入検査等、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じて頂きたいと考えます。また、冒頭で述べたとおり、本事例を始めとし、競争事業者が営業やサービスの主管部門における逸脱行為を示す、電話や口頭以外での有形の具体的な証拠を得ることが非常に困難であるため、本制度の検証方法自体を見直す必要があると考えます。</p> <p>・ NTT東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件にNTTコミュニケーションズ殿のISP料金の値下げ提案を同一のNTT東日本営業担当者が実施 等</p>	<p>■ 弊社はNTT東日本・西日本とは独立して営業活動を実施しております。 (NTTコミュニケーションズ)</p> <p>■ 当社はNTTコミュニケーションズ殿とは独立した営業活動を実施しており、また、当社がNTTコミュニケーションズ殿の販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズ殿に提供する情報は他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はありませぬ。</p> <p>なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。 (NTT西日本)</p> <p>■ 電気通信役務の提供に関する取引条件、当社がNTTコミュニケーションズ殿の販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題はありませぬ。</p> <p>なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるものではないと考えます。 (NTT東日本)</p>	<p>■ NTTコミュニケーションズによれば、NTT東西と独立して営業活動を実施しているとしており、また、NTT東西によれば、NTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や同社に提供する顧客情報その他の情報について、他の電気通信事業者との間のものとしており、公正競争上の問題が発生しているという論拠があるとはいえない。</p> <p>ただし、これらを確保するための運用が徹底されない場合には、事業法第30条第3項第2号及び第31条第2項第2号並びに「NTTの承継に関する基本方針」(八)及び(九)に抵触するおそれがあるため、NTT東西とNTTコミュニケーションズとの間の販売業務の受託について、その状況を引き続き注視していくこととする。</p> <p>なお、覆面調査や立入検査等を実施すべきという御意見については、注視を行っていく上で今後の参考とさせていただきます。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)		
意見60 NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止すべき。	再意見60	考え方60
<p>■ (エ) NTTグループ会社間の役員等の人事異動禁止</p> <p>本年度においても、NTT持株殿を中心としたNTTグループ内における役員の配置転換が複数見受けられます。このような戦略的な人材配置については、なし崩し的なグループの再統合を誘引し、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、先述のNTTグループ統合請求事案や、NTT東西殿及びNTTコミュニケーションズ殿の共同営業行為事案に示唆されるように、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。今後、包括的な検証を実施するに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 役員の選任については、出身に関わらず、電気通信事業に精通している者、あるいは当社が必要としている高度な専門知識を有するものの中から、人格、識見に優れ、役員として最も適任と思われる候補者を選定しており、公正競争上問題ないと考えます。</p> <p>さらに、役員の人事異動に際し、退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しており、公正競争の確保に配慮しております。</p> <p>(NTTドコモ)</p> <p>■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示されたNTT東日本・西日本と弊社との間のルールを遵守しており、公正競争上の問題はないものと認識しております。</p> <p>なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど公正競争を確保するための取り組みを実施しており、新たな規制を追加する必要はないものと考えます。</p> <p>(NTTコミュニケーションズ)</p>	<p>■ NTTグループ各社の役員等の人事異動については、NTT持株がその業務を遂行するため、各グループ会社の経営実態に関する知識を必要とする場合があり得ること等から、一般に禁止することは適当でない。</p> <p>また、移動体分離及びNTT再編成において、旧NTTと移動体部門との間においては在籍出向の禁止、地域会社と長距離会社においては役員兼任及び在籍出向の禁止を課している。更に、NTT東西等によれば、会社間人事異動時に全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施しているとしていることに鑑みれば、NTTグループ会社間の役員等の人事異動について、直ちに公正競争確保の観点から問題が生じているとは認められないが、「移動体分離の際の公正有効競争条件」(3)並びに「NTTの承継に関する基本方針」(一)及び(二)を実質的に潜脱する行為となっていないか等、公正競争環境を阻害するような問題が生じていないかについて、今後、必要があると認められる場合には、検証を行うこととする。</p>

	<p>■ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。</p> <p>なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど、人事交流によって公正競争が阻害されることがないように、公正競争の遵守に引き続き取り組んでいく考えです。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>■ 再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール及び移動体分離の際における公正有効競争条件を遵守しており、新たな規制を追加する必要は無いと考えます。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないように、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職（転籍）後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取り組みを実施しております。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
--	---	--

3 その他

意 見	再 意 見	考 え 方
-----	-------	-------

意見6-1 ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについて公の場で議論をすべき。	再意見6-1	考え方6-1
<p>■ ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたOAB～J番号のIP電話サービスについては、「従来のOAB～J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされていますが、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があります。</p> <p>特に、OAB～J番号の品質要件については、内閣府規制改革会議において国際先端テストの対象案件となった「市外局番（OAB～J番号）取得に係る品質要件の見直し」に関して、総務省殿より「規制を維持する必要性」として以下の見解が示されています。</p> <p>（平成25年5月27日開催 規制改革会議 第7回創造等ワーキング・グループ 資料14抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の現行制度では、アナログ電話と同等の品質が確保されるIP電話について、アナログ電話と同じ体系の電話番号（OAB～J番号）を割り当てることとしており、その提供のため、各事業者はさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持しているところ ・仮に、OAB～J番号のIP電話の品質要件を廃止等した場合には、トラフィックの混雑する時間帯や、将来的にトラフィック環境の変化し 	<p>■ これまで、NGNを用いたOAB～J IP電話は、NTT東・西殿のみが事実上、独占的に提供を行ってきました。今回、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会にて、ソフトバンクテレコム株式会社殿が提案した方式が認められたことにより、NTT東・西殿以外の事業者によるOAB～J IP電話市場への参入の門戸が開かれました。このことは、NGNのオープン化に向けた政策として評価しています。</p> <p>しかしながら、本提案方式は、輻輳や品質担保のためにドライカップ回線による迂回が必要になることから、事実上、大手通信事業者のみが採りうるもので、弊社ははじめとした非大手通信事業者が採りうるものではありません。</p> <p>弊社ははじめとした多くの競争事業者が、NGN上においてOAB～J IP電話を提供するためには、NGNの優先制御、もしくは帯域制御といったNTT東・西殿のみが使用している機能の開放が必要です。</p> <p>そもそも、昨今の固定電話の利用環境やニーズは、PSTNを構築した当初とは大きく変わっており、現在の日本のIP電話に設定されている技術基準は、他国には存在しない日本独自の基準であることから、過剰かつ不必要な規制です。日本のIP電話の品質基準は、これまでのPSTNの電話サービスの概念を前提とし</p>	<p>■ ソフトバンクの提案に基づくベストエフォート OAB～J IP電話サービスの実現方式については、情報通信審議会における審議の過程においては、明示的に安定品質以外の品質基準に適合しないとのデータは得られなかった。このため、平成24年9月27日付情報通信審議会答申において示されたとおり、当該方式は、その測定データに基づき判断する限り、現時点では安定品質以外の品質基準を概ね満足していると考えられる。</p> <p>また、当該方式については、優先制御機能がアンバンドルされていない中で、講じうる限りの措置を実施し、ふくそう時にも通信品質を確保するとしている。このため、その背景等に鑑みて、安定品質に関して実施条件を付す等した上で、個別に承認されたものである。</p> <p>当該方式の承認に際しては、今後のNGNにおける音声の優先制御機能等のアンバンドルの検討状況も踏まえるため暫定的なものとし、従来のOAB～J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたものであることから、競争条件を抜本的に変更するものではないと考えられる。</p> <p>また、負担の相違については、当該方式が、ベストエフォート・ネットワークを利用するために生ずるものであり、以上を踏まえ</p>

た場合において、IP電話による通信品質が適切に確保されず、支障の生じるおそれがある

・我が国のOAB-J番号のIP電話は、品質、緊急通報の利用、故障又は損壊の対策等の点において、アナログ電話と同等性が確保されており、そのような保証のない050番号のIP電話と明確に区別されている。IP電話の番号による識別性が損なわれた場合には、消費者は提供事業者・提供サービスごとに複雑な判断をしなければならなくなることから、品質要件の廃止等は適切ではない

・あまり知識のないお年寄り等が誤って低い品質のIP電話サービスを選択してしまうといった問題が頻発する

また、当該サービスは、昨年を検証結果において、「競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、上記総務省殿見解にあるとおり、これまで、さまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の発展が損なわれるものと考えます。

以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がることがないかという視点にたって、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

た固定的な基準であり、IP電話がもつ発展性と多様性を大きく阻害しています。携帯電話に見られるように、固定的な基準を設定せず、顧客が通話品質を含めて自由に選択できる環境が必要です。総務省殿においては、旧来の概念にとられることなく、事業者が新しいサービスにチャレンジするためにもIP電話の品質に関する規制が無い環境を整えていただくようお願い致します。

(Zip Telecom)

■ 現在、NGNにかかるネットワークのコストは、NGN利用者やISP、VNE等の接続事業者が負担しております。NTT西殿の主張は、IPレイヤより上位にあるサービス種別を判別し、追加の料金の負担を求めるという主張であり、IPパケットを公平に取り扱う従来のNGNのISP・VNE接続の機能や考え方を大きく変えるものです。また、この主張は、サービス提供者が下位レイヤのネットワークを、またISP事業者が上位レイヤのサービスを意識する必要がないため発展してきたインターネットの歴史に異を唱えることでもあり、インターネット時代に逆行した意見であると言わざるを得ません。

仮にNTT西殿がこのような主張を行うのであれば、IPパケットに含まれるデータの目的や種類によって、ネットワーク利用料を個別に設定することの正当性や実現方法を、ISP事業者やVNE事業者、上位レイヤに位置する通信サービス事業者、利用者、関係団体等の幅広

れば、直ちに競争上の問題となるものではないと考えられる。

■ ユニバーサルサービス制度の在り方に関する御意見については、考え方62のとおり。

■ NGNのオープン化について、ブロードバンド答申においては、「意識合わせの場においては、インターフェースの標準化や接続形態といった諸課題について幅広く検討が行われており、今後IP網間接続を利用したサービスの実現に向けて、通信プラットフォーム機能のオープン化に資する議論が行われることが期待される。」とされているところであり、総務省においては、NTT東西と関係事業者間の協議に参画することにより協議の進展を注視していく。

なお、NGNのオープン化については、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」において、「NGNのオープン化」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。

■ また、通信品質に係る技術基準を見直すべきとの意見については、今後の参考とさせていただきます。

■ 【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】

(略)

(2) ソフトバンク殿のベストエフォート回線を用いたOAB-JIP電話サービスについては、情報通信審議会答申(平成24年9月27日)において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OAB-J番号の使用を認めることが適当とされ、平成25年5月1日よりサービスの提供が開始されました。

しかしながら、当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供されるサービスであるため、通信パケットのロスが発生すると、現行のOAB-JIP電話の通信品質基準が確保されず、災害時優先通信及び緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えています。

また、以下のようなユニバーサルサービスとの関係や競争政策上の問題も孕んでおり、こうした観点からの議論を早急に行う必要があると考えます。

①ユニバーサルサービスの在り方について

- ・ソフトバンク殿のサービスは、当社のフレッツ光(ブロードバンドサービス)上で提供することを前提としているため、ユニバーサル

い関係者に自ら説明した上で、オープンな議論を行うべきであると考えます。

(BBIX)

■ そもそも、NTT東西殿が第一種指定電気通信設備であるNTT-NGNにおいて、電話役務に係る重要な機能アンバンドルが行われてこなかったことから、これまで競争事業者はNTT-NGNにおけるOABJ-IIP電話を提供できず、NTT東西殿のみが独占的に当該サービスを提供してきました。一方、本提案方式は、既存の様々な技術や手法を組み合わせることによって、従来と同等の品質を確保するとともに、通信事業者間の競争を促進し、価格の低廉化やサービスの多様化、新たな需要創出など、国民の利益につながることから、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会通信品質検討アドホックグループ等でご議論頂き、情報通信審議会答申の中で、サービスの開始を特例的に認めて頂いたものと理解しています。なお、ふくそう等によりベストエフォート回線としてのNTT-NGNの一定以上の品質低下を検知した場合は、代替回線による迂回措置を実施や常時監視の実施等、現在講じうる限りの様々な措置を実施しており、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えているという指摘にはあたらないものと考えます。

NTT-NGNに係るコストは、各加入者がNTT-NGNの網利用料として負担しています。また、弊社(ソフトバンクテレコム)は、IS

<p>サービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこれからPSTNマイグレーションを控えている中で、IP電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得なくなる可能性があると考えます。 ・逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるといのであれば、②のような競争環境下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となる可能性があると考えます。 ・現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOAB-JIP電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることが懸念されます。 <p>②ネットワーク利用料の負担の公平性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネット 	<p>P(VNE)専用となる区間について接続料として負担しています。その他、ひかり電話に相当するSIPサーバ及び関連する伝送部分を弊社網内に構築し、当該コストを通話料等で回収するものでありNTT東西殿と同様であることから、提案方式は利用料の公平性を欠いたものではありません。また、前述のとおり、本サービスは、NTT-NGNにおけるベストエフォート品質のサービスを利用しており、帯域制御や優先制御等の機能は一切利用しておらず、ISPを介したメール、ウェブ、映像等のインターネットトラフィックや050IP電話サービス等と同様に、データ通信の一つに過ぎず、NTT東西殿の接続に係るネットワークのコスト構造と相違はないと考えます。</p> <p>PSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利であるというご指摘については、そもそも、本来NTT-NGNのアンバンドルが適切に行われていれば不必要であった設備投資等を行っていることから、NTT東西殿の指摘とは異なり、むしろ、当該方式により参入する弊社が、既存事業者よりも競争上不利な側面を多分に有すると考えます。本提案方式は、市場からの強い要望に応えるために提案したのですが、弊社としては、本提案がもつ不利な競争環境を早急に改善させるためにも、アンバンドル協議を進展させるようNTT東西殿へ引き続き要請していく考えです。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
---	--	--

トワーク利用料を負担することなくO A B - J I P電話サービスを提供されていますが、当社を含む既存のO A B - J電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料（コスト）を負担してサービスを提供しており、同じO A B J電話サービスでありながら、ネットワーク利用料（コスト）の負担の公平性が図られておりません。

- ・当社を含むO A B - J電話サービス提供事業者からすると、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コストを負担しないベストエフォートでのO A B - J I P電話サービスの提供を認めることは、これまでのO A B J電話市場における競争環境を覆し、現行のP S T N並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じO A B J電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検討する必要があるものと考えます。

(N T T西日本)

■ N T T西日本殿の意見に賛同いたします。

ソフトバンク殿の提案に基づくベストエフォート回線を用いたO A B - J番号のI P電話サービスについては、「従来のO A B - J番号とは異なるものであることの利用者への周知の徹底を条件としたもの」とされていますが、安定品質が担保されないため、緊急通報が安定的に確立できない等により、人命および国民の安心・安全が脅かされ、利用者利益が著しく損なわれる可能性があります。

当該サービスは、昨年の検証結果において、「競争条件を抜本的に変更するものではない」とされていますが、これまでさまざまな技術を用いて一定の通信品質を維持するため、相応の設備投資を重ねてきた既存事業者が圧倒的に不利な競争条件を強いられるばかりか、利用者に対して、当該既存事業者による最適なサービスの提供が阻害されることは、固定通信市場の健全な発展が損なわれるものと考えます。

以上のことから、平成26年の包括的な検証に向けて、利用者の利益を著しく損なうことがないか、不公正な競争環境の形成に繋がらないかという視点にたつて、審議会や競争政策委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを要望いたします。

(ケイ・オプティコム)

■ ソフトバンク殿のベストエフォート回線を用いたO A B ~ J I P電話サービスについては、情報通信審議会答申（平成24年9月27日）

において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、O A B～J番号の使用を認めることが適当とされ、平成25年5月1日よりサービスの提供が開始されました。

しかしながら、当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供されるサービスであるため、通信パケットのロスが発生すると、現行のO A B～J I P電話の通信品質基準が確保されず、災害時優先通信及び緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えています。

また、以下のようなユニバーサルサービスとの関係や競争政策上の問題も孕んでおり、こうした観点からの議論を早急に行う必要があると考えます。

(1) ユニバーサルサービスの在り方について

ソフトバンク殿のサービスは、当社のフレッツ光（ブロードバンドサービス）上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。

仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこれからP S T Nマイグレーションを控えている中で、I P電話サービスの提供方法を抜本的に見

	<p>直さざるを得なくなる可能性があると考えます。</p> <p>逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるというのであれば、</p> <p>(2)のような競争環境下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となる可能性があると考えます。</p> <p>現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOAB～JIP電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることが懸念されます。</p> <p>(2) ネットワーク利用料の負担の公平性について</p> <p>ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOAB～JIP電話サービスを提供されていますが、当社を含む既存のOAB～J電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)を負担してサービスを提供しており、同じOAB～J電話サービスでありながら、ネットワーク利用料(コスト)の負担の公平性が図られておりません。</p> <p>当社を含むOAB～J電話サービス提供事業</p>	
--	--	--

者からすると、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コストを負担しないベストエフォートでのOAB～JIP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOAB～J電話市場における競争環境を覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOAB～J電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検討する必要があるものと考えます。

(NTT西日本)

■ ソフトバンク殿のベストエフォート回線を用いたOAB～JIP電話サービスについては、情報通信審議会答申（平成24年9月27日）において、安定品質以外の技術基準への適合、定期的な品質測定及び分析の結果の報告を前提に、実施期間及び実施条件を限定した特例措置を付した上で、OAB～J番号の使用を認めることが適当とされ、平成25年5月1日よりサービスの提供が開始されました。

しかしながら、当該サービスは、ベストエフォート回線を用いて提供されるサービスであるため、通信パケットのロスが発生すると、現行のOAB～JIP電話の通信品質基準が確保されず、災害時優先通信及び緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼす課題を抱えています。

また、以下のようなユニバーサルサービスと

の関係や競争政策上の問題も孕んでおり、こうした観点からの議論を早急に行う必要があると考えます。

(1) ユニバーサルサービスの在り方について

ソフトバンク殿のサービスは、当社のフレッツ光（ブロードバンドサービス）上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。

仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこれからPSTNマイグレーションを控えている中で、IP電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得なくなる可能性があると考えます。

逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるといのであれば、

(2)のような競争環境下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となる可能性があると考えます。

現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOAB～J IP電話サービスを低廉な料金で提

	<p>供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることが懸念されます。</p> <p>(2) ネットワーク利用料の負担の公平性について</p> <p>ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOAB～JIP電話サービスを提供されていますが、当社を含む既存のOAB～J電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)を負担してサービスを提供しており、同じOAB～J電話サービスでありながら、ネットワーク利用料(コスト)の負担の公平性が図られておりません。</p> <p>当社を含むOAB～J電話サービス提供事業者からすると、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しい中で、当該コストを負担しないベストエフォートでのOAB～JIP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOAB～J電話市場における競争環境を覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOAB～J電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から検討する必要があるものと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p>	
意見62 携帯電話料金は海外と比較して高額	再意見62	考え方62

<p>である。また、地域間情報格差を解消すべき。</p>		
<p>■ 携帯電話の禁止規制しっかりすべきです。NTTとAUとソフトバンクが大儲けしてるのに毎月の携帯料金が高すぎると国民は怒ってます、儲けても料金を安くせず買収ばかりです。日本は海外より携帯が高いと総務省で発表しましたよね？携帯もアベノミクスをやらないと韓国にすら勝てないです。①SIMロックと2年契約はいりません。国民は誰も望んでないので禁止にしてください。②携帯の料金が高すぎなので毎月3000円以上は国で禁止にしてください。そのお金を生活に回すべきです。③あと請求書のユニバース税で田舎も携帯が使えるようにしてますか？ぜんぜんつながりません。ユニバース税よりも携帯会社のボーナスカットが先だと思いませんか？ (個人)</p>	<p>■ アベノミックスのもと、政府は経済活性化を「国全体」として進める方！針とのことですが、電気事業分野では地方における携帯電話、データ通信のつながりにくさ、LTE普及の遅れに見られるように。改善は遅く、大都市圏とのdigital divideは更に拡大しています。米国を含む諸外国の多くでは、ベンチャー、起業は往々にして地方から始まる。その大きな理由の一つはdigital divideがさほど顕著でないからです。地方、山間部へ、安価なハイスピードネットワークを導入する「必然性」があります。 (個人)</p> <p>■ 今、私はADSLに加入しています。月3500円です。(プロバイター料込TIKITIKIというプロバイダーです。)ソフトバンクが店頭で10年前でしょうか、ADSLがただですよ・・・と赤い手提げ袋を持って宣伝していたのを思い出します。 ブロードバンドの光回線が普及しないのは、NTTが全て悪いです。通信の独占企業ですから。 ADSLがやっと普及したのは、ソフトバンクのおかげです。 高速の1ギガビットの値段がいまだに5千円を超え、値下げがされていません(プロバイター料込、以下同じ) 100メガビットの光でさえも、4,500</p>	<p>■ 携帯電話の利用者料金が高すぎるという御意見については、総務省としては、移動体データ通信サービスの利用者料金について、各事業者の経営判断による低廉・多様な料金プランの設定等により、利用者にとって利用しやすい料金となることを期待しているところであるが、検証結果(案)Ⅲ1(1)ウにおいて、MNO各社のスマートフォン用の主要な定額制プランの料金が同水準になっていること、当該定額制プランにおいて通信速度が制限されない通信量の上限は一部の料金プランを除き一律7GB/月となっていること、「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成24年度調査結果－」(平成25年6月公表)において、携帯電話の音声・メール・データ利用について東京はスマートフォンユーザのうち一般ユーザについては3番目に高い水準、スマートフォンユーザのうちライトユーザについては最も高い水準にあると評価していること等を指摘しているところである。 これらの検証結果や近年のモバイル市場における環境変化を踏まえ、例えば利用者料金において複数事業者が協調する状況が生じる等、競争が機能していない状況が生じているか否か等も含め、今後とも状況を注視し、2014年を目途として実施する「競争政策の見直し」においては、「日本再興戦略」に掲げられているとおり、料金低廉化・サービス</p>

	<p>円位では、到底普及するはずがありません。</p> <p>たつて、1ギガビットの1/10なのに金額の差がたかが1,000円ぐらいですよ。</p> <p>これが企業努力の範囲内なのでしょうが。</p> <p>また、光の工事もばか高く言い値です。25,000円から35,000円位。</p> <p>ただ、今は入会したら工事費用は無料です。って本当の工事代はいくらじゃ。っていいたくなります。</p> <p>現在ADSLは12ですが、100メガで2,500円位の光になれば(プロバイダ料込)スムーズに光に自然と変わっていくはずですが、値段が高すぎます。</p> <p>ADSLを光回線に普及させるには、インパクトのある値段だけです。</p> <p>NTTにプロバイダの権利もあげたらどうなるのでしょうか。自由競争の原理より。</p> <p>AUなどはプロバイダ料込で5千いくらで広告しています。</p> <p>光と言うだけで値段が高すぎです。もっと企業努力を。。</p> <p>(個人)</p> <p>■ 都市部ばかりに、光等の高速インターネット回線が普及しており人口密度の低い市町村には、ADSLもしくはISDN回線のみで不公平極まりない。</p> <p>NTTの、インターネット回線使用料も非常に高いのでは？</p> <p>(個人)</p>	<p>の多様化のための、「モバイル市場の競争促進」を含めて検討課題を洗い出した上で、具体的な制度見直し等の方向性について検討することとしているところである。</p> <p>■ FTTHの利用者料金が高すぎるという御意見については、「電気通信サービスに係る内外価格差調査－平成24年度調査結果－」(平成25年6月公表)において、FTTHのブロードバンドサービスの料金について、1Mbpsあたりに換算して比較すると、戸建て向けと集合住宅向けサービスに関し、東京は最も低廉な水準と評価しているが、固定系超高速ブロードバンドの整備率が97.5%に達する一方、利用率が48.1%(いずれも平成25年3月末時点)にとどまる現状にかんがみれば、接続料の低廉化を図ること等により、FTTH市場の更なる活性化を図ることが必要である。</p> <p>■ ユニバーサルサービス制度の対象に携帯電話を追加すべきとの御意見については、今後のユニバーサルサービス制度の在り方を検討する際に、その適否について議論して参りたい。</p> <p>■ 都市部と地方のデジタル・デバイドを解消すべきとの御意見については、超高速ブロードバンド未整備地域のうち民間事業者による整備が見込まれない条件不利地域において、地方公共団体が光ファイバ等を整備する場合</p>
--	---	---

		に、その事業費の一部を補助する格差是正の施策を推進している。
意見63	再意見63 NTT東西が保有する電柱や局舎の在り方も含め、NTTグループに係る規制の在り方を議論すべき。	考え方63
(なし)	<p>■ IPv6への移行の取り組みがまるでみえてこないし、国家主導（総務省や経済産業省、内閣府）でやるのか、民間通信事業社でやるのかその枠組みをきっちりとすべきではないか。</p> <p>ブロードバンドは多くの国民が恩恵をうけているが、さらなる高速通信の足枷になっているのが、ルーター・スイッチングハブなどの通信機器が、米国の「Cisco Systems, Inc. 社」「Juniper Networks, Inc社」等が寡占状態で技術の発展があまりにも遅すぎて、通信障害が発生する原因として、これら装置の発展が遅すぎる点にもある。</p> <p>アライドテレシスホールディングス株式会社やNEC、富士通と言った日本の会社が主導的な分野になる事も重要であるが、米国のこれら会社の問題も考えて行かないと駄目である。</p> <p>つまり、この点を踏まえて、NTT等の在り方も変わってくる事は明らかです。</p> <p>NTT東西の問題点としては、従業員自体が大企業病に陥っているという観点もあり、柔軟な思考をもつ努力も含めて大切であると言えます。</p> <p>NTT東西が保有する電柱や局舎の在り方も今後オープンな議論が重要です。NTT東西の</p>	<p>■ NTTグループに係る規制の在り方に関する御意見については、考え方2のとおり。</p> <p>■ なお、NTT東西が自ら所有する局舎等をどのように活用するかについては、NTT法及び事業法の範囲で、NTTの経営判断により行われるものと認識している。</p>

	<p>局舎をデータセンター化して、他の電気通事事業者やデータセンター（ハウジング）運営会社に貸すといったサービスが可能であり、余剰スペースの活用が不十分であります。昨今は電力関係のトラブルもある事から、NTT東西の局舎の無停電データセンター化を施し、そこに新たなサービス展開をする事で新たな産業が生まれるという点でもNTTの役割があるように思えます。</p> <p>例えば、地方都市においては会社のサーバー機などデータセンター機能をNTTの局舎に設置する方が安全性がたかいなどもあります。</p> <p>NTTの局舎の在り方も含めてブロードバンド政策につなげるべきではないか。</p> <p>NTTが保有する電柱やダークファイバーの活用、無線通信の在り方など法制度上で改善出来る点と、他事業社はやりたいがNTTにやる気がなくでない部分の洗い出し作業は必要ではないか。</p> <p>(個人)</p>	
意見64	再意見64 NTT東日本・NTT西日本を統合すべき。	考え方64
(なし)	<p>■ NTTを抑える活動ありきではなく、日本各地の国民がより良いブロードバンド環境を受けられるための検討をしてもらいたい。</p> <p>そもそもNTTも西と東に分かれている意味が無くなってきているのではないか。他社と同様全国で1社体制（もしくは西東の価格差の撤廃や、互いの横断による追加費用は撤廃いた</p>	<p>■ 国民がブロードバンド環境を享受出来るための検討をすべきという御意見については、考え方62のとおり。</p> <p>■ NTT東西の1社体制にすべきとの御意見については、ICT政策タスクフォースの取りまとめにおいて、NTT東西の二社体制に</p>

	<p>きたい) としてもらいたい。</p> <p>キャリアで差異が出ることは過去や戦略によって仕方がないことである。国民にとっては直接的に関係のないことであり、それらの差異についてはキャリア間で調整いただきたい。決して利用者への費用増や手続きの複雑さの負担象を生まない形にしていきたい。</p> <p>(個人)</p>	<p>については、事業者間競争が一層促進され、公正競争環境上の懸念が払拭された場合、将来的には見直しの検討を行うことも必要と考えられるが、現時点でNTT東西を統合することは、競争に与える影響、市場に与える影響等も懸念されることから、NTT東西の二社体制は引き続き存置することが適当と考えられるとされている。</p>
--	---	---